

令和5年 第2回定例会

摂津市議会会議録

令和5年6月 9日開会

令和5年6月27日閉会

摂 津 市 議 会

目 次

令和5年第2回定例会

○6月9日（第1日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、 出席した議会事務局職員	1- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	1- 2
開会の宣告	1- 3
市長挨拶	
開議の宣告	1- 3
会議録署名議員の指名	1- 3
日程1 会期の決定	1- 3
日程2 議案第37号～議案第52号	1- 3
提案理由の説明（市長）	
採決	
日程3 議案第36号、議案第53号～議案第58号	1- 4
提案理由の説明（総務部長、生活環境部長、次世代育成部長、消防長、 建設部長）	
委員会付託	
日程4 報告第1号、報告第3号、報告第4号	1-10
報告（総務部長、市長公室長）	
質疑（野口博議員、弘豊議員）	
採決	
日程5 報告第2号、報告第5号	1-19
提案理由の説明（保健福祉部長、総務部長）	
質疑（三好俊範議員）	
休会の決定	1-21
散会の宣告	1-21

○6月26日（第2日）

出席議員、地方自治法第121条による出席者（説明員）、 出席した議会事務局職員	2- 1
議事日程、本日の会議に付した事件	2- 2
開議の宣告	2- 3
会議録署名議員の指名	2- 3
日程1 報告第6号	2- 3
報告（総務部長）	
質疑（三好俊範議員、三好義治議員、藤浦雅彦議員、香川良平議員、	

安藤薫議員、野口博議員、塚本崇議員、嶋野浩一郎議員)

討論 (森西正議員、安藤薫議員)

採決

日程2 一般質問

塚本崇議員 ----- 2-31

出口こうじ議員 ----- 2-37

西谷知美議員 ----- 2-43

三好俊範議員 ----- 2-54

野口博議員 ----- 2-71

村上英明議員 ----- 2-78

延会の宣告 ----- 2-85

○6月27日 (第3日)

出席議員、地方自治法第121条による出席者 (説明員)、

出席した議会事務局職員 ----- 3-1

議事日程、本日の会議に付した事件 ----- 3-2

開議の宣告 ----- 3-3

会議録署名議員の指名 ----- 3-3

日程1 一般質問

水谷毅議員 ----- 3-3

南野直司議員 ----- 3-10

安藤薫議員 ----- 3-16

嶋野浩一郎議員 ----- 3-25

弘豊議員 ----- 3-32

松本暁彦議員 ----- 3-39

森西正議員 ----- 3-59

藤浦雅彦議員 ----- 3-66

日程2 議案第36号、議案第53号～議案第58号 ----- 3-74

委員長報告 (総務建設常任委員長、文教上下水道常任委員長、

民生常任委員長、駅前等再開発特別委員長)

討論 (安藤薫議員、水谷毅議員)

採決

日程3 議会議案第9号～議会議案第11号 ----- 3-77

採決

閉会の宣告 ----- 3-78

☆添付資料

審議日程 ----- 資料-1

議案付託表 ----- 資料-2

一般質問要旨	資料－ 3
議決結果一覧	資料－ 7

摂津市議会会議録

令和5年6月9日

(第1日)

令和5年第2回摂津市議会定例会会議録

令和5年6月9日(金曜日)
午前10時 開 会 場
摂 津 市 議 会 議 場

1 出席議員 (19名)

1 番	福住礼子	2 番	藤浦雅彦
3 番	安藤 薫	4 番	野口 博
5 番	村上英明	6 番	水谷 毅
7 番	南野直司	8 番	森西 正
9 番	弘 豊	10 番	増永和起
11 番	三好義治	12 番	西谷知美
13 番	塚本 崇	14 番	出口こうじ
15 番	三好俊範	16 番	香川良平
17 番	松本 暁彦	18 番	光好博幸
19 番	嶋野浩一朗		

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森山一正	副 市 長	奥村良夫
副 市 長	福渡 隆	教 育 長	箸尾谷知也
市 長 公 室 長	平井貴志	総 務 部 長	山口 猛
生 活 環 境 部 長	吉田量治	保 健 福 祉 部 長	松方和彦
建 設 部 長	武井義孝	上 下 水 道 部 長	末永利彦
教 育 委 員 会 長	安田信吾	教 育 委 員 会 次 世 代 育 成 部 長	大橋徹之
監 査 委 員 ・ 選 挙 管 理 委 員 会 ・ 公 平 委 員 会 ・ 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会 事 務 局 長	石原幸一郎	消 防 長	松田俊也
総 務 部 理 事	丹羽和人	生 活 環 境 部 理 事	西川 聡

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	荒井陽子	事 務 局 次 長	大西健一
---------	------	-----------	------

1 議 事 日 程

- | | | | |
|----|-----------|--|--|
| 1, | | | 会期決定の件 |
| 2, | 議 案 第 37号 | | 農業委員会委員の任命について同意を求める件 |
| | 議 案 第 38号 | | 農業委員会委員の任命について同意を求める件 |
| | 議 案 第 39号 | | 農業委員会委員の任命について同意を求める件 |
| | 議 案 第 40号 | | 農業委員会委員の任命について同意を求める件 |
| | 議 案 第 41号 | | 農業委員会委員の任命について同意を求める件 |
| | 議 案 第 42号 | | 農業委員会委員の任命について同意を求める件 |
| | 議 案 第 43号 | | 農業委員会委員の任命について同意を求める件 |
| | 議 案 第 44号 | | 農業委員会委員の任命について同意を求める件 |
| | 議 案 第 45号 | | 農業委員会委員の任命について同意を求める件 |
| | 議 案 第 46号 | | 農業委員会委員の任命について同意を求める件 |
| | 議 案 第 47号 | | 農業委員会委員の任命について同意を求める件 |
| | 議 案 第 48号 | | 農業委員会委員の任命について同意を求める件 |
| | 議 案 第 49号 | | 農業委員会委員の任命について同意を求める件 |
| | 議 案 第 50号 | | 農業委員会委員の任命について同意を求める件 |
| | 議 案 第 51号 | | 農業委員会委員の任命について同意を求める件 |
| | 議 案 第 52号 | | 農業委員会委員の任命について同意を求める件 |
| 3, | 議 案 第 36号 | | 令和5年度摂津市一般会計補正予算（第3号） |
| | 議 案 第 53号 | | 摂津市印鑑条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 第 54号 | | 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 第 55号 | | 摂津市青少年運動広場条例等の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 第 56号 | | 摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 第 57号 | | 摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件 |
| | 議 案 第 58号 | | 工事請負契約締結の件 |
| 4, | 報 告 第 1号 | | 摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件 |
| | 報 告 第 3号 | | 令和5年度摂津市一般会計補正予算（第2号）専決処分報告の件 |
| | 報 告 第 4号 | | 摂津市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例専決処分報告の件 |
| 5, | 報 告 第 2号 | | 損害賠償の額を定める専決処分報告の件 |
| | 報 告 第 5号 | | 令和4年度摂津市一般会計繰越明許費繰越報告の件 |

1 本日の会議に付した事件

日程1から日程5まで

(午前10時 開会)

○福住礼子議長 ただいまから令和5年第2回摂津市議会定例会を開会します。

会議を開く前に、市長の挨拶を受けます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 おはようございます。

本日、令和5年第2回摂津市議会定例会を招集させていただきましたところ、議員各位には何かとお忙しい中、御参集を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今回お願いいたします案件は、報告案件といたしまして、摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件ほか4件、予算案件といたしまして、令和5年度摂津市一般会計補正予算(第3号)、人事案件といたしまして、農業委員会委員の任命について同意を求める件ほか15件、条例案件といたしまして、摂津市印鑑条例の一部を改正する条例制定の件ほか4件、その他の案件といたしまして、工事請負契約締結の件、合計28件の御審議をお願いいたします。

何とぞよろしく御審議の上、御承認、御可決賜りますようお願いを申し上げます。

開会に当たりましての御挨拶といたします。

○福住礼子議長 本日の会議録署名議員は、藤浦議員及び安藤議員を指名します。

日程1、会期決定の件を議題とします。お諮りします。

この定例会の会期は、本日から6月27日までの19日間とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程2、議案第37号など16件を議題

とします。

提案理由の説明を求めます。市長。

(森山市長 登壇)

○森山市長 ただいま一括上程となりました議案第37号から議案第52号までについて、その提案理由を申し上げます。

本議案の農業委員会委員の任命について同意を求める件につきましては、令和5年7月19日で3年間の任期が満了となります。令和5年7月20日からの新たな摂津市農業委員会委員につきまして、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、市長が任命するに当たり、議会の同意を求めるものでございます。

委員の選出に当たりましては、令和5年2月7日から3月6日までの期間に推薦及び応募の受付を行い、定数16名に対して16名の推薦または応募がありました。内訳は、推薦を受けた方が15名、応募が1名でございます。

まず、議案第37号から議案第52号まで任命をいたします、千里丘東在住の池上毅春氏、別府在住の神寄勇人氏、鳥飼上在住の岩田一成氏、鳥飼八防在住の樋上繁昭氏、一津屋在住の濱口光緒氏、鳥飼西在住の石橋周三氏、千里丘在住の福田洋子氏、千里丘東在住の中尾伸雄氏、新在家在住の宮本貞夫氏、鳥飼八町在住の渡邊勝彦氏、鳥飼中在住の小笠貞夫氏、三島在住の塚本由美氏、鳥飼上在住の濱口護氏、東正雀在住の井関良徳氏、千里丘東在住の近藤元二氏、鳥飼下在住の辻利彦氏でございます。

当委員の任期につきましては、令和5年7月20日から3年間であります。

なお、それぞれの履歴書を議案参考資料の1ページから17ページに添付いたしておりますので、御参照いただきますようお願いを申し上げます。

以上、議案第37号から議案第52号までの提案理由といたします。御審議の上、御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○福住礼子議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本16件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第48号、議案第49号、議案第50号、議案第51号及び議案第52号を一括採決します。

本16件について、同意することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、本16件は同意されました。

日程3、議案第36号など7件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 議案第36号、令和5年度摂津市一般会計補正予算(第3号)につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

今回補正をお願いいたします予算の内容といたしまして、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市民に対する支援のため、市独自の施策として、物価高騰対策割引券に係る事業経費のほか、指定寄附金を受けたことから、救急自動車などの購入に要する経費などを計上いたしております。

初めに、補正予算の第1条といたしまして、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4億8,756万5,000円を追加し、その総額を472億3,886万2,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、3ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、款15国庫支出金、項2国庫補助金1億8,372万3,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などの増加でございます。

款18寄附金、項1寄附金3,000万円の増額は、指定寄附金でございます。

款19繰入金、項2基金繰入金2億7,384万2,000円の増額は、今回の補正に伴う財源調整のため、財政調整基金繰入金を増額するものでございます。

次に、歳出についてでございますが、款3民生費、項3生活保護費500万5,000円の増額は、生活保護システム改修委託料の増加によるものでございます。

款6商工費、項1商工費4億5,256万円の増額は、物価高騰対策割引券交付金に係る経費などでございます。

款8消防費、項1消防費3,000万円の増額は、機械器具費でございます。

次に、第2条繰越明許費につきまして、4ページ、第2表繰越明許費に記載のとおり、消防本部車両・資機材整備事業を翌年度にわたり実施するため、繰越明許するものでございます。

以上、議案第36号、令和5年度摂津市一般会計補正予算（第3号）の内容説明とさせていただきます。

続きまして、議案第54号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、その内容を御説明いたします。

本件は、地方税法の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議案参考資料（条例関係）20ページから32ページの新旧対照表も併せて御参照願います。

それでは、条文に沿って改正内容を御説明申し上げます。

まず、第26条、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に係る地方税法施行令の改正に伴う条文の整備でございます。

第30条の2、個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書につきましては、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化及び地方税法改正に伴う項ずれによる条文の整備でございます。

第33条、個人の市民税の徴収の方法等につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、森林環境税の賦課徴収の方法について、条文の整備を行うものでございます。

第35条、個人の市民税の納税通知書につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、納税通知書の記載事項を追加するものでございます。

第38条、給与所得に係る個人の市民税の特別徴収につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、給与所得に係る特別徴収に森林環境税額を含むこととする規定の整備でございます。

第45条、給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れにつきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に係る地方税法改正に伴う規定の整備でございます。

第45条の2、公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の特別徴収につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、公的年金所得に係る特別徴収に森林環境税額を含むこととする規定の整備でございます。

第45条の6、年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れにつきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に係る地方税法改正に伴う規定の整備でございます。

第91条、種別割の税率につきましては、地方税法施行規則の改正に伴う条文の整備を行うものでございます。

附則第35条の2、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例につきましては、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、納税不足額を徴収する際に加算する割合の改正でございます。

附則第37条、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例につきましては、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして、納税不足額を徴収する際に加算する割合の改正でございます。

最後に、附則でございますが、第1条、施行期日につきましては、本条例は令和6年1月1日から施行するものでござい

す。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものとごさいます。

第1号、第91条の表第1号エの改正規定及び附則第3条第1項の規定につきましては、改正後附則第37条第3項に係る部分を除き、令和5年7月1日から施行するものとごさいます。

第2号、第30条の2の改正規定及び附則第2条第2項の規定につきましては、令和7年1月1日から施行するものとごさいます。

第2条は、市民税に関する経過措置の規定でごさいます。

第3条は、軽自動車税に関する経過措置の規定でごさいます。

以上、議案第54号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件の内容説明とさせていただきます。

○福住礼子議長 生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

○吉田生活環境部長 議案第53号、摂津市印鑑条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

議案参考資料(条例関係)の19ページを併せて御参照いただきますようお願いいたします。

本条例につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)の公布(令和3年5月19日)に伴い、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)が改正されたため、規定整備を行うものです。

今回の改正は、マイナンバーカードの普及率が向上する中、より利便性を高めるた

め、新たにスマートフォンにマイナンバーカード機能を搭載できるようになり、スマートフォンに搭載した電子証明書機能を使って、コンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機で印鑑証明書が発行できるようにするための改正でごさいます。現条例の文言では、マイナンバーカードそのものによる手続を想定した記述になっており、スマートフォンでも同様に手続が行えるようにするものとごさいます。

それでは、議案書の内容につきまして御説明申し上げます。

第14条第2項において、「個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)」の後に、「又は移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した同条第4項の電磁的記録媒体が組み込まれた同法第16条の2第1項に規定する移動端末設備をいう。)」を加え、「暗証番号を入力する」を「規則で定める措置をとる」に改めるものとごさいます。

なお、本条例は、別途規則で定める日から施行するものとごさいます。

以上、議案第53号、摂津市印鑑条例の一部を改正する条例制定の件の提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第55号、摂津市青少年運動広場条例等の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

なお、議案参考資料(条例関係)の33ページから63ページの新旧対照表も併せ

て御参照賜りますようお願い申し上げます。

このたびの一部改正は、現在、屋外運動場、屋内運動場、テニスコートで、施設の使用に当たり、使用料制を取っておりますが、令和6年度から利用料金制を導入し、利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させるため制定するものでございます。

それでは、摂津市青少年運動広場条例の条文に沿って主な改正部分を御説明申し上げます。

第11条第1項は、利用料金の支払いについて、第2項は、利用料金はあらかじめ市長の承認を要すること、第4項は、利用料金を指定管理者の収入として収受させることを定め、その他に文言を整備するものでございます。

なお、このたびの一部改正では、摂津市青少年運動広場条例のほかに、摂津市立体育館条例、摂津市立テニスコート条例、摂津市スポーツ広場条例、摂津市山田川運動広場条例においても同様の改正を行うものです。

また、摂津市立温水プール条例については、平成26年度から利用料金制を導入しておりますが、今回の体育関連施設の条例改正に合わせて文言を整備するものでございます。

附則といたしまして、第1項は、本条例は令和6年4月1日から施行する旨を、第2項、第3項及び第5項から第8項までは、利用料金の設定に伴う承認手続については、公布の日から行うことができる経過措置を規定したものでございます。

また、第4項及び第9項は、本条例の施行日以前に発行された回数券について、従前どおり利用できる旨の経過措置を定めて

おります。

以上、議案第55号の提案説明といたします。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

(大橋次世代育成部長 登壇)

○大橋次世代育成部長 議案第56号、摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

なお、議案参考資料(条例関係)64ページから65ページの新旧対照表も併せて御覧いただきますようお願いいたします。

このたびの一部改正は、令和5年3月31日付で公布されたこども家庭庁設置法等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令により、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準が改正され、保育所保育指針の制定権限が厚生労働大臣から内閣総理大臣に移ったことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

それでは、本条例の条文に沿って御説明申し上げます。

第1条は、摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正で、第15条第1項第4号及び第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものでございます。

第2条は、摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正で、第26条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改めるものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行する旨を規定していま

す。

以上、議案第56号の提案内容の説明とさせていただきます。

○福住礼子議長 消防長。

(松田消防長 登壇)

○松田消防長 議案第57号、摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、提案内容を御説明申し上げます。

今回の改正は、消防法施行規則及び対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布に伴い、本市火災予防条例に規定しております急速充電設備、避雷設備及び喫煙等に関する基準について改正いたします。

それでは、本条例の改正条文につきまして、条を追って御説明申し上げます。

新旧対照表で御説明いたしますので、議案参考資料(条例関係)66ページから御覧ください。

66ページ、第11条の2は、急速充電設備に関する規定でございます。

まず、同条第1項で、電気自動車等の定義として、現行条例では、「自動車又は原動機付自転車」としていたものを、「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するもの」などに改めるとともに、従来は変電設備とみなされていた急速充電設備も含め、全出力200キロワットを超える急速充電設備を対象火気設備等の対象とするとともに、全出力の上限を撤廃いたします。

また、同項第1号は、急速充電設備の建築物から保有距離に係る技術的事項の規定で、分離型の充電ポストに関して、建築物から離隔距離を不要とし、第2号は、同じ

く分離型の充電ポストに関して、不燃性の金属材料で造ることを不要といたすため、筐体に係るただし書の追加をいたすものであります。

第6号及び第7号では、「急速充電設備」を「コネクター」に改めるなど、表記を明確化いたしますのでございます。

第11号では、手動で緊急停止する装置について、利用者が異常を認めたときは速やかに操作できることを明確にし、第12号では、衝突の防止措置として、急速充電設備と電気自動車等の衝突を防止することを明確にいたしますのでございます。

第13号は、第1項でコネクターの定義を規定したことから、この定義を削るものでございます。

第16号、第17号では、保安に用いる蓄電池について、所要の改正をいたすものでございます。

急速充電設備に係る改正につきましては以上でございます。

次に、第16条は、避雷設備に関する条文でございます。避雷設備の位置及び構造に適合するものにつきましては日本産業規格としていたものを、より明確にするため、産業標準化法第20条第1項の日本産業規格を追記いたしますのでございます。

続きまして、第23条は、喫煙等に関する条文でございます。喫煙標識の規格を定める現行条例第3項を削ることによる項のずれを改め、改正条例第3項第2号では、喫煙所と表示した標識の設置に関しまして、ただし書で、健康増進法に規定する喫煙専用室の標識が設置されている場合は、重複するため、摂津市火災予防条例における喫煙所の標識を免除するものでございます。

第4項では、禁煙、火気厳禁、喫煙所の

図記号による標識を国際標準化機構が定めた規格または日本産業規格の基準としなければならない旨を規定いたすものでございます。

また、このことに伴い、図記号として定めていた現行条例別表第7を削除いたすとともに、「別表第4から別表第6まで 削除」を「別表第4から別表第7まで 削除」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行いたすものでございますが、急速充電設備に係る第11条の2第1項に関しましては、令和5年10月1日から施行いたすものでございます。

経過措置としまして、急速充電設備に係る第11条の2第1項に関しましては、施行の際、現に設置され、または設置の工事がされている急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例によるものでございます。

喫煙所と表示した標識の設置に関する第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、健康増進法第33条第2項に規定する喫煙専用室標識とあるのは、喫煙専用室標識または指定たばこ専用喫煙室標識と読み替えるものでございます。

また、改正条例の施行の際、現に設置され、または設置の工事がされている改正条例第23条第4項で定める図記号の国際標準化機構規格、日本産業規格規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従前の例によるものといたすものでございます。

以上、議案第57号、摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件の提案説明とさせていただきます。

○福住礼子議長 建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 議案第58号、工事請負契約締結の件につきまして、提案内容を御説明いたします。

なお、詳細につきましては、議案参考資料18ページから19ページを御参照ください。

本議案は、千里丘駅西地区第一種市街地再開発事業に伴う電線共同溝工事委託契約を締結するに当たり、議会の議決を求めるものでございます。

契約の内容は、千里丘駅西地区第一種市街地再開発事業に伴う電線共同溝工事委託でございます。

契約の方法は随意契約で、契約金額は2億8,279万5,700円でございます。

契約の相手方は、エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社西日本事業本部関西事業部でございます。住所は、大阪市北区東天満一丁目1番19号、代表者は、エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社大阪支店、支店長、川中明でございます。

委託の内容につきましては、電線共同溝工事の実施について建設業者と請負契約を締結し、工事監理を行うこと、影響範囲内にある家屋の調査について調査業者との請負契約の締結を行うこと、関係機関等への必要な諸手続、地元との調整、占用許可関連資料の補正等、台帳整備でございます。

以上、議案第58号、工事請負契約締結の内容説明とさせていただきます。

○福住礼子議長 説明が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

本7件のうち、議案第58号について

は、駅前等再開発特別委員会に付託することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

ただいま決定した以外については、議案付託表のとおり常任委員会に付託します。

日程4、報告第1号など3件を議題とします。

報告を求めます。総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 報告第1号、摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件につきまして、その内容を御説明いたします。

本件は、地方税法等の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることとなったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、同年3月31日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により御報告いたすものでございます。

それでは、議案書の条文に従いまして改正内容を御説明いたします。

議案参考資料(条例関係)1ページから17ページ、報告第1号の新旧対照表も併せて御参照願います。

第40条、給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務につきましては、地方税法の改正に伴う様式の追加及び条文の整備でございます。

次に、第46条、法人の市民税の申告納付につきましては、地方税法の改正に伴う様式の追加でございます。

次に、第47条、法人の市民税に係る不足税額の納付の手續につきましては、地方税法の改正に伴う様式の追加及び条文の整備でございます。

次に、第105条、たばこ税の申告納付

の手續につきましては、地方税法の改正に伴う様式の追加でございます。

次に、第108条、たばこ税に係る不足税額等の納付手續につきましては、地方税法の改正に伴う様式の追加でございます。

次に、附則第10条、肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例につきましては、適用期限を3年間延長する改正でございます。

次に、附則第12条、固定資産税等の課税標準の特例に関する読替えにつきましては、地方税法の改正に伴い条文を削除するとともに、項ずれによる条文の整備でございます。

次に、附則第12条の2、法附則第15条等の条例で定める割合につきましては、第3項から第25項につきましては、地方税法の改正に伴う項ずれによる条文の整備でございます。

第27項につきましては、一定の要件を満たすマンションの長寿命化に資する大規模修繕工事を令和5年4月1日から令和7年3月31日までに実施した場合の条例で定める翌年度分の固定資産税の減額割合を3分の1と定めるものでございます。

次に、附則第13条、新築住宅等に対する固定資産税等の減額の適用を受けようとする者がすべき申告につきましては、第13項を第14項に、第12項を第13項とし、地方税法の改正に伴う条文の項ずれの整備を行いますとともに、第12項は、新たに附則第12条の2第27項に係る申告方法を規定するものでございます。

次に、附則第35条、軽自動車税の環境性能割の非課税につきましては、臨時軽減措置の規定を削り、附則第34条の2、特別土地保有税の課税の特例につきましては、地方税法の改正に伴い、附則第35条

とするものでございます。

次に、附則第36条、軽自動車税の環境性能割の税率の特例につきましては、臨時軽減措置の規定を削るものでございます。

次に、附則第36条の2、軽自動車税の種別割の税率の特例につきましては、地方税法の改正に伴う軽自動車税の種別割のグリーン化特例の期限の延長及び項ずれに係る条文の整備でございます。

次に、附則第37条、軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例につきましては、地方税法の改正に伴う条文の整備でございます。

次に、附則第40条、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例につきましては、適用期限を令和8年度まで3年間延長するものでございます。

最後に、附則でございますが、第1条、施行期日につきましては、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

第2条は、固定資産税に関する経過措置の規定でございます。

第3条は、軽自動車税に関する経過措置の規定でございます。

第4条は、都市計画税に関する経過措置の規定でございます。

以上、報告第1号、摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件の内容説明とさせていただきます。

続きまして、報告第3号、令和5年度摂津市一般会計補正予算（第2号）専決処分報告の件につきまして、内容を御説明いたします。

本件につきましては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた市民に生活支援を行う観点から、低所得の子育て

世帯及び令和5年度住民税非課税世帯等に対して給付金を支給するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により御報告をいたすものでございます。

初めに、補正予算の第1条といたしまして、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億7,551万9,000円を追加し、その総額を467億5,129万7,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、款15国庫支出金、項2国庫補助金5億6,224万3,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び子育て世帯生活支援特別給付金事業費補助金などでございます。

款19繰入金、項2基金繰入金1,327万6,000円の増額は、今回の補正に伴う財源調整のため、財政調整基金繰入金を増額するものでございます。

次に、歳出についてでございますが、款3民生費、項1社会福祉費4億1,952万6,000円の増額は、物価高騰支援給付金の給付に要する費用でございます。

項2児童福祉費1億5,599万3,000円の増額は、子育て世帯生活支援特別給付金の給付に要する費用でございます。

以上、令和5年度摂津市一般会計補正予算（第2号）の専決内容の報告とさせていただきます。

○福住礼子議長 市長公室長。

（平井市長公室長 登壇）

○平井市長公室長 それでは、報告第4号、

摂津市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例専決処分報告の件につきまして、その内容を御説明申し上げます。

本件につきましては、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の改正により、令和5年5月8日に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置づけられたことに伴い、国家公務員の取扱いに準じ、新型コロナウイルス感染症に係る衛生・一般廃棄物作業従事手当の特例措置を廃止することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により御報告申し上げるものでございます。

それでは、各条文につきまして、改正内容を御説明申し上げます。

なお、議案参考資料（条例関係）の18ページにつきましても併せて御参照賜りますようお願い申し上げます。

附則第3項は、これまで、衛生・一般廃棄物作業従事手当の特例として、新型コロナウイルス感染症の患者またはその疑いのある者の救護に従事した職員に対し1日につき3,000円、身体に接触して救護に従事した場合は1日につき4,000円を支給する旨を規定しておりましたが、これを削除するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和5年5月8日から施行する旨を規定しております。

以上、報告第4号の専決処分報告の説明とさせていただきます。

○福住礼子議長 報告が終わり、質疑があれば受けます。

野口議員。

○野口博議員 最初の市税条例関係について

です。

幾つか質問があります。まず一つ目は、マンションの大規模修繕工事に伴う固定資産税の減額策について、もう少し詳しく説明をお願いします。

市内にも築年数が10年から15年を過ぎたマンションが多くなりました。大規模修繕工事は大体そういう期間ごとに行うことになります。結構長い築年数のマンションもありますので、そういうところでは1億円を超える修繕工事も行われます。流れを含めてシステムを分かりやすく説明いただきたいと思います。

二つ目は、補正予算第2号の専決処分です。

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金と住民税非課税世帯等に対する給付金の二つがありますけども、状況についてまず教えていただきたい。特に市から通知をして振り込むことができる部分と、今年に入って対象になるような所得状況、いわゆる家計急変になった場合の対応があります。そういう方々は自ら申請が必要になりますけれども、そういう方々にもきちっと目配りして、申請できるような環境整備をぜひしていただきたいと思います。二つの問題についてお答えいただきたいと思います。

三つ目は、報告第4号です。新型コロナウイルス感染症の5類移行に乗じて、国が特例措置をなくすことに伴う市としての条例改正であります。

5月8日以降、僕の周りでも何人か新型コロナウイルスに感染しております。ほとんどは自宅療養で済んでおるんですけども、感染して救急隊員を要請した場合に、救急隊が応じます。お聞きしますと、その場合に新型コロナウイルス感染症の5類移行前と同じ対応をすることになります。例

えば、特殊勤務手当がなくなるとか、そういう若干の環境変化はありますけども、対応は一緒であります。ただ単に国が特例措置をなくしたから、予算が措置されないの、やる場合は自治体の自主負担になります。そこで国に倣って廃止をするけれども、まず、5月8日以降の新型コロナウイルス感染者数が分かれば、その数と併せて、判断の仕方についてお答えいただきたいと思います。

以上、3点です。

○福住礼子議長 総務部長。

○山口総務部長 それでは、野口議員の1点目のお問い合わせ、市税条例改正の専決処分の中のマンションの大規模修繕工事に係る減額措置の制度につきまして御答弁申し上げます。

令和4年4月に施行された改正のマンション管理適正化法に基づきます管理計画が認定されたマンション等の一定の要件を満たすマンションにつきましては、長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を先ほど申し上げました令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に実施された場合に、当該の大規模修繕工事が完了した翌年度分に係る固定資産税を3分の1にするものでございます。国の基準でいいましたら3分の1ということ参酌して、市で6分の1以上2分の1以下という範囲の中で条例で定めることになってございます。国が言っていた3分の1の参酌どおり、市でも3分の1の減額で提案をさせてもらっております。

申請の申請の申請につきましては、今回、附則第13条の第12項で、当該マンションの大規模修繕工事が終わってから3か月以内に市町村に申告していただくことを規定させていただいて、当該第12項の中に第1

号から第5号まで、必要な事項を規定させていただいたものでございます。よろしくお願ひします。

○福住礼子議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 それでは、御質疑いただきました家計急変等も含めて御答弁させていただきます。

まず、現在の状況につきましては、税情報を基に住民税非課税世帯の対象を抽出する作業を実施しておりまして、7月初旬をめどにその方々へ通知文書を発送する予定でございます。また、振込につきましては7月下旬に行っていく予定でございます。

なお、他市から転入などで、申請が必要な方の受付については9月まで、また、家計急変の方につきましては令和6年2月までを予定しております。

また、振込口座等をお持ちでない方に限りましては現金支給もいたします。市コールセンターに御相談いただきましたら対応させていただく用意をしております。

以上です。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 特殊勤務手当に関する御質疑でございます。2点あったと思えます。

まず、5月8日以降の新型コロナウイルス感染者、搬送者の数でございます。それにつきましては、消防も把握していない状況でございます。

今回の改正の判断の考え方でございますが、新型コロナウイルス感染症につきましては、当初、2類相当感染症という扱いでございましたので、国でも特例で特殊勤務手当の措置が講じられたところでございます。このたび、ワクチンの接種状況でありますとか、感染後の重症化の状況とかを総合的に鑑みまして国で5類相当に位置づけ

たため、この特例措置について市も廃止するものでございます。

我々としましても、国でありますとかほかの自治体も同様の取扱いといたしておりますので、それに準じまして今回このような措置をさせていただきたいと考えております。よろしくお祈いします。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 低所得の子育て世帯に対する給付金の進捗状況等についてお答えいたします。

まず、ひとり親世帯ですけれども、令和5年3月分の児童扶養手当受給者、761世帯、1,172人に対して、令和5年5月26日付で総額5,860万円を振り込んでおります。執行率は約97%になっております。

今後の予定ですけれども、公的年金等を受給しており、児童扶養手当の支給がなかった方、また、家計急変等があった方等につきましては、6月中旬より申請を受け付けて順次振り込んでまいりたいと考えております。

次に、その他世帯でございますけれども、令和4年度の子育て世帯に対する生活支援特別給付金その他世帯分の受給者、487世帯、951人に対しまして、令和5年5月29日及び6月7日に総額4,755万円の振込をいたしました。執行率は約54%でございます。

今後につきましては、令和5年度分の住民税均等割が非課税の方、また、家計急変等の方については、6月中旬から受付をして順次振込をしていきたいと考えております。いずれも、今後の家計急変等の世帯の方々につきましては、児童手当並びに児童扶養手当の通知の際に案内をさせていただくとともに、ホームページ等でも周知をさ

せていただいているところでございます。

以上でございます。

○福住礼子議長 総務部長。

○山口総務部長 1点目にいただいたマンションの関係の分、詳しくということでしたので、対象となるマンションの要件が国から一定示されておりますので御答弁申し上げます。

マンションの要件としましては、築後20年以上が経過をして10戸以上のマンションであること。それと、大規模修繕工事を過去に1回以上適切に行っていること。それから、長寿命化に資する大規模修繕工事を適切に実施するために必要な修繕積立金が確保されていること。また、税額の減額につきましては、1戸当たり100平米程度という基準があると聞いております。

以上でございます。

○福住礼子議長 消防長。

○松田消防長 5月8日以降の感染者の数につきましては、消防といたしましては、今は情報がなく、把握しておるところではございません。

以上でございます。

○福住礼子議長 野口議員。

○野口博議員 市税条例関係については、また対象内容についての資料をお配りしてもらったと思いますので、議長、よろしくお祈いいたします。

先ほど御答弁の中で、国の減額範囲について6分の1から2分の1とおっしゃったんですけども、今回、本市は3分の1の減額をやろうとしています。私もマンションに住んでおりますけれども、大規模修繕工事は、2年前に1億7,000万円です。いろんな設備関係とか、壁は当然でありますけれども、鉄部とかを含めてやるわけでありまして、促進策としてはいいか

も分かりませんが、修繕費用と比べれば2分の1でも少ないわけです。今回は3分の1で提案されていますけれども、せっかく最高で2分の1となっているので、自治体としての自主的な判断で、2分の1でぜひやってほしい。そのことについて、お答えいただきたいと思います。

次に、補正予算の専決処分報告の分で、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金及び住民税非課税世帯等に対する給付金、それぞれ5万円、3万円の問題であります。

今年に入って家計が急変した世帯に対する周知徹底をどうするのかだと思えます。こういう対応は、このコロナ禍の3年間でいろんな経験もありますので、より100%に近い方々が申請できる状況をぜひつくっていただきたい。ただ単にインターネットとか、広報せつとかではなくて、プラスアルファで、いろんな機会もありますので、把握していただいて、こういう制度があります、ぜひ申請をと、そういう環境整備をしていただきたい。その点のお考えを教えてください。

特殊勤務手当の問題であります。

先日、別の問題では、自宅療養支援パックの分は国に準じて摂津市も当初予算で組んだだけでも、予算を削る方向になっています。新型コロナウイルスの感染者数は把握していないとおっしゃっただけでも、何人か救急隊員も対応していると思えます。市全体として5月8日以降の感染者数は、国の発表の仕方も変わってきていますけれども、どういうふうに報告を受けるのか。1か月たっていますが、実際、摂津市内での感染者数はやっぱり把握すべきだと思います。それは分かっていると思えますけれども、東京都では先々週は先週に比べて1.5倍に増えたという数字がニュ

ースで流れていました。感染者数の把握の問題についてもお答えいただきたいのと、実際、先ほど申し上げたように、新型コロナウイルスに感染し、救急隊員が出動した場合は、以前と同じ対応をすることになっています。しかし、特殊勤務手当はなくなりました。

そこで、同じ対応をしているのに、少なくとも単純に国がなくしたから自治体もなくすでいいのかという疑問をちゃんと持っていただきたい。実際同じ対応をするわけですから、やっぱり自主的に何らかの制度設計をすべきだと思います。その点のお考えを教えてください。

それと、申し上げたように、5月8日以降の感染者の数について分かる範囲で答弁をお願いします。

今後の対策という点で、この前、市長と教育長に、日本共産党議員団として、新型コロナウイルス感染症対策は、5月以降の5類移行を受けて、要望書を提出させていただきました。その一つが、5月以降の市内医療機関の状況を把握していただいて、市としての支援策を講じることです。御承知のとおり、医療費は、9月までは一部公費負担はありますが、その後はありません。治療がすぐ受けられるように自治体として何らかの支援策を講じてほしい、医療や介護、障害福祉、保育、学童保育、学校等従事者に対する定期的な検査を実施してほしいという問題を含めて要望書を提出させていただきました。5月8日以降の5類になった現時点で現状をきちんと把握していただいて、自治体としてできることをやってほしい。この点は要望にしておきます。

以上です。

○福住礼子議長 総務部長。

○山口総務部長 それでは、野口議員の2回目の御質疑にお答えいたします。

マンションの大規模修繕工事に関する件でございます。国で6分の1以上2分の1以下の範囲内なのに、なぜ2分の1にならんのかということだと思います。

マンションにつきましては、老朽化の問題は全国的な問題で報道等がされているかと思えます。今回、その点に鑑みまして、国で地方税法等を改正しまして、マンションの大規模修繕工事に関する減額措置の制度が制定されたということでございます。その中で、やはり6分の1から2分の1と幅があること、それと、3分の1が一応国が示す参酌基準であること、これをどう考えるかなんですけれども、恐らくおのこの制度を適用するにしましても地域差があると思えます。そういう場合に、これぐらいからこれぐらいまでの範囲で自治体が条例で定めなさいという立てつけになっておると思えます。

その中で、マンションにつきましては、先ほど言いましたように、老朽化の問題は非常に大きな問題ではございますけれども、日本全国各地域ではほぼ同じような状況かと思っております。摂津市として、いろんな特徴はありますけれども、マンションにつきましては、摂津市だから特段老朽化している状況ではないと思えます。ですから、平均というわけではないんですけれども、その中で、国が申しております通常の3分の1の減額を適用させていただいた、それ以上でもそれ以下でもございませぬ。

以上です。

○福住礼子議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 家計急変の方々へのきめ細かな周知でございますが、現在御案内等をさせていただいておりますのは、市役

所以外にも、社会福祉協議会、市の保健センター、シルバー人材センターへは配架をお願いしているところでございます。また、介護保険の事業者、障害福祉サービスの事業者、民生児童委員、自治会長にも案内チラシを配布し、周知をさせていただいているところでございます。また、併せて、広報は、点字広報も含めて、できるだけきめ細かく伝わるような対応をさせていただいているところでございます。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 報告第4号についての御質疑でございます。

新型コロナウイルス感染症の関係でございます。まず感染者数なんですけれども、これは5類感染症になる前から、大阪府内におきましては各市町村別の感染者数は公表されておりませんので、市内でどれぐらいの方が感染されているか、正確な数字は把握していない状況でございます。現在は、大阪府で、例えば第22週、2023年5月29日から6月4日までの1週間で大阪府内全体で968名の感染者、その中で、ブロック別で、三島地区で71名の方が感染されているという定点把握の数が公表されているところでございます。

特殊勤務手当の考え方なんですけれども、先ほど御答弁させていただきましたとおり、今回、新型コロナウイルス感染症が5月8日付で2類相当から5類に変更されたことで、これは大きな変化だと我々も認識しております。それに基づきまして、国でも特殊勤務手当の廃止ということになりました。我々としましても、現状、5類感染症という位置づけでありますことから、特殊勤務手当につきましては現時点では必要でないという判断をしたところでございます。

○福住礼子議長 野口議員。

○野口博議員 市税条例については、いろんな考え方があると思いますけども、実際の修繕費用との関係で、固定資産税は少額でも、たくさんの修繕費用がかかっている中で、やっぱり3分の1より2分の1になったほうが貢献度が高いわけです。ぜひ実態を担当としても調査していただき、その上で再度検討をお願いしたいと思います。よろしく願いしておきます。

二つの生活支援給付金については、いろいろ努力されているので、各関係機関との連携を図りながらやっていただくので、100%の方が申請して受けられるようにぜひ頑張っていたいただきたいということでメールを送っておきます。

新型コロナウイルス感染症の問題です。

一つは、特殊勤務手当の廃止に絡む考え方です。単純になくなったからではなく、実態は感染者がいて、対応されているから、現状は一緒です。地方自治体として、実態に合わせた継続性はあってしかるべきだと思っていますので、そういう議論をぜひしていただきたいと思います。

最後に、消防で、5月8日以降、具体的に感染を受けて救急搬送の対応をしたケースがあれば教えていただきたいと思います。

以上です。

○福住礼子議長 消防長。

○松田消防長 今、細かいデータがありませんので、また調べてから御報告させていただきます。（「議事進行」と野口博議員呼ぶ）

○福住礼子議長 野口議員。

○野口博議員 市内で5月8日以降どうかを確認したいので、消防長がおっしゃったように調べていただいて返事をいただき

たいと思います。

先ほど、市長公室長からは、5月29日から6月4日、大阪府内で968人、三島地域で71名という数字がありました。やっぱり少しは摂津市もあると思いますので、ぜひ調べていただいて、職員の反応も含めているような御意見を上げていただきたいとも付け加えて言っておきます。

○福住礼子議長 消防長、できる範囲で報告をよろしく願いいたします。

ほかにございませんか。

弘議員。

○弘豊議員 私からも確認の意味を込めて報告第3号についてお聞きしておきたいと思っています。

先ほど、野口議員からも、給付金に関して、物価高騰の影響を受けて、本当にこの間、市民の皆さんも大変な暮らしの状況で、相談事も相次いでいることから、速やかに、また、正確に行き届くように発言があったかと思います。その中で、対象者と、周知方法に関わって、今回、6月の広報に記事が載っているので、この点についてお聞きしたいと思っています。

この中で、とりわけ子育て世帯に関わって、対象者を見る限りではちょっと分かりづらいことがあるんです。その原因として、家計急変の世帯に関わって、食費などの物価高騰の影響で家計が急変した、そういう書きぶりになっています。私としては、これが新型コロナウイルス感染症の給付金のときでしたら、収入が減って家計が大変になる、仕事がなくなる、もしくは職を失う、そういう方たちが対象になっていたと思うんですけども、物価高騰の出費がかさむ、その影響で家計が急変するというのが、やはりちょっと表現としてはどうなのかと思うんです。

そこで確認したいのは、新型コロナウイルス感染症の給付金、また、支援制度が様々ありました。その際に、新型コロナウイルス感染症の影響で大変になった方と、新型コロナウイルス感染症の影響ではなく、自己都合の退職とかで生活が大変になっている方で差がついて制度が受けられないというケースがあったかと思うんです。食費などの物価高騰の影響でと書かれると、この影響で家計が急変したんだと、市民の方がそう思うかどうかということですよ。この影響で申請を受け付けるのかどうか、その点についてお聞かせいただけたらと思います。

○福住礼子議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 広報等の御案内につきましては、おっしゃる食料品という部分も含めて、エネルギーという言葉も入れさせていただいて、エネルギー・食料品等の価格高騰ということで、家計急変になられた方という書き方をしておりますので、おっしゃる食料品のみで捉えてはならないところでございます。

○福住礼子議長 暫時休憩します。

(午前11時15分 休憩)

(午前11時20分 再開)

○福住礼子議長 再開します。

次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 弘議員の御質疑に御答弁させていただきます。

広報紙の記事ですけども、確かに今回は、食費等の物価高騰の影響を大きく受けている低所得の子育て世帯の観点になっております。広報紙に記載しておる表現では、おっしゃっていただいているように、少し分かりにくい部分があるとは思いますが、ただ、先ほども答弁させていただいた

んですけど、児童手当及び児童扶養手当の通知の際には、周知をさせていただくので、それでカバーできるのではないかとは思っております。

以上でございます。

○福住礼子議長 弘議員。

○弘豊議員 分かりました。この文言自体が分かりにくいので、相談に来られる方、窓口申請に来られる方に本当に丁寧に分かりやすく説明が要るんじゃないかと私自身は思っております。

それで、やはり今回、物価高騰の影響で本当に広範な市民の皆さんが大変な暮らしになっていると思います。低所得になられた方は、低所得になられる理由いかにかわらず、やっぱり今回の支援金というのは当てはまると、きちっとそういう趣旨で受け止めていただくように要望もしておいて、私からは以上としておきたいと思えます。

○福住礼子議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 以上で質疑を終わります。討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮りします。

本3件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

報告第3号を採決します。

本件について、承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○福住礼子議長 起立者全員です。

よって、本件は承認されました。

報告第1号を採決します。

本件について、承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○福住礼子議長 起立者全員です。

よって、本件は承認されました。

報告第4号を採決します。

本件について、承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○福住礼子議長 起立者全員です。

よって、本件は承認されました。

日程5、報告第2号及び報告第5号を議題とします。

報告を求めます。保健福祉部長。

(松方保健福祉部長 登壇)

○松方保健福祉部長 報告第2号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件につきまして、その内容を御説明申し上げます。

本件は、本市がシルバー人材センターに委託し実施しております高齢者移送サービスの業務中に発生しました物損事故で、本年4月14日に示談が成立し、その損害賠償の額につきまして、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものでございます。

事故発生状況、損害賠償の相手方、損害賠償の額、過失割合は、報告第2号に記載のとおりでございます。

それでは、事故発生の経過につきまして御説明申し上げます。

本件は、本年1月23日月曜日午前10時2分頃、摂津市鳥飼野々一丁目24番1号、医療機関敷地内において、高齢者移送サービス業務中の移送サービス車両の事故でございます。移送サービスの利用者を同

医療機関の正面玄関前で降ろした後、駐車スペースへ駐車のため後退した際に、隣の駐車スペースに駐車していた相手方車両に接触したものでございます。

示談につきましては、損害保険ジャパン株式会社が示談交渉を行い、過失相殺率の認定基準に基づき、過失割合を本市100%とし、車両修理費及び代車費用、計10万6,678円を本市が賠償することで成立したものでございます。

この損害賠償金につきましては、損害保険ジャパン株式会社からその全額が支払われたものでございます。

事故後の再発防止の対策といたしましては、定例ミーティングにおいて、駐車時の後方目視やハンドル操作についての確認を徹底するよう注意喚起を行い、安全意識の向上を図っております。今後は、交通安全運転講習会を通じて、さらなる安全意識の向上を図り、移送サービス利用者により安心して御利用いただける環境整備に取り組んでまいり所存でございます。

以上、報告第2号、損害賠償の額を定める専決処分報告の件の説明とさせていただきます。

○福住礼子議長 総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 報告第5号、令和4年度摂津市一般会計繰越明許費繰越報告の件につきまして、報告内容を御説明いたします。

本件につきましては、令和4年度補正予算で繰越明許費の設定をお願いしたところでございますが、今般、翌年度への繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製し、報告をするものでございます。

内容につきましては、初めに、款3民生

費、項2児童福祉費、民間保育所等入所承諾事業では、設定金額108万円に対し、その全額を翌年度に繰り越すものでございます。

財源は、全て国府支出金でございます。

款7土木費、項2道路橋りょう費、千里丘東54号線道路改良事業では、設定金額1,920万円に対し、その全額を翌年度に繰り越すものでございます。

財源の内訳は、国府支出金582万8,000円、残り1,337万2,000円は一般財源でございます。

項3水路費、排水路ポンプ場管理事業では、設定金額1億4,778万7,000円に対し、その全額を翌年度に繰り越すものでございます。

財源の内訳は、地方債1億4,720万円でございます。残り58万7,000円が一般財源でございます。

項4都市計画費、阪急京都線連続立体交差事業では、設定金額4億6,548万5,000円に対し、2億9,852万7,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

財源は、全て国府支出金でございます。

千里丘駅西地区再開発事業では、設定金額14億1,504万4,000円に対し、8億6,154万9,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

財源は、全て一般財源でございます。

以上、令和4年度摂津市一般会計繰越明許費繰越報告の件の内容報告とさせていただきます。

○福住礼子議長 報告が終わり、質疑があれば受けます。

三好俊範議員。

○三好俊範議員 確認も含めて。

損害賠償額の件ですが、報告第2号に関

して、毎年毎年、毎回毎回、議会のたびに度重なる損害賠償の件が出てきています。全体を通して一度お伺いしたいんですが、対策が毎回毎回、運転士のことばかりになっているんですけども、車両に対して、今、センサーとかバックモニターであるとか、皆さんもお持ちの自家用車にいろいろついている方も多いと思うんです。そういった対策は取られているのか、また、取られていないのであれば、今後考えていくのかどうか、一度お伺いしたいと思います。

○福住礼子議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 車両についての御質疑にお答えいたします。

現在、高齢者移送サービスを4台で実施しております。この4台につきましては、リースをして、その車両で移送サービスを行っております。御指摘がございました、例えばブレーキ踏み間違い防止機能は、4台のうち2台が装着しており、適宜リースの更新の際に改めて性能のいいものへ交換をしております。今回、4台のうち2台の更新をしていない車で事故が発生いたしました。今後、引き続き、車両については安全装置がついているものに順次更新していく考え方でございます。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 各課だけじゃなくて、庁内全体としての考え方はあるのかどうか教えていただきたい。いろんな課で事故が起きていますので、全体的にそういう指針でやっていくのかどうか、考え方を教えていただきたいと思います。

○福住礼子議長 総務部長。

○山口総務部長 市全体とのお問いかと思えます。

用途によっていろいろあるかと思えますけれども、基本的に車両について、例えば

保健福祉部長が言いましたようなブレーキの踏み間違いについては、高齢者の踏み間違いとかもありますので、対策をしていく必要があろうかと思えます。例えばドライブレコーダーは、もし事故があった場合とか、今、あおり運転であるとか、やっぱり対策としては必要になってくるかと思えます。これは安全対策としては検討していきたいと思っております。

それから、今は一般的になりましたけど、高速道路通行のときのETCカードの機械であったりとか、やはり全体としても、これが標準と言われているものについては基本的には備えていく方向になると思っております。

以上です。

- 福住礼子議長 三好俊範議員。
- 三好俊範議員 最後は要望としておきますが、車の角がぶつかりそうになったら自動で止まるような車も今は出ています。もしこういうものがついていけば、踏み間違いじゃなくても止まるようになる機械が出ています。そういったところに予算をつけている市もあります。これだけ事故が多い中、人身事故はそこまでないので幸いですけども、人身事故が起こってはいけないので、そういったところにも予算づけしてもらおうよう要望としておきます。

以上です。

- 福住礼子議長 ほかにございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 福住礼子議長 以上で質疑を終わります。
以上で本日の日程は終了しました。
お諮りします。
6月10日から6月25日まで休会することに異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 福住礼子議長 異議なしと認め、そのよう

に決定しました。

本日はこれで散会します。

(午前11時34分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 福住礼子

摂津市議会議員 藤浦雅彦

摂津市議会議員 安藤 薫

摂津市議会継続会会議録

令和5年6月26日

(第2日)

令和5年第2回摂津市議会定例会継続会会議録

令和5年6月26日(月曜日)

午前10時 開議場
摂津市議会 議場

1 出席議員 (19名)

1 番	福住礼子	2 番	藤浦雅彦
3 番	安藤 薫	4 番	野口 博
5 番	村上英明	6 番	水谷 毅
7 番	南野直司	8 番	森西 正
9 番	弘 豊	10 番	増永和起
11 番	三好義治	12 番	西谷知美
13 番	塚本 崇	14 番	出口こうじ
15 番	三好俊範	16 番	香川良平
17 番	松本 暁彦	18 番	光好博幸
19 番	嶋野浩一朗		

1 欠席議員 (0名)

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森山一正	副 市 長	奥村良夫
副 市 長	福渡 隆	教 育 長	箸尾谷知也
市 長 公 室 長	平井貴志	総 務 部 長	山口 猛
生 活 環 境 部 長	吉田量治	保 健 福 祉 部 長	松方和彦
建 設 部 長	武井義孝	上 下 水 道 部 長	末永利彦
教 育 委 員 会 長	安田信吾	教 育 委 員 会 次 世 代 育 成 部 長	大橋 徹之
監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長	石原幸一郎	消 防 長	松田俊也
総 務 部 理 事	丹羽和人	生 活 環 境 部 理 事	西川 聡

1 出席した議会事務局職員

事 務 局 長	荒井陽子	事 務 局 次 長	大西健一
---------	------	-----------	------

1 議 事 日 程

1, 報 告 第 6 号

2,

令和5年度摂津市一般会計補正予算（第4号）専決処分報告の件
一般質問

塚 本 崇 議員

出 口 こうじ 議員

西 谷 知 美 議員

三 好 俊 範 議員

野 口 博 議員

村 上 英 明 議員

1 本日の会議に付した事件

日程1から日程2まで

(午前10時 開議)

○福住礼子議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、野口議員及び村上議員を指名します。

日程1、報告第6号を議題とします。

報告を求めます。総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 初めに、本日、急遽日程を追加いただき、報告の場をいただきましたこと、厚くお礼申し上げます。

それでは、報告第6号、令和5年度摂津市一般会計補正予算(第4号)専決処分報告の件につきまして、その内容を御説明申し上げます。

本件につきましては、令和4年度一般会計決算の歳入が歳出に不足する見込みのため、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、令和5年度の歳入を繰り上げて、これに充てる予算を計上するもので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告をいたすものでございます。

これは、事務処理の誤りにより、令和4年度一般会計実質収支が赤字の見込みとなり、繰上充用の専決処分を行う必要が生じたものでございます。誠に申し訳ございません。

それでは、次に、今回の一連の経過について御説明申し上げます。

出納整理期間の令和5年5月に、財政課が各部局から報告される決算見込みの歳入歳出金額を集約し、決算見込みを立てます。当初、実質収支の黒字となる予想でありましたが、国庫支出金の教育・保育給付費負担金約2.8億円が入金されることが誤りであったため、約3,000万円の実

質収支の赤字となりました。

この御報告が遅れましたことにつきましては、出納整理期間が終了し、6月に入ってから約3,000万円の实質赤字になることが判明しましたが、金額等の確認作業や、これまでの経過の事実確認や今後の対応手続について調整が必要であったことから本日の報告となった次第でございます。御報告が遅れましたこと、重ねておわび申し上げます。

今後、このような事態にならないよう、今回の事象について、市役所全体で情報共有の上、事の重大性を再認識し、緊張感を持ち、業務に取り組んでまいります。

具体的対応策として、決算見込みの照会回数を増やし、各所属長が内容確認の上での報告を求め、歳入歳出の状況について、財政課及び会計室のバックアップ体制の強化、庁内研修などを実施してまいります。

それでは、補正予算の説明をさせていただきます。

初めに、補正予算の第1条といたしまして、既定による歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,660万3,000円を追加し、その総額を472億7,546万5,000円とするものでございます。

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表歳入歳出予算補正に記載のとおりでございます。

まず、歳入についてでございますが、款20諸収入、項4雑入3,660万3,000円の増額は、今回の補正に伴う調整のための諸収入でございます。

次に、歳出についてでございますが、款12前年度繰上充用金、項1前年度繰上充用金3,660万3,000円の増額は、令和5年度の歳入を令和4年度に繰り上げ

て活用するために必要となる繰上充用金で
ございます。

以上、令和5年度摂津市一般会計補正予
算（第4号）の専決内容の報告とさせてい
たいただきます。

○福住礼子議長 報告が終わり、質疑があれ
ば受けます。

三好俊範議員。

○三好俊範議員 それでは、質疑させていた
だきます。

今回の件は、部長からも報告がありまし
たが、幹事長会で配られた資料によると、
もともと入るはずがなかった約2億8,0
00万円の収入見込みを入る予定にしてし
まっていたので、赤字になってしまった。
それを調整するために、5月31日付で専
決処分を行い、地方自治法施行令第166
条の2に基づき、令和5年度の歳入を令和
4年度に繰り上げる内容です。

幹事長会で配られた資料では、発覚した
のが6月1日となっております。しかしな
がら、今回出されている資料の中では5月
31日付で専決処分と書かれております。
訂正作業が発覚したときよりも遡って専決
処分をやっていることになっているわけ
です。

1点目にお聞きしたいのが、実際問題、
これは一体いつ処理されたのかです。発覚
したのが6月1日ですから、5月31日に
処理しているはずがないので、いつ処理さ
れたのかお聞きしたい。

加えて、これはいつまで遡及できるもの
なのか。例えば、半年後に発覚しても遡及
できるものなのか、1年後に発覚しても遡
及できるものなのか、または、今回、例え
ば10日以内だから遡及できたのか等々、
今回の実例を踏まえて具体的に教えていた
だきたいと思います。

1回目は以上です。

○福住礼子議長 総務部長。

○山口総務部長 それでは、三好俊範議員の
御質疑にお答えいたします。

今回の件は5月31日付の専決処分とい
たしております。確かに今お持ちの幹事長
会での資料では、6月1日夕方に前日の5
月31日の歳入と歳出を集計してみたところ、
約3,600万円の収支不足となり、
今回、5月31日付の令和5年度摂津市一
般会計補正予算（第4号）を出させていた
だいて、同日で専決処分をしたという報告
でございます。

それでは、先ほどお問いの1点目ですけ
れども、いつ処理されたのかであったと思
います。このいつ処理されたのかは、私が
聞いた中で解釈いたしますと、出納整理期
間は5月31日までで、この期間で令和4
年度の会計が締まります。この結果とし
て、事務処理としましては、実際に足りな
かった約3,660万円は、いわゆるデフ
ォルトを起こすことなく支払いはしており
ます。これが実際には処理をしたことにな
るかどうかですけれども、この分は払って
いないということではなくて、出納整理期
間については令和5年度と令和4年度が同
時並行して進行しております。その資金を
もって、実際の支払処理については5月3
1日までに完了しております。

そして、2点目としまして、いつまで遡
及できるのか。おっしゃっているのは、今
回、5月31日付で専決処分したのが、実
際には6月に入ってからじゃないかとい
うことだと思います。専決処分につきましては、
先ほど申しましたとおり、令和4年度
と令和5年度の会計が4月1日から5月3
1日までの期間しか並走していません。両
年度とも会計処理ができるのは4月1日

から5月31日までの期間になります。6月1日になりますと令和4年度の会計の出納閉鎖を迎えておりますので、令和5年度摂津市一般会計補正予算（第4号）について、補正予算をすることは可能です。令和4年度に歳入をもって充てるために前年度繰上充用金の歳出を組んだとしても、これはあくまでも事務処理としてですが、6月の日付では前年度に財源を送り込むことができませんので、5月31日付となります。

あと、半年後とか1年後の時点でどうなんだということでもあります。今回、1週間、10日、2週間だからできたのかなんですけれども、これは、半年後、1年後であったとしても、例えば1日、2日であったとしても、処理としましては5月31日付でしないと駄目ということになります。そこについては、もし議会が開会中で、専決ではなくて議決を求めた予算であって、6月以降の日付での議決をしても、その日付では前年度に歳入を送り込めない、収支の赤字を補填できないことになりますので、あくまでも5月31日付になります。

以上でございます。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 ありがとうございます。

私の二つ目の質疑で、どれだけの期間が遡及できるのかに対しまして、総務部長がおっしゃられたように、制度上、5月31日までに処理をしないと対応できないと御答弁をいただきました。提出されております6月の時点で5月31日付にしたことは、おっしゃられたとおりですと、裏を返せばできないとおっしゃられていると思うんです。私もいつまで遡及できるのか疑問を持ちまして、総務省の自治行政局行政課に問合せをさせていただきました。摂津市

が、出納整理期間を過ぎた後で誤りが発覚し、遡及をしようとしているんですけども、これはどれだけの期間、遡及して5月31日付で処理したことにできるんですかと同じ質問をさせていただいたところ、総務省からは違法だと回答をいただきました。

ここで思うのが、総務省の見解では違法とされたことを、この本会議の中でさも当然のごとく出されている部分に関して、まず違法性についてどういった認識があるのか。それをこの本会議で承認を得ようとしているわけです。先ほど、キャッシュフローは終わっているというお話がありました。制度上、こうしていかないと帳簿上赤字だけが残る、だから処理したいのは重々分かるんですが、一方で総務省は違法だと言っております。こういった例はあるのかも同時に問合せをさせていただきましたが、過去にこんな例はないと回答をいただきました。

繰り返しますが、その中で、この事項に対して、違法性に関して自覚はあるのかなのか。また、今日じゃなくて、前段として総務部長にはお話をさせていただきました。調べてほしい、見解を出してほしいとお願いしましたけども、その辺りも踏まえてこの場で御回答をいただければと思います。

2回目は以上です。

○福住礼子議長 総務部長。

○山口総務部長 それでは、2回目の三好俊範議員のお問いにお答えいたします。違法性の認識でございます。

総務省の自治行政局行政課にお問合せをされたということでございます。恐らく、令和5年度歳入を令和4年度に繰り上げる、その時期についてのお問いだったと思

うんです。

年度といいますのは、4月1日に始まって3月31日に終わります。先ほど申しましたように令和4年度にも出納整理期間があるわけであって、令和5年度はあくまでも4月1日から会計年度に入っている。ですから、4月1日から5月31日までしか両年度の会計処理が並行してできないことになります。そういう意味においては、専決処分が出納閉鎖後に6月以降の日付で繰上充用の処理をすることにつきましては、一方の会計が締まっているわけですから、法律は予定しておりません。法律では、あくまでも令和4年度、令和5年度が両方とも会計処理ができる期間の日付での会計処理をなささいという規定になっておると思います。

そういう意味におきましては、令和4年度に対する繰上充用につきましては、令和5年5月末までの日付、出納整理期間でしかできないことになります。ですから、法律では6月以降の日付でできないという意味で、それは違法という御返事ではないかと推察をいたしております。

以上です。

- 福住礼子議長 三好俊範議員。
- 三好俊範議員 総務部長の答弁ですと、実際発覚したのは6月ですが、6月にやるのは総務省は違法だと言っている、でも、これは5月にやったことにするので違法じゃないという答弁だったと思います。

一つ疑問に思いますのが、公の市役所が、締切期間が間に合わなかったものを締切期間に間に合ったように日にちを偽造して5月31日に提出することを提案されているわけでございます。それに関しては本当に正しいものなのか。我々もいろんなものの締切期間があり、例えば、市民の皆さ

んも税金だったり、締切りにきちっと間に合うように動いていただいております。それが間に合わなければ法律において罰せられたりするわけです。模範となる市役所が6月に分かったものを5月にやり終わったことにするのは改ざんと言われても仕方がないんじゃないでしょうか。これが例えば改ざんと認められて、もし公文書偽造となれば、刑事罰の話になってきます。その認識をいま一度教えていただきたいのが一つと、もう1点、これは追及しております中で褒めたいところではありますが、今まででしたら隠蔽体質だと言われた中で、今回、きちっと報告したことについては一定評価したいと思います。ただ、隠蔽をしなかった、表に出せば全ていいというわけではなくて、きちりと規定に沿ってやっていくべきじゃないんでしょうか。規定がないのであれば間に合わせたように見せていく、それをさも正しいかのように市議会に投げかけてこられる、本当にそれが正しいのか、市民の代表である我々に投げかけているところも含めて、最後、御答弁いただければと思います。

○福住礼子議長 総務部長。

- 山口総務部長 それでは、3回目の御質疑に御答弁申し上げます。2点の御質疑であったと思います。

まず1点目でございます。偽造ではないかという端のお話だったと思います。そうではないと思っておりますが、極めて不適切であると思っております。

先ほどから申し上げておりますとおり、私どももこの経過につきましては、出納整理期間が5月末で終わりますので、しっかりと見込みを立てて収支の状況を確認する意味におきまして、5月1日に決算見込みを庁内各課に依頼するわけでありまして、そ

の時点で、本来的には実質収支を黒字にするのが当然であります。黒字にして、その黒字部分を翌年度に繰り越して補正予算の財源として、その分をまた市民サービスに活用していく。これが基本でありますので、当然のことながら、赤字決算は予期せぬことでもありますけれども、これはひとえに私どもの不手際であります。そのせいで市民の皆さんに御心配をおかけし、また、議員の皆さんも、一体どうなんだと、またいろいろ問合せをお受けになられるかと思えます。これは非常に心苦しい限りでございますけれども、私どもとしましては、この部分については、今後の市民サービスに対しての影響はない。そういうことは絶対にないようにしていきますと、そして、今、本市はそういう危険な状況にはないことをまずもってしっかりと真摯に御説明させていただきたいと思っております。

それで、偽造の件であります。偽造といえますのは、先ほど隠蔽という言葉もありましたけれども、分からないようにしてしまうことかと思えます。それは、あたかも初めからそういう形で、誰も知らないようなところで隠して秘密裏に公のものとしてやろうということで、これは恐らく罪になると私自身は認識をいたしております。今回、私どもは、こういう経過でしたと、これについては私どもの不手際であり、大変申し訳ないことであって、申し開きのしようがございませんが、ここの部分については日付を追ってありていに申し上げたつもりでございます。このことについて我々は隠すつもりも一切ございませんし、もちろん隠すことはできないわけであります。ありていに申し上げた結果として、これしかしようがないと、5月31日の専決処分をお願いしたところでございます。この点、

どうか御賢察のほどよろしくお願いいたします。

2点目でございます。規定に沿ってやっていくべきだと。規定という意味合いを私がしっかりと解釈できているかどうか分からないんですけれども、今回は、時系列からしまして、5月31日付の専決処分をさせていただいています。本来は、早くに決算見込みで赤字であることを予期しておいたら、当然のことながら、5月31日付で専決処分の処理をします。市の会計は公営企業会計を除きまして現金主義会計でございますから、赤字のままほっておくと、違法となりますので、それを止める処理をすることが必要でございます。ですから、本来であったら、5月の決算見込みを徴して、その段階で本当は誤りがあるとはいけないわけですが、情けないながらも、我々の不手際でその部分を見逃して発見できないことになりました。でも、もしそのときに何らかの形で分かっていたら、恐らく議員の皆様に、5月31日付で専決処分をさせていただきたい旨を御報告し、5月31日に専決処分を執行して、6月9日の本会議初日冒頭に報告を申し上げるべきであったと思います。これは規定といいますか、本来すべきことはそういうことであって、今回、このような形で、本日6月26日になってから、それも一般質問の前に日程を追加いただくことになったのは誠に申し訳ないことであって、これについては申し開きのしようがございません。申し訳ございません。

○福住礼子議長 ほかにありませんか。三好義治議員。

○三好義治議員 ただいま上程になっております報告第6号、令和5年度摂津市一般会計補正予算（第4号）専決処分報告の件で

す。

質疑がありましたように、質問者と答弁者の総務省の見解と、今回の専決処分が一番妥当な手法だと総務部長が答弁されていることは間違いないという認識の下で質疑させていただきます。

それを大前提としながら、今回の専決処分については、令和4年度の実質収支が赤字で繰上充用しなければならない。この行為については専決処分しかしようがない中で、私は、この手法については致し方ないのではないかと今感じております。しかしながら、この大前提となった実質収支が赤字になった経過は先ほど伺いましたが、その中でも、原課と財政課とのやり取りの事実関係が、不透明な点があるように感じております。

私の手元の資料では、5月31日に入金されるのか、財政課から担当課に電話で確認を行ったところ、担当課からは入金されるとの回答があったと書かれております。これは、遡りますと、3月17日の調定の段階からこういったやり取りがあったと伺っております。まずは、この関係について、財政課の見解と、それから原課の担当部長の見解、それぞれの意見を当時を振り返って聞いておきたいと思います。

○福住礼子議長 総務部長。

○山口総務部長 それでは、三好義治議員のお問いにお答えいたします。まず私から、予算の所管である財政課での確認等々につきまして御答弁申し上げます。

先ほど御紹介いただきましたとおり、歳入につきましては、去る3月17日付で原課で調定処理がなされたものでございます。国庫負担金として調定を一旦起こしましたけれども、これについてはすぐさま誤りに気がついて、本来の科目である府負担

金の調定処理をしたと聞いております。調定をし、府負担金の調定書を印刷して、これは原課の課長決裁になりますので、恐らく、変更の決定通知書等々、証拠書類をつけて調定書が回され、決裁が終わって、3月中に実際に大阪府から入金されたと聞いております。

ところが、当初間違えた国庫分の調定の削除をずっと失念しておって、結果として、5月1日付で財政課が各課の歳入歳出決算見込みで、4月末までの収入及び支出額を把握しながら、あとは5月の収入と支出のみになるわけです。この状態にして照会をかけ、5月中旬、17日、18日ぐらいに各課から収入・支出の見込みが入ってきました。財政課でそれを5月二十二、三日頃に集計して、24日の時点で収支がちょっと足りないこともありましたので、令和4年度は当初予算から大きな財政調整基金の取崩しを計上しておりました。恐らくこれは戻り切らないだろうと思っておりましたけど、やはり収支不足になりましたので、4億円を財政調整基金から繰り入れる決定をいたしました。そして、すぐに繰入れの手續の財務書類を発しまして処理をいたしました。この段階では約2.6億円の黒字の予想をしておりました。ほかの収入を含めたら2億6,000万円から3億円ぐらいまでの幅の中で収まると思っておりました。5月29日、30日、31日を迎えるに当たりまして、前日の収入及び支出につきましては翌日付でシステムにも反映されてきますので、日を追って5月29日、30日と確認をいたしておりました。

結果として、5月31日が最終日になるわけでございまして、この日に何か不慮の事故等々があって、収支がマイナスに転じることがあってはいけないことなんです。

そのときのために、5月31日で出納整理期間は終わるんですけども、その日の最終も確認をする。もしそこで収支が合わないようであったら、即座に預金を振り替える、歳計現金に財政調整基金から追加で持ってくる処理を本来はすべきであって、それがために5月31日に確認しております。5月31日の段階では、30日の歳入と歳出が確定しておりますので、あとは31日の支払いと収入だけです。その段階になりまして、大きな収入としまして、先ほどの国庫負担金、これは約2億8,600万円余りですけども、この分が未済であることで、財政課の職員が原課に確認をしております。そのときに、今日で出納整理期間が終わるけれども、今日入らなければ大変なことになる、これについては本日必ず入金されるのかと確認をしたと聞いております。原課からは、本日付で必ず入金されるという答えだったと聞いております。

結果として、6月1日にそれが誤りだったことが判明するわけでございます。これにつきましては、もちろん歳入処理をする原課もですし、我々財政課でも、今後としまして、決算見込みを出すに当たっての支援ですとか、プラスアルファの情報を付加しながら、間違い、そごのないように、財政課、会計室としても、今後さらに研修や、対策もしっかりと考えていきたいと思っております。もちろん原課におきまして、今回の原課に限らず、これは財務事務だけではなく、全ての事務に携わる我々が、例えば部長級であったり課長級の、これまでいろいろ手作業でやってきた職員が、こんなところもやっぱり気をつけたほうがいいんじゃないかという関連性であったり気づきについて、しっかりと支援をすべきだと私自身も反省をいたしております。

以上でございます。

- 福住礼子議長 次世代育成部長。
- 大橋次世代育成部長 御答弁させていただく前に、今回の報告第6号、令和5年度摂津市一般会計補正予算（第4号）専決処分報告の件について、直接的な事務処理ミスであった担当部署として、議員の皆様、市民の皆様に変御迷惑をおかけしましたことをまずおわび申し上げたいと思います。

経過なんですけれども、3月16日に大阪府から、令和2年度分と令和3年度分と令和4年度分の府費の請求等の依頼がありました。翌日に請求書を作る起案3本、それと同時に、調定が必要になりますので、この調定書を令和2年度分、令和3年度分と作って、令和4年度分の際に府費ではなく国庫で調定を切ってしまった。すぐにミスに気がついて、府費で調定を切り直して、本来、その際に国庫の分を削除すべきだったんですけども、削除できていなかったのが3月17日の経過でございます。その後につきましては、総務部長からもございましたように、財政課で出納整理期間中の通常の事務処理の流れがございまして、何回かやり取りがあつて、担当としては入金があると思込んでいた、それが大きなミスを生起させた要因の一つです。

それと、もう一つは、思い込んでいた部分に加えて、担当者が一人でその事務を全て担ってしまった。例えば、調定を切った職員であったり、現に国庫なり府費を担当している担当者に聞いたり、また、上司に財政課との経過を報告するなりがなかったこと、この二つが要因としてあったことによって今回のようなミスを発生させたと認識しているところでございます。

- 福住礼子議長 三好義治議員。
- 三好義治議員 それぞれ財政担当部長と原

課の部長から話を伺いましたけど、幹事長会で市長も謝罪されました。今回のミスは本当に初歩的なミスやと。ただ、結果、重大案件につながっているんです。その中で、原課の部長、この事案はいつ知ったんですか。私は今まで、各部門の収支というのは、出納整理期間中には部長までが全て確認できている中で決算報告が上がってきていると認識しておりました。この一連の流れの中で、そういったことが組織として運用できていなかったのではないかが1点です。その確認をしておきたいと思いません。

それと、3月17日に調定を上げた後、財政課から確認の連絡があって、国に対しての確認は5月31日までに担当課からなされたのかどうかについても、先ほどは思い込みと言われておりました。そういったことの指示・確認はなされてきたのか、お伺いしたいと思います。

その中で、ちょっと幅が広がるかも分かりませんが、結果、本当に大きな仕事のミスにつながっているんです。やっている業務については、それこそ初歩的なミスやったかも分かりませんが、今年の市長の市政運営方針でも、問題意識を持ち、自ら行動する職員の育成に取り組んでまいりますと入っております。こういったことは改めてまた教育もしていただきたいと思いません。もう一つ、市長は、市全体、国全体で、つながりの力は今日の社会における様々な課題を乗り越える原動力であります、言われているんです。今、庁内でこういった連携がなされているのかも疑問に思っています。この点については、市長、後ほどで結構ですから、今回の件についても一言御答弁いただきたいと思いません。まずは経過について御答弁をお願いしたいと思

います。

財政について再度確認します。私は幹事長会でも確認しましたが、この専決処分は、国からの影響を含めて、その他に対する影響は全くないんです。イメージとしては相当ダメージを受けますけど、手続論に関しては、本当にこの専決処分が最善の判断であり違法性もない、この確認も改めてさせていただきます。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 そうしましたら、御答弁申し上げます。

担当課長から6月2日に口頭で報告を受けたと記憶をしております。

それと、入金があるかどうか国への確認については、完全に思い込みで入ると認識がありましたので、担当から問合せはしていないと思いません。

以上です。

○福住礼子議長 総務部長。

○山口総務部長 今回の決算の実質収支赤字による財政への影響というお問い合わせだと思います。

我々もいろいろ調べたんですけれども、これは財政力指数等々とはまた違いますので、実際に決算につきまして、もちろん実質赤字比率であったりとか収支の比率には反映してきます。それが何かの交付金とか、財政的に割り落としをされるとか、そのような影響は私たちが考えているところでは今のところ見つかりません。一定そういうことの間合せ等々もしているんですけれども、現在のところ、それはないと思っております。

以上です。

○福住礼子議長 総務部長。

○山口総務部長 答弁漏れがございまして申し訳ございません。私が財政課の職員から

報告を受けた日付でございますけれども、6月2日のお昼一番、午後1時頃だったと思います。

○福住礼子議長 三好義治議員。

○三好義治議員 市長には3回目で答弁いただきたいと思います。

今回の仕事のミスが起きたことについて、最近でもまたちょこちょこミスが起きてきているんです。どうもたがが緩んでいるのではないかと。先ほども言いましたように、思い込みとかなれ合いとか過信とかが仕事の大きなミスにつながっております。こういったことについては、人事を含めて再度見直して、摂津市事務執行適正化第三者委員会で答申を受けたことで、皆さんが反省し、糧にしてきていると我々は認識しておりました。改めて、人事課として今回の件をどのように認識して、こういう仕事のミスはどういう事例として摂津市職員分限懲戒等審査委員会に上がってくるのか、教えていただきたいと思います。

それと、先ほど大橋部長に質疑した中で、1点、総務部長も抜けておりました。こういった案件について、本来、原課の予算は、最終、部長までが目を通して、それから決算を打つものだと我々は認識しておったんですが、今回の案件については6月2日に初めて聞いたということでございます。決算の時期においては、やはり集中しての業務にならないと駄目だと思っています。冒頭、総務部長から、今回の案件について、決算についてはこれまでよりも頻度を上げて原課と調整していきたいと御答弁がありました。これは要望としておきますので、改めて今後の対応について、仕事の総点検をぜひともやっていただきたい、市長にはその辺の総括で御答弁いただきたいと思います。

今回の案件について、やってきた行為については、私はけしからん、許せない腹立たしさがあります。我々は、バブル崩壊後の平成7年度から、摂津市が赤字再建団体になると言われる中で、キックオフ宣言をやり、平成10年度から行財政改革にも相当取り組んでまいりました。平成16年度、平成17年度、平成18年度と乗り切ってきました。今は財政力指数も大阪府内でトップクラスです。基金もあります。なのに、何で実質収支赤字を出さなあかんのやと。情けなくて仕方がない。やってきた行為については、私はあなた方に対して改めてけしからんと申し上げ、そして、専決処分についてはやむなしとの判断の中で決断をしていきたいと思います。

市長、こういったことを含めながら、今の組織の在り方、今回の業務ミスについて御答弁をお願いしたいと思います。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 職員の再発防止の件と、処分のお話があったと思いますので、お答え申し上げます。

まず、今回の事案に関しましては、これまで、チェックを何度も促し、事務ミス防止する意味では、体制を一定整えたと考えております。本事案につきましては、複数回あった確認の機会において、職員が確認を怠り、そのことを上司が把握できなかったことが重大な事務ミスに発展したものと考えております。本事案のような状況が組織内で頻繁に発生している状況ではございませんが、仮に今回のように発生した場合でも、いずれかの段階においてチェックにより修正がされていた場面が多くあったと認識しております。ただ、今回、こういった幾重にも重ねたチェックを、適切な言葉ではないかもしれませんが、かいくぐっ

て、このような事案が発生したことは、非常に重く受け止めておる次第でございます。

今回の事案につきまして、当然、全職員に情報共有するとともに、今後、さらに二重三重のリスク管理を徹底した研修も含めまして、再発防止策の徹底に努めてまいりたいと考えております。

今回の事案について、ミスの関係者の処分等につきましては、今後、摂津市職員分限懲戒等審査委員会を開催して検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○福住礼子議長 市長。

○森山市長 三好義治議員の質疑にお答えいたします。

摂津市事務執行適正化第三者委員会の提言がございました。以来、封筒の詰め忘れとか、本当に微々たるいろんなことは、すべからく私のところへ報告が上がってくるようになりました。その都度、担当職員はもちろん、幹部に来ていただいて、人間だから間違いはある、ただ、二度としてはならぬ、二度としたら許さんと話をいたします。アリの一穴ということがあるんだと、何度も何度も言ってきたんですけども、今回、アリの一穴のような話が当てはまってしまうました。

これはしょっちゅうっておりますが、限られた財源、限られたマンパワー、限られたいろんな条件の中で、ますます多様化いたします行政需要に伝えていくには職員一人一人の質が問われるわけでございます。質とは何ぞやと。頭の良さもさることながら、私は、やる気、そして緊張感をしっかり持っておかないと物事は始まらないと思っております。そして、常々職員にもそのことを言っております。

そんな中、今回、こういった形で専決処分を報告することになったことは非常に残念至極でございます。議員各位に大変心労を煩わしました。本当に申し訳ございません。これを踏まえてという話を何度やってもまた同じことかとなりますけれども、今回の問題を私自身もう一度直視しながら、しっかりとけじめをつけ、対処してまいりたいと思っておりますので、どうぞ御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○福住礼子議長 ほかにありませんか。藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 先ほど来、様々に御質疑が上がっております。今回の件につきまして、そもそも令和4年度の決算が赤字になったことが原因でございます。私も今年で22年目となり、長いこと議員をやらせていただいておりますけれども、一般会計が赤字になるのは経験として初めてでございます。これは本当に一大事であると認識しているところであります。

それで、幹事長会の中でいろいろ説明を受けて、一応は内容を把握しているところであります。我々も、本当は森山市長を支える与党としては黙っておくべきなのかもしれないませんが、事の重要さを考えますと、市民の代表としてうやむやにできることではないので、ふだんは優しい私なんですけれども、今日はあえて心を鬼にして質疑させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、5月31日に国から支給されると思い違いがあったことが原因だと何度も説明を受けました。担当者が思い違いをしたと説明は何度もいただきました。だったら、国からでもどこでもそうですけれども、

大体入金する場合には事前に内示等があると思います。幹事長会が終わってから総務部長に内示等っていないんですかとお聞きしますと、いや、内示等はあるんですということだったんです。国からも大阪府からもこれだけ入金しますという内示等があったにもかかわらず、なぜ思い違いに気づくことができなかつたのか、また、気づかせることができなかつたのかと私は思うわけでございます。特に、先ほど山口部長から、所属長がこれからは責任を持って確認していくとありましたけども、ということは、これまでは一切していなかったと私は捉えました。いや、あったのかもしれませんが。これまで時の所属長によっては、この最後の決算のときに間違いがあったら大変なことになると確認をされていた方もいらっしゃるかも知りませんが、現在の所属長の皆さんは一切そういうことには触れていらっしゃらないとお見受けしました。実際のところ、なぜ大変なことになることが分かっているながら、所属長の皆さんは自ら確認をしようとされなかつたのかについて、まず御答弁いただきたいと思います。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 今回の案件につきましては、先ほど御答弁させていただきましたように、担当者が一人で全て抱え込んでおまして、上司等への報告についても一切なかつたと報告を受けております。その他の国庫であったり府費であったり、負担金、補助金等につきましては、当然、その都度決裁があつて、担当課長がそこで確認すると思うんですけども、今回についてはそれもなかつた。本来であれば、やはり出納整理期間中に全ての入金について確認すべきであつたと思っております。

以上でございます。

○福住礼子議長 総務部長。

○山口総務部長 それでは、照会をかけた財政課の立場で御答弁申し上げます。

基本的には、やっぱり決算間近の見込みですから、一定のところまでの確認は必要かとは思いますが、それが部長なのかどうか、これはなかなか難しいかとは思いますが、ただ、今、課単位で照会をさせていただいています。ほとんどは全ての入出金について確認をされているのだと思います。課長や部長が直接それを見て何か発見できるかよりも、その過程の中で、例えば決裁であつたりとか、実際の確認の過程が持てることがまずもって大事かと思えます。やはりそういう段階で誰かが確認をする、ちょっと目線も変えた中で、少し職位が上の者についても、実際に財務事務に詳しいかどうかは分かりませんが、やっぱり上司を通す過程は大事かと思えます。今後、そういうことを発見できる過程、気づきができる過程についてはしっかりと考えていきたいと思っております。

以上です。

○福住礼子議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 今回、特に4月に新しく人事異動があつて、担当課は課長が替わられた状態でもありますので、配慮して、やっぱり部長がしっかりとフォローするか、確認に回るとかがあれば、事前に発覚できたかも知れないと思うんです。ミスを出してしまったら、取り返しがつかない結果になりますから、そういう認識が本当にあつたのかどうかが一番問題だと私は思います。今日この場におられる理事者の皆さんが、これはほんまにきっちりやらへんとえらいことになるんだと意識を持って、気になることは自らチェックをする機転がなかつたからこういうことを招いたのではない

かと思えます。先ほど三好義治議員もおっしゃいましたけども、やっぱり財政がよくなって、たがが緩んできているのではないかと思わずにはいられないわけでございます。

よく使う言葉に正常性バイアスという言葉があります。今まで大丈夫だったから今回も大丈夫だろうという気持ちが働くんです。警戒心を打ち消す心理ですけれども、こういうことがもう既に蔓延しているのではないかと私は危惧しているところがございます。特に、誤りに気づけたにもかかわらず、我々議会も放置してきたのではないかと、反省しなければならないのではないかと、思うところでもございます。そういう意味では、我々もそうですけれども、今日おられる皆さんも、特に副市長も含めて同じように反省をしていただかなければいけない、出直していく思いでやっていかないと、いけないと思うわけでございます。

もしこういう状況の中で大きな災害が起こったりすれば、本当に職員が硬直化した状況の中で、さらに人災によって市民の命を守れない状況にも発展するのではないかと、こんなことも危惧をするわけでございます。この意識を改革することが急務ではないかと思っております。先ほどありましたように、過去の事件の中で隠蔽体質、事なかれ主義と指摘されていますけども、それとはまた別の観点からやっぱり意識改革が必要だと思うんです。今後、このことをどのように市民に対して説明し、公表していくのか、そしてまた、先ほど部長からも言われました改善策も、ちゃんと市民にも併せて説明していくことが重要になると思うんです。このことについてどのようなお考えをされているのか、これは担当副市長から御答弁いただきたいと思えます。

○福住礼子議長 奥村副市長。

○奥村副市長 今回、繰上充用の専決処分をしなければならぬことは非常に申し訳なく思っております。繰上充用、つまりは、令和4年度の一般会計決算見込みにおいて赤字が発生しました。かかる事態になったことは非常に申し訳なく思っております。職員一人一人が与えられた職務をしっかりと全うすれば、このようなことはなかったと思っております。

予算の話になりますが、予算は会計年度独立の原則がございます。各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないということです。歳入と歳出が同額となります。毎年度のことなんですけれども、予算を作成するときに、歳出額が予定歳入額を大きく上回っております。それで、予算査定を通じながら歳出を抑制していくわけですが、その足らず部分については、近年、財政調整基金からの繰入金で歳入歳出同額としております。歳入の見込みに当たっては、必ず確実な歳入を見込みます。そういう中でいけば、歳入歳出の差引き、決算を見込んだときには、必ずや黒字になるのが当然であります。今回、事務処理の部分で一定計算の誤りがあり、それから赤字が出たということでございます。基金を温存しながら毎年度予算を組んでいくわけですが、こういうことに至ったことについては非常に申し訳なく思っております。

今回の件で、先ほど総務部長から、それぞれ庁内の研修とか、あるいは会計室、財政課のバックアップとか、それから決算見込みの照会回数を増やすとか、いろいろございました。ここの部分につきまして、職員各位には研修をしっかりとやっていきたいと思っております。えてしますと、各課に

つきましては、財政については財政課だと、それから、支出命令等々につきましては会計室という認識を持っているのではないかと考えております。予算につきましても、それから決算につきましても、各課の集合の部分が予算でありますし、決算であります。そういう意味から、基礎的な知識をやはり職員個々に持ってもらうないと、ややもすると、決算におきましても、やはり人ごととなってしまうのは、こんなことも起こってくるのではないかと考えております。

いずれにいたしましても、ミス・エラーは起こり得るかも分かりませんが、我々は、公務である限りにおいては、やはりミス・エラーゼロを目指していかなければならないと考えております。事務の総括責任者といたしましては非常に重く受け取っております。今後、ミス・エラーがゼロになるようにしっかりと頑張っていきたいと考えております。

○福住礼子議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 最後にさせていただきます。今回のミスは小さくても、赤字決算を出してしまった結果は非常に大きい、市民に対しても大きく誤解を生んでしまう結果になっているわけでございます。このことは本当に重く受け止めていただきながら、全幹部職員の皆さんが柔軟な対応ができる意識改革をぜひ進めていただきたいと思っております。それで、これは改革できるチャンスだと受け止めていただいて、マイナスの思いばかりではなくて、これを機に摂津市が変わった、これを機に幹部職員がみんな変わったと言える改革をぜひとも進めていただきたいとお願いしておきます。そして、市民に対しましては、ただ単に赤字が出ましたという報告だけではなくて、ぜひ懇切

丁寧な説明で、誤解が生まれないように、また、安心と信頼が失われないように、お願いしておきまして質疑を終わります。

○福住礼子議長 ほかにありませんか。香川議員。

○香川良平議員 先ほど来質疑があります繰上充用の専決処分についてであります。説明と質疑を聞いていまして、この行為は不適切なものであるが、やむを得ないと私も思います。本来であれば賛成に回りたいのでありますが、違法性の部分がどうしてもクリアにならないと賛成できないわけがあります。大事なことなのでもう一度聞かせていただきます。過去に遡及して専決処分をする行為に違法性がないのか、もう一度お答えいただきたいと思っております。

○福住礼子議長 総務部長。

○山口総務部長 香川議員のお問いにお答えいたします。

専決処分そのものといいますより、5月31日の出納整理期間内に行わなければ、令和4年度の実質収支の赤字は補填ができませんこととなります。それができないと、先ほどから申しておりますとおり、現金主義会計におきましては赤字決算は許されておりません。今後、第3回定例会で決算書を提出させてもらうことになるんですけれども、決算書の中身は、大方、各会計ごとに三つに分かれております。歳入歳出決算書と歳入歳出決算事項別明細書、それと最後に実質収支に関する調書がございます。実質収支に関する調書では、今回、一般会計については赤字、収支不足で出てまいります。歳入歳出決算書では、法令の定めによりまして繰上充用して埋めなければならぬとございます。実質収支の不足額につきましては令和5年度の歳入をもって充用した表記の決算書を提出することになります。

す。

先ほどからと同じことになりますけれども、5月31日までの出納整理期間に補正予算を成立させて事務処理をしなければ、6月にやること自体が違法性を帯びてきます。これは、遡りといいますか、今の時点で5月が済んでいるじゃないかというお話だと思うんですけども、この部分についてはまさしくそのとおりであります。5月末日を超えて実際に赤字と我々が認知したわけでありまして、これは、先ほどから申し上げておりますとおり、時系列につきましてはありていに申し上げたとおりで、本来あってはならんことではありますけれども、5月31日付の専決処分といたしました。この5月31日を超えて6月以降の日付では間違いなく違法になるかと思いません。

以上です。

○福住礼子議長 香川議員。

○香川良平議員 部長、そんなことを聞いていないんです。過去に遡って専決処分することの行為が違法か違法でないか問うているので、その点をお願いします。

○福住礼子議長 総務部長。

○山口総務部長 過去に遡ってといいますか、5月31日付ですることについては、この日しかしようがございません。これは幾ら問われてもこの日でしかできないということでございます。

以上です。

○福住礼子議長 香川議員。

○香川良平議員 これ以上聞いても平行線だと思うので、質疑は以上にしておきます。

我々議員は市民の代表でありますし、行政の事務執行が適切に行われているかチェックする立場にあります。この違法性の部分がクリアにできていない状況であります

ので、我々大阪維新の会の会派としては、この議案に対して賛成はできかねますと申し上げて質疑を終わります。

○福住礼子議長 ほかにありませんか。安藤議員。

○安藤薫議員 市長、副市長、それから担当部長からも、反省の弁を含めてありていの報告をこの質疑の中でしていただいたのかと思います。

その上に立ってもう少しお聞きしておきます。先ほども三好義治議員からもお話がありましたように、平成30年の市民税の誤還付の問題、その後の様々な不祥事を受けて、令和3年3月30日に摂津市事務執行適正化第三者委員会の結果報告書が出されました。その中には、事務ミスはどう防ぐべきか、なぜ起きたのかという原因分析、それから不祥事が起きる職場の様々な課題、それから再発防止に向けた貴重な提言を受けたかと思いません。

今回の事案については、令和4年度の3月に間違えて国庫の調定を切ったものを、すぐ気がついて府費で切り直したものの、間違った国庫の調定を削除しなかった、その小さなミスが原因です。その上で、出納閉鎖までに何度も何度もチェックをして正す機会は説明を聞いていてもたくさんあったにもかかわらず、先ほど市長公室長がかいくぐってという言葉が使われましたけども、チェックの目をすり抜けてしまって、結果、重大な事案になったのであります。

摂津市事務執行適正化第三者委員会の提言、それから原因分析を含めて、再発防止などいろいろと貴重な意見をいただいてきて、この間、幾つかの小さなミスは報告がたくさん上がってきてはいるものの、そういった意識の下で事務が行われてきたものと理解していたわけです。今回の事案が起

きてしまった以上、この間、摂津市事務執行適正化第三者委員会で指摘されてきた、事務ミスが起きる、もしくはチェックができない環境がそのまま残っていたのではないかと。仕事の内容の理解不足も含めて、部署ごとの職場間のコミュニケーション不足であったり、もしくは、自分の範疇のことさえ終わっていれば、あとはほかの部署だという、大きく言えば事なかれ主義も依然職場の中に残っていたのではないかと疑問が生じてきてしまいます。今回のミスが起きたことをチェックし切れないうまま出納閉鎖を迎えてしまった事態を生んだ背景はどのように認識しているのか、摂津市事務執行適正化第三者委員会の提言を踏まえて御答弁いただきたいと思えます。

○福住礼子議長 総務部長。

○山口総務部長 このような事象が起きた背景でございます。

先ほど、事なかれ主義という言葉がございました。決して事なかれ主義ではないとは思いますが、こう見られても仕方がないのかもしれない。

安藤議員がおっしゃった中で、部署ごとのコミュニケーションという言葉がございました。いわゆるつながりです。この御時世、地域のつながりが云々かんぬんという言われますけれども、これは何も地域だけではなくて、我々の仕事もつながりが大変大事でありまして、関係性があります。そういう意味でいいましたら、やはり自分の仕事と隣の職員と、その課の仕事と隣の課、離れた課と、どうつながっているのか、その関連性をしっかりとつないでいくところが非常に大事な、非常に大きなテーマであると思えます。どこかで何かが起こったとき、多様性の時代でありますから、また、いろんなニーズがいろんな部署

にあり、それも、これまででありましたら、これはこっこの課、これはこっこの課と解決がついたものも、課と課のはざま、部と部のはざまにニーズがあることもございます。余計に仕事の関連性、分野分野をつないでいくことが非常に必要でありますし、初めから言っております、何か起こったときに、そのことがどういうふうに移って、どこで影響が出るのかの気づきも、もちろん人との関係性、仕事の関係性、分野の関係性をしっかりと踏まえた上でやっていかんと駄目です。

先ほども申し上げましたが、これは何もコンピューターでやっているからそれがなくなつたということではないとは思いません。我々は確かに一定手作業で、実際の現物を手で仕分けしながら、これはこっこの、あれはあっち、それでこれとこれとをくっつけてとやっています。そのことからはいいますと、これも正直なところ、コンピューターの中での処理がどう関連づけられているのかが一目にはなかなか分からないところがあるかとは思っています。ただ、このことにつきましては、やはり理屈をしっかりと押さえた上で、この仕事の意味は一体何なんだと、これは何でこんなことをするんだとしっかりと認識できるよう、我々部長世代、課長世代、この辺りがしっかりとよい質問をしながら皆さんに考えていただき、我々が知っていることを引き継いでいく。もちろん、今の若手の方も我々以上に非常に優秀な方ばかりですので、あえて我々の経験も含めて、その内容をいろいろないい質問をしながら引き継いでいけるところをしっかりと引き継いでいく。そういうことによって、今後を担う方々の成長にもなりますし、ひいては市民サービスをしっかりと確保して維持をしていくことになる

かと思っております。今後、我々の世代の反省も含めて、どのように対処していくかしっかりと考えていきたいと思っております。

○福住礼子議長 安藤議員。

○安藤薫議員 個々の職員の能力であったり仕事に対する理解を深めること、もしくは職場風土を変えていく、風通しのいいコミュニケーションを充実させていく、こういった不断の努力はずっと求められていくでしょう。職場風土をよりよいものに変えていくことは一朝一夕にはできない、これは摂津市事務執行適正化第三者委員会の最後のまとめでも指摘されていることであって、今回の件も改めてその点を踏まえて不断の努力をやっていただきたいと思うわけです。

もう1点お聞きしておきます。市民税誤還付についても、摂津市事務執行適正化第三者委員会で、担当課の業務量、それから一職員に業務負担が集中している問題、同時に、年度またぎで旧年度と新年度との間に人事異動等があって、担当者や、もしくは管理職も替わってしまうことによって、事務の引継ぎであったり、仕事の勘どころそのものが継承し切れないと指摘もありました。当時は、特に年度末から年度当初に向けての仕事が集中する部署であったために、人事異動に配慮をするとか、もしくは、業務が集中する期間には一定の人材もしくは体制を強化する対策が取られました。今回の件を見ても、年度末の3月の調定を切った後、新たな年度において出納閉鎖を迎える中で、この担当課においても、様々な制度が複雑に入り組んでいて、国や大阪府からの納付金、交付金、いろいろなものが煩雑にあるものだと理解しているわけです。非常に当時のこととも環境は似て

いると感じています。そういった人事の問題、それから職員の業務について、ミスはどうしても起き得ります。その職場環境をつくっている人事政策、職員体制そのものがミスを生むような土壌になってしまっているのではないかどうかの検証も同時にやっていく必要があるかと思いますが、その点についてはどうお考えなのか、お聞かせください。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 御答弁いたします。

議員からありましたように、摂津市事務執行適正化第三者委員会の提言を踏まえまして、我々としましてもしっかり受け止めて、この間、いろんな取組をやってきているところでございます。一つの例としまして、先ほど理事者側からの答弁でもありましたように、この間、事務処理ミス等の隠蔽体質も摂津市事務執行適正化第三者委員会の報告の中にはございました。まず、そういったことができないような環境への取組として、ささいなミスでありましても、所属長もしくは担当部長までしっかり報告して、それを場合によっては市長、副市長まで報告する仕組みを取り入れております。その中では、当然、単なる事務のミスの報告だけではなく、ミスが起これないようにどういった取組を今後していくかも報告することによって、全庁的にほかであったミスであっても我が事として捉える、そういった仕組みを今構築しているところでございます。今回の事案が起きたことにつきましては、まだまだ我々としまして取組を一層ブラッシュアップしていく必要があると人事を担当している者としましては痛感しているところでございます。

あと、業務の話でございますとか異動のお話もあったかと思っております。人事異動につ

きましてはいろんな目的があって行っているところでございますが、年度当初の4月をメインに人事異動を行っているところでございます。退職でありますとか、いろんな要素がございますので、現在、基本的には4月に人事異動をする考えでいるところでございます。ただ、人事異動によって事務がきちり引き継がれていないのは非常に問題があると我々も認識しております。数年前から事務引継の規定もしっかり設けて、例えば内示の時期を早めたりとか、引継書をしっかり作る、引継内容につきましても上司がしっかり決裁する、そういったところで引継ぎに漏れがないか取組を行っているところでございます。

ただ、特に年度末、年度当初につきましても、業務量が一定繁忙になる部署が多いのは事実でございます。こういった取組をすればミスが軽減できるか、事務改善ができるか、これからも不断の努力で考えていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○福住礼子議長 安藤議員。

○安藤薫議員 市長公室長がおっしゃるのはよく分かるんですけども、人事異動であったりとか業務の集中、そういったものが今回のミスやチェックができなかった遠因としてあるかどうか検証をちゃんとされているのかどうかをお聞きしたかったんです。それも含めて3回目の御答弁をいただけたらと思います。

今回の担当部署も、年度末から年度始めにかけては、子供に関わるお仕事ですから、保育所の入所調整等々、市民に対しての仕事など、いろんな業務もある中で起きてしまった。ミスは許されるものではありませんし、私たちの前に公表される数字は基本的に間違いがないことを前提に議論し

ているわけです。法律もミスを前提としておりませんので、こういった専決処分になってくるかと思うんです。今回の状況が起き得る職場の人事体制、職員体制だったかどうかをきちんと把握しないことには、同じようなことがまた起きる可能性はあるわけです。もちろん職員の体制や人員の強化の問題、人事政策全般に関わってくる問題ではありますけども、やはり検証もきちんとやる必要があると思います。

3回目ですので、もう一度その点についてお答えいただきながら、最後なので申し上げておきます。もちろんミスはあきませんし、チェック体制に漏れがあり、重大な事案が起きたことも大きな問題です。しかし、ささいなミスを過度に指摘し合ったり叱責したりすることによって報告が上がってくるのがなくなってしまう。先ほど、市長が、様々な問題が起きてから、小さな問題まで全て市長のところまで上がっていると御答弁されていました。やはりきちんと報告ができる職場風土、それから、管理職が適切に指導できる風土を醸成していくことが非常に重要であります。個々のミスの問題についてはあかんこと、それから、チェックミスがあったことは本当に許されないことではあります。しかし、過度に厳しい処分をすることになっていけば、ますます問題が表に出てこない、見える化をして正しく処置をしていくことができなくなる。その点は配慮をしていただきながら、しかし、きちんと検証していただきたいと思っております。

今回の件について、人事とかの業務量の負担集中に係る対応を取る必要があるのではないかという検証をされているのかどうか、そのことも含めて教えてください。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 御答弁申し上げます。

今回の事案について、業務の集中でありますとか業務の負担があったのではないかという御指摘でございます。我々としましては、まだ十分しっかり検証できていない状況でございます。我々も今後、二度とこういったことが起こらないようにするためにも、しっかりとそういった観点も含めて検証してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 ほかにありませんか。野口議員。

○野口博議員 冒頭、この問題に関して総務部長から説明がありました。あつてはならんことが起きたわけで、全国的に見て、こんなことが起こり得るのか、政治的にこの問題をどう見るかが大事だと僕は思っています。冒頭、総務部長としては議案の説明をされたと思いますけども、同時に、市長として発言があつてしかるべき問題だと思っています。政治的にこの問題を行政がどう受け止めているのかについて、甚だ疑問だとまず最初に申し上げておきたいと思えます。

その上で、今後、市民から見て、この問題が全国的に報道されたりニュースに流れることもあり得ると思いますので、その確認をまずさせてください。財務省の資料とか大阪府の市町村課の財政資料などに、決算の状況について、摂津市が赤字になったことが今後明らかになってくるのか、先ほどお話があった第3回定例会で議論する決算認定の問題について、決算書の中でどう現れてくるのか。例えば、一般会計だったら最後に歳入・歳出・実質収支の一覧表があります。そこにマイナス約3,600万円と出るのか出ないのかとか、具体的にどういう形で全国的に明らかになっていくの

か確認もしておきたいと思えます。

その上で、ちょうど10年前の平成25年、摂津市は、様々な事務処理、法令遵守も含めて、業務執行の適正化推進委員会を設置しているんな検討を行ってきたわけでありました。行政として起こっているいろいろな問題に対する対応として、いろいろ取り組んできたわけでありました。平成25年の10月に業務執行の適正化推進委員会を設置して、翌年の平成26年、9年前に摂津市業務執行の適正化推進に関するアクションプランをつくりました。しかし、問題が発生し、平成30年以降の新たな事務処理に対応して摂津市事務執行適正化第三者委員会の提言が出てきた。しかし、また今回こういう問題が起きた。

そんな中で、昨年3月にまとめた摂津市コンプライアンス基本方針の中で、進行管理をするために、市長をトップにしてコンプライアンス推進本部やコンプライアンス推進検討部会、そして、コンプライアンス推進専門員の助言もいただいて、問題について処理をしていく体制を1年前につくったわけでありました。しかし、こんなことが起こったことについて、いろいろ御答弁なさっているんだけど、ほんまに今後こういうことが起こらないのか大変疑問であります。改めて去年、摂津市コンプライアンス基本方針をつくって取り組んできた視点から今回の問題をどう見るのかについて、1回目、御答弁いただきたいと思えます。

○福住礼子議長 総務部長。

○山口総務部長 野口議員のお問いにお答えいたします。

まず、1点目でございます。今回の実質収支の赤字決算が総務省等々で集約されて出てくるのかです。もちろん、総務省で、全国の決算がそろった段階で、いつとはち

よっと分からないですけれども、発表されると思います。そのことにつきましては、先ほども申しましたけども、我々はいろんな問合せとか、やっぱり一番気になるのは、市民の皆さんに御心配をおかけしてしまうことが大変申し訳ないことであります。先ほど安藤議員からもありましたけれども、丁寧に、起こったこと自体は全てありていに申し上げて、そして、今後の改善手法にしっかりと取り組んでいきたいと御説明したいと思っております。

それと、2点目、決算書の中ではどうなるのかです。

国民健康保険の会計が、平成の時代、平成26年度までずっと赤字決算となっておりました。決算書の中では歳入歳出決算書と歳入歳出決算事項別明細書があり、歳入歳出決算書は、款、項までの部分の歳入と歳出が書いてあります。事項別明細書は、款、項、目、節、細節、説明まで書いて、金額まで入っているもので、説明書になります。それと、実質収支に関する調書です。実質収支に関する調書は、決算書の最後に会計ごとの巻末についているんですけど、実質収支額はマイナスの表記、今回については「△3,600万円」という表記になります。これは現金主義会計でございますので、このまま赤字をほったらかしにはなりません。今回御提案申し上げていまず専決処分予算でもって、繰上充用金で、翌年度歳入を繰り上げて充用することで補填することになったときに、歳入歳出決算、款、項、いわゆる議決の項目でございますが、歳入幾ら、歳出幾らと表の一番最後に歳入歳出差引歳入不足額欄がございますので、そちらに不足額3,600万円と記載を入れることになります。その段の下に翌年度歳入の繰上充用金として同額を記

載いたしまして、この結果、差引きがゼロ、収支均衡での歳入歳出決算の御報告となります。

以上でございます。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 摂津市コンプライアンス基本方針等の関係についての御質疑に御答弁いたします。

議員がおっしゃられたように、摂津市事務執行適正化第三者委員会の提言を受けまして、市長をトップとするコンプライアンス推進本部を市で設置しております。8月だったかと記憶しているんですけども、昨年8月にコンプライアンス推進本部を開催いたしました。コンプライアンス推進本部員につきましては部長級の職員になるんですが、その中で、大体1年間でどういったミスがあったか、事例の共有でありますとか、対処法、あるいは再発防止を議論しているところでございます。

コンプライアンス推進本部では、コンプライアンスの専門家等の方も入っていただきまして、我々では気づけない取組の方法でありますとかもコンプライアンス推進本部の中で議論をしているところでございます。今年度も、まだ日程は決まっていないんですけども、今回の事案も含めまして、庁内で生じた事案について共有して、解決方法に取り組んでいきたいと考えております。

ただ、それでもなかなか全てのミスがなくなると我々は当然思っておりません。常に不断の決意を持って、ミスがない取組をいろいろ模索しながら、職員全員一丸となって取組を進めていきたいと考えているところでございます。

○福住礼子議長 野口議員。

○野口博議員 そうしましたら、大阪府の財

政資料だとか国の資料でも、当然、全国的に赤字が明らかになるわけです。決算書について記者レクをします。市長が最初に当選したときに、財政状況について、第2の夕張市になるということで、夕張市の問題が大きな社会的問題となり、実際の財政状況についていろんなニュースになった時期がありました。そんな中で、例えば1, 741市区町村の中で唯一摂津市が決算で赤字を出したというニュースが流れたとしたら、市民から見てなかなかしんどい話になる可能性もあります。この問題は政治的にちゃんと捉えて、いろんな説明はされているけども、二度と起こさない決意がなかなか感じられないところがあります。市長から先ほども御答弁がありましたけども、やっぱり最初に市長から発言があつてしかなるべき話だったと思います。市民から見て政治的ダメージの可能性もある今回の問題であり、こんなことが起こってはならんわけです。1, 741市区町村の中で唯一摂津市が赤字ですとニュースに流れたらどないなりますか。大変な影響を与えていくだろうと思います。一方では、大変な基金、いわゆる貯金を持っているという相反するいろんな状況について、市民がどう見ますか。先ほど市長の答弁がありましたけど、改めて市長から、この問題を政治的にどう見て、今後どうするのか、答弁を求めておきたいと思います。

以上です。

○福住礼子議長 市長。

○森山市長 野口議員の質疑にお答えをいたします。

先ほど来、いろんな話が出ており、説明をしております。この間の幹事長会でも申し上げましたが、お粗末という言葉は私は幹事長会で使ったと思います。言い訳のし

ようがないという意味では非常に申し訳なく思っております。

十七、八年前ぐらいの話をおっしゃっていました。当時、夕張市の話が出て、摂津市がワーストファイブという記事を私も目にしたのを克明に覚えております。その直後から市政を担当させていただきました。今回の話も、取扱いはまた少し違った角度になるかとは思いますが、やっぱり市民の皆さんにとつたら非常に不安をおかけすることになるかと思えます。でき得る限り説明していくのは当たり前ですが、現実にお金がないのならまだしも、みんなで力を合わせてそれなりの貯金をしながら、やるべきことはしっかりやってきただけに、これは非常に説明が難しいですが、しっかりと説明せないかんとは思っております。

今後、もし全国的にも理解をしていただくとするならば、人口問題はじめ、弱りかけている日本中であつて、摂津市はちょっと違うぞと、まだ頑張るとるぞというまちづくりを、また議員ともいろいろ力を合わせてしっかりとやっていくこと、私はこれが説明になっていくのではないかと思います。これがああやったからこうですすねんという理屈の説明も確かに必要ですが、これでまちがしぼんでしまつては元も子もないわけでありまして。いろんなプロジェクトに今取り組んでおりますけれども、逆手に取つてでも、しっかりとこの問題を捉まえて、職員一人一人が今まで以上の思いを持って今後のまちづくりに取り組んでいくことが市民の皆さんに御理解いただくことではないかと思います。非常に抽象的なお答えになって申し訳ないですが、議員各位にも御理解をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願

したいと思います。

○福住礼子議長 野口議員。

○野口博議員 そしたら、一言だけ最後に申し上げます。職員全体ではありませんけども、皆さんが市の職員になるときに、全体の奉仕者として住民の福祉を守っていく立場で仕事を始めます。そういう出発を受けて仕事を始めていくわけでありまして。市長もおっしゃったように、一人一人の仕事が結果として市全体を元気にして、市民の信頼を勝ち取って、一緒になって摂津市のまちづくりを進めていく、環境をつくっていく、これが本来の姿だと思っています。それが、順番に方針を決めて取り組んできているけども、とんでもないことが起こっています。これは市全体の話で、私どももそうかもしれないけども、こんなことが二度と起きないように原点に立ち戻って頑張っていたきたいとエールを送って終わります。

○福住礼子議長 ほかにありませんか。塚本議員。

○塚本崇議員 それでは、先ほど来より議論されております点において質疑させていただきます。

まず前提条件として、先ほど、改善案として上長での確認とか会計室の強化とかがありました。予算額が400億円超の自治体、例えばこれは民間に置き換えてみれば分かると思うんですけども、売上げ規模が1兆円になるような企業であっても、課長決裁ができるのは大体1億円ぐらいに制限されていると思います。今回、約2億8,600万円という大きなお金が課長決裁で調定されているところにまず疑問があります。議員の皆さんはほとんど民間出身ですので、この点はお気づきだと思いますし、職員の方にも民間出身の方は多数おられま

すので、この点は部長級以上へ稟議に諮っていないのかと不自然な点を感じます。

なおかつ、今回の点でいえば、ミスに気づいて府負担金にされて決裁を受けたということなんですが、誤っていた国庫負担金が決裁を受けていないまま残っているのは、システム上、仕組み的におかしいん違うかと思うんですけども、その認識は一体どうなっているのかを問いたいです。

二つ目です。先般来ありますけども、6月2日に口頭にて報告を受けたと先ほど御答弁いただきました。総務省の見解では遡及できないと。多分、前例がないゆえにそういう答えになったんだと私は思っているんですけども、これは実際に本日まで総務省とのやり取りで確認されたのかどうかについてお伺いしたいと思います。

三つ目です。分限、懲戒の件は、先ほど、摂津市職員分限懲戒等審査委員会で審査すると御答弁いただいたかと思えます。時系列的に見ると、個人の担当、個人のミスが羅列されていて、これは組織上の問題として捉えられていないと私自身は思うわけです。分限、懲戒について、もし分限、懲戒になるとしたら、重大な過失によるものか、違法性があると認識されているのかについて問いたいです。

以上3点、よろしく願いいたします。

○福住礼子議長 総務部長。

○山口総務部長 それでは、塚本議員の御質疑にお答えします。

まず1点目でございますけれども、歳入の調定であります。

歳入の調定につきましては、摂津市の事務決裁規程がございます。その中で、市税等々の歳入の調定行為につきましては、調定書はシステムから出すんですけども、決裁は課長決裁と規程の中で決まっております。

ます。これにつきましては、現在、もちろんシステムでやっておりますので、調定を起こすことは、ちょっと違うかもしれませんが、一般企業でいいますと収益の計上に近いものだと思っていただいたら結構かと思えます。これがないと、請求書、いわゆる納付書の発行ができず、督促もできない。一番大本になる内部での歳入に関しての意思決定行為、計上行為が調定になります。

確かに決裁は課長となっておりますけれども、入力された段階で本来の手作業でやったとおりにいいますのは、決裁が終わりますと、会計室に通知することになります。これは法律の中でも、調定を起こしたら、収納の機関である会計室に通知することになってございます。その部分につきましては、もちろんデータの連携は取れていますので、収納があったときにどの歳入が入ったのかがしっかりと分かる同期は取られております。

ただ、先ほど申されました、システム上、そんな大きな金額がなぜ未済で残ったままになっているのかにつきましては、この歳入、この科目であるから未済になるのはおかしいという結びつきはなかなか難しいかとは思いますが。人間の目で、もちろん調定を起こすときに間違いのないようにというところから始まって、例えば決裁のラインであったりとか、どこかで確認作業をする中で、例えば現物の通知と見比べて、おかしいじゃないかと気がついて後に戻るとか、一定の過程がないと、なかなか最終的に発見は難しいかもしれないかとは思っております。ですから、システムが全て万能ではないし、システムはあくまでも機械的に、その科目で調定に対して未済の分という見方をすれば集約できます。もちろんそ

ういう見方をして、財政課から各課に、50万円、100万円がいいとは言わないですけれども、決算収支に大変な影響を及ぼす大きいものになってきますと、個別に捉まえて、昨年の状況等々も鑑みて今年度はどうかと、最終的には人間が確認をする。今回、そこも素通りしてしまったところが一番問題であって、システムにつきましては、もう少し何かできるところがないか検討いたしますけれども、最終的には人間であろうと思っております。

それから、先ほどの三好俊範議員の一番初めのお問いで、総務省に見解を問うたところ、5月31日を超えてから遡ってやったら違法とおっしゃったのか、具体的にどのようなお答えの仕方を総務省がされたのか、私は直接聞いておりませんので分かりません。恐らく総務省がおっしゃったのは、先ほども申し上げましたけれども、5月31日までの出納整理期間以外で繰上充用なんて予算をつくること自体は法が予定しておりませんという意味ではないかとか推察できないところですが。前の質疑でも、10日だからいいのかとか、1か月、いや、半年、1年やったらどうなんですかというお問い合わせがありました。例えば、今、議会が開会中ですので、専決処分をしないで、議会にちゃんと議案として上程して議決をもらおうとなったときにも、それはやっぱりできないわけです。できない理由は、先ほど申し上げたことと相共通することでありまして、今回、もしこの科目で議案を上げますと、その当日でもって議決をすることになってしまいます。議決の日が6月に入ってからでは、そもそも成立しないことになりますので、5月31日までの範囲の中でしかできないという意味においての違法性という解釈ではなかろうかと私

は思っています。

私は、直接総務省に見解は問うておりません。

以上です。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 今回の件につきまして、摂津市職員分限懲戒等審査委員会で、違法性はあると認識されているのかという御質疑だったかと思えます。

今回の件に関しましては、事実をしっかり把握・認定した上で、摂津市職員分限懲戒等審査委員会で量刑も含めてしっかり審査の上、検討してまいりたいと考えております。関係者への事実確認等は既にもう始めており、今後、ここはしっかりしないといけないと考えておりますので、少々時間はかかると思えますけれども、しっかりと対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○福住礼子議長 塚本議員。

○塚本崇議員 御答弁ありがとうございます。

まず、最後の確認はやっぱり人なのかと御答弁いただいたかと思うんですが、今回お聞きしている分でも、大体国庫負担金は3月31日までに入ってくるのが通例で、府費負担金は5月にずれ込むことがある。国庫負担金が5月に入っていない、残っていることに対して、疑問に思うスキルレベルが必要だと思います。先ほどの御答弁にもありましたように、あくまで財政課は集合体をまとめる部署ですので、そこはやはり上長を含め、担当課内もしくは部内において収支が完結していることを確認するスキルレベルをしっかり設けていただきたいと思います。これは要望とさせていただきます。

二つ目です。総務省への確認はされてい

ないということでした。あまりにも前例がなさ過ぎて、この処理しかないという認識なんですけども、やはり監督省庁にはしっかり問合せをしていただきたいと思います。部内というか、庁内でもんだとは思うんですけども、監督省庁である総務省への問合せをしなかった経緯などがあるのであればお答えいただきたいです。

三つ目です。分限等の調査についてですけども、これはどうするか。やはり私自身、組織の問題だと思っているので、これを個人の責にするのは違うんじゃないかという気がします。かなり重大な過失ではあると思うんですけども、個人プレーに頼ったところにおいて非常に脆弱な部分があったんじゃないかと思っています。仕組みづくりであるとかクロスでチェックする、この辺をどうお考えなのか、もう一度、個人の問題なのか組織の問題なのかをお答えいただきたいと思います。よろしく願いします。

○福住礼子議長 総務部長。

○山口総務部長 再度のお問いにお答えいたします。総務省への問合せはどういう経緯でしなかったのかでございます。

恐らくですけれども、法律関係で、地方自治法、それから地方自治法施行令などの法令において各会計年度独立の原則から、当該年度の歳入をもって歳出に充てるとか、出納整理期間は5月31日をもって締まるでありますとか、歳入の調定行為でありますとか、繰上充用の仕組みでありますとか、この規定を私も全て見ております。その中での総務省の回答となれば、5月31日の出納整理期間以前において繰上充用は行うべきものであって、それ以後に行うものは時機を失して違法であるという解釈であろうと、私はそう思いましたので、総

務省に問い合わせるものでもないのかと思
いました。

以上です。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 今回の件が組織上の問題
ではないかというお問い合わせでございます。

我々としましては、この件につきましては、
個人の問題でもあり組織の問題、両方
の面があると考えております。ただ、摂津
市職員分限懲戒等審査委員会につきましては、
あくまで個人のことを審査する場でご
ざいます。組織の問題、課題につきましては、
先ほど御答弁させていただいたコンプ
ライアンス推進本部でありますとか、違う
形で当然検証は必要だと認識しております
ので、しっかりと両面で取り組んでまいり
たいと考えております。

○福住礼子議長 塚本議員。

○塚本崇議員 3回目なので、これでとどめ
たいと思います。

実際には総務省には問合せをしなかった
ことで、やはりその部分はなかなか難し
い自己解釈で、恐らく繰上充用金を5月3
1日に充てることが法律にのっとっていると
解釈されたと思うんです。今、そこが争
点になっている部分もありますので、やは
り一定やっていただきたいかと思いま
す。

それと、分限等の調査について、あくま
で個人のことでということなんですけど
も、それによってまた職員が隠蔽体質にな
ったりだとか萎縮したりとかがないように、
これは最大限配慮していただきたいと思
いますので、それを要望とさせていただきます。
この程度にとどめます。

以上です。

○福住礼子議長 暫時休憩します。

(午後0時 2分 休憩)

(午後0時50分 再開)

○福住礼子議長 再開します。

質疑をお受けします。

嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 大変長い時間を要した中
で申し訳ございませんけれども、私からも
何点か質疑させていただきたいと思いま
す。

今日の午前中のやり取りをお聞きしてお
りまして、ポイントの一つが、このやり方
が違法なものかどうかがあるのかと思っ
ております。出納整理期間を超えた6月1日
以降で実際に支払い等の行為があったの
か、もしそれがあったとするならば、令和
4年度で処理することは適切ではないと思
います。違法であると言われても仕方のな
いのかと思っておりますけれども、端的にそ
の点をお聞かせいただければと思います。

それと、もう1点は、これは非常にうが
った見方かもしれませんが、今回入
るはずのない2億8,000万円余りの国
庫支出金を見込んでいた、その結果として
赤字決算となったわけです。なので、この
ような専決処分をせざるを得なかったし、
本会議でもその旨が報告されてきたわけ
です。もしこれが例えば1,000万円余り
の本来入るはずのない予算をミスとして計
上していたとしたら、その場合は入ってこ
ないんですけども、見かけだけを見ると
赤字決算にはならないので、このような専
決処分をする必要はなくなるわけです。し
かし、ミスはミスとして存在するわけ
です。今まで、確かにこのような処理をす
るまでには至らなかったけれども、実は同
様のミスがあったのか。もしそれがあつた
とするならば、先ほどから市長公室長もい
ろいろと今後の改善点について触れておられ

ましたけれども、また違った視点からの反省が要るのかと、思っているんです。一度その点についてお聞かせいただきたいと思えます。

1回目、以上でよろしくお願ひいたします。

○福住礼子議長 総務部長。

○山口総務部長 それでは、嶋野議員の2点の御質疑にお答えいたします。

まず、1点目です。出納整理期間が終わった後の6月1日以降に令和4年度の支払い行為があったのかを端的にお答え申し上げます。6月1日以降に令和4年度の手支払いをすることはございませぬ。また、できませぬ。

次に、2点目でございますけれども、今回、国庫で間違えたことが赤字決算の要素になってございまして、それが2億8,600万円余りという、本来は府負担金として措置すべきものであります。そのほかに、当初、我々が5月二十何日かに見込みを立てたときには、収支は不足しておりましたが、財政調整基金から大体4億円程度繰り入れることによって、実質収支としては2.6億円余りは最低確保できるのではないかと思っておりました。今回の誤りの部分が例えば1,000万円でしたら、もちろん赤字にはならないわけですし、それはおっしゃるとおりでございます。

これまでどうだったのかでありますけれども、500万円、1,000万円、何千万円、いろいろあるかと思ひます。私としては、調定がこれまで相当な間違いがあったことについては全く認識をしておりませぬ。原課で一旦入れ間違えた部分を修正したことはもちろんあるかと思ひますが、そこで処理がもう終わっているわけでありませぬから、決算に影響を及ぼす程度のもの

として私は認識をしておりませぬ。

以上です。

○福住礼子議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 1点目の質疑なんですけれども、6月1日以降、出納整理期間が終わった後に支払い行為等があつて、それをさも5月31日までの出納整理期間の中で行ったかのように見せているとするならば、これは違法行為になるだろうと思ひます。ただ、今回の取扱ひは、先ほどから総務部長も議員の質疑に対して答えておられるように、決して好ましいやり方ではなかつたのかも分らないけれども、違法であるとは言へない。実際に地方自治法施行令を見ておりましたが、出納整理期間の中で歳入歳出の予算に編入しなければならぬとあるわけで、この方法以外になつたのかと思ひております。

ただ、このこと自体が、今回の本会議でのやり取りも通じて、摂津市として違法行為があつたのじゃないかと、一定市民の方に疑念を抱かれる可能性もあるわけですね。しっかりと私も聞かれたときには答えていきますけれども、非常に難しい課題であると思ひますので、丁寧な誠意を込めて、総務部長としても、また、理事者全体としてもしっかりと説明していただきますように、これはよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと、もう1点、今回はあまりにも額が大きかつたゆえに結果として赤字決算になり、専決処分に至つたわけですね。議会にも報告されたわけなんですけれども、ひよっとすると今までも、大きな事態に至つていないちょっとしたミスがあつたのかもしれない。もしそうであるならば、やはり反省すべきポイントとして、しっかりとチェックをするだけではなくて、これぐらいのミスであれば何とかなる、このぐらいのミス

であれば発覚せずに済むという体制の甘さ、体質の甘さにもつながっていたんじゃないのかと私は思うわけです。ぜひいま一度、今回の件を一つの契機として、しっかりと調査もしていただきたい、そのことによって、やはり反省すべきポイントがどこであったのかについてもしっかりと反省していただきたいと、これは心から願います。

お聞きしたいのは、今回の一連のミスは教育委員会で起こっているわけで、教育委員会は教育長がつかさどっておられるわけです。教育長として、例えば当該職員であったり、あるいは全体に対して何かしっかりと訓示を述べられたと思いますし、やっぱり教育長としての思いも伝えられたと思っていますけれども、どのようなことをされたか、お聞きしたいと思います。

○福住礼子議長 教育長。

○箸尾谷教育長 まず、冒頭、このたびは教育委員会所属の職員によります不適切な事務処理によりまして、見込みではありますけれども、赤字決算という本当に重大なことを起こしてしましまして、市民の皆さんの御不安、あるいは議員各位に御心労をおかけしましたこと、また、摂津市の信用を著しく傷つけてしまいましたことについて、改めて深くおわびを申し上げたいと思います。どうも申し訳ございませんでした。

私自身、あした、部課長会がございまして、そこでまた教育委員会の部課長にも、今日の皆さん方の御意見もお聴きして、改めてしっかりと話をしたいと思っておりますが、当該職員に対しましては個人的に少し話をしております。当該職員は、本当に申し訳ないことをしたと深く反省をしております。先ほど、幾人かの議員の方々か

ら、やったことに対する一定の処分は致し方ないとしても、今後の職務に影響のないようにとお言葉をいただいております。私も、やはりやったことはやったこととしっかりと反省し、二度と同じことを起こさないようにしながら、やはりこれからの職務でしっかりと信用を挽回していけと話はさせていただきます。

ただ、教育委員会は、今回の次世代育成部以外に、教育総務部も多額の予算を活用しての事業が多うございます。今、本市で様々な再発防止策を考えておりますけれども、教育委員会としても独自の再発防止策、チェック機能がないかどうか、今後、また考えて実行に移してまいりたいと思っております。本当にこのたびは申し訳ございませんでした。

○福住礼子議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 教育長から反省の弁もお聞かせいただきましたけれども、最後、奥村副市長にお聞きをしたいと思うんです。午前中に三好義治議員も触れておられましたけれども、私が本会議の中でいろいろ議論に参画させていただいたときには、非常に厳しい財政状況でした。野口議員も第2の夕張市という表現をされておられましたけど、まさにそういった状況の中で本当にいろいろな行財政改革を進めてきたと思います。

奥村副市長は、当時、総務部長として、むしろこの行財政改革を引っ張ってこられたと思うんです。恐らくそのときは、一つ一つの事業を行っていくにはやはり財源の裏づけがしっかりしてやないかんよという意識が強く働いていたんじゃないかと思えます。ただ、今、これはありがたい話なんですけれども、資金も比較的しっかりと確保することができていて、今までと比べる

と、コスト意識といいますか、一つ一つの事業を行うに当たって財源の裏づけが要るんだという意識がひょっとしたら薄まっているんじゃないか。そう考えると、あのとき行財政改革には成功したかもしれないけれども、そのときの精神が本当に受け継がれているのかについては非常に大きな疑問を私も感じるわけです。まさに行財政改革を引っ張ってこられた一人である奥村副市長が全庁的にその意識をもう一度しっかりと植え付けていくことは非常に大きな責務なのかと、思っているところなんですけれども、改めてお聞かせいただきたいと思えます。

○福住礼子議長 奥村副市長。

○奥村副市長 なる御指摘をいただいております。我々としたしましては、行政が施策をしていく上にはやはり財源が必要となります。その財源とてもやはり無限ではございません。一定限られた財源をうまく使っていく、それはやはり知恵と工夫かと思っております。

ちょっと話は変わるんですが、いわゆる行政経営の資源といいますと、よく言われるのは、人、物、金、それから情報と言われております。私どもは、職員に話をする機会があるときに、こういうことを言っております。人、物、金、情報、何で人が最初に来るのか。物を使うのは人である、それから、金を使うのも人である、それから情報を扱うのも人であると。午前中に市長が言いましたように、やはり人それぞれの質の問題と思っております。個々の職員の質を高めること、これがやはり一番根本的に大事かと思っております。

個人の力と、それから集団の力、これがやはり相互作用を起こしまして行政が進んでいくのであらうと思っております。午前

中にもありましたように、庁内研修で職員個々の力をつけていく、これも根本的には大事なことです。それから、各課のコミュニケーション、それから協調は、それを支えていく部分ではやはり重要なのかと思っております。いろいろ行財政改革の部分で携わってまいりましたけれども、それを十分にいいものにしていくためには、やはり職員の質を高める必要があるかと思っております。

私どもが考えていかなければならないのは、やはり健全な行財政運営に努める、これが一番大事かと思えます。それで市政を発展させる、それから、我々が次の世代に引き継いでいく、これがやはり一番大事かと思っております。

いろいろと不備があります。ミスがあります。そういう部分では、もう一度我々が原点に立ち戻ってしっかりと行財政運営を行っていきたいと思っております。

○福住礼子議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 以上で質疑を終わります。お諮りします。

本件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

通告がありますので、許可します。森西議員。

(森西正議員 登壇)

○森西正議員 報告第6号に反対の立場から討論をいたします。

令和4年度一般会計の実質収支が3,660万3,000円赤字となる見込みであり、令和5年度一般会計から3,660万

3,000円を繰り上げて補填するということですが、まず、赤字決算が見込まれるのは、事務処理ミス、つまり人為的ミスによるものであります。担当課において、国庫支出金の交付がないにもかかわらず、出納閉鎖日、5月31日まで国庫支出金が入金されるものと思い込んでいた。また、担当者一人で業務を行っていた。財政課も、担当課に電話のみ、「入金されますか」、「はい、大丈夫です」とのやり取りであったと聞いております。大変お粗末極まりない。

また、先ほどの質疑を聞いていますと、今回の専決が違法ではないのかという質疑も出ています。何よりも、このような形で議会に上程されることが大きな問題であります。

本市では、平成30年4月、総務部市民税課が担った平成30年当初課税事務において、課税処理システム端末への入力誤りに端を発する1,500万円余りの誤還付を生じ、現在に至るまで対象市民からの返還を受けられていない事案、また、平成29年4月以降、総務部防災管財課職員による私的な親睦会において集金された親睦会費の盗難が疑われる事案、さらに、令和元年12月以降、当時の市民生活部市民課、現在は生活環境部市民課において、交付前のマイナンバーカードを複数回にわたって亡失し、かつ職員による不適切な事後処理が疑われる事案が発生し、摂津市事務執行適正化第三者委員会を設置し、令和2年9月16日付で諮問し、令和3年3月30日に答申を受けました。

入力ミスによる住民税の誤還付の案件における対策については、マニュアル化と業務の見える化、業務フローの作成とチェック機能の強化、人事異動における工夫、I

T化とアウトソーシングについて、事後対応及び職場風土の問題、事後対応が緩慢であり、適切になされなかった問題については、不祥事対応のマニュアルの整備が必要である。また、職員アンケートでは、軽微なミスをオープンにしやすい職場風土の必要性を訴える意見が見受けられた。早期にミスを発見し、是正するためには、上司や同僚職員との風通しのよさや、ミスに対して過剰に責め立てることのない職場風土の醸成が求められると指摘された。

再発防止に向けた提言として、職場風土の問題で、職員全体の意識改革と速やかな調査体制の構築、コミュニケーションの促進、内部通報窓口の充実化、管理職の意識改革、事務マニュアル等の作成で、プロジェクトチームの設置、不祥事対応の一般的なマニュアルの必要性、倫理指針等の策定と答申を受け、多くの議員が本会議や委員会で事務処理ミスがないよう改善されているのかと質問をしてきました。今後、事務処理ミスがないよう研修を実施していくとの答弁でありながら、今回、重大なミスが発生しました。

まず、一人で業務を行っていたことで、再発防止の提言どおり実施していなかったのではないのでしょうか。住民税の誤還付における対策について、マニュアル化と業務の見える化、業務フローの作成とチェック機能の強化の指摘からしますと、担当者一人で業務を行ってはいけない解釈ではないのでしょうか。解釈どおり改善していれば今回の事案は発生していなかったのではないのでしょうか。摂津市事務執行適正化第三者委員会への諮問・答申は何だったのでしょうか。

各議員の今日の質疑で、理事者の答弁が「これから改善します」とはどういうこと

なのか。2年前から改善をされているはずであります。

よって、報告第6号の反対討論といたします。

○福住礼子議長 安藤議員。

(安藤薫議員 登壇)

○安藤薫議員 日本共産党議員団を代表いたします。報告第6号に対する反対討論を行います。

本件は、出納閉鎖後に事務ミスにより令和4年度の赤字が生じ、令和5年度の歳入を繰り上げて補填するため専決処分となったものです。

今回の事務ミスは、府支出金を誤って国庫支出金として事務処理をしたこと、その誤りに気づき、府支出金として事務処理直したものの、誤った国庫支出金を削除せずに会計システム上残してしまったこと、決算見込額の照会時や出納閉鎖直前の未収の確認時にもそのミスに気づかず放置してしまったものであります。その結果、令和4年度実質収支において、約2.6億円の黒字決算見込みが3,660万3,000円の赤字となりました。チェック機能がしっかり果たされていれば防ぐことができたもので、大変恥ずかしく、お粗末な専決処分と言わざるを得ません。

一方で、当該案件について、単純な事務ミスとしてだけではなく、そのチェック体制や事務内容の理解、職員の過大な負担、庁内コミュニケーションなど、様々な角度から原因を分析し、具体的な再発防止策を構築し、広く共有していくべきです。

また、令和3年3月30日に報告されました摂津市事務執行適正化第三者委員会の調査報告では、早期にミスを発見し、是正するためには、上司や同僚職員との風通しのよさや、ミスに対して過剰に責め立てる

ことのない職場風土の醸成を求めています。職員が業務上のミスを恐れて萎縮することなく働ける職場環境づくりや、組織内のコミュニケーションの促進により力を尽くしていくことを改めて求めて討論を終わります。

○福住礼子議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 以上で討論を終わります。

報告第6号を採決します。

本件について、承認することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○福住礼子議長 可否同数です。

よって、地方自治法第116条第1項の規定により議長において本件に対する可否を裁決いたします。

本件については、議長は承認といたします。

よって、本件は承認されました。

本件については、さきに提出されている議案第36号と補正予算番号等の整理が必要となります。そのため、議案第36号及び報告第6号におきまして、必要となる字句及び数字等の整理を議長に委任されたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

日程2、一般質問を行います。

順次質問を許可します。塚本議員。

(塚本崇議員 登壇)

○塚本崇議員 それでは、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。最初は一括、2回目以降は一問一答形式にてお願いいたします。

まず最初に、5年前の大阪北部地震での被災者及び各地災害での被災者への哀悼の

意を表したいと思います。

それでは、一般質問を行います。

一つ目です。BCP、すなわち業務継続計画についてお尋ねいたします。

巨大災害を想定した震災版BCPの策定が進んでいると思いますが、その進捗状況についてお聞かせください。

二つ目、子どもの居場所づくりについてです。

令和3年度の調査では、不登校の中学生の割合は全国平均で5%にも上ると報道されています。これは、1クラス35人として、1名から2名の不登校児童がいることを示しています。そこで、本市の不登校児童や不登校傾向の児童に対する学校や教育委員会として行っている支援やケアについて、具体的な取組をお教えてください。

三つ目です。ケアマネジャー、すなわち介護支援専門員の今後の需要についてです。

現在、超高齢社会が進むにつれて、介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーの需要が増加することが既に自明となっております。そこで、本市における高齢者人口及び要支援・要介護認定者数について、介護保険制度開始時期の平成12年と比較して現状はどのようになっているのかをまずお答えください。

最後に、四つ目、働き方改革についてです。

叫ばれて久しい働き方改革ですが、平日夜間遅くでも庁舎の電気が灯っていることが常態化しているように思います。そこでまず、時間外及び休日勤務の実態についてお尋ねいたします。

1回目、以上となります。

○福住礼子議長 答弁を求めます。総務部理事。

(丹羽総務部理事 登壇)

○丹羽総務部理事 摂津市業務継続計画の進捗状況についての御質問にお答えします。

令和4年度に地震編の摂津市業務継続計画の作成を進める過程で、非常時優先業務を担う職員が大幅に不足することが明らかになりました。令和5年度は、非常時優先業務の開始時期を調整するとともに、市職員で対応すべき業務と他市町村からの受援で対応可能な業務を選別し、受援を前提とした体制整備ができないか検討することとしております。引き続き、発災後の市民活動に影響を与えないよう、円滑に非常時優先業務が遂行できる体制構築に努めてまいります。

○福住礼子議長 教育総務部長。

(安田教育総務部長 登壇)

○安田教育総務部長 本市の不登校や不登校傾向の児童・生徒に対する学校や教育委員会の具体的支援やケアについての御質問にお答えいたします。

学校の取組といたしましては、教員による家庭訪問やスクールカウンセラーによるカウンセリングで子供の状況把握を行うとともに、管理職や関係教員、スクールソーシャルワーカーなど専門家の助言を得て、一人一人の状況やニーズに合った支援について検討し、対応しております。また、校内に適応指導教室を設置し、安心して過ごすことができる居場所としたり、教室へ行くスモールステップとしての居場所として活用したりしております。

次に、教育委員会の取組といたしましては、市内で1か所であった適応指導教室を、今年度より新たに別府コミュニティセンターと新鳥飼公民館において開室し、学校に行きにくい子供の学校外の居場所を拡充するとともに、学生ボランティアである

さわやかフレンドを各校に派遣し、不登校傾向にある児童・生徒が安心して相談できるサポートを行っております。

このように、不登校児童・生徒に対しては、学校と教育委員会がそれぞれの役割を踏まえて連携し、一人一人の状況やニーズに合った支援に取り組んでおります。

○福住礼子議長 保健福祉部長。

(松方保健福祉部長 登壇)

○松方保健福祉部長 高齢者人口及び要支援・要介護認定者数についての御質問にお答えいたします。

介護保険制度開始時期となる平成12年9月末現在の高齢者数は、総人口8万5,011人に対し1万2,136人、高齢化率14.2%であったものの、令和5年5月末現在では、総人口8万6,456人に対し2万2,251人と1万115人増加、高齢化率は25.7%となっております。

また、要支援・要介護認定者数は、平成12年9月末現在で1,239人、65歳以上の第1号被保険者の要支援・要介護認定率10.2%であったのに対し、令和5年3月末現在で4,209人と2,970人の増加、要支援・要介護認定率は18.9%となっており、高齢化の進展等により増加傾向で推移している状況でございます。

○福住礼子議長 市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 時間外及び休日勤務の実態についての御質問にお答えいたします。

令和4年度は、管理職や再任用職員を含めた673人に対し、13万6,941時間の時間外及び休日勤務がございました。職員一人当たりの年間の平均時間外及び休日勤務時間数は203時間となります。ま

た、最も多かった職員の時間外及び休日勤務時間数は1,239時間であり、1,000時間を超えた職員は合計3人、そのうち管理職は2人でございます。

なお、産業医面談を73人に対して実施し、職員の健康状態や病気のリスクを把握して就業上の措置を適切に講じております。

○福住礼子議長 塚本議員。

○塚本崇議員 ありがとうございます。ここから2回目の質問へ移らせていただきます。

まずは、業務継続計画、通称BCPについてですが、先ほどの御答弁ですと、発災後に非常時優先業務を行う職員が大幅に不足することが明らかになりました。これはかなり重要な問題であると考えています。発災する時間帯や規模にもよると思うのですが、自助の観点から申し上げますと、発災後72時間は必要な支援を受けることができない状態も想定して行動しなければなりません。そこで、地震時の非常時優先業務における避難所班などの人員不足について、行政としてはどのような対応を取っていくのか、お尋ねいたします。

○福住礼子議長 総務部理事。

○丹羽総務部理事 非常時優先業務には、災害時応急対策業務と、通常業務のうち発災後も継続しなければならない業務がございます。通常業務のうち発災後も継続しなければならない業務は、先ほど答弁させていただいた受援を前提にした業務の継続を検討していくこととしております。御質問の避難所の運営を含めた応急対策業務の一部につきましては、市民の皆様にも御協力を賜りながら人員不足に対応していくことを検討しております。

今年度は、自主防災組織の皆様にも御協力

をいただき、防災サポーターに御参加いただくワークショップを開催し、市民向けの避難所運営マニュアルの素案を作成するとともに、実際に訓練を実施して検証した上で実効性のあるマニュアルを整備してまいります。

○福住礼子議長 塚本議員。

○塚本崇議員 ありがとうございます。

ここからは要望とさせていただきますが、まずは避難所運営マニュアルにおいては、誰が見ても答えにたどり着けるよう索引形式にさせていただきたいと思います。その理由は簡単で、既にお分かりだと思いますが、誰が被災するか分からない状態で誰が運営するかをあらかじめ決めておくこと自体がリスクとなりかねない状況を防ぐためです。

また、横断的な取組も求めておきたいと思います。発災直後は救急への着信が集中する可能性が極めて高く、緊急度の識別判定をし、出場の優先順位を決定するコールトリアージの訓練もしっかり行っていただきたいと思います。

さらには、現在意見を集めている災害時に発生したごみの回収などについては、環境業務課と速やかな連携をして、避難所運営が円滑に回るよう取り組んでいただきたいと思います。

ちなみに、私は、先月5月に、梅田で夜中に被災したと想定して、千里丘地域まで梅田から歩いて帰ってみました。グーグルマップでは3時間半と表示されていたんですが、休憩を挟んで歩いてみますと、やはり5時間かかりました。これは、被災した場合にはもっと時間がかかることが想定されます。こういったことを勘案して、優先順位をつけて避難所訓練、そして発災直後の行動マニュアル、タイムラインをつくっ

ていただきたいと思います。

BCPについては以上にしたいと思いません。

続いて、子どもの居場所づくりについてです。

他市の事例では、フリースクールやNPO法人などによる子供の居場所づくりの連携が進んでいると聞いております。本市の状況についてお尋ねいたします。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 本市におきましても、フリースクール等に通わせたいという相談を学校が受けることがあり、併せて、フリースクール等への通学を在籍校の出席として扱ってほしいという御要望を伺うこともございます。その際は、学校と教育委員会が当該フリースクール等において行われる指導内容や学校との情報共有の在り方などについて確認・協議し、本市の不登校児童生徒が通う出席扱いとする民間施設についてのガイドラインに基づき、要件を満たしている場合は学校長の判断で出席扱いとしております。現時点で、市内には子供に学習指導等を行うフリースクールは確認できておりませんが、今後もフリースクール等の民間施設との連携を進めてまいります。

○福住礼子議長 塚本議員。

○塚本崇議員 ありがとうございます。摂津市内にフリースクール等の居場所となる拠点が少ないことを非常に憂えています。学校に行かなくてはならないというのは、もはや昭和の価値観のように私は思っています。語弊を生むかもしれませんが、率直に言う時代遅れです。

本市は、いち早くGIGAスクール構想に手を挙げて、国の認定を受けています。ハード面でのサポートがあるのであれば、ソフト面でも子供の居場所づくりは可能で

あると考えます。極端な例で言うと、ホームスクーリングも可能であるということです。確かに学校は社会性を学ぶ場でもありますけども、その社会性になじめない子も一定数いて、しかしながら学習する権利はある。その場所を提供するのは大人の役割であると考えております。

少子化や子供の貧困化はますます進んでいくと推測されます。ヤングケアラーもさらに増えるでしょう。こうした社会の中で生きるすべを教えていくことは今後重要になるのではないかと考えております。不登校児へのケア、これを正面から取り組んでいただくことをお願いしてこの質問を終わります。

続きまして、ケアマネジャーの問題です。

ケアプラン作成等に関わる介護支援専門員一人当たりの担当件数は現状どのようになっているのか、お答えください。

あわせて、超高齢化の進展に伴い、要介護認定者がこの23年余りで3.5倍以上になっていることが明らかになったわけですが、行政としてケアマネジャーの需要は今後も高まっていくことは承知されていると思います。この点に関して本市の考えをお尋ねいたします。

○福住礼子議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 市内居宅介護支援事業所におけるケアマネジャー一人当たりの平均担当件数は、運営基準に規定する一人当たり標準担当件数が35件であるのに対し、令和5年1月末現在で33.2件となっており、要支援・要介護認定者数の増加に伴い、年々業務が肥大化している傾向にあると考えております。

このような中、後期高齢者の増加に伴い、介護サービスを必要とする要介護認定

者等がさらに増加すると見込まれており、ケアマネジャーの人材確保及び資質向上は喫緊の課題であると認識しております。

ケアマネジャーをはじめとする介護職員の確保につきましては、全国的な課題でもあり、国に対し、北摂市長会等を通じて介護職員の処遇改善を要望しているところでございます。今後につきましても、介護職員の処遇改善や財源確保など、介護保険事業の運営に関して継続して国に働きかけてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 塚本議員。

○塚本崇議員 ありがとうございます。

御答弁ですと、現状では担当件数がぎりぎりの状態を保っていることが分かります。今後の人口動態を考えると、介護支援専門員の需要もさらに高まるのが普通にたどり着く答えです。

ですが、ケアマネジャーには隠れた問題が存在します。それは、5年ごとに訪れる更新研修です。この更新には6万円以上の費用がかかります。それも個人負担です。それがネックとなって、資格は持っているんだけど更新はしていない方が多数おられると聞いています。こうなってくれば、もはや今後、これは人員の取り合い、自治体間競争になることは明白です。いち早く優秀な人材を押さえるのであれば、更新研修の一部補助など、本市独自で打てる施策を打つしかありません。国への要望も引き続き行っていただきたいのですが、この問題に国が正面から向き合うようには私は思えません。ケアマネジャー、介護士への処遇改善をしっかりと求めていただきたい。

第9期せつつ高齢者かがやきプランの策定に係るアンケート調査の中でも、相談窓口が、ケアマネジャー、社会福祉協議会であったり高齢介護課であったりということ

がもう既に明らかになっています。そういった中で、しっかりと優秀な人材を確保していただけるよう要望してこの質問を終わりにしたいと思います。

最後に、働き方改革について質問です。

超過勤務の実態については把握いたしました。

次に、催し事など業務上の都合によって、週休日、土日や休日、祝日に出勤される職員の方を見かけることが多くあります。こうした休日出勤の振替・代休の取得や年次有給休暇取得の実態についてお尋ねいたします。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 週休日の振替及び休日の代休日の取得状況についてお答えいたします。

令和4年度の週休日及び祝日に半日以上勤務した職員数は、半日勤務が延べ1,562人、1日勤務が延べ1,101人となります。このうち半日単位の週休日の振替を取得した職員は延べ152人で、9.7%でございます。1日単位の週休日の振替及び休日の代休日を取得した職員は延べ196人で、17.8%でございます。

次に、年次有給休暇の取得状況についてですが、令和4年度の職員一人当たりの年間取得日数は14.2日となっております。

○福住礼子議長 塚本議員。

○塚本崇議員 超過勤務1,000時間を超える職員が3名、さらに代休取得率が1桁、有休取得率も高くないとなると、私は市の管理能力に対して疑問を呈するところなのでございます。その辺りについて、人事を管理しておられる福渡副市長からの答弁を求めます。

○福住礼子議長 福渡副市長。

○福渡副市長 安全衛生の確保や労働環境の改善など、働きやすい職場をつくることは市として大変重要なことと認識しております。

休日出勤の振替や有給休暇の取得は、市は最大限配慮すべき事項だと考えてございます。このような問題に適切に対応する労務管理については、管理職が適正に管理できるようにすることが重要であり、昨年度は、職場環境の改善と職員への健康・安全に配慮する義務を中心に労務管理研修を実施し、関連する法令の重要なポイント、労務リスクの評価方法と対応方法、就業が安定しない職員への対応の例などについて学んでいただきました。市としては、職員誰もが安心して仕事を行える環境整備を進めることで、良質な市民サービスを提供し、魅力ある摂津市となるよう努めてまいりたいと考えてございます。

○福住礼子議長 塚本議員。

○塚本崇議員 ありがとうございます。

市としては必要な措置を打っているという御答弁だと思いますが、まず現状を鑑みるに、この施策は機能していないように思います。合計で13万6,000時間以上という超過勤務に併せて、年間1,000時間を超える残業が3名、うち2名が管理職ということは、既に現場はオーバーフローを起こしていることは明白だと思います。このような状態が続けば、いずれ労働災害が起きることは避けられないと考えます。その場合、最悪、貴い命、人材を失い、市にとって大きな損害となることが考えられます。これは既に個人の管理の問題ではなく、組織的な問題だと大きく捉えていただきたい。その上でワーク・ライフ・バランスを整えていただきたいと思えます。

4月からこども家庭庁が創設されましたが、そこで実施されている施策として、育児休業消化、年次有給休暇消化、退勤から出勤までの間隔を11時間設けるというルールづくり、こういったものがされています。こういった動きは各市町村にも広がっています。ぜひとも本市でもこのルールづくりをしっかりと進めていただいて、そして、ワーク・ライフ・バランスが整った職場環境をつくっていただきたいと私は考えます。

年間1,000時間を超えた管理職の現場をしっかりと一度見直していただいて、午前中も議論させていただきましたが、これを個人の問題と捉えるのではなく、組織的な問題としてしっかりと対応することを強くお願いして私の一般質問を終わりたいと思います。

○福住礼子議長 塚本議員の質問が終わりました。

次に、出口議員。

(出口こうじ議員 登壇)

○出口こうじ議員 私からの一般質問をさせていただきます。

1番、小中学校教育について。

本市の児童・生徒の学力が年々向上の傾向にあると聞きますが、GIGAスクール構想で一人1台のタブレット端末が導入され、活用されるようになると、紙に書かれている文字を読む機会が減り、読解力が身につかないのではないかと心配をしております。児童・生徒の読解力向上に向けた取組についてお聞かせください。

続きまして、少子化について。

厚生労働省が今月の2日に発表した令和4年(2022)人口動態統計月報年計(概数)で、合計特殊出生率全国で1.26、そして、大阪府内では1.22と、少

子化の進行が浮き彫りになりました。本市における出生の実態についてお聞かせください。

続きまして、ふるさと納税について。

去年の9月から本市でもスタートし、約10か月たちましたが、ふるさと納税における寄附金の実績や、そして件数はいかがでしたか。また、ふるさと納税のポータルサイトはさとふるにて運営しておりますが、今まで運営をしてきて、トラブルなどの対応の問題があったり、実際に返礼品の事業者からの御意見などはありましたか。

続きまして、メルカリ等の活用について。

本市において不要になった備品や車両などがどのように処理されているか、1回目、お聞かせください。

以上です。

○福住礼子議長 答弁を求めます。教育総務部長。

(安田教育総務部長 登壇)

○安田教育総務部長 児童・生徒の読解力向上に向けた取組についての御質問にお答えいたします。

GIGAスクール構想により一人1台のタブレット端末が導入されて以後、本市の小・中学校では、日常的、組織的にタブレット端末を活用し、児童・生徒の学習意欲や学力向上に向けて取り組んでおります。

御指摘の読解力については、文章に没入し、深く読む読解力の育成には紙のほうが適している可能性があるという大学等の調査研究もありますことから、学校におきましては、デジタルに偏るのではなく、紙の教科書を読む機会を設けるなど、デジタルとアナログのそれぞれのよさを適切に活用するよう努めております。

また、読解力向上に向けた授業の工夫の

例といたしましては、教科書を教員が全て読むのではなく、途中まで読み、その続きについて子供たちが想像し、自分の想像したことを交流することで伝えたいという気持ちを喚起したり、その続きを自分で読みたいと意欲を持って取り組める言語活動を授業の中に取り入れるなどの工夫をしています。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

(大橋次世代育成部長 登壇)

○大橋次世代育成部長 本市における出生の状況についてお答えいたします。

議員が御指摘のとおり、先日、厚生労働省から、毎年実施する令和4年(2022)人口動態統計月報年計(概数)が公表され、その中で、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値である合計特殊出生率について、全国においては過去最低の1.26であったと発表されたところでございます。

市町村ごとの数値については、5年に一度の公表となっており、最新の平成25年から平成29年までの5年間における本市の値は1.58であり、全国平均や大阪府内平均よりも高い値となっております。

また、出生数についてですが、令和4年度の出生数は725名であり、対前年度比4.5%の減となりました。地域別では、安威川以北地域の対前年度増減率が1.5%減にとどまったものの、安威川以南地域では10.5%減となっており、安威川以北地域と安威川以南地域で大きくその状況が異なっております。

少子化対策については、中長期的なスパンでの実効性ある柔軟な取組が必要となっております。子育て世帯や子供を望む方たちから選ばれるまちとなるよう、市全体で取り組んでいくことが求められていると

考えております。

○福住礼子議長 市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 令和4年度のふるさと納税における寄附金の実績と、ふるさと納税ポータルサイトさとふるの対応などについての御質問にお答えいたします。

令和4年度のふるさと納税に係る寄附金は、返礼品の提供を行った方が512件、1,146万6,000円、返礼品の提供がない方が7件、118万円で、全体として519件、1,264万6,000円でした。

ふるさと納税ポータルサイトを委託している株式会社さとふるの対応につきましては、適宜適切な運営を行っていただいております。また、返礼品の協力事業者は、商品の製造に専念できる、役割分担が非常に適切で高く評価できるとのお声をいただいております。

○福住礼子議長 総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 不要になった物品等の取扱いに係る御質問にお答えいたします。

庁舎や外部施設にある物品等につきましては、使用に堪えなくなるまでは使用することとしており、事業の廃止や縮小などにより備品等が必要でなくなった場合には、他部署に再利用の意向について照会し、可能な限り再利用を図ることとしております。

一方、耐用年数などにより更新し、不要になった特殊車両などは、インターネットオークションで売却をしております。近年

で申しますと、令和3年度にバキューム車を約31万円、トラックを40万円、令和2年度には消防ポンプ車を約67万円、船外機を約8万円で売却しており、今年度は救急車の売却を予定いたしております。

○福住礼子議長 出口議員。

○出口こうじ議員 御答弁ありがとうございました。

小中学校教育について、2回目の質問でございます。

子供たちが学力をつけていくためには、日々の授業内容を工夫するだけではなく、子供たちが落ち着いた雰囲気の中で授業を受けられるよう授業規律を確立するなど、教員の生徒指導面での資質や能力の向上が必要だと思います。今は教育の在り方が大きく変わっている時代になってきております。教員の専門性も変わっており、教えの専門家から学びを組織する専門家への転換も求められると思います。

昨今、人工知能やビッグデータなど、あらゆる産業が社会生活に取り入れられて、社会の在り方が変わる状況が生じている中、やはり教育も変わらなければならない時代です。日本の教育は、高度経済成長期以降、より高く、よりよく、より早くという社会的欲求が強まる中で、正解の丸暗記や、みんなと同じことができる、また、言われたことを言われたとおりにできることを中心とするようになってきたと感じました。

しかし、学習活動とは、本来、お子さんが主体的に直面する物事から解決すべき課題に気づいて、多様な立場の人とともに正解や納得できることを見いだして表現する力を培えることだと私は考えます。そういったことを教える先生の能力向上のために教育委員会として取り組んでおられること

をお聞かせください。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 教員の質・能力の向上のためには、教員自身が主体的に学び続けることが重要であると考えております。そのための仕組みづくりとして、学校が自校の課題に対して自ら企画する研修のテーマに合わせ、スクールロイヤー等の専門家から学べるよう講師として派遣したり、先進的な教育実践校から学ぶ管外視察等の取組を展開しております。

教育委員会としましては、各学校が実情に合わせて主体的に学べる仕組みをつくり、教員の質・能力の向上に取り組んでおります。

○福住礼子議長 出口議員。

○出口こうじ議員 教員が研修等により日々研さんを積んでいることは理解いたしました。授業や研修以外にも様々な業務があり、時間外勤務が多いと聞きます。文部科学省が4月末に公立学校教員を対象にした2022年度の勤務実態調査の結果が発表されましたが、何と小学校教諭で64.5%、そして中学校教諭の77%が、国の指針で定める月45時間の上限を超える時間外勤務をしているそうです。先ほども塚本議員が職員の残業のことを話されていましたが、本市における小・中学校教諭の時間外勤務の実態をお聞かせください。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 令和4年度、月ごとの時間外勤務の勤務時間の平均は、小学校で35時間36分、中学校で46時間23分となっております。月ごとに比較しますと、最も長いのは、小学校で6月の46時間37分、中学校で4月の58時間16分、最も短いのは、小・中学校ともに8月であり、小学校12時間5分、中学校23

時間42分となっております。

- 福住礼子議長 出口議員。
- 出口こうじ議員 確かに残業が多い背景もいろいろとあると思いますが、時間外勤務を減らすためにどのような取組をされているか、お聞かせください。
- 福住礼子議長 教育総務部長。
- 安田教育総務部長 時間外勤務が多い要因としては、小学校教員は、授業時数が多く、放課後には会議や打合せが設定されていることから、勤務時間外に行事や授業の準備、保護者連絡などに追われ、時間外勤務が多くなっていると考えられます。中学校教員は、小学校教員より授業時数は少ないものの、生徒指導や進路指導、また、部活動の指導の対応のため、時間外勤務が多くなっていると考えられます。

教育委員会といたしましては、平日夜間、土日祝日等の電話対応を音声ガイダンス対応としていることに保護者理解を求めるとともに、摂津市立中学校部活動ガイドラインに休養日の設定や活動時間の上限などを定め、生徒と教員の心と体の健康を保てるよう支援しております。また、教員の負担軽減のために、学習プリント印刷や掲示物の掲示等を担うスクールサポーターを全校に配置しております。

小学校の時間外勤務時間は、国のガイドラインの上限の目安である45時間を下回っており、中学校においては上限を約1.4時間超えております。今後も、これらの取組を進めるとともに、さらに効率的な方法について検討してまいります。

- 福住礼子議長 出口議員。
- 出口こうじ議員 長時間勤務が常態化している影響で、教員の志望者が減って、採用倍率も低下傾向にあり、教員不足も一部で起きていると聞きます。効果的な対策をこ

れからもよろしく願いいたします。

そして、次の質問ですが、新型コロナウイルス感染症が5類に移行されたことに伴い、マスクの着用が個人の判断に委ねられるようになりました。今日もすごい暑いですけど、私は暑がりなので、これから夏に向けて、熱中症対策、そして子供たちのコミュニケーションのためにもマスクはないほうがいいんじゃないかと考えますが、教育委員会の見解をお聞かせください。

- 福住礼子議長 教育総務部長。
- 安田教育総務部長 マスクの着用は個人の判断に委ねられているとはいえ、気温が上昇するこれからの時期にあつては、マスクの着用が熱中症のリスクを高める危険性がございます。また、これまで、マスクを着用していることで相手の表情が読み取れず、トラブルにつながっている可能性があるという報告も学校から複数寄せられてまいりました。これから迎える夏場対策として、熱中症対策を優先するとともに、コミュニケーションの観点からもマスクを外す声かけをするよう学校に指示してまいります。

- 福住礼子議長 出口議員。
- 出口こうじ議員 新型コロナウイルス禍は、まさしく日本社会の同調圧力の強さを浮き彫りにしたと思います。感染対策を守れない人を過剰にとがめる自粛警察やマスク警察などという言葉も出てきました。やはりお子さんたちがよりよくコミュニケーションを取れるために、前回、いじめの問題もありましたけど、これもしっかり対応していただきたいと思います。コミュニケーションがうまく取れたら、やっぱりこういういじめの問題も減るのではないかと思います。

続きまして、少子化についてでございま

す。

少子化の背景には様々な要因があると思います。新型コロナウイルス禍での婚姻数の低迷などの影響もあると思います。

大阪府では、未婚化、晩婚化を改善しようと婚活イベントに力を注いでおります。今年度は婚活や子育てに関する情報をまとめたウェブサイトの刷新を予定しておりますが、本市でも摂津市商工会が婚活イベントを開催しております。今月の11日に開催されたイベントでは、男性17名、女性15名が参加されて、5組のカップルが誕生しました。その後、結婚していただいて家庭を築いてくれるとうれしいんですけども、本市でもこのようなイベントの開催も有効と考えますが、市の考えをお聞かせください。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 婚活イベントの御質問についてお答えさせていただきます。

国立社会保障・人口問題研究所が5年ごとの国勢調査を基に算出している50歳時未婚率は、令和2年で男性28.25%、女性17.81%となっており、男女とも、この30年、上昇が続いていることから、未婚化や晩婚化の進行が少子化の大きな要因の一つとされているところでございます。

そのような中で、男女の出会いの場を提供する、いわゆる婚活イベントを開催する自治体が少なくないことは認識しております。本市におきましても、平成30年に実施いたしました2040年問題を背景とした行政課題等の分析及び解決に向けた基礎調査では、第五中学校区の25歳から39歳の有配偶率が男女ともに低く、有配偶出生率については、第二中学校区も合わせて低い結果が得られておりますことから、検

討の余地はあるものと考えております。

しかしながら、婚活イベントの開催により一定の成果を上げた自治体がある一方、イベント参加から成婚に結びつく件数が限られるため、実効性の評価が難しいという意見もございます。1組の成婚に多額の費用がかかることが懸念されるため、その費用対効果について、他の少子化対策と併せ、慎重に検討する必要があると考えているところでございます。

○福住礼子議長 出口議員。

○出口こうじ議員 ここからは要望となりますが、少子化は静かなる有事とも言われ、国全体、どこの自治体でも抱えるテーマだと思います。そして、特に本市では鳥飼地区の少子化も喫緊の課題であると考えます。

大阪市は、不妊治療のうち、公的医療保険の適用外となる先進医療に対する支援や不妊検査費の助成を今年度から始めました。そして、枚方市や泉南市でも第2子以降の保育料の無償化を始めました。子育て支援に力を入れていくのも大切な少子化対策だと思うんですが、まず出会っていただいて、結婚していただいて、家庭を築いていただくのがスタートだと思います。先ほどの御答弁でもありましたけど、イベントの開催により一定の成果を上げた自治体もある一方で、成婚に結びつく件数が限られるため、実効性の評価が難しいとの御答弁もいただきましたが、何もしないより何かをしていただきたいと思います。多額でなくてもいいので摂津市商工会に予算をつけてあげたらと思います。

続きまして、ふるさと納税について。

令和4年度のふるさと納税に関する寄附金の実績については理解いたしました。また、さとふるの運営では特に大きなトラブ

ル等はないと聞き、安心をいたしました。

一方で、返礼品の協力事業者から評価いただいていることから、さらに協力事業者や、ほかのポータルサイト、楽天とかふるなびとかANAなどを増やすのも効果的であると考えますが、今後のふるさと納税の考え方や方向性についてお聞かせください。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 本市を全国の方に知っていただけるよう、今後におきましても返礼品の充実を図るとともに、多くの方の目に触れる機会を増やしたいと考えております。

具体的な取組といたしましては、摂津市商工会と連携し、返礼品協力事業者の募集説明会を予定しております。また、摂津優品（せつつすぐれもん）をはじめとした事業者へ個別訪問して返礼品募集を周知するなど、返礼品協力事業者の拡充に努めてまいります。

ポータルサイトの追加に関しましては、返礼品をPRする機会が増し、寄附者の利便性の向上にもつながる一方で、ポータルサイトによっては、発送業務ができないなど、現在利用しているポータルサイトのようには毎月の支払いやワンストップ特例申請受付など一連の業務を一括契約できない場合があり、その場合は市役所の業務フローを再構築する必要もございます。このような点も踏まえた上で検討を行い、今後も本事業の充実に努めてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 出口議員。

○出口こうじ議員 ここからは要望となりますが、ふるさと納税の返礼品の提供を開始したことにより、多くの方々に寄附をいただいて、本市の魅力ある返礼品や、そして

本市のことを認知していただき、当初からの目標である地場産業の活性化とシティプロモーション戦略の二つの課題に効果的に対応できていると思います。今後もっと摂津市のいいところを知っていただけるよう、産業振興課など関係する課との連携、さらに事業者や、品目を増やすために摂津市商工会ともしっかり手を取り合って、今後も事業の充実を図ってください。

また、私も去年、同じ質問をさせていただいたんですけども、本市のふるさと納税はほかの自治体に比べて遅れてのスタートなので、さらに周知するために市外イベントといったものもよろしく願います。

そして、今月は賞与月なので、市外に住んでいる摂津市の職員の皆さん、ぜひ御利用ください。

そして、先ほどの御答弁でもありましたように、新たなポータルサイトを始めようと思うと、業務の追加にも自然とつながることは理解いたしました。少数精鋭で運営されているとお聞きしました。現在の業務運営体制など、様々考慮すべき点は多くあると思われませんが、ミスやトラブルがないよう、しっかりと着実に体制の整備などをよろしく願います。

次は、メルカリ等の活用について。

メルカリでは、現時点で21の自治体と連携協定や事業連携をし、事業者が出品できるサービスのメルカリShopsを使った粗大ごみや備品の販売などを導入し、収益を得ているそうです。メルカリが送料を含めた商品価格の1割を手数料として徴収し、残りが自治体の収益となる仕組みだそうです。

今月の5日、国連の定める世界環境デーと環境省の定める環境の日に、名古屋市や、そして奈良県の大淀町など八つの自治

体がこのメルカリ Shopsを始め、販売を開始したことを発表されたそうです。本市でのこういったフリマサイトの活用についての考えをお聞かせください。

○福住礼子議長 総務部長。

○山口総務部長 不要になった物品や回収した粗大ごみをメルカリで販売している自治体があることは承知をいたしております。このようなフリマサイトで販売することで、自治体として収益を得ることはできませんが、商品撮影やサイズの計測、説明文の記載、購入希望者との質疑応答、包装、発送などの人件費等にかかる費用についても考慮する必要がございます。

一方、本市におきまして、インターネットオークションで売却した消防車やバキューム車などは、その状態によりましては高額で売却でき、一定の収益につながるものでございます。このような特殊な物品で需要があると見込まれるものにつきましては、出品者が価格を設定するフリマサイトではなく、スタート価格よりも落札価格が上がるインターネットオークションのほうが適しているのではないかと考えておりました。今後とも活用を図ってまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 出口議員。

○出口こうじ議員 ありがとうございます。

ここから要望となりますが、環境省の調査によりますと、2021年度における日本のごみ総排出量が東京ドーム約110杯分出ているそうで、本市もごみ処理場を解体し、茨木市に委託します。限りある資源が大切に使われる環境型社会の実現が大切だと思います。

自治体によるメルカリ Shopsは2021年の11月から始まったそうで、岩手県山田町の統廃合した学校の備品販売から

始まったそうです。本市でも鳥飼東小学校、鳥飼小学校の統廃合の話も出ており、そしてまた、市民の環境意識の啓発や処理費用の削減向上等の利点もあると思います。新しいことをしようと思ったら、確かに人件費や時間が取られると思うんですけども、ぜひこういうことも前向きに取り組んでいってください。

私からは以上です。

○福住礼子議長 出口議員の質問が終わりました。

次に、西谷議員。

(西谷知美議員 登壇)

○西谷知美議員 まず初めに、先週22日、摂津市において2021年に起きた幼児の虐待死事件に関する公判が行われた日に、くしくも神戸市でも虐待で6歳の男の子が亡くなるという事件がありました。本市と関係ないといえば関係ないんですけども、2年近くたってもこのような事件がなくなることに非常に心を痛めております。摂津市でしっかりと対応していくことを示して、全国に先駆けて虐待死ゼロに向けてしっかり取り組んでいきたいという思いを皆さんと共有したく発言させていただきました。

それでは、質問に入らせていただきます。

まず一つ目、次年度使用の小学校教科書採択について質問いたします。

児童にとって分かりやすく、かつ非核平和宣言都市である摂津市にふさわしい、平和や人権を大切にした教科書採択を望みますが、教育委員会の見解をお聞かせください。

そして、二つ目、教員不足についてです。

先ほどの答弁でもありましたが、摂津市

も全国と同じように教員不足であると聞いております。どのような現状にあるのか、お聞かせください。

三つ目です。摂津市における補助金および委託事業の在り方についてです。

補助金の交付を毎年当然のように続けていると、補助金を見直す機会を失い、事業目的も形骸化し、既得権化することが懸念されます。団体等に対する補助金及び委託の在り方についてお聞きしたいと思いません。

四つ目です。こちらは議員となってから本当に何度も何度も質問させていただいております。2021年12月、2022年6月、9月、12月の一般質問で触れさせていただいておりますが、中間支援組織の事業計画についてです。

本市以外の北摂6市には市民活動団体の中間支援組織がありますが、なぜ本市にはできないのでしょうか。ぜひお聞かせください。

そして、五つ目です。市の魅力向上について。

摂津市では、全国的な傾向と同様に、人口減少、少子高齢化の進展が予想されますが、特に鳥飼地域の進行は市域全体よりも速いことが分かっております。先ほど出口議員の質問にもありました少子化も早く進んでおります。

子育て世代に選ばれるエリアにするためには、鳥飼地域はまず防災対策も必要かと思われれます。淀川と安威川に挟まれており、自然災害のリスクも高く、市の魅力向上に向けては、鳥飼地域の様々な課題に向き合い、鳥飼地域を誰もが住みやすいまちにしていく必要があるのではないかと考えております。鳥飼まちづくりグランドデザインの進め方についてお伺いしたいと思

ます。

次に、駅における卒煙スペースの確保についてです。

昨年の第2回定例会でも取り上げましたが、摂津市において、改正健康増進法の施行により、駅周辺は禁煙エリアとなっております。摂津市とともに北大阪健康医療都市として健都を構成している吹田市において、今年度の4月からJR岸辺駅北口とJR吹田駅北口で卒煙支援ブースの使用を開始しております。本市における分煙、禁煙に対する施策についてお伺いしたいと思います。

最後に、自転車のヘルメット補助金についてです。

改正道路交通法の施行により、4月1日以降、全ての自転車利用者に対してヘルメットの着用が努力義務化されております。私も4月に間に合うようにアマゾンで購入して毎日かぶるようにしております。摂津市の普及促進に向けた取組についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○福住礼子議長 答弁を求めます。教育総務部長。

(安田教育総務部長 登壇)

○安田教育総務部長 児童にとって分かりやすく、かつ平和や人権を大切にした教科書の採択についての御質問にお答えいたします。

教科書は、子供たちの日々の学習において主たる教材となっております。そのため、分かりやすいことはもちろん、摂津市の子供たちの実態や学習状況に最もかなった教科書を採択してまいります。

また、教育基本法にも明示されており、教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必

要な資質を子供たちに身につけさせることを目的として行われます。議員の御指摘のとおり、教科の内容のみならず、平和や人権の観点も大切にしていまいます。

続きまして、摂津市の教員不足の現状についての御質問にお答えいたします。

直近の令和5年6月1日時点で、育児休業等で休んでいる教員の代わりになる臨時的任用職員が、小学校では5名、中学校では2名不足している現状であります。教育委員会としましては、大阪府の講師登録者への電話連絡や、講師求人の広告を出し、広く公募するなど、講師の確保に努めておりますが、教員を志望する人材が少なく、欠員の補充に苦慮している状況でございます。

○福住礼子議長 市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 補助金および委託の在り方についての御質問にお答えいたします。

補助金を交付するかどうかは公益上の必要性を考慮して判断するものであり、必要性が薄れたものについては廃止すべきであると考えております。本市が団体等に交付する補助金の中には長年にわたり継続して交付しているものもございますが、これらも毎年公益上の必要性を確認した結果でございます。今後も、この考えに基づき、厳格に補助金を精査するとともに、適正な執行に努めてまいります。

また、団体等に対する委託につきましても、事業の必要性を考慮し、適時改善等に努めてまいります。

続きまして、鳥飼まちづくりグランドデザインの進め方についての御質問にお答えいたします。

鳥飼地域は、市内の他の地域に比べ、人口減少、少子高齢化の進展が著しく、ま

た、高い自然災害リスク、公共交通の利便性などに課題がございます。このような課題を踏まえ、鳥飼まちづくりグランドデザインは、住民の生命と身体を守る危機管理・防災の観点を軸として、誰もが安全・安心に過ごし、にぎわいと暮らしやすさが調和したまちを目指すため、子や孫の世代の将来を見据えた長期的な視点からまちづくりの方向性を取りまとめたものでございます。

鳥飼地域がよりよい地域になるためには、これまで以上に住民や地域活動団体、事業者等の連携・協力が必要不可欠となっております。鳥飼まちづくりグランドデザインに掲げられた将来予想や取組の方向性等については、現在、説明会等あらゆる機会を通じて、地域の多様な世代の住民、関係団体、事業者等に鳥飼まちづくりグランドデザインの周知を行い、現状や課題を共有する取組を進めているところでございます。

○福住礼子議長 生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

○吉田生活環境部長 市民公益活動団体の中間支援組織についての御質問にお答えいたします。

中間支援組織は、あらゆる分野を超えて、市民と市民、市民と行政、行政と事業者等の間に立って、団体の運営に関するアドバイスや情報提供などを行い、そのパイプ役として中立的な立場でそれぞれの活動を支援し、結びつけることを目的とする組織でございます。

議員の御指摘のとおり、本市以外の北摂各市では、NPO法人などが中間支援組織の役割を担っている状況でございます。大阪府内の市町村におきましても、約4割の市で中間支援組織があると聞いておりま

す。

本市におきましては、現在、自治振興課が中間支援の役割を担っておりますが、中間支援組織の必要性は認識しており、他市の状況も参考にしながら、中間支援組織を担う団体の育成や組織化について調査・研究を進めてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 保健福祉部長。

(松方保健福祉部長 登壇)

○松方保健福祉部長 分煙、禁煙に関する施策についての御質問にお答えいたします。

吹田市における駅前の卒煙支援ブースの設置は、喫煙者が集まる密閉型の喫煙所をつくることで分煙を図り、禁煙支援情報の掲示や動画活用によって卒煙を促す取組と認識しております。

本市におきましては、分煙の取組といたしまして、摂津市健康づくり推進条例に基づき、JR千里丘駅、阪急摂津市駅、阪急正雀駅周辺等の路上喫煙禁止地区の指定を行い、人が多く集まる場所での喫煙を禁止することで受動喫煙防止等に取り組んでおります。

また、禁煙の取組といたしましては、特定健診等の集団健診時における喫煙者への個別指導のほか、妊婦に対する禁煙指導、市ホームページ等での禁煙支援に関する情報発信や、禁煙治療ができる医療機関の紹介などに取り組んでいるところでございます。

○福住礼子議長 建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 自転車ヘルメット普及促進の取組についての御質問にお答えいたします。

令和5年4月1日の改正道路交通法施行により、自転車使用時における自転車用ヘルメット着用が全年齢対象となり、努力義

務化されました。

本市は、平たんな地形のため、通勤・通学や日常の場面での自転車利用が多く、また、令和2年3月策定の摂津市自転車活用推進計画では、自転車を利用しやすいまち、自転車事故のないまちを目標としております。

今回は、交通事故防止の観点から、本市では、摂津警察署と連携・協力した街頭での啓発指導や交通安全教室等の開催を実施しました。また、警察署では、市内の主要な道路を自転車指導啓発重点地区及び路線と位置づけ、交通指導、取締りを強化されております。

さらに、4月からの本市独自の取組としまして、高齢者の運転免許自主返納者のうち希望者に対し、これまでの反射材つきジャンパーと併せて自転車用ヘルメットの支給をスタートしております。4月で56件、5月で19件の申請があり、5月末時点で合計75件の支給状況となっております。

○福住礼子議長 西谷議員。

○西谷知美議員 2回目以降、一問一答形式で質問させていただきます。

教科書について、回答ありがとうございます。

次に、教科書の採択に当たっては、現場の教員が最適と考える教科書を採択すべきだと考えておりますが、教育委員会の見解をお聞かせください。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 教科書を採択するに当たって、本市の子供たちの実態や学習状況にかなった教科書を採択することが大切と考えております。そのため、本市においては、学校の校長及び教員や保護者並びに教育委員会事務局職員から成る摂津市立小中

学校教科用図書選定委員会を設置しており、採択は、摂津市立小中学校教科用図書選定委員会の意見も参考にしながら、教育委員会の権限で実施しております。

○福住礼子議長 西谷議員。

○西谷知美議員 教育委員会の中で摂津市立小中学校教科用図書選定委員会を設置して採択しているとのこと、了解いたしました。

続きまして、新聞報道によると、藤井寺市では令和2年度の中学校教科書採択において不正行為がありました。贈収賄事件になります。本市においては、公平性、透明性を確保するため、このような事態を招かないように教育委員会としてどのように対応するか、お聞かせください。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 令和5年3月31日付文部科学省通知「教科書採択における公正確保の徹底等について」において、教科書選定委員や調査員の選任等の際に留意する点などが具体的に示され、教科書採択の公正確保を徹底するよう指示がございました。

本市では、以前より、摂津市立小中学校教科用図書選定委員会の議事録を全て公開するなど、公正・公平かつ透明性のある教科書採択に努めてまいりましたが、教科用図書選定委員及び調査員に対して今回の文部科学省通知の内容を十分に周知した上で、教科書採択に直接の利害関係を有する者でないこと、職務上知り得た内容について守秘することについて宣誓書の提出を求めるなど、教科書採択の公正確保の徹底に万全を期しております。

○福住礼子議長 西谷議員。

○西谷知美議員 摂津市における公平性、透明性を確保するための取組をお聞かせいた

だき、ありがとうございます。ぜひその取組を継続していただきたいと思います。

そして、既に6月1日より教科書展示会が開催されております。市民も教科書を閲覧できると聞いておりますが、先日、「教育と愛国」というドキュメンタリー映画が異例のロングヒットを続けるなど、近年、教科書に対する市民の関心は高まっている状況にあります。市民の意見も採択の参考とされるべきと考えておりますが、教育委員会の見解をお聞かせください。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 教科書展示会は、教科書の適正な採択に資するため、教科書の発行に関する臨時措置法により設けられた制度で、本市では、広報紙やホームページにて周知した上で毎年開催しております。今年度は、6月1日から7月3日までを教科書見本の展示会開催期間とし、市役所6階教科書センター及び教育センターで展示会を開催しております。展示会にて御記入いただいた意見書は、教育委員会にて集約し、採択の参考資料といたしております。

○福住礼子議長 西谷議員。

○西谷知美議員 市民の意見もしっかり取り入れていただきたいと思います。

教科書採択の教育委員会議では、希望者全員が傍聴できるよう、これまでは多人数が収容可能な部屋が用意されてきたと聞いておりますが、今年度も同様の対応があるのかどうか、お聞かせください。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 教科書採択を行う教育委員会議を傍聴していただくことは、教科書採択に係る経過や教科書を採択した具体的な理由を広く市民の皆様を知っていただく機会になると考えております。過去の傍聴を希望された方の人数も参考にしながら

会場の準備を進めてまいります。

- 福住礼子議長 西谷議員。
- 西谷知美議員 それでは、要望として、教科書採択は教育において非常に重要なことですので、質問させていただいたことをしっかり遵守していただき、取り組んでいただきたいと思います。

続いて、教員不足についてお聞きいたします。

1回目の答弁で、現状でも不足している状況があるということでございます。先ほど様々質問がありましたが、やっぱり時間外勤務が多いことは教員志望者を減らす一因になっているかと思っております。中学校の部活動の指導が時間外勤務の増加につながっているのではと考えておりますが、現状をお聞かせください。

- 福住礼子議長 教育総務部長。
- 安田教育総務部長 中学校の時間外勤務時間は、令和4年度の平均は46時間23分と、文部科学省が示したガイドラインの基準である45時間を超えております。中学校では、生徒指導や進路指導、部活動の対応に多くの時間がかかり、議員が御指摘の部活動は時間外勤務の増加につながっている一つの要因となっております。部活動の中でも、とりわけ運動部は、試合の関係から休日にも行われており、中学校の時間外勤務は休日に占めている割合が大きい現状でございます。例えば、令和5年度4月の休日における時間外勤務の平均は、小学校で約3時間半に対し、中学校では約16時間半と、中学校が約13時間多くなっております。また、休日の時間外勤務が多い教員は、運動部の顧問である割合が高くなっております。部活動が生徒の人間関係の構築を図ったり自己肯定感を高めたりすることができる教育的意義も踏まえつつ、摂津

市立中学校部活動ガイドラインに基づいた適切な活動になるよう指導してまいります。

- 福住礼子議長 西谷議員。
- 西谷知美議員 教育委員会の取組としては理解しました。

続いての質問は、中学校部活動地域移行の受皿対策の具体的な動きをお聞きしたいと思います。2025年の期限があったのが、延長されるといった動きも出ておりますが、摂津市においてはどうなっているか、お聞かせください。

- 福住礼子議長 生活環境部長。
- 吉田生活環境部長 それでは、中学校部活動地域移行の取組状況についての御質問にお答えいたします。

これまで、中学校教員の長時間労働の是正や持続可能な部活動について、国において検討され、令和4年12月に学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインが示されました。

本市といたしましても、これらの状況を踏まえ、令和4年度に学校教育課と文化スポーツ課とで複数回協議の場を設け、令和5年1月には会議体として摂津市部活動地域移行準備委員会を設置し、国や他自治体の状況、課題等を共有しております。

また、受皿機関の検討ですが、市内でスポーツ活動をするNPO法人や市民団体等にも地域で子供たちのスポーツ活動や文化活動を担う方針が示されていることについて情報共有しているほか、体育施設や温水プールの指定管理者とも地域移行の方向性や他自治体の取組状況を共有するなど、可能性を検討している段階でございます。

- 福住礼子議長 西谷議員。
- 西谷知美議員 地域移行に関してどのよう

な取組が行われているか、御説明ありがとうございます。NPO法人や市民団体等に打診はされているということですのでけれども、こちらは四つ目の質問である中間支援組織の構築についても非常に関係してくると思います。やはり摂津市内において、このNPO法人と書かれているのはどこの団体かというのがずっと頭に浮かんできます。そちらの団体も高齢化が見受けられますので、中間支援組織の構築が非常に関係してくるのかと思います。一つ二つの団体をお願いするのではなく、多様な団体をお願いできるような地域活動の活性化に向けても同時に取り組んでいただきたいと、こちらは要望とさせていただきます。二つ目の質問は以上で終わります。

三つ目の質問で、補助金の在り方についてです。

補助金は厳格に精査されているということですが、特定の団体等に対する補助金交付が常態化すると、団体等が補助金に依存し、その団体等が本来持っている自主性や自立性を阻害する要因にもなりかねないと思っております。また、非常に他団体の新規参入の妨げになっている状況は明らかだと思っております。新しい社会課題の対応も困難になってくる現状があります。本市がそのような状況になっていないか危惧しておりますが、どうお考えでしょうか。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 御質問にお答えいたします。

補助金は、団体等が持つ特有の力を引き出し、市の施策を推進していくための重要な手段であると考えております。したがって、団体等の自主性や自立性を阻害することはないと考えております。一方で、新しい社会課題で優先度が高い場合は、新

しい市の施策に基づき、財源を転換させることも必要であると考えております。こうした考えに基づき、行政経営戦略の進捗管理や予算査定において、新しい課題への対応などを含め議論し、施策の推進に努めているところでございます。

○福住礼子議長 西谷議員。

○西谷知美議員 市が補助金の交付を施策推進の重要な手段と捉えていることは理解いたしました。補助金は、新しい社会課題に対応していくために市民や団体等の活動を支えるものであると同時に、市民や団体等の力を引き出すきっかけともなり得ると思っております。そのためには、市民や団体等に市の補助制度をもっと知ってもらうとともに、補助制度も使いやすくする必要があると考えます。市民や団体等の力をさらに引き出すために、市が積極的に補助制度の周知や改善を図っていく必要があると考えますが、どうでしょうか。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 地域が抱える様々な社会的課題の解決や、よりよい市民生活を実現していくためには、市民や団体等と課題などを共有しながら協働して取組を進めることが重要であると考えております。多くの市民や団体等に関心を持ってもらい、協働の取組への参画を促すためには、そのきっかけとなる補助制度を広く周知するとともに、利便性が高く効果的な制度となるよう改善を図っていく必要があると考えております。今後も、制度の周知を徹底するとともに、情報の連携を密にし、社会情勢の変化に対応した適切な補助金の執行に努めてまいります。

○福住礼子議長 西谷議員。

○西谷知美議員 次は要望になりますが、結構長いです。お聞きください。

今後、超少子高齢社会において税収減が避けられない中、社会問題の複雑化による市民ニーズも多様化し、職員一人当たりの負担は増加傾向にあると思います。持続可能な財政運営を確立する上で、補助金や事業委託の執行の適正さを点検するのみならず、行政の施策を推進するために、市民ニーズに合った活動への財源を迅速かつ柔軟に振り分ける体制を整えることが重要であると思います。そのことが中間支援組織だと私は考えております。

特に、国も進めている重層的支援体制整備事業や中間支援組織の取組、複合的な課題を取り扱う点において、行政組織や分野にとらわれない広範囲の情報が必要となっております。先ほど、奥村副市長からも人、物、金、情報とありました。補助金や委託事業の情報も含め、市民や団体等の活動を支える情報を関係機関全体でしっかりと共有し、取組を進めていただきたいと思っております。

また、市民活動団体の中には、事業採算性が困難な福祉的課題などに切り込む活動を行う団体もございます。こうした団体が安定的に活動していくために、行政による財政的な支援は重要であると考えております。行政課題としての優先度が高く、かつ事業採算性を取りづらい活動を行っている団体への支援は、それ以外の活動と分けて柔軟かつ戦略的な支援を展開していただきたい。

これはすごく抽象的な言い方をしていますので、具体的に言いますと、摂津市市民活動公益補助金事業というのが毎年度実施されており、こちらはステップアップで3年間の補助金に対して独立することを求められている補助金制度になります。市として、課題解決に向け、委託も可能だと思う

ような福祉的な重要度が高い事業を行っているところに対しては、今後も委託事業化を選択肢に入れていくことが必要かと考えております。

例えば、愛知県安城市は、行政協働型事業として、外国にルーツのあるお子さんや家族の支援を行う団体に対して、委託型事業として移行することも実施されております。ほかにも、交通事故を減らすためのボランティア活動など、多岐にわたる事業プレゼンが実施されております。ぜひ摂津市も、豊かな市民活動をたくさん生み出していくためにも、これらの委託型事業も検討をお願いして、こちらの質問を終わりたいと思います。

次に、4番目の質問です。中間支援組織ですが、もう本当に何回も質問させていただいております。

中間支援組織の必要性は認識いただいているようです。先ほど、大阪府内の市町村は4割程度ということでありましたが、大阪府は近畿の中でも認定NPOやNPO団体の数が非常に少ないんです。大阪府は、近畿においては大きい都道府県にはなりませんが、少ないんです。だから、それを対象にするのはやめていただいて、例えば兵庫県のデータなんですけれども、中間支援組織の20年の歩みを調べた資料を参考にさせていただきますと、自治体に中間支援組織があると、毎年1件から5件の新しい事業がしっかり生まれているそうです。そういった背景を踏まえまして、中間支援組織の必要性を市として認識しているのであれば、組織の立ち上げに向けて、今進めておりますではなく、具体的な計画をお示しいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○福住礼子議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 それでは、御質問にお答えさせていただきます。

中間支援組織の立ち上げに当たりましては、どのような団体に中間支援組織を担っていただくのか、そのためにどのように団体を育成していくのかなど、大きな課題がございます。このようなことから、現段階におきましては、中間支援組織の立ち上げに向けた具体的な計画を示すことは困難ではございますが、その必要性は認識しているところでございますので、段階を踏んで検討を進めてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 西谷議員。

○西谷知美議員 私が質問を始めてから約2年たっているわけです。

摂津市の子ども食堂マップを今年5月に藤浦議員も尽力されて作っていただきました。これは、皆さん、後で見いただいたら分かるんですけども、めちゃくちゃ北部に偏っていて、南部にはほとんどない状況があります。これは、やっぱり中間支援組織がないことによって市民活動が脆弱な摂津市の体質を表しているんじゃないかと、すごく数値化されて分かりやすいと思いますので、こちらを本当に参考にさせていただきたいと思います。今年7月に鳥飼北小学校区に一つ子ども食堂が増えるんですけども、それを付け加えておきます。

要望ですが、中間支援組織の立ち上げについて、本当に早急に具体的な計画を立ててほしいと思っております。例えば、阪南市においては、人口5万人ちょっとでございますが、大阪府におけるNPOの老舗でございます大阪NPOセンターと中間支援組織を立ち上げて、何年か経過して、今は市内の団体に委託するまでになっております。検討検討では一向にスタートいたしま

せんので、例えば、来年度を準備年としていただいて、令和7年度にスタートできるようにという形で具体的な年度を挙げさせていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○福住礼子議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 御答弁させていただきますように、中間支援組織は、まずは市内のNPOなどの団体の現状を見ながら、市内の事業所を優先させていただいております。ただ、やはりなかなか時間のかかる現状もございますので、どのような方法があるのか、議員が御提案の内容も含めて多くの方法を検討していけたらと思います。その中で、中間支援組織の必要性は私も十分認識しておりますので、具体的に考えていけたらと思っております。

○福住礼子議長 西谷議員。

○西谷知美議員 本当に現状を見ながらという回答がずっと続いています。北摂7市ではなく6市に中間支援組織があることはずっとお伝えさせていただいているんですけども、コロナ禍において、その6市が一体となって、活動継続支援のために緊急補助金プロジェクトを立ち上げたんです。寄附を募って、合計22団体に活動応援金として支給し、その後、半年間、団体活動をサポートする活動をされています。もちろん摂津市は中間支援組織に参加していませんから、その22団体の中に摂津市の団体はゼロだったわけです。この結果を見ても、摂津市としては周回遅れ、1周どころではなく何周も遅れていると言わざるを得ないと思います。先ほど具体的な年度も私はお示しさせていただきましたので、ぜひ検討いただけるよう要望とさせていただきます。

次に、市の魅力向上についてでございます。

現状の広域避難の取組について、例えば愛知県では、庄内川の水害から命を守るための合同会議を立ち上げまして、構成員としては、国、河川事務所と気象台、そして愛知県、流域市町ほか関係機関とあり、毎年取組のフォローアップをしている現状があります。そういった中で、摂津市においては摂津市だけで進めているような気がするんです。大阪府は万博ばかりに力を入れるのではなく、命を守る取組もしてほしいと思っておるんですが、大阪府等と連携してどのような取組をされているか、お聞かせください。

○福住礼子議長 総務部理事。

○丹羽総務部理事 水害時に淀川や安威川が氾濫した場合には、ほとんどの市域が浸水するため、市民の皆様には、防災ブックや広報紙、出前講座などを通じて広域避難をお願いしているところでございます。また、市民が安全に避難していただくための広域避難先の確保につきましても検討を進めており、昨年5月に、民間会社の駐車場を緊急避難先として使用するための協定を締結させていただきました。また、令和元年度より大阪府や近隣自治体が参加している三島地域広域避難検討ワーキンググループにおいて、万博記念公園を摂津市の避難場所として使用できるよう、課題の検討を重ねている状況でございます。

次に、国・府・流域市町の取組についてお答えいたします。

国におかれましては、平成29年6月の水防法改正に基づき、淀川管内水害に強い地域づくり協議会を大規模氾濫減災協議会として位置づけ、設置されております。構成員は、国や大阪府、本市を含む流域市町となっており、活動内容は、各機関の防災・減災に向けた活動や、水害に係る最新

情報の共有や意見交換等となっております。

大阪府におかれましては、府内8ブロックの地域において水防災連絡協議会が設置されております。構成員は、大阪府や府内市町村などの行政機関及び民間事業者等となっており、水害による被害の軽減及び流域治水のプロジェクトの一体的な推進のための協議を行っております。

このうち、本市は三島地域水防災連絡協議会に参画しており、活動内容といたしましては、水害時のタイムラインの課題についての検討など、北摂市町の防災・減災の取組に係る情報共有、意見交換等となっております。

○福住礼子議長 西谷議員。

○西谷知美議員 一応大阪府も動かれているということなんですが、淀川の近隣市におきましては、やっぱり摂津市が被害を受ける面積がめちゃくちゃ広いこともありまして、喫緊の課題ではあります。その中で、やっぱり大阪府が音頭を取ってくれないと、温度差はあると思うので、しっかり近隣の高槻市とか大阪市とも連携を取って、広域避難について市民の方々が不安に思うことがないように、どのように避難すればいいか情報共有を継続して行っていただきたいと思います。

3回目の質問です。鳥飼地域の利便性向上のためには様々な交通手段を活用する必要があると思っております。やはり鳥飼地域の人口減少の理由の一つとして、交通の便があんまりよくないところは選ばれない理由になっていると思います。改めて、公共施設巡回バス、通称セッピー号の経緯と現状の取組について聞きたいと思っております。お願いします。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 公共施設巡回バス、通称セッピー号につきましては、平成18年、つまり2006年11月、市制施行40周年記念事業といたしまして、路線バスの補完を目的に、鳥飼方面の主な公共施設と市役所をつなぐ路線にて運行をスタートいたしました。運行は平日のみで、全区間で運賃無料とし、阪急バス株式会社への委託によるマイクロバス2台体制とし、鳥飼上五丁目のふれあいの里から鳥飼図書センター、味生公民館などを経て摂津市役所玄関前に至るコースを、約1時間かけて、往復で1日15便が運行しております。

令和4年度の実績といたしましては、運行日数243日、運行便数3,645便、乗降者数は2万7,095人となっており、1便当たりの平均利用者数は7.4人、1日当たり平均利用者数は111.5人でした。令和元年からのコロナ禍で減少した影響からは回復基調が見受けられます。

○福住礼子議長 西谷議員。

○西谷知美議員 セッピー号の取組について、ありがとうございます。

1便当たり平均利用者数7.4人は非常に微妙じゃないですか。もっといっぱい座れるわけじゃないですか。それで1便当たり7.4人は結構な税金の無駄だと私は考えます。セッピー号の台数を増やし、市域全域カバーという思いがあるんですけども、コロナ禍において乗降者が減ったことで、一番夜遅い便が削られている現状があります。そうすると、やはり残業ができないといった市民のお声も聞いております。

私は泉南市出身なんですけど、泉南市は、昔はJRと南海電鉄の駅をつなぐ往復の便しかバスはなかったんですけども、今は南海バスに委託しています（資料を示

す）。これはカラーじゃないのでちょっと分かりにくいんですけども、もしよかったら後で見に来てください。コピーしてお渡ししてもいいです。こういった形で津々浦々回るようになっているんです。思い切ったやり方をするべきだと思うんです。

今の摂津市の交通状況は、家に例えますと、まず一戸建てを建てました、子供が産まれて家族が増えました、一つ部屋を増築しました、ひどく不格好で住みにくい状況だと私は考えます。だからこそ、多少有料になっても、全エリア津々浦々しっかり走ってくれる誰もが使いやすいコミュニティバスに思い切った改革が必要だと考えます。

今、セッピー号のほかにも、シルバー人材センターに委託している市の移送サービスや、社会福祉協議会の有償ボランティア、NPOによる移送サービスなどがありますが、NPOの運営は非常に経済的に厳しいというお声も聞いております。ドア・ツー・ドアの移送サービスとしっかり役割分担して、津々浦々まで走るコミュニティバスを充実させるといった思い切った施策を要望して、こちらの質問を終わりとさせていただきます。

次に、卒煙スペースの確保についてです。

今後の駅周辺の開発について、JR千里丘駅、阪急摂津市駅、阪急正雀駅周辺の路上喫煙禁止地区の指定を行っているがありますが、くしくもそこは今ちょうど開発を進めているスペースでございます。受動喫煙防止等の観点も踏まえ、本市においての卒煙スペースの設置を進めていくべきだと考えますが、市の考えをお聞かせください。

○福住礼子議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 本市におきましては、全ての市民の健康づくりを推進する観点から、市内の公共的な空間において、市が喫煙のための新たなスペースを設置する予定はございません。引き続き、喫煙が本人に及ぼす健康への影響など、禁煙に関する啓発や指導等を継続的に実施するとともに、路上喫煙禁止地区の周知徹底による受動喫煙の防止に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、今年度は、健康増進計画改訂に伴う市民アンケートを予定しており、禁煙等に関する項目についても、計画策定時の目標達成状況、施策の効果等も確認・分析を行ってまいります。今後も引き続き、禁煙につながる環境づくり、市民の誰もが健康で生き生きと暮らせるまちづくりを目指し、取組を進めてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 西谷議員。

○西谷知美議員 吹田市において卒煙スペースが設置されたと思うんですけども、吹田市はポイ捨てに関して2,000円の過料を取っております。ブースをつくるのにお金がかかるということであれば、そういった条例を策定して予算づくりをするなど、健康増進に向ける考え方も本当に大事です。受動喫煙や、ポイ捨てが多い地域はやっぱり治安が悪かったりするので、治安悪化の防止といった観点も踏まえて、ぜひ千里丘駅西地区や阪急摂津市駅、阪急正雀駅での卒煙ブースの設置の検討をお願いし、要望としてお伝えして、こちらの質問を終わらせていただきます。

最後に、自転車ヘルメットの補助金についてです。

こちらは、先ほどお聞かせいただきまして、高齢者の運転免許自主返納者に対して

自転車用ヘルメットの支給をスタートし、かなりの申請があったと回答がありました。愛知県豊田市では、2023年4月から2024年3月29日までの受付で補助金があります。大阪府内では、池田市、和泉市、高石市、泉大津市、忠岡町、松原市の各市町が補助金制度を設けておりますので、摂津市でも、利用普及に向けて、しっかりこういった補助金制度も検討いただきたいと思います。

以上、私の質問を終わらせていただきます。

○福住礼子議長 西谷議員の質問が終わりました。

暫時休憩します。

(午後2時54分 休憩)

(午後3時20分 再開)

○福住礼子議長 再開します。

次に、三好俊範議員。

(三好俊範議員 登壇)

○三好俊範議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、待機児童問題についてでございます。

これは議員にならせていただいてから何度も何度も質問させていただいておりますが、いまだ解決していない問題でございます。それについて、なぜ解決していないのかを今から聞かせていただくわけですが、まず初めに、保育所等の待機児童問題について、現状はどうなっているのか、そして、学童保育も、ここ数年、待機児童が出てきていると聞いております。そちらも併せてお答えいただければと思います。

次に、二つ目の質問でございます。鶴野地域の公共施設再編についてでございます。

こちらは、昨年12月に私が一般質問をさせていただいた際、環境センターについて質問させていただきました。環境センターをどうしていくのか質問をさせていただいたんですが、そのときには明確にどうしていくという答えはなく、その後、年が明けてから急に鶴野地域の公共施設の再編が提案として上がってきました。その中で、鶴野第2公園用地に給食センターを設置する、そして環境センター跡地を公園にする案が突然上がってきたわけですが、現状の進捗状況についてお伺いしたい。

また、地域住民の方から反対意見も出てお聞きしておりますけれども、こういった意見が出ているのか、1回目、お聞かせいただきたいと思っております。

次に、3点目、河川防災ステーションについてでございます。

私は住民説明会に一度参加させていただきました。その中で一番最初に思ったのが、河川防災ステーションの役割について、なかなか住民の方に行き渡っていないんじゃないかという疑問が湧きまして、今回質問させていただいております。まず1回目、その役割について教えていただきたいと思っております。

続いて、4点目、正雀駅前について上げさせていただきます。

こちら、長年ございます阪急正雀駅前の交通問題は、なかなか危ないということで、あそこの土地をどうしようかと、交通も含めてずっと議論されてきた話でございます。そこで、最初は道路を拡幅しようという話がありまして、そういった話で動いていたはずが、これもまた最近になって突然広場にしようという話になりました。その中で、こちらは私も地域と一緒にですので、地域住民の方々に話を聞いていく中

で、諸課題が出てきておると思っています。現状の正雀駅東口広場都市計画案の進捗状況について、1回目、お聞きしたいと思っております。

5点目、人事異動についてでございます。

今回、たまたま私は人事異動について聞かせていただいているんですけども、人事異動の弊害について、午前中、皆さんから様々な意見が出ておりました。昨今、人事異動がかなり頻繁に行われていると聞いております。弊害があるんじゃないかという思いがあり、今回質問させていただくんですけども、内容について聞かせていただく前に、まず、市にとっての人事異動の目的について教えていただければと思っております。

最後、先進事例の取り入れについてでございます。

午前中にもありましたけれども、職員については人の力が必要だという話の中で、奥村副市長からも人、物、金、情報という話がありました。情報を取り入れるのは職員にとって市民のためになっていく作業だと思いますが、先進事例の取り入れ方について、本市ではどのような流れで検討されているのか、教えていただきたいと思っております。

1回目は以上です。

○福住礼子議長 答弁を求めます。次世代育成部長。

(大橋次世代育成部長 登壇)

○大橋次世代育成部長 保育所等及び学童保育における待機児童についての御質問にお答えいたします。

保育所等における令和5年4月1日現在の待機児童数は29人となっております、令和3年度から連続して増加しております。年齢別では全て1歳児となっております、住所別

では全て安威川以北圏域にお住まいの方となっております。

次に、学童保育の待機児童数ですが、令和5年4月1日現在で、摂津小学校、三宅柳田小学校、別府小学校、鳥飼西小学校の学童保育で合計10人の待機児童が発生しております。年度始め時点の待機児童数は、ここ数年、10人前後で推移している状況でございます。

○福住礼子議長 生活環境部理事。

(西川生活環境部理事 登壇)

○西川生活環境部理事 鶴野地域の公共施設再編の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

現在の状況でございますが、公共施設再編を進めるため、地元住民の方に対し、2月に自治会役員への説明を行い、3月21日、23日に住民説明会を開催させていただきました。その際いただいた御意見等の検討を内部で行った上、市としての方針をお伝えするため、6月16日、18日に改めて住民説明会を開催いたしております。議員がおっしゃるとおり、様々な意見を頂戴しており、一例といたしまして、鶴野第2公園の移転と給食センター建設の反対や、環境センター跡地へ給食センターを建設できないのかなどの御意見がございました。一方で、環境センター跡地に防災機能を備えてほしいという地元からの御要望もいただいているところでございます。市といたしましては、方針をしっかりとお伝えした上で、引き続き地域住民の方と丁寧に対話をしてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 河川防災ステーションの役割についての御質問にお答えいたします。

河川防災ステーションは、堤防が決壊した場合の応急復旧に必要な土砂や大型ブロックなどの緊急用資材を事前に備蓄しておくほか、資材の搬出入やヘリコプターの離着陸などに必要な作業面積を確保するものと聞いております。

一方、本市が河川防災ステーションの上部に建設しようとしている水防センターは、淀川の水位が上昇した際に、堤防の巡視、堤防から漏水等が発生した場合は、水防活動等を行う水防団の活動拠点として活用することを想定しております。

続きまして、市にとっての人事異動の目的についての御質問にお答えいたします。

人事異動は、人的資源の配置により、円滑な業務遂行を図るために行うだけでなく、職員の能力開発などの人材育成の手段でもあります。しかし、本市では、入庁後10年までの間に、約5割の職員が1度しか人事異動を経験していない、または人事異動を一度も経験していない状況になっていました。同じ部署で業務を行い続けていると、市政を様々な視点から見る機会を失うことにもなり、職員の成長の妨げにもなりかねません。また、一般的には、長期にわたって人事異動が行われないと、不正の温床を招くことになると言われております。積極的な人事異動により、職員に多くの経験を積んでもらうことで、視野が広い職員を育成すること、スキルや能力の向上により、新しい仕事で成果を出すことがその目的であると考えております。

続きまして、先進事例の検討についての御質問にお答えいたします。

行政課題を解決していくに当たり、他市の先進的な事例を研究することは非常に有効な手段であり、本市でも、各部局におきまして、大阪府や近隣各市の担当部局との

交流等を通じて、先進事例に関する情報を収集し、その調査・研究に努めているところでございます。

また、政策推進課におきまして、自治体の先進事例を紹介する行政情報サービスサイト「iJAMP」の購読契約をしており、各部局へ購読ライセンスを配付し、情報収集に活用しているところでございます。

先進事例の導入につきましては、毎年、予算策定の過程におきまして、政策推進課がヒアリングを実施し、各課の課長出席の下で議論しているほか、摂津市行政経営戦略の進捗における各課との対話においても議論を重ねているところでございます。

○福住礼子議長 建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 正雀駅東口広場都市計画案の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

阪急正雀駅前のにぎわい、活性化を目的として、交通安全対策としての道路拡幅事業に加え、駅前における歩行者等の交流・休息などの用に供する空間広場として確保する計画案を定め、令和4年1月以降、地権者等を中心に説明を行ってまいりました。令和5年1月から3月にかけて、都市計画広場として説明会や公聴会を開催し、縦覧手続により住民意見が反映できるよう機会を設けたところでございます。当初は、3月下旬に市の都市計画審議会に付議する予定としておりましたが、縦覧等で多くの御意見をいただいたことを踏まえ、再度、都市計画案に御理解いただけるよう説明会等を開催するなど、今後も地権者等に対し丁寧に説明してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 2回目からは一問一答でお願いいたします。

まず、待機児童問題についてでございます。

令和5年4月1日の時点で保育所等の待機児童数は29人、そして、学童保育でも10人前後が出てきている。最悪な事態が起こっているわけですが、現状、近隣他市でも同じようなことになっているのか、2回目、お伺いします。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 北摂各市における待機児童等の状況について御答弁申し上げます。

保育所等における令和5年4月1日現在の待機児童数は、豊中市が9人、箕面市が6人、その他の市はゼロという状況でございます。

なお、就学前人口に対する保育所利用定員数のいわゆる保育所整備率につきましては、本市が54.8%で、本市を除く北摂各市の平均46.3%と比べ8.5ポイントほど高い状況となっております。また、就学前人口に対する保育所申込者数のいわゆる保育所申込率につきましては、本市が58.3%で、本市を除く北摂各市の平均47.3%に比べ11ポイントほど高い状況となっております。

学童保育における令和5年4月1日現在の北摂各市の待機児童数につきましては、吹田市が192人、高槻市が146人、茨木市が14人、他の3市はゼロという状況となっております。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 他市は、保育所においては待機児童はほとんどゼロだという話でした。豊中市、箕面市も、数人出ておりますけども、昨年等はゼロだったと聞いており

ます。そして、学童保育については、他市の状況もかなり厳しい中ではありますが、本市もどんどん増えてきている状況となっております。

そこで、摂津市行政経営戦略においては令和7年度待機児童ゼロを掲げておりますが、達成できるのかどうかお伺いしたい。また、達成がもし難しいのであれば、その要因についても併せてお願いします。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 本市の状況といたしましては、先ほど御答弁いたしましたように、保育所整備率は高いものの、保育所申込率も高いことがあり、これに加えて、この10年の就学前人口の推移が、安威川以南圏域で758人の減少に対して、安威川以北圏域では500人程度増加するなど、地域間の差が大きいことが特徴として挙げられます。このようなことから、高い保育ニーズに施設整備が追いつかず、待機児童が発生している状況にあると認識しております。また、一部の園で保育士の確保ができず、利用定員まで児童を受け入れることができていないことも要因の一つと考えております。

学童保育では、待機児童が発生している要因といたしましては、保育所等と同様、安威川以北圏域の学校では児童数が増加、安威川以南圏域の学校では減少の傾向が見られるものの、令和5年4月の入室率が安威川以北圏域で51.8%、安威川以南圏域で45.5%と、いずれもこの5年間で14ポイント以上大きく増加していることがあり、教室数の問題等になっております。

保育所等、学童保育ともに現行の高いニーズの先の予測が重要であり、保育所等では、こども誰でも通園制度が始まろうとし

ているとともに、学童保育では、6年生までの学年延長の実施に加え、子供の居場所の観点から学童保育をどのように捉えるべきかといったことも検討する必要があると認識しております。

施設の整備と人材の確保の両面に対応することは非常にハードルが高く、摂津市行政経営戦略で掲げた目標の達成は難しい部分があると認識しております。こどもまんなか社会に向けた国の動きとともに、現行ニーズの高まり、将来的な潜在ニーズを踏まえれば、思い切った政策判断が必要になると考えております。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 摂津市行政経営戦略によると令和7年度に待機児童ゼロを掲げているが、今の答弁によりますと、達成が難しいという答弁だったと思います。要因としては、保育所申込率が本市は他市に比べても高いからだと聞いていますが、それは前々からずっと高いわけですか。そういった傾向と対策ができていないからだとは思っております。今後、これを達成するためには思い切った政策判断が必要と言われました。やり方を変えないといけないと思っております。

一方で、他市も学年延長は同様にやっておるんですけども、それでも待機児童をゼロにしてきております。その要因を何で取り除くことができたのか、どう分析されているのか教えていただきたい。

あと、最初にずっとこの質問をさせていただいていると言いましたけども、摂津市は一体何年待機児童をゼロにするとうたってきているのか、それも併せてお願いします。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 他市が待機児童をゼ

ロにしている、その要因をどうやって取り除いているかということなんですけれども、保育所等の待機児童解消に向けた近隣市の主な取組につきましては、本市と同様に、私立保育所や小規模保育事業の整備、それと幼稚園の認定こども園化等による定員の拡大に努められてきていることが挙げられます。学童保育につきましても、本市と同様で、学校内の空き教室の活用や学童保育専用棟の建設を行い、指導員確保のために運営委託の導入、拡大、また、派遣職員の利用などにも取り組んでおられます。

同じような取組で本市が待機児童をなかなか解消できないのは、先ほども申し上げたんですけど、高い保育ニーズに加えて、安威川以北の大規模なまちづくりと、それに関連するミニ開発等の影響が大きいと認識をしております。

本市が待機児童ゼロを掲げたスタートなんですけれども、平成23年度からスタートしております第4次摂津市総合計画の際に、平成32年度、つまり令和2年度に待機児童をゼロにする目標を掲げて取組をスタートさせたのが初めだと認識しております。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 他市と同じことをやっていますが、保育所申込率が本市は高い、だから解決できないんだと言っております。さっきも言いましたけど、そんなことは何年も前から分かっていたことです。ましてや、12年前からゼロにすると言っていることが、ゼロになるどころか悪化しているようにも思えます。そういったところをどう解決していくのか。

もう一個、答弁で安威川以北圏域の開発とおっしゃられましたけども、千里丘地域はこれからJR千里丘駅西地区の開発も控

えており、健都もありましたし、阪急摂津市駅の開発も本市が主になってやりました。だから、ほかの市の影響じゃなくて、自分たちがまちを大きくしようとしている中で生まれてきているのがこの待機児童の問題です。人口を増やそうとしているんですから保育所は要ります。外的要因があるわけではなくて、自分たちのやっていることに対して起こっていることは、本当に問題解決能力が低いんじゃないかと思いません。今後、JR千里丘駅西地区も含めてどのような具体的な方策があるか教えていただきたい。お願いします。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 安威川以北圏域における保育所等の待機児童の解消に向けた取組につきましては、これまでの答弁と重複いたしますが、施設整備による保育定員の拡大と保育士の確保が不可欠でございまして、いずれも社会福祉法人等、民間事業者の協力がなければなし得ないと考えております。

当面の保育定員の拡大につきましては、せつつあそびまち遊育園において、本年8月から定員30人を定員90人にし、60人の増加、わかば保育園においては、令和6年4月から定員30人を定員60人にし、30人増加していただく予定でございまして。さらに、現在、令和6年4月の開園を目指し、ゼロ歳児から2歳児を対象とした小規模保育事業の公募を行っているところでございまして。また、保育士の確保策につきましては、本市独自の民間園の人材確保に資する取組を検討しているところでございまして。

次に、千里丘新町地区における保育需要につきましては、約1,000戸の大規模マンションの開発等もあり、マンション竣

工前の平成30年4月の千里丘小学校区の就学前人口414人に対して、本年4月では852人と2倍以上になっております。また、味舌小学校区においても、この10年で就学前人口が135人増えており、安威川以北圏域の保育需要は大きく増加しております。

今後の千里丘駅西地区再開発事業に伴う保育需要への対応につきましては、事業区域内において、新たに一定規模の定員を有する保育施設の開園を予定しており、加えて、整備に適した用地の検討を進めているところでございます。千里丘駅西地区再開発事業に伴う再開発ビル内の住居は335戸と、健都に比べ少ないものですが、周辺のミニ開発等も進むことが想定され、待機児童の解消に至るかは不透明な状況でございます。

学童保育につきましても、健都エリアを含め、入室希望者が大幅に増加することが予測されるため、千里丘小学校の校舎整備に併せ、学童保育室の増室を予定しておりますが、現在の入室率と今後の伸び、さらには学年延長を見据えたとき、保育室の確保が十分であるかは不透明であると認識しております。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 学童保育の話が出ましたので、一旦そちらに移ります。

千里丘小学校地域の学童保育室については、以前にも私は質問させていただいており、想定以上の児童数が出ていることで、なかなか厳しいんじゃないかという答弁をいただきました。現在の状況においてと最初のシミュレーションとを比較対照して、どのような差異があるのか教えていただきたいと思っております。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 千里丘小学校の新校舎検討に当たりましては、令和2年12月に千里丘小学校校舎整備に係る基礎調査・基本構想案検討業務を実施しております。その中で、学校全体の児童数推計を4パターンシミュレーションし、最大値を選択しております。学童保育室は、そのときの直近の学童入室率が全児童数の2.2%から2.3%であったことから、2.5%と微増を見込み、入室人数をシミュレーションしております。その結果として、新校舎内に4教室、既存プレハブ2教室の6教室で対応可能としておりました。

現時点の状況といたしましては、令和4年度に入室率が2.5%を超え、今年度は27.5%に至っております。摂津小学校では2.9%を超えており、今後の伸び、並びに学年延長を踏まえますと、恐らく現行計画での対応は困難ではないかと思われま。したがって、新校舎が完成する令和10年度までには、時点時点の児童数の状況を勘案しながら、校舎内の空き教室の活用とともに、学校の敷地外に学童保育室等、子供の居場所の確保について検討する必要があるものと考えております。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 最後、市長にお伺いしますが、健都に関しても、ずっと保育所等が足りないんじゃないかという話がある中で、市側からは足りるという話でした。蓋を開ければ結局足りていないと。摂津小学校の学童保育に関しても、足りる足りると言っていたけど、やっぱり足りないという話が再燃してきております。今回建てようとしております千里丘小学校に関しては、建てる前からもう足りないという話が出ております。

例えば、関連の話になりますが、建て替

えをするに当たって、令和5年度にプールを解体するんですけども、令和7年度までプールが使えない状況になっています。これもどういうふうにご子供たちに水泳を習ってもらえるか全く決まっていな状況です。本当に予想がずさんだと思ふんです。これまでずっと本市においては子供が重点施策の一つだと言っているにもかかわらず、こういった現状をどう認識されているのか、今後どうやっていくのか、拡充していく気持ちはあるのかどうか、市長に聞きたいと思ふます。

○福住礼子議長 市長。

○森山市長 三好俊範議員の質問にお答えいたします。

今の日本社会の病、そのうちの一つは人口減少だと思ふます。平成20年度ぐらいからこの傾向が始まりまして、平成27年度ぐらいから、国は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を将来の出生率を想定してつくりなさいということだったと思ふます。摂津市も、合計特殊出生率1.7から8ぐらいを理想としていろんな戦略をつくってきた経緯がございます。大阪府内各市町村は、人口減少にいろいろと御苦労されておられます。そんな中、先行して取り組みました南千里丘のまちづくり等々が、おっしゃったように確かに大きな効果を生みました。そういうことで、人口減少については今は何とか現状を維持しているところでございます。

おっしゃったように、開発が進みますと、必ずそこには公共施設が付きまわってまいります。中身はもう御承知と思ふますけれども、例えば千里丘新町にいたしましても、大型のマンションができますと、摂津市の場合は市内の移動が6割で、市外からの転入は4割と見積もっていたことは確

かです。でも、開けてみると逆でありまして、市外から6割ぐらいのたくさんの方が転入してこられたようでございます。また、高齢者の方が多いのかと思っていたら、千里丘新町等々には子育て世代の方がたくさん来られた傾向があり、保育所等々、公共施設の開発が追いつかない状況にあることは事実でございます。

開発が進めば保育所等を建てる、待機児童が出ればまた建てる、言葉はよくないですが、そういった堂々巡りではありませんけれども、今日的には、保育所等の整備率は近隣市でもトッププラスにあるわけでございます。それでもなお待機児童はやまない、そういう現状にあることは御指摘のとおりでございます。保育所等々を建てることはもちろん大事ですけれども、ハード面では施設の建設、また、人材確保というソフト面、そして、何よりも民間活力の観点等のバランスと申しますか、融合させながら進めていく必要があるのではないかと申しています。

三好俊範議員にるる御指摘をいただきました。そのことは確かに現実を捉まえておりますが、現状のところ、いろんな社会状況の変化に応じて、我々自治体としてできる限りの対策はしっかり取ってきておりますし、これからも取ってまいります。

御案内のとおり、市民一人当たりの児童福祉にかかる予算は、大阪府内では摂津市はナンバーワンであります。今後も、国における異次元の少子化対策等もあり、新たな財政負担等も想定されますけれども、摂津市に引っ越してきてよかったと思ふただけのようなこども施策の充実にしっかりと目を向けてまいりたいと思ふますので、御理解のほどよろしく願ひいたします。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 市長、答弁ありがとうございます。

市長が最後に引っ越してきてよかったと思われるようにとおっしゃいましたけども、JR千里丘駅西地区の再開発が進めば、たくさんの方が引っ越してこられるわけです。そのときに、恐らく不動産屋からは、保育所等はJR千里丘駅西地区にありますと案内されると思うんですけど、実際ローンを組んで家を買って申込みに行って、入れません、定員いっぱいですと言われてたらどう思うのか、引っ越してきてよかったと思うのかどうか、一度考えていただきたい。

今の待機児童のシステムだと、第1希望を出しても、第2希望を出さなかったら待機児童にならないわけです。でも、はっきり言って、ローンしてまで引っ越してきて、自分の近くのところに入られへんかったらどうでしょうか。ましてや市が主体となって開発したものです。それをほんまに待機児童と呼ぶべきだと思います。そういうことのないようにしっかりやっていただきたい。

先ほどから言っていますけども、私は計画が本当にずさんだと思っています。関連で言いますけども、鳥飼地域で小学校再編の話が出ております。なぜそれをやるかという、人口が減っていくからやるんだと書かれております一方で、鳥飼まちづくりグランドデザインにおいては、鳥飼地域の人口減少を抑制すると書いています。そういうふうに答弁を前に1回いただきました。その時点で摂津市の中でもう意見が食い違っているわけです。オール摂津、オール摂津といつも言っているのであれば、せめて市役所の中の意見は整えてい

ただいて、しっかりと計画を練っていただきたい。

教育長も、これをやっていくリーダーなんですから、諸課題をしっかりと率先して解決していただくよう要望してこの質問を終わります。

2回目、鶴野地域の公共施設の再編についてでございます。

反対意見が出ているとありましたが、それはそうだと思います。自分の家の前に公園があって、その公園を目当てにおうちを買われた方もいらっしゃると思います。そこがいきなり給食センターになる、でかい建物が建つと言われたら、ええ気分かどうかといったら、悪い気分になると思うんです。その問題は後で話します。

2回目の質問で、環境センターの解体について12月に質問しましたけども、多額の費用が必要とおっしゃっていました。それで、補助金等の検討をやっていくとおっしゃっていましたけども、その進捗について教えていただきたい。

○福住礼子議長 生活環境部理事。

○西川生活環境部理事 環境センター解体費用の補助金等についての御質問にお答えします。

環境センター解体費用に対する国・府補助金について検討を重ねてきましたが、解体工事のみに対する補助金は現段階において見込めるものではございません。しかしながら、跡地の公園整備と一体的に実施することにより地方債の活用が見込めるため、今後、財政課と協議を行いながら、より有利な財源確保ができるよう、費用捻出に努めてまいります。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 12月の質問のときには、国からの補助金等を含めてしっかりお金の

精査をしていきたいという話だったんですけども、今、目の前に出てきているものは地方債だと。これは市の借金です。無償のものではなくて、ただの市の借金です。あのときの返答が何だったのかと思う一方で、もう1回聞きますけども、例えば、全部公園にするんじゃなくて、一部をほかの施設と一体で行うことによって、より有利な財源を確保することはできないのかどうか、答弁をお願いいたします。

○福住礼子議長 生活環境部理事。

○西川生活環境部理事 環境センター跡地の活用につきましては、高台化による鶴野地域の一時避難場所として、また、公園の魅力向上のため、現計画の面積が必要であると考えております。

施設整備につきましては、一時避難場所の機能が妨げとなることも考えられますことから、必要性について慎重に検討していく必要がございます。また、施設整備の内容により、建設費用に補助金が見込める場合もございますが、解体費用まで対象となる補助金については見込めるものではございません。

なお、施設内容により地方債の活用が見込まれますが、全体の建設費が増加するため、慎重に研究を進めていく必要がございます。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 建設費については一旦置いておきます。

給食センターについても様々な意見があると聞いておりますけども、その進捗状況についてお伺いします。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 給食センターの進捗状況につきましては、給食の配送ルートや施設の配置、規模や運営内容等の基礎調査を

今年度当初に予定しておりました。しかしながら、3月の住民説明会等で住民の皆様から御意見等をいただき、できる限り真摯に対応できるよう内部でも協議をいたしました。また、栄養教諭や栄養士とともに中学校給食の実施内容の検討や近隣他市視察などの研究をするなど、よりよい給食センターにするための準備等を、地域住民の対応なども含め、丁寧に進めている状況でございます。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 給食センターは令和8年度の完成を目標とされていると聞いていますけども、現状間に合うのかどうか、お伺いします。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 給食センターについては、先日の説明会等でも様々な御意見をいただいております。今後も丁寧な説明を行っていく必要がございます。今年度予定しております基礎調査等につきましては、当初のスケジュールより若干遅れておりますが、生徒によりよい給食を提供することを第一とし、しっかりと検討を行うとともに、給食センターの令和8年度中の建設・設置に向け取り組んでまいります。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 私は、給食センターについては、ずっと早く造ってほしいと、中学校給食をやっていたきたいと話をしていました。その中で降って湧いたような今回の話なんですけども、先ほど前段でも言いましたが、やっぱり目の前にいきなり大きな建物が建つのは、なかなか近隣の住民の方には受け入れ難い話だと思います。説明会で1回話を聞いたときには、それでも柔軟かつ丁寧な説明をやりたいんだという話も聞いております。そうであれば、環

境センター跡地もですけども、給食センターでも、例えばオープンテラスを造るとか、屋上庭園を造るとか、公園の代わりにはならないですけども、近隣住民の方のためになるような付加価値をつけていくのはどう考えていらっしゃるのか。やっていくべきだと思いますけど、御答弁をお願いします。

○福住礼子議長 生活環境部理事。

○西川生活環境部理事 環境センター跡地の公園につきましては、今後、住民の皆様とワークショップの開催等を通じて御意見、御要望等をいただき、どのような機能が必要か精査していく予定としております。

また、給食センターにつきましては、今年度に基礎調査等を行い、候補地での配置計画案を作成した後に、説明会等を通じて御意見、御要望を伺いながら、付加価値の検討を進めてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 何度も繰り返しますが、目の前の公園がなくなるのは、本当は嫌だと思えます。いいか悪いかでいったら嫌だと思えます。環境センター跡地に広場を造ろうが何だろうが、目の前からなくなるのは嫌だと思えます。なので、代替施設になるかどうかは分かりませんが、しっかり提案型で、こういうのはどうですか、こういうのもできますよという提案をしてもらいたい。その中でしっかり住民の方と意見を取り交わしていただいて折り合いをつけていただきたいと要望してこの質問を終わります。

続きまして、河川防災ステーションに関してです。

活用については一定理解しましたけども、今回、これはすごいお金がかかってく

る話でございます。上部施設で26億円と概算で出されている中ですけども、一体それだけの価値があるものを造れるのかどうか疑問に思っているところでございます。緊急時の活用はもちろんなんですけども、平常時の活用、にぎわいの創出についてどう考えているのか教えてください。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 鳥飼地域のにぎわい創出は、今後のまちづくりを考えていく上で大変重要な観点と考えております。現在、鳥飼まちづくりランドデザインに基づき、住民等の皆様との意見交換の場を設けさせていただいているところです。鳥飼地域の重要な地域資源である河川防災ステーション及び水防センターと淀川河川敷の一体となったにぎわいの創出方法については、自然レクリエーション、市民の交流拠点、防災学習等の他市の先進事例を参考に、ワークショップ等の手法を用いながら、住民等の皆様と将来イメージを共有しつつ、協働して魅力あるにぎわいが創出できるよう検討を進めてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 先ほども言いました26億円かかる水防センターは、市の防災施設としてはどういう立ち位置なのか教えてください。

○福住礼子議長 総務部理事。

○丹羽総務部理事 水防センターは、洪水になったときに、堤防等の巡視のための控え場所、水防活動を行うための資機材の備蓄あるいは事前作業スペースなど、水防団員の活動拠点として活用することとしております。また、広域避難が困難な障害者や高齢者等の避難行動要支援者の一時的な避難場所としても活用できるよう、今後、国と調整してまいりたいと考えております。

- 福住礼子議長 三好俊範議員。
- 三好俊範議員 一時的な避難場所とありましたけども、水防センターへ避難される方の避難者の線引きはどうなっているのか教えてください。
- 福住礼子議長 総務部理事。
- 丹羽総務部理事 安威川や淀川が氾濫した場合には、鳥飼地区の全域が浸水してしまうため、鳥飼地区の皆様には鳥飼地区以外の安全な場所へ避難を行っていただく広域避難が必要でございます。しかし、鳥飼地区の住民には広域避難が難しい障害者の方や高齢者の方もおられるのですが、水害時にも緊急避難場所として利用できる小・中学校等の公共施設の浸水しない上層階だけでは受け入れ切れない状況でございます。そのため、水防センターには、このような広域避難が難しい避難行動要支援者の方に優先して一時的に避難していただきたいと考えておりますが、現時点でその対応策、方法等についての検討はできておりません。
- 福住礼子議長 三好俊範議員。
- 三好俊範議員 繰り返します。一時的な避難場所というのはどういった場所なのか教えてください。
- 福住礼子議長 総務部理事。
- 丹羽総務部理事 一時的な避難場所とは、正式な緊急避難場所ではないため、住民の皆様の実確な安全を確保できる場所ではありませんが、災害時に一時的に避難していただき、そこから安全な場所へ移動していただく等、避難行動の一部として緊急避難的に利用する場所と認識しております。
- 福住礼子議長 三好俊範議員。
- 三好俊範議員 正式な避難場所じゃないということですけども、例えば避難時に使用するための備蓄等はできるのかどうか教えてください。
- 福住礼子議長 総務部理事。
- 丹羽総務部理事 水防センターは、水防活動の拠点であり、水防団員の待機場所として使用されるため、防災活動に必要な道具や資機材などの収容場所として活用する方向で検討しております。避難時に使用する緊急物資の備蓄については、今後検討してまいります。
- 福住礼子議長 三好俊範議員。
- 三好俊範議員 一時避難される方、逃げ遅れた方が来る想定をされているんですけども、こちらの水防センターに職員を配置されるのかどうか教えてください。
- 福住礼子議長 総務部理事。
- 丹羽総務部理事 水防センターへの職員の配置についてですが、平時については、その活用方法が決まった段階で、職員を配置する必要があるかについて検討してまいります。また、災害発生時については、水防センターが完成した段階での摂津市全体の避難所の運営状況を踏まえ、職員を配置できるか否かを判断することになると考えております。
- 福住礼子議長 三好俊範議員。
- 三好俊範議員 避難所と思って避難してくる人がもしいた場合、その市民に対する対応はどう考えているのか教えてください。
- 福住礼子議長 総務部理事。
- 丹羽総務部理事 河川防災ステーションや水防センターに避難された方にそのまますぐにお帰りいただくことはできないと考えております。そのときの状況によりますが、待機できる適切な場所へ誘導し、順次移動経路等をお示しし、安全な場所へ移動していただくようお願いしていくものと考えております。
- 福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 誘導するとおっしゃいますけど、職員の配置が決まっていないのに、どうやって避難所へ誘導するのか教えてくださいませんか。

○福住礼子議長 総務部理事。

○丹羽総務部理事 繰り返しになりますが、今後、水防センターの平時の活用方法や、水害時の避難行動要支援者の一時的な避難場所として、国と協議を進めていく状況でございます。国との協議が整った段階で職員の配置について検討していくことになると考えております。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 要するに何も決まっていないということだと思えます。何も決まっていないけど、26億円だけは使わせてくださいという状況だと私は思います。

これは指定避難場所として使えないことが結論だと思いますけども、そのことを市民にどうやって伝えていくのか。理解してもらわないと、みんながみんな水防センターに避難してくるわけです。命からがら逃げてくる。何百人も、もしかしたら何千人も来るかもしれない。来られてしまっても対応できないと答弁があり、何も決まっていないとおっしゃっていますけども、避難はできないわけです。そこを理解してもらわなアカンと思うんですけども、どうしていくつもりなのか教えてください。

○福住礼子議長 総務部理事。

○丹羽総務部理事 水害が発生した場合の対応については、まず、摂津市外への安全な場所へ避難する広域避難が基本であることを、鳥飼地域の皆様のみならず、広く市民に対して周知していく必要があると考えております。そのため、広域避難の考え方等について、広報紙やホームページの啓発や、防災ブックの全戸配布等に取り組んで

きております。

水防センターへの避難については、鳥飼まちづくりグランドデザインに関する意見交換の場や、河川防災ステーションに関する説明会等において、適宜、指定避難場所ではないことについて説明してまいります。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 一時避難場所として使えない、平時のにぎわいづくりのためだけにある施設に26億円を使うわけです。これは本当ににぎわいづくりにかなりの重要性を認識していただかないといけないと思います。26億円、それだけのお金があれば、違うところに指定避難所として使える公共施設を造れると思うんです。そうではなくて、国の水防の要にもなるのも理解できるんですけども、川の流れを利用した、ここでしかできない特別な利用価値をしっかりと示していただきたい。

繰り返しますけども、指定避難場所として使えないことを説明会等でもしっかりと周知していただきたいと思います。その上で市民の方にいろいろ判断していただくべきです。同時に高台まちづくりとも言っているんですから、同じように考える人はいると思います。広報とかを使っていくとおっしゃっていますけども、そういったところをしっかりと認識していただくよう要望して、これは終わりたいと思います。

続きまして、正雀駅前に関してです。

通常であれば、もう既に都市計画を打って進んでいる時期だと思うんですけども、計画どおりに進んでおりません。今、当初の市の予定とどれだけずれてきているのか教えてください。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 都市計画法に定められた手

続につきましては、公聴会や縦覧を経た後、市の都市計画審議会に付議し、答申を受け、市が都市計画を定める流れとなっております。

本件につきましては、これまでに縦覧までの手続を進めておりますが、縦覧などいただいた住民や利害関係人の御意見を踏まえますと、区域内の地権者や自転車駐車場の利用者等への説明がさらに必要であると認識いたしております。このため、市としましては、今後、時間をかけて丁寧に説明の機会を設け、関係する多様な方の意見聴取等を行ってまいります。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 端的に言います。当初の計画が安易だったのではないかと思うんですけども、どのようにお思いか教えてください。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 これまで、道路拡幅事業におきましては、駅前の交通安全対策の重要性につきまして、沿道の地権者等の御理解を得ながら道路用地取得の取組を進めてまいりました。市としましては、阪急正雀駅東口における広場整備は、駅前が持つポテンシャルを生かし、地域のにぎわい、活性化に寄与することから、今後の阪急正雀駅前や周辺の発展に必要なものと考え、令和4年1月から進めてまいりましたが、いまだ一部の地権者の方々には御理解をいただいている状態であると認識しております。引き続き、地権者等の御理解をいただけるよう丁寧に説明してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 それでは、今後どのようにそういったスケジュールを進めていくのか、考え方を教えてください。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 地権者や周辺住民などの関係者へ説明の機会等を設けることから、都市計画審議会への諮問など、スケジュールは決めておりません。今後も、御理解いただけるよう、引き続き丁寧に進めてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 4回質問させていただいたんですが、4回とも丁寧に進めてまいりたいと答弁をいただいております。丁寧に進めていたのであれば、こういった問題は起きていないんじゃないかと思えます。もともと地権者の方はある程度乗り気でした。にもかかわらず、市の対応が悪い、そんなことは聞いていないと、今、このスケジュールが市としても一歩引いた形になっていると思えます。そうすることによって、一日でも早く正雀駅前を安全にしないといけないという思いでやられていると思うんですけども、今日、明日にまた事故が起こるかもしれません。その辺りをしっかり考えていただきたい。仕事をする上で、誰かの命に関わるかもしれない、そんなこともしっかり考えていただきたいと思えます。

さらに、正雀駅前には自転車駐車場になっているわけですけど、一番近い自転車駐車場です。利用者は、本当に全部理解しているのかどうか。いきなり自転車駐車場がなくなるといった人は多分結構おると思うんです。地権者だけじゃなくて、利用者にもしっかり説明するべきだと思います。その上でしっかり意見を柔軟に聴いていただきたい。どうしても正雀駅前の安全を確保したいんだという強い思いがあるのであれば、安全確保のために柔軟に意見を聴いて、しっかりと寄り添って提案をして対応していただきたいと思えます。要望してこ

の質問を終わります。

続きまして、5番目、人事異動に関してでございます。

最初に弊害があるんじゃないかと話をさせていただきました。本当に人事異動が頻繁に行われております。1回目の答弁は、人事異動することによって視野が広がるという答弁だと思います。一方で、その弊害についての分析を2回目にお伺いしたいと思います。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 人事異動による影響としましては、3月と4月の時間外勤務時間の増加が挙げられます。その要因でございますが、仕事の引継ぎによるものでございます。引継ぎに十分な時間を取ることは必要なことではあります。一例で申しますと、異動があった場合と異動がなかった場合を比較して、おおよそ15時間の時間外勤務時間数の増加となっている例がございました。引継業務に関しましては、摂津市職員事務引継規程で、仕事の引継ぎに関する資料を上司が決裁することとし、チーム内での情報共有を徹底しております。

ほかにも、新しい環境に負担を感じる場合があったり、業務内容が変わることにより、慣れるまでに一定の時間を要する場合があったりしますが、幅広い視野と専門領域を併せ持った職員を育成するとともに、組織として力を最大限発揮できるよう、適材適所の配置を今後も進めてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 残業時間が15時間増えているということですが、これはおおよそで、多い人はもっと多いわけです。その中で、市役所内の部署間で異動した職員数について、3年前と比較してどの程度差異

があるのか教えてください。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 令和2年4月1日における人事異動のうち、所属が変わる、いわゆる部署異動した職員数は60人、3年後の令和5年4月1日における人事異動のうち、部署異動をした職員数は96人でございまして、3年前との比較では36人増えている状況でございます。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 約1.5倍になっているというお話でした。単純計算で一人15時間として、36人で540時間、残業時間が増えているんですけど、やっぱりこれは市役所の考え方として、人件費もしっかりお金として勘定していただきたい。この540時間かかる人件費を市民サービスに充てることができるのであれば、なかなかいろんなことができると思うんです。そういったところもしっかり考えていただきたいと、ちょっとクエスチョンがあるところではございます。

ただ、15時間かかっている、おおよそですけど全体で540時間、残業時間が増えております。果たしてそれは効果的な引継ぎができていのかどうか、疑問に思うところもあるんですけども、どのようにされているか教えてください。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 確実に引継ぎを行うためには十分な時間が必要となります。この時間を確保するため、令和3年度末から、これまでより1週間早めた内示を行ってまいりました。引継者にとっては慣れた業務であったとしても、引受者にとっては初めての業務であり、引き継ぐ業務の目的や手順、成果物を十分に理解しなければなりません。また、引継作業をしっかりと行うこ

とは、引継者にとって自身の仕事を振り返る機会ともなります。こうしたことを踏まえて制定いたしました摂津市職員事務引継規程を基に、職位にかかわらず、事務引継書を適正に作成し、業務引継ぎの強化に努めてまいりたいと考えております。

- 福住礼子議長 三好俊範議員。
- 三好俊範議員 先ほども少し触れましたけれども、残業時間の部分で経費を削減できれば市民にメリットがあるんじゃないかと申し上げました。私にとっては、今までの答弁が職員にとってすごいメリットがあると聞こえております。人事異動によって市民のメリットはどういうところが生まれているのか教えてください。
- 福住礼子議長 市長公室長。
- 平井市長公室長 人事異動には組織全体を活性化する効果があると考えております。職員は、新しい部署に異動することで、異動先の部署に関係する職員や市民も含め、新しい人的ネットワークを構築することができるとともに、様々な人々とのコミュニケーションも増え、職員の視野が広がると考えております。また、このように視野を広く持った職員が異動することにより、新しいアイデアや視点、議論が生まれ、組織を活性化させるとともに、市民サービスの向上につながるものと考えております。
- 福住礼子議長 三好俊範議員。
- 三好俊範議員 メリットがあるという答弁なんですけれども、私も全否定しません。人事異動によって、今までなかなか働きにくかったのが働きやすくなったとか、自分に合う部署を見つけられたとか、いろいろあると思うんです。今朝も出ていましたし、答弁でもありましたけど、やっぱりやったのこのない仕事をやらないといけないんです。職員がよく言われるのが、部署が変

われば転職だと聞こえてきます。全く初めてのことで、転職している気分だと聞いております。それを責任を持ってやらないといけないのはなかなか厳しいんじゃないかと一方で思います。今回、職員の実ミスで午前中の話が起これたと言っていましたけども、人事異動を全否定はしませんが、一部分、本当に必要なところに関してはプロフェッショナルを育てていくのも同時に必要じゃないかと私は思っています。市民に関わるサービスももちろんですけども、根底に関わる部分に関しては、しっかりとプロフェッショナルを育成していただいて、本当に間違えられないところに関しては、専門職と言っていいかどうか分かりませんが、そういった方をつくっていただきたい。今日も2時間以上一般質問が遅れていますが、その分、皆さんの給料も人件費として出ているわけです。裏で待機されている職員もその間は仕事ができないわけです。そういったところもしっかり踏まえて、人事異動が本当に大切なのか、プロフェッショナルをつくっていただくことも考慮していただきたいと思います。要望して質問を終わります。

最後、先進事例の取り入れについてです。

i JAMPを活用して先進事例を収集しているということですが、その活用状況について教えてください。

- 福住礼子議長 市長公室長。
- 平井市長公室長 i JAMPにつきましては、現在、40ライセンスの購読契約を行い、部長級や次長級、各部の庶務担当課長などに配付いたしております。

活用方法としましては、先進事例や国の動きの最新情報を収集し、既存事業の見直しや新規事業の立案の検討に役立てており

ます。

活用の頻度としましては、アンケート調査において、8割以上の利用者が、毎日、または週二、三回程度利用していると回答しております。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 週二、三回利用されているということですので。今まで特に問題なく続けてこられた事業でも、先進事例を取り入れることによって、さらに効果的な施策につながる場合もあると思うんです。長く続けられてきた事業の見直しについて、どのようにされているか教えてください。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 最適な行政サービスを提供するためには、事業改善を積み重ねるとともに、新たな事業についても検討していかなければなりません。また、限られた財源の中で行政サービスを継続していくためには、効果が低くなった事業を見直し、新たな事業へと転換していく必要があります。そのために、摂津市行政経営戦略では、行政経営の方針として、ビルド・アンド・スクラップの視点を掲げております。摂津市行政経営戦略の進捗管理や毎年の予算策定作業におきましては、この視点を持って事業の見直しに努めております。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 さっきの待機児童の話でもしましたが、行政経営戦略の進捗状況の見直しをされているということですが、もう既に破綻しかけているところもあるわけですね。そういったところもしっかり活発に議論していただきたいと思うんですけども、その仕組みや環境づくりについて、どのようになっているのか教えてください。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 摂津市行政経営戦略では、進捗管理において施策の目標値と各事業の分析を行い、目標とすべき方向性について、新たな事業の可能性も含め議論しているところでございます。今後は、こうした議論の質を高めていくとともに、仕組みとして根づかせていくことが重要であると考えております。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 i JAMPの活用や摂津市行政経営戦略の進捗管理についての議論については一定理解しましたけども、先進事例を議論する場としてどのようなものがあるのか教えてください。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 その他の議論の場としましては、各部局が当該年度に重点的に取り組む課題について、市長を交えて議論する場を年2回設けているほか、予算策定段階における政策推進課等によるヒアリングの場がございます。また、各部局におきましても、事業改善や予算編成等に向け、議論に努めているところでございます。

○福住礼子議長 三好俊範議員。

○三好俊範議員 部局長を中心にやられているということですが、私は、情報収集をされて、なかなかそれを結びつけていくことができていないんじゃないかと思います。以前、シティプロモーションの観点から、新規事業の提案を職員から募集されておりましたけども、今はなくなっていると聞いています。様々ないろんなことを取り入れて職員が何かができたら、やっぱり自分でつくったという思いがあればモチベーションにつながると思っています。そういったところもしっかり取り入れていただき、形にしていきたい。人事のことも前段でしゃべりましたけども、期待し、要望し

まして終わりたいと思います。

○福住礼子議長 三好俊範議員の質問が終わりました。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

次に、野口議員。

(野口博議員 登壇)

○野口博議員 それでは、最初に、自衛隊への若者名簿提供に伴う除外申請についてお聞きいたします。

本市は、2016年、つまり平成28年度から自衛隊の名簿提供を行っています。そして、昨年度から情報提供を望まない人の除外申請を行っています。全国的には、4年前の2月、自民党大会にて、当時の安倍総理が「都道府県の6割以上が協力を拒否している」と発言したのをきっかけに、2年前の2月、総務省と防衛省からの通知と相まって、そのことが圧力となり、提供自治体は6割を超えています。これに対して、個人情報保護条例や住民基本台帳法に違反し、プライバシーを侵害しているとして、自治体に提供をやめるよう求める運動も一方で広がっています。本市において、名簿提供から8年目を迎えますが、この間の経緯についてお聞きいたします。

2点目に、高齢者の補聴器購入に対する助成についてお聞きいたします。

この問題では、本市議会として、4年前の第3回定例会において、国に対する意見書が全会一致で採択されています。

最近では、東京都港区における取組が話題になっています。港区では、60歳以上が対象で、住民税非課税の方は、補聴器購入額、上限13万7,000円、住民税課税の方は、購入額の2分の1、上限6万8,500円という内容です。この助成金額もそうですが、自治体としての取り組み

方も大変参考になると思います。

大阪府内での実施自治体は、この6月から実施されている泉大津市も含め、貝塚市、交野市の3自治体となります。65歳以上の高齢者の半数が加齢性難聴と推定される中で、高齢者の社会参加や認知症予防との関係で全国的に実施自治体が増えています。ぜひ本市においても実施に向けて検討を始めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。この間の取組を含め答弁を求めます。

3点目に、本市の空き家対策についてお聞きいたします。

本市は、2019年3月に摂津市空家等対策計画を策定し、空家等対策有識者懇談会の意見を聴きながらこの間取り組んできました。そこでまず、これまでの取組についてお聞きいたします。

計画策定に向けて、2017年度と2018年度にかけて実態調査を行いました。空き家が1,021戸、空家等対策特別措置法対象の空家等候補が358棟、358棟のうち要注意10棟、損傷で傷んでいるところがあるものが122棟という結果があります。この5年間、空き家対策に取り組んできた成果、今後の課題についてお聞きいたします。

4点目に、大正川橋東詰め交差点に通じる大正川左岸2号線の安全対策についてお聞きします。

場所が分かりにくいと思いますが、サンドライビングスクール横の大正川沿いの道路です。この場所の安全対策は、30年ほど前から取り組んで、すぐ横の交差点に押しボタン信号機が設置され、少しは安全対策が進みました。しかし、まだまだです。先日、担当課長にも現地の様子と一緒に立会い確認していただきました。大阪

府の河川管理用地のことなので、いろいろとこれからハードルが高いと思いますが、安心して通行できるように改善に取り組むべきです。いかがでしょうか。

5点目に、中学校給食センター建設についてお聞きをいたします。

一つは、どういう中学校給食にしていくかという問題です。

令和5年第1回定例会で、私の質問に対し、教育総務部長は、吹田市は民設民営で検討しているが、本市は摂津市の管理下での実施を検討していると答弁されました。これまで、安全・安心のおいしい給食をと、委託ありきではなく直営も検討すべきだと、そして、小学校給食のよさを引き継いだものにすべきだと申し上げてきました。市の管理下での実施の内容についてお聞きいたします。

二つ目は、中学校給食センター用地についてです。

先ほども質問がありましたが、先日、2回目の住民説明会が開催されました。私も2回とも出席いたしました。説明会において発言をされた方々は、鶴野第2公園近くの方もそうでない方も、その多くが給食センター計画には賛成、しかし、なぜ公園までなくして住宅近くに建設しようとするのか、鶴野第2公園での建設計画は絶対反対だということでありました。こうした2回目の説明会を本市はどう受け止めますか、まずお聞きいたします。

以上、1回目です。

○福住礼子議長 答弁を求めます。生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

○吉田生活環境部長 自衛隊への名簿提供に伴う除外申請のこれまでの経緯についての御質問にお答えいたします。

自衛隊への名簿提供につきましては、自衛隊大阪地方協力本部長からの依頼に基づき、平成28年度から従来の閲覧方式を改め、住所、氏名、生年月日、性別の4情報を紙媒体で提供しております。令和4年度からは、自衛隊への名簿提供を望まない方への配慮として、摂津市個人情報保護審議会に諮った上で、新たに除外申請制度を設け、申請手続をされた方は自衛隊への提供リストから除外しております。

この名簿提供につきましては、自衛官募集事務が自衛隊法第97条において市町村の法定受託事務と定められ、自衛隊法施行令第120条では、必要があると認められるときは、市町村長に対し必要な報告または資料の提供を求めることができると規定されております。

個人情報保護法第69条第1項では、個人情報の提供に関して、法令等の定めがある場合には提供可能とされております。また、住民基本台帳法を所管する総務省からも、防衛省と連名で、自衛隊法施行令に基づき、提供する資料として住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上、特段の問題を生ずるものではないとした見解が文書にて示されており、それらに基づいて提供するものでございます。

提供者数の推移としましては、平成28年度は平成2年4月2日から平成11年4月1日の間に出生した男性のみ3,904人を一括して提供、平成29年度からは18歳の男女を対象とし、平成29年度841人、平成30年度787人、令和元年度823人、令和2年度からは22歳の男女も加え、令和2年度1,644人、令和3年度1,691人、令和4年度は除外申請14人を除いて1,621人、令和5年度

は除外申請9人を除いて1,578人となっております。

○福住礼子議長 保健福祉部長。

(松方保健福祉部長 登壇)

○松方保健福祉部長 高齢者の補聴器購入に対する助成についての御質問にお答えいたします。

本市では、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査において、聴覚機能の低下によって生じるコミュニケーションの問題と外出控えとの関連性の確認、課題の把握・分析を通じて、介護予防の観点から必要となる取組、効果的な施策への反映について検討を進める予定をしているところでございます。

当該調査結果につきましては、外出控えの理由として、主に新型コロナウイルスの感染予防が挙げられており、少数ではあるものの、聴覚機能の低下も理由として挙げられております。また、検討におきましては、国の認知症と難聴との因果関係に係る研究結果も踏まえる必要があると考えておりますが、こちらにつきましては、現時点では国において研究結果の取りまとめに至っていない状況でございます。

このような状況にございますが、今後も引き続き、補聴器購入に対する助成制度の創設について、北摂市長会及び全国市長会を通じて国に対する要望を行うとともに、国や近隣自治体等の動向を注視しながら制度の在り方等について研究してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 摂津市空家等対策計画策定から、これまでの取組についての御質問にお答えいたします。

平成27年5月に国において空家等対策

特別措置法が施行されたことを受け、本市におきましては、平成31年3月に摂津市空家等対策計画を策定し、以降、管理不全空き家の改善及び空き家を増やさないことを基本に重点的に取り組んでおります。これまで、管理不十分と思われる空き家の所有者に対し、写真を同封して改善を求める文書を送付することなどで、空き家の除却や植栽の繁茂等の環境改善につなげております。

また、現在、市内において、特に管理不十分で倒壊のおそれのある3棟につきましては、令和4年9月に特定空家等に認定し、空家等対策特別措置法第14条の規定に基づく措置を行い、改善を促しているところでございます。その他、監視の必要な空き家等4軒につきましても、定期的な現地確認など経過観察を実施し、改善が図られていない空き家に対しては再度文書を送付するなど、所有者に対し適正管理の指導に粘り強く取り組んでおります。

また、今年度施行予定の空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案では、空き家の管理強化や管理不全空き家も法の対象となり、早い段階から助言・指導等ができるようになりますことから、今後、国が定める指針に基づき、引き続き空き家等の所有者に対し適正な管理を求めてまいります。

続きまして、大正川左岸沿いの道路の安全対策についての御質問にお答えいたします。

桜町一丁目地内にある大正川左岸側の道路は、大阪府が管理する大正川の河川堤防の天端上の河川管理用通路を兼用道路として市が占用し、表面を管理しております。議員が御指摘のとおり、現況幅員は一部区間で3メートルと狭小の箇所もあり、特に

朝夕の時間帯に交通がふくそうすると、車両や歩行者等の通行に支障となる状況があることは認識しております。

令和2年度から令和3年度にかけて、本市により、川側の路肩に設置されているガードレールをかさ上げし、歩行者の転落防止のための安全対策を実施しております。ただ、抜本的な安全対策は道路を拡幅することですが、河川堤防の構造・管理上の制約や、堤内地側の自動車教習所が堤防通路まで土地利用されていることから、現状での対応は難しい状況と考えております。今後、開発行為など、沿川における土地利用の変化があれば、道路拡幅などの安全対策の可能性について検討してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 教育総務部長。

(安田教育総務部長 登壇)

○安田教育総務部長 中学校給食センター建設についての御質問にお答えいたします。

学校給食とは、安全・安心でおいしい給食が子供たちにとってよい給食であると認識しております。本市の小学校給食は、栄養教諭や栄養士が、子供たちや教職員、調理員などの意見を取り入れ、献立や調理方法について創意工夫を凝らし、ノウハウを積み上げてまいりました。中学校給食におきましても、小学校給食のよさを生かして、給食センターにおいて安全・安心な給食が提供できますよう検討を進めてまいります。

また、給食センターの候補地につきましては、鶴野地域の公共施設再編の中で検討を進め、鶴野第2公園を候補地としております。鶴野地域の公共施設再編については、地元自治会をはじめ、3月と6月にそれぞれ2回ずつ説明会を開催し、地域住民の方々の御意見をお伺いするとともに、市

としての方針をお伝えしたところでございます。

給食センターにつきましても、中学校給食の全員喫食については賛成のお声をいただいておりますが、鶴野第2公園の移転と給食センターの建設反対や、環境センター跡地へ給食センターを建設できないのかなどの御意見がございました。引き続き、地域住民に対して丁寧な説明を行い、給食センターの設置に向け、検討を進めてまいります。

○福住礼子議長 野口議員。

○野口博議員 それでは、2回目に入ります。

最初に、自衛隊への名簿提供問題です。

お話にありましたように、8年間で延べ1万2,889人の名簿が提供されました。2年間の除外申請で僅か23名であります。この間、提供自治体が広がっています。今日のマイナンバーも含めて個人情報に対する動きを見たときに、国はいろんなことをおっしゃるけれども、自治体として、こうした問題に対して原点に立ち戻って対応することが大事だと思っています。自分の個人情報がどう使われているのか分からず、勝手に使われている状況は普通ではないと認識すべきだと私は思います。その是正する方向は、内容を知らせて判断を求めていく環境をつくることだと思っています。単にホームページ等々でお知らせするだけではなくて、毎年度大体僅か1,600人前後であります。だから、きちんと郵送して知らせて判断を求めていく、こういう対応をすべきだと思いますけれども、いかがですか。

○福住礼子議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 除外申請につきましては、摂津市個人情報保護審議会の答申を踏

まえて、市内各家庭に全戸配布しております広報紙に掲載することで一定の周知を図れていると考えております。加えて、市ホームページへの掲載や、名簿提供対象者であります若い年齢層に広く利用されているSNSを活用して、市の公式LINEによる周知、市民課窓口や庁舎内におけるポスター掲示やチラシの配架を実施して、他の自治体よりも広く市民への周知を図っております。今年度からは、コミュニティプラザや別府コミュニティセンター、各公民館といった市内公共施設にも新たにチラシ兼申請書を配架いたしました。今後も、対象者に限定せず、広く市民の目に留まる工夫を図りながら周知に努めてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 野口議員。

○野口博議員 ちょこちょこ対応を広げるだけでなく、まずその対象者に知らせることを直接的に考えてほしいと思います。

昨年3月、除外申請の諮問を行って答申した本市の個人情報保護審議会においては、皆さんも御承知のとおり、このように委員がおっしゃっています。「本件は、市民と市役所の信頼関係を構築する上で非常に重要なものであると考える。可能な限り市民の方に伝わる工夫をしてほしい」と、発言をなさっているわけであります。先ほど申し上げたように、毎年度僅か1,600人前後です。やる気になればできるわけであります。原点に立ち戻って、きちんと法律に基づいて対応すべきだということを前提として、対象者に判断してもらおうと。そのために、この2年間の除外申請の状況をまとめていただいて、もう一度本市の個人情報保護審議会に議論を求めていくことも含めてぜひ検討していただきたいと要望しておきます。

続いて、補聴器購入の問題であります。

今回、第9期せつつ高齢者ががやきプランの策定に向けて調査をいたしました。その中で、位置づけは大変弱い感じはいたしますけれども、ようやく設問項目に耳の障害、聞こえの問題などの内容が入りました。これがこの課題に対する本市の到達であります。

それで、この6月から実施された泉大津市の内容を紹介させていただき、再度答弁を求めていきたいと思っております。対象は50歳以上、聴力レベルが40デシベル以上、住民税非課税の方は上限5万円、課税の方は上限2万5,000円という内容であります。

ホームページを読ませていただきます。耳から入る情報が少なくなると脳への刺激が減り、認知機能が低下し、認知症につながりやすくなると言われています。また、耳が聞こえないことで、人との会話や外出する機会が減るとフレイルにもつながりやすくなります。認知症を予防し、健康寿命を延ばすために補聴器購入費用の一部を助成いたしますと。

この3月に、第1回定例会で泉大津市長がこう述べています。認知症の危険因子の一つとして位置づけられている難聴への取組として、高齢者等が補聴器を購入する際の費用の一部を助成することにより、高齢者等の難聴による閉じこもりを予防し、積極的な地域交流を促進しますと述べているわけです。ぜひ実現に向けて取り組んでほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○福住礼子議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 聴覚機能の低下につきましては、脳に伝わる音の刺激が弱くなっている状態でございまして、補聴器を使い始めるうちにはうるさいと感じる等の不快

感が生じるものとも言われております。本制度につきましても、単に助成制度を創設して終わりではないと認識しております。効果的な補聴器を活用していただけるよう、東京都港区等の先進自治体の動向を注視しながら、制度の在り方等について研究をしてまいりたいと思っております。

○福住礼子議長 野口議員。

○野口博議員 昨年、この問題を質問してから地域を歩きますと、多くの方々からお声をかけていただきました。ある電気屋は補聴器専門店と書いているラベルを貼っております。そういうふうにご期待されておりますので、これから重要課題などに向けて検討されると思っておりますけれども、ぜひこの実現に向けて動き出していただきたいと要望しておきます。

次に、空き家対策であります。

この5年間の取組について答弁がありました。国の動きもあり、今後は違った対応ができるという話でありました。そこで、空き家の実態についてはいろんな違いがありますけれども、吹田市の取組についてお聞きをし、答弁を求めていきたいと思っております。

吹田市では、民間住宅において、緊急的に安全を確保するために緊急安全措置に取り組んでいます。そのために空家等の適切な管理に関する条例をつくっています。その中で、老朽化した民間住宅について、人の生命や財産などに重大な被害をもたらすおそれがあると判断した場合、必要な措置を講ずることができる。そして、その場合、所有者等の同意は要しない、かかった費用は請求できるとの内容でありますけれども、ぜひ参考に検討してはと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 市町村が制定する空き家に関する条例について、吹田市等の一部では緊急安全措置について規定している条例を定めていることは承知しております。緊急安全措置に関しましては、個人の財産権の侵害、措置の範囲、措置に要した費用の回収方法など、検討すべき課題が多くありますことから、現時点では他事例の動向も注視しながら慎重に検討すべきと考えております。

○福住礼子議長 野口議員。

○野口博議員 危険と判断して自治体として対応する場面がたくさんあります。個人の財産権を含めていろんな課題がありますけれども、ぜひ検討していただいて進めていただきたいと要望しておきます。

大正川左岸2号線の安全対策問題です。

押しボタン信号機ができて大分改善されております。しかし、現在、小学生などは、この区間の一部、サンドライビングスクールの用地を通っております。この前、地元の方から連絡をいただいて、一緒に現場を見ました。担当課長も来ていただいて現場を見ました。なかなか難しいという答弁でありますけれども、やっぱり危険ですから取り組んでいただきたいと思っております。

ガードレールの問題は、反対側にガードレールがあります。30年前、当時の建設部長にガードレールの高さを上げてほしいと要望しましたけれども、そのとき、絶対できないとおっしゃったんです。しかし、お話にあったように数年前にできたんです。事故があつてからでは遅いわけで、私どもも声を上げますのでぜひ頑張ってくださいと思っておりますけれども、改めてお聞きしたいと思います。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 堤防と道路の兼用工作物である兼用道路につきましては、堤防本来の効果を果たすと同時に、公共の用に供する道路としての効用を兼ねることを目的に、道路管理者の市が河川管理者の大阪府から占用し、管理しているものでございます。

議員がお示しの道路拡幅による安全対策について、河川管理上や構造上のことは河川法に基づく基準等に厳格に定められているため、河川側への拡幅は認められないと大阪府から回答を得ております。繰り返になりますが、今後、開発行為など、沿川における土地利用の変化があれば、道路拡幅などの安全対策の可能性について検討してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 野口議員。

○野口博議員 これから一緒に取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく動いていただきたいと思っております。

中学校給食問題についてお尋ねします。

給食については、今回、センター方式で進めていく方向であります。調理業務は民間委託ありきでなく、直営も含めてぜひ検討していただきたいと思っております。そして、この間築き上げてきた小学校給食のよさを受け継いでいただきたいと申し上げておきます。

用地問題に入ります。

今回、環境センターの閉鎖に伴い、たまたま近くにあることで鶴野第2公園が候補地として浮上してきたと思っております。しかし、2回の説明会の様子を見る限り、一つは、物事の進め方ですが、市としては計画方針は決定するが、それは決定じゃなくて住民の納得と合意で進めていくという姿勢が伝わっていない、二つ目には、鶴野第2公園を候補地として決めた合理的理由の説明がなされていない、この二つのことを強

く感じました。

そこで、1点目の住民の納得と合意で進めていくという問題です。降って湧いた話に、発言されたほとんどの方々が周辺以外の方も含めて反対だということは皆さんも御承知のとおりであります。これをどう受け止めるかです。少なくとも地元の皆さんの納得と合意で進めていく、納得を得るための動きをしなきゃならないと思っておりますけども、いかがでしょうか。

○福住礼子議長 生活環境部理事。

○西川生活環境部理事 説明会で発言された意見の多くが鶴野第2公園での給食センター設置に反対であったことは市としても認識しております。住民の皆様の不安等が少しでもなくなるよう、引き続き丁寧に説明してまいりたいと考えております。また、事業については、住民の皆様にしっかりと周知した上で、御意見等を踏まえながら検討して進めてまいります。

○福住礼子議長 野口議員。

○野口博議員 丁寧な説明をすとおっしゃったわけではあります。これから2回目の説明会のまとめをやると思っております。それができた段階で、どんな結果になろうとも、市が考えた内容、そして住民の皆様の思いや疑問をきちんと話し合う場面をつくるのが大事だと思っています。いろんな話合いの形があろうと思っておりますので、地元からの話合いの要請があればぜひ応えるべきだと思っておりますけども、いかがでしょうか。

○福住礼子議長 生活環境部理事。

○西川生活環境部理事 鶴野地域の公共施設再編につきましては、様々な事業が複合されております。今まで再編計画の全体像について説明してまいりましたが、今後につきましては、より詳細について説明し、住民の皆様の意見をしっかりと伺いするな

ど、丁寧な対応をしてまいりたいと考えております。また、御質問の地元からの話合いの要請や直接のお問合せにつきましてもお受けしたいと考えております。

○福住礼子議長 野口議員。

○野口博議員 そうしましたら、とことん納得と合意で進める、そのための対話は継続するというので、この場で確認をしておきます。

最後に、鶴野第2公園を候補地とした合理的理由についてお尋ねいたします。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 給食センターについては、これまで吹田市との共同実施について検討いたしました。運用面や財政面など様々な課題や両市の整備方針の違い等から断念いたしました。また、教育施設内での整備の可能性についても検討いたしました。適切な場所がなかったため、市保有地全体を対象として検討を進めておりました。そのような中、今般の鶴野地域公共施設再編の検討となりました。

鶴野第2公園は、用途地域が給食センターを設置することができる準工業地域に指定されていることに加え、市の中心部に立地し、交通利便性にも優れており、各中学校への配送効率等を考慮すると、給食センターの建設地として適地であると考えております。

○福住礼子議長 野口議員。

○野口博議員 学校敷地の検討に続いて、市が持っている土地全体の検討に入っていく中で今回の話があり、候補地と決定したという話であります。資料も頂いておりますけれども、市の持っている土地の中では健都イノベーションパークしかありません。本市の都市公園面積は北摂地域で最低クラスであり、候補地用地として転用することに

については極力避けるべきでありますけれども、市内全体の公園の様子を見ますと、いろいろ検討の余地もありますので、ぜひそういうことも含めて検討していただきたいとお願いしておきます。

○福住礼子議長 野口議員の質問が終わりました。

次に、村上議員。

(村上英明議員 登壇)

○村上英明議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

初めに、1、鳥飼まちづくりグランドデザインについて、(1)今後の進め方についてですが、鳥飼まちづくりグランドデザインについては、令和2年度から専任体制で取り組まれ、4年目となりました。令和5年度も、住民説明会、ワークショップなどを開催しておられます。摂津市鳥飼まちづくりグランドデザイン策定委員会や住民説明会などの資料において人口が減少する将来推計も説明されています。

今月12日の文教上下水道常任委員協議会で説明された令和3年度調査における2057年までの鳥飼地区の将来人口推計において、鳥飼地域の4小学校区ともに減少するが、鳥飼西・鳥飼北小学校区は、平成30年度調査時からの減少傾向は鈍化し、鳥飼東小学校区も、若干ではありますが、同様の鈍化をするということでございます。鳥飼小学校区は減少幅が逆に広がっているということでございます。鳥飼地域の4小学校区の人口、グランドデザイン策定時と現状、将来予測との差の認識について、1回目、お尋ねをいたします。

次に、(2)の鳥飼地区河川防災ステーションの利活用についてであります。これは要望とさせていただきます。

5月18日に、総務建設常任委員会とし

て、愛知県清須市の庄内川清須地区河川防災ステーションへの視察に行って勉強させていただきました。地域の交流拠点として、イベント、河川環境学習、朝市での防災・減災教育の場などとして利活用、そして、ふだんから市民などのボランティア活動による花壇の手入れや草刈りを行っていただいているとのことでありました。

摂津市の鳥飼地区河川防災ステーションにおける答弁では、基本的に防災だけではなく、今後のまちづくりの拠点になるようにやっていきたいということでもございました。そういう中で、都市安全確保拠点整備計画におきましても、災害時や、また平常時でのことが記載されています。例えば、避難ということではなくて、地下方式による雨水貯留施設の構築も含めて、この地域の平常時、また災害時、5年10年先になるかも分かりませんが、内水対策等も含めながら、近隣の方からこの場所にできてよかったなと思っていただけるように、不安と感じている意見への対応も含めて取り組んでいただきたいと、これは要望とさせていただきます。

次に、(3)鳥飼東小学校と鳥飼小学校等の統合についてであります。文教上下水道常任委員協議会の資料では、児童数については、鳥飼西小学校は今から34年後であっても学級数の標準を維持、鳥飼北小学校は今からおおむね34年後に学級数の標準を割り込んでくと推計されております。鳥飼東小学校と鳥飼小学校は既に学級数の標準を割り込んでおり、第五中学校も既に望ましい学級数を割り込んでいる状況であります。この現状において、鳥飼東小学校と鳥飼小学校の統合は約3年後の令和8年4月の予定、中学校の再編は令和14年度を目途とされております。小・中別の

2段階での統合とされている理由の御答弁をお願いいたします。

次に、2番目の公園整備についてですが、都市公園やちびっこ広場などにおきまして、公園内での禁止行為、公園やトイレにおける注意喚起、ごみの持ち帰り啓発といった看板において、課名変更となった平成6年度から平成27年度までの公園みどり課と記載されている看板がまだまだ多く残っております。公園内にある旧担当課名となっている看板を正しい記載に対応していただきたいと思います。御答弁をお願いいたします。

次に、3番目の書かないワンストップ窓口についてであります。令和3年度の実績として、転入・転出届の合計6,481件、住民票等交付状況4万858件、要介護認定申請3,732件、国民健康保険取得届2,522件など、特に転入・転出時や住所変更に伴う住民票の移動、国民健康保険や介護保険といった別の課での手続においては、来庁者にその都度、住所、氏名などを申請書に記載していただいております。中には高齢者の方で記入時間を要しておられる場合もあります。

本人確認書類から氏名、住所などを読み取って申請書が作成できる、あるいは、職員が住所、氏名などを記入して申請書を作成するといった市民が直接申請書への記入をなくすシステムができれば、来庁者が申請書に記入する手間がなくなり、窓口での時間短縮とともに、手書き文字の判読や書き間違いの修正などによる職員の事務負担も軽減され、市民サービスの向上と事務の効率化が図られると思います。市民の直接記入をなくすシステム導入の考え方についてお尋ねをいたします。

以上で1回目の質問といたします。

○福住礼子議長 答弁を求めます。市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 鳥飼まちづくりグランドデザイン策定時と現状、将来予測の人口の状況の認識についての御質問にお答えいたします。

鳥飼まちづくりグランドデザインは、令和4年7月に策定されており、人口推計につきましては、平成31年3月に市が取りまとめた2040年問題を背景とした行政課題等の分析及び解決に向けた基礎調査等支援業務報告書の推計値を使用しております。

将来人口については、国立社会保障・人口問題研究所が令和5年4月26日に発表した将来推計人口によりますと、2020年に1億2,615万人だった総人口が、50年後、2070年は8,700万人としており、平成29年に発表した推計値である8,323万人から上方修正となっております。上方修正の理由は、平成29年の推計と比較しますと、出生率は低下するものの、平均寿命が延伸し、外国人の入国超過数も増加することで総人口の人口減少は緩和するとのことでした。鳥飼地域におきましても、校区によって違いますが、一般的には同様の状況になるのではないかと考えております。

また、先ほど村上議員からありました教育委員会で実施した説明会での推計も同様の傾向であるものと我々は認識しております。

○福住礼子議長 教育総務部長。

(安田教育総務部長 登壇)

○安田教育総務部長 鳥飼東小学校と鳥飼小学校の統合を令和8年4月とし、中学校の再編を令和14年度を目途とする小・中学

校別の2段階統合とした理由の御質問にお答えいたします。

現在の住民基本台帳では、令和9年度に入学予定の鳥飼東小学校の児童数は10名程度となっております。中学校を踏まえた学校再編については、鳥飼地域全体に関係する大がかりな検討となるため、かなりの時間を要すると考えております。まずは、喫緊の課題である鳥飼東小学校を中心とした小学校の再編を優先して取り組ませいただき、令和14年度を目途に、中学校を踏まえた鳥飼地域全体の今後の学校の在り方について検討をしてみたいと考えております。

○福住礼子議長 建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 公園にある旧担当課名の看板の正しい記載への対応についての御質問にお答えいたします。

市内の公園やちびっこ広場には、利用時の規則や禁止行為を示した看板、マナーや施設案内などを示す看板などを設置し、利用者の皆さんがお互いに気持ちよく憩える空間を提供できるよう努めております。

議員がお示しの旧担当課名の看板につきましては、本来であれば、機構改革等で課名が変われば、看板などに記載されている旧課名を新しい課名にするべきところではありますが、全ての看板について対応ができていない状況がございます。まずは、各公園やちびっこ広場に設置されている看板などの現状を把握し、順次現課名に変えていくよう対応してまいります。また、その際には、担当課への連絡等がよりスムーズにいくよう、利用者からの公園施設の損傷等発見の通報に活用しているL o G oフォームが利用できるQRコードなどの表示も検討してまいります。

○福住礼子議長 総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 市民の直接記入をなくすシステムについての御質問にお答えいたします。

市民による手書き記入が不要となるシステムには、例えば、システム上で申請書が作成でき、マイナンバーカード等の本人確認書類から氏名や住所等を読み取り、申請書に自動転記ができる機能や、複数の帳票間で情報を複写できる機能、さらには、基幹システムと連携することで、申請者の状況に合わせた情報の補完や必要な手続を判定する機能等が求められます。こうしたシステムは、市民が申請書に記入する手間と時間を削減でき、職員にとっても、手書きの書類からシステムへの入力誤りを防ぎ、市民のライフイベントや家族構成に応じた適切な手続の案内ができるなど、市民サービスの向上や事務の効率化につながるものと考えております。

現在、全国の自治体におきましては、令和7年度の基幹システムの標準化に向けて取組を進めておるところでございます。今後の自治体のシステムにつきましては、国の標準準拠システムを見据えた情報連携が前提となり、国のマイナポータルとの連携やマイナンバーカードの利活用も一層進むものと考えられます。新たなシステムの導入におきましては、こうした国の動きなどを注視し、議員から御提案いただいた機能も含めて、さらなる市民サービスの向上につながる取組について検討してまいります。

○福住礼子議長 村上議員。

○村上英明議員 それでは、2回目からは一問一答でお願いをいたします。

まず初めに、1の(1)今後の進め方に

ついてであります。人口について私が調べた中では、鳥飼4小学校区で、6年前の平成29年度と比較して約5%、1,373名、単年平均は230名の減少でありました。2年前の令和3年度との比較では、約2%の582名、単年平均は290名減少で、年々減少幅が広がっていると感じております。

そのような中で、令和5年度の説明会、ワークショップのスケジュールは示していただいておりますけれども、次年度以降のスケジュールについてお尋ねをいたします。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 今年度の鳥飼まちづくりグランドデザインに関する説明会、ワークショップの予定といたしましては、昨年度に引き続き、順次説明会を開催するエリアを拡大し、今年度末までに全てのエリアで1回は説明会を開催している状態を予定しております。

各エリアにおける1回目の説明会では、住民の皆様にも市が考えている鳥飼まちづくりグランドデザインの将来予想を実現するに当たっての現状や課題を知っていただき、グランドデザインにある将来予想に対しての御意見をいただきたいと考えております。いただいた御意見は、地域の皆様を含めて共有し、2回目の説明会では、いただいた御意見を踏まえて将来予想や取組の方向性の修正を行ってまいりたいと考えております。エリアごとになりますが、いただいた御意見を踏まえ、必要に応じて修正した将来予想への御意見が出尽くした後にワークショップを開催し、グランドデザインの具体化に向けて、エリアの住民等の皆様と意見交換をしてまいる予定としております。

次年度以降のスケジュールといたしまし

ては、住民等の皆様との意見交換を行いながらになりますことから、確定的なことは申し上げられませんが、引き続きワークショップを開催し、住民等の皆様にも将来予想を実現するための現状の課題等に関する様々な情報を御理解いただきながら、具体的な対策について検討していくものと考えております。市といたしましても、住民等の皆様からの地域の課題や要望についてしっかりお聴きしつつ、住民等の皆様と丁寧に意見交換を行っていきながら、具体的な取組を住民の皆様等と一緒に作り上げてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 村上議員。

○村上英明議員 来年度のスケジュールをしっかりと組んでいただきながら、住民の説明等が充実するような形で取り組んでいただきたいと思います。

先ほど、人口減少の数字を申し上げました。その一方で、世帯数につきましては鳥飼地域の各小学校区ともに微増となっております。人口減少や世帯数増の関係から見れば、様々な制度の関係もあって一概には言えませんが、世帯規模の縮小が続いていることを意味しています。その反面、多世代の制度によって若干の減少緩和はあると思っておりますけれども、単独世帯の増加や、親子同居、3世代同居が減っているのではと感じております。人口が減少し切ってから具体案の実施では遅いと思われ、市民の方からの意見でもあります。そのことから、早く具体の取組内容を示すことが必要であると思っておりますが、考え方についてお尋ねをいたします。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 先ほど御答弁させていただきましたように、鳥飼まちづくりグランドデザインの具体的な対策につきまして

は、当該エリアでのワークショップで住民等の皆様と一緒に作り上げていくことを考えております。よって、現時点では具体的な取組は決まっておらず、具体的な取組を実現するまでにはかなりの時間を要する見込みでありますことから、いつの時点で具体的な取組をお示しできるか、現時点でお答えすることは大変困難であると考えております。

○福住礼子議長 村上議員。

○村上英明議員 確かに、今、住民の方が生活をしている中において、その地域の中でグランドデザインを描いていくのはなかなか困難があると私は一定は理解しております。しかしながら、人口減少が続いている現状におきまして、例えば10年たてば、今の減少状況からすれば2,900人も人口が減少してしまうことになります。そういう意味では、5年10年とは待ってられない状況だと思います。そしてまた、具体的な取組が見えてくれば、鳥飼まちづくりグランドデザインの鳥飼4小学校区の中での認識はさらに広まっていくのではないかと思います。

そういう中で、イメージ図にあるような道路拡幅は長期の取組になると思いますので、短期の取組として、例えばスーパーや複合商業施設の誘致、あるいは魅力を高めた公園、また、ドライブインシアター鳥飼の開催などの取組も含めて検討をお願いし、これは要望とさせていただきます。

また、この件につきまして、6月17日に企業と住民の共存発展エリアの説明会がありましたけれども、説明資料では表紙を除く44ページがございました。そのうち19ページと、半分近くを鳥飼地域の水害等自然災害のリスクとされています。自然災害への取組の必要性も十分理解はできます

けども、摂津市の中でも災害リスクの高い地域としての認識が高まれば、転出増や、あるいは転入・定住減少にも影響を感じましたので、資料作成につきましても再考していただきたいと要望させていただきます。

次に、(3)の鳥飼東小学校と鳥飼小学校等の統合についてであります。統合計画の令和8年度から令和13年度までは特例として1中学校区、1小学校としていくということであったと思います。鳥飼まちづくりランドデザインの具体的な対策によって人口減少傾向が鈍化すると私は期待をしておりますけども、児童の減少傾向が続く中で、令和8年度予定の鳥飼東・鳥飼小学校を統合した後、推計ですが、おおむね20年後には、また全ての学年で1クラスとなって、学級数の標準を再び割り込む人数となっております。再統合も視野に入ってくるわけではありますが、学級数の標準を再び割り込むことへの認識についてお尋ねをいたします。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 学校教育法施行規則第41条では、小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準と記されております。令和4年度の摂津市通学区域等審議会答申においては、小・中学校ともに12学級以上18学級以下が適正規模であるという考え方とともに、12学級未満の学校は小規模校と位置づけ、教育上及び学校運営上の問題の解消を図ることが示されております。

本市においても、単学級については適正化を図るものであることは認識しておりますが、その際には、学級の人数やその後の入学者数等、様々な状況を勘案した上で検討する必要があると考えております。

○福住礼子議長 村上議員。

○村上英明議員 鳥飼東・鳥飼小学校を統合した校舎は、現鳥飼小学校にとされております。小中学校通学区域等審議会の答申における留意事項に、再編整備により一方の学校を残すのではなく、二つの小学校の歴史や伝統、実績等の教育的・文化的な財産を引き継ぎ、新たな学校を創出するという考え方を尊重し、その具体化に努められたいとあります。また、通学距離でいえば、鳥飼小学校からの同心円図では鳥飼東小学校区の端から約2.5キロメートル、鳥飼東小学校からの同心円図では鳥飼小学校区の端から約2キロメートルになっております。建築年度でいえば、鳥飼小学校は築50年、鳥飼東小学校は築40年、また、水災害でいえば、鳥飼小学校は氾濫流域内、鳥飼東小学校は氾濫流域の末端となっております。歴史や地域の諸事情なども含めて複合的に検討されたと思いますけども、統合場所の選定理由についてお尋ねをいたします。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 令和4年度に鳥飼地域で実施した摂津市小中学校の教育環境等に関するアンケート調査結果や、意見交換等で課題として挙げられた通学距離において、どちらに統合したとしても最長通学距離に差はございません。しかしながら、鳥飼小学校に統合した場合、鳥飼東小学校に統合する場合よりも通学距離に影響がある児童が少ないため、鳥飼小学校を使用する施設とさせていただきたいと考えております。また、鳥飼小学校が鳥飼東小学校より教室数が多く、統合後の教育環境の充実が図りやすいことなども理由でございます。

○福住礼子議長 村上議員。

○村上英明議員 先ほどいろいろと申し上げ

ましたけども、私は、鳥飼小学校への統合に反対ではないと、総合的にメリットがあればそれでいいと思っているんです。ただ、保護者への説明会も始まっておりまして、また、自治会などの地域への説明も今後設定されると聞いています。統合に当たって、諸課題、不安、改善要望などの意見も出てくるかと思えます。この意見や要望の解決、理解を統合までに得ることが必要と思えますけども、担当の決意の御答弁をお願いしたいと思います。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 今後、統合に関する様々な御意見を頂戴すると考えておりますが、通学路の安全をはじめ、児童や学校に関わることにつきましても、統合までに御理解をいただけるよう検討や説明を重ねてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 村上議員。

○村上英明議員 確かに、統合に当たっては、不安をなくしていくことが本当に一番大切なことだと思いますし、また、教育のレベルを上げていくことも必要だと思います。そういう中で、対応と説明などもしっかりとお願いしたいと思います。

中学校の統合や小学校の再統合のお話もさせていただきましたけども、私は、人口減少傾向を鈍化させていくのが鳥飼まちづくりランドデザインの最大の目的としております。転入増や定住への魅力ある施策をお願いし、鳥飼まちづくりランドデザインの3点の質問を終わります。

次に、2番目の公園整備についてですが、公園内の看板記載の担当課名を摂津市へと統一してもよいのではと思えます。看板へのQRコード表示も公園以外でも同様に検討をお願いいたします。

公園整備については、これまで様々な要

望もしてまいりました。特色ある公園とするために、大型の複合遊具設置もその一つだと思いますが、考え方についてお尋ねをいたします。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 議員がお示しの大型複合遊具を新たに設置するには、その目的や地域のニーズ把握はもとより、公園自体の規模や安全領域を確保した上での遊具の設置場所の有無、設置するためのコストなどを含め検討する必要がございます。また、公園によっては、現在使用されているミニサッカーやグラウンドゴルフ等の利用者等の調整などもあり、設置に関しての合意形成が必要な場合もございます。今後は、地域の特性や利用状況、要望などを踏まえ、市全体の都市公園の在り方や個々の公園の事情等を考慮し、状況に応じて検討してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 村上議員。

○村上英明議員 他市の公園等々におきまして、大型複合遊具で複数の家族が楽しんでおられるのをよく目にすることもあります。また、私の近所の方も、茨木市に行ったり、寝屋川市に行ったり、守口市に行ったりと、大型の公園で遊んで、そこでまた買物に行くとか、そういうステップの場所にもなるかと思えますので、しっかりとこの辺は、摂津市の公園の魅力の向上として、他市の方にもまた来ていただけるようなつながりある公園となるように検討をお願いしたいと思います。

次に、3番目の書かないワンストップ窓口についてですが、システム導入によって一つの申請で1分短縮となれば、令和3年度の住民票交付の4万858件に換算すると、約680時間の効率化にもなります。また、申請書の記載台がなくなって

フロアが広がるなどのメリットもありますので、安心して使用できるシステムの早期導入をお願いし、私の一般質問を終わります。

○福住礼子議長 村上議員の質問が終わりました。

お諮りします。

本日はこれで延会することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

本日はこれで延会します。

(午後5時26分 延会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 福住礼子

摂津市議会議員 野口博

摂津市議会議員 村上英明

摂津市議会継続会会議録

令和5年6月27日

(第3日)

令和5年第2回摂津市議会定例会継続会会議録

令和5年6月27日（火曜日）

午前10時 開議場
摂津市議会

1 出席議員（19名）

1 番	福住礼子	2 番	藤浦雅彦
3 番	安藤 薫	4 番	野口 博
5 番	村上英明	6 番	水谷 毅
7 番	南野直司	8 番	森西 正
9 番	弘 豊	10 番	増永和起
11 番	三好義治	12 番	西谷知美
13 番	塚本 崇	14 番	出口こうじ
15 番	三好俊範	16 番	香川良平
17 番	松本 暁彦	18 番	光好博幸
19 番	嶋野浩一朗		

1 欠席議員（0名）

1 地方自治法第121条による出席者

市 長	森山一正	副 市 長	奥村良夫
副 市 長	福渡 隆	教 育 長	箸尾谷知也
市長公室長	平井貴志	総務部長	山口 猛
生活環境部長	吉田量治	保健福祉部長	松方和彦
建設部長	武井義孝	上下水道部長	末永利彦
教育委員会 教育総務部長	安田信吾	教育委員会 次世代育成部長	大橋 徹之
監査委員・選挙管理 委員会・公平委員 会・固定資産評価審 査委員会事務局長	石原幸一郎	消 防 長	松田俊也
総務部理事	丹羽和人	生活環境部理事	西川 聡

1 出席した議会事務局職員

事務局 長	荒井陽子	事務局 次長	大西健一
-------	------	--------	------

1 議 事 日 程

- 1,
 - 一般質問
 - 水 谷 毅 議員
 - 南 野 直 司 議員
 - 安 藤 薫 議員
 - 嶋 野 浩一朗 議員
 - 弘 豊 議員
 - 松 本 暁 彦 議員
 - 森 西 正 議員
 - 藤 浦 雅 彦 議員
 - 2, 議 案 第 3 6 号 令和5年度摂津市一般会計補正予算（第3号）
 - 議 案 第 5 5 号 摂津市青少年運動広場条例等の一部を改正する条例制定の件
 - 議 案 第 5 6 号 摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件
 - 議 案 第 5 7 号 摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件
 - 議 案 第 5 8 号 工事請負契約締結の件
 - 議 案 第 5 3 号 摂津市印鑑条例の一部を改正する条例制定の件
 - 議 案 第 5 4 号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件
 - 3, 議会議案 第 9 号 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書の件
 - 議会議案 第 1 0 号 薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取り組み体制の強化を求める意見書の件
 - 議会議案 第 1 1 号 消費者被害の防止・救済のため、施行5年後見直し規定に基づく特定商取引法の抜本的改正を求める意見書の件
-

- 1 本日の会議に付した事件
日程1から日程3まで

(午前10時 開議)

○福住礼子議長 ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員は、水谷議員及び南野議員を指名します。

日程に入る前に、昨日の本会議におきまして、補正予算番号等の整理が必要になりました。そのため、議案第36号と報告第6号に係る字句及び数字等の整理を行いました。整理の結果につきましては、お手元に配付しております字句及び数字等整理表のとおりでありますので、御報告をいたします。

これより議事に入ります。

日程1、一般質問を行います。

順次質問を許可します。水谷議員。

(水谷毅議員 登壇)

○水谷毅議員 皆さん、おはようございます。

それでは、順位に従いまして一般質問をいたします。

まず、1点目の市内のデジタル化と安全性について。

国においては、2021年9月、行政事務の迅速かつ重点的な遂行を図ることを目的としてデジタル庁が設置されました。ここで、本市におけるDX、すなわちデジタル・トランスフォーメーションの取組についてお伺いをいたします。

次に、2点目、鳥飼地域の防災について。

現在、淀川河川防災ステーションの建設に向けて進められていますが、鳥飼地域の避難場所となる高台の確保について、どのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

続いて3点目、昨年もお尋ねいたしました帯状疱疹ワクチンの定期接種化に向けた

取組について、現状をお伺いいたします。

次に、4点目、大阪中央環状線の渋滞緩和と安全対策について。

市内の交差点では日常的に自然渋滞が発生、周辺の道路交通にも波及し、市民生活にも大きな影響を与えています。これまで何度も議論されていますが、今回は、令和5年度末に十三高槻線(正雀工区)の供用が開始されることに伴い、市内で新たな渋滞が発生しないか大変危惧しています。特に大阪中央環状線と十三高槻線の交差点における対策が大変重要であると考えますが、現在の取組について伺います。

続いて、5点目、自転車交通の安全について。

自転車は手軽で利用できる交通手段ではありますが、大阪府の自転車事故件数は全国でも高いものとなっています。ここで、本市の自転車利用に関する交通安全対策の取組についてお伺いをいたします。

最後に、6点目、中学校におけるデリバリー給食の現状とこれまでの経過についてお伺いをいたします。

1回目、以上です。

○福住礼子議長 答弁を求めます。総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 今年度のDXの取組についての御質問にお答えいたします。

今年度には、国の自治体DX推進計画において重点項目とされております基幹システムの標準化に向け、現行システムの仕様と標準仕様との比較分析に取り組んでおります。これは、国が作成した標準仕様書に記載されている業務フロー、機能や帳票等について、現行システムとの差分を分析するものでございまして、現在、システムごとに分析用資料の作成を進めておるところ

でございます。各担当課での分析の結果、明らかになった標準仕様との差分や課題につきましては、業務フローの変更やRPAの活用等の解決策を検討してまいります。

今後につきましても、システム標準化に係る国の動向を注視し、関係部署で情報共有を密に図りながら、令和7年度のシステム移行に向けて着実に取組を進めてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 総務部理事。

(丹羽総務部理事 登壇)

○丹羽総務部理事 鳥飼地区の高台の確保についての御質問にお答えいたします。

鳥飼地区では、淀川や安威川が氾濫した場合、全域が浸水するため、鳥飼地区にお住まいの約2万6,000人の市民の皆様には、浸水しない地域への早めの広域避難をお願いしているところでございます。しかし、鳥飼地区には広域避難が難しい避難行動要支援者が令和2年度で約1,500人おられます。

一方、避難所に関しては、地震時に使用できた公民館や体育館は水没し、水害時でも利用できる避難スペースは小・中学校などの高層階に限定されることとなります。そのような場所は、避難行動要支援者にとって避難しやすい場所とは言い難いものと考えております。市民の中でも、特に広域避難が難しい障害者や高齢者などの避難行動要支援者の皆様にとって安心して避難できる場所を整備していくことは大変重要であり、公共施設等の建て替えのタイミングに合わせて、水害時でも避難所として使用できる施設に再整備していく、市の高台まちづくりをしっかりと推進していく必要があると考えております。

○福住礼子議長 保健福祉部長。

(松方保健福祉部長 登壇)

○松方保健福祉部長 带状疱疹ワクチンの定期接種化に向けた現状についての御質問にお答えいたします。

带状疱疹は、加齢や疲労などで免疫力が低下したときに水痘のウイルスが再び活性化して起こる痛みを伴う皮膚の疾患で、誰もが発症する可能性があるとしております。特に50歳以上の方には、带状疱疹ワクチンの接種が発症予防、重症化予防に効果的とされておりますが、現在のところ、希望者が各自で受ける任意接種となっております。

定期接種化に向けては、現在、厚生労働省の厚生科学審議会において、有効性や安全性等の観点から専門家の議論が進められている状況でございますので、本市といたしましては、引き続き国の動向を注視してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 大阪中央環状線と十三高槻線との交差点における対策についての御質問にお答えいたします。

大阪中央環状線は、令和4年度版の大阪の交通白書によりますと、交通渋滞地点ワーストテンに二つの交差点が挙げられております。また、摂津市内の大阪高槻線と交差する一津屋交差点は6位となっていることから、本市において慢性的な渋滞が発生している路線であると十分認識しております。

本市の大阪中央環状線の交差点の渋滞解消は、大阪府が進めている都市計画道路十三高槻線の全線供用や鳥飼仁和寺大橋の無料化による交通量の分散や転換により改善されることが期待されております。しかしながら、議員が御指摘のとおり、令和5年度末に予定されている正雀工区の本線部供

用開始後は、周辺交通量の増加が想定されることから、大阪中央環状線と十三高槻線の交差点について、暫定的な平面交差事業を推進されるよう、令和2年8月に吹田市、茨木市と連携して大阪府に要望してまいりました。

こうした経過を踏まえ、大阪府では、大阪中央環状線と十三高槻線の交差点を令和3年3月に大阪府都市整備中期計画に位置付け、現在、大阪府警察との協議や対策案の絞り込み、交通シミュレーションなどの様々な検討を進められております。今後は、周辺交差点への影響分析や信号のサイクル調整などを進め、実現可能な対応案を見極めると聞いております。

続きまして、自転車利用における交通安全対策のこれまでの取組についての御質問にお答えいたします。

自転車は、道路交通法上、道路を通行するときは車として交通ルールを遵守するとともに、交通マナーを実践するなど、安全運転が求められております。

警察庁によりますと、近年、全交通事故数は減少しているものの、自転車関連事故が占める割合は増加傾向となっております。その特徴は、自動車との出会い頭の衝突による事故が最も多く発生しております。自転車側にも安全不確認などの違反が多く、さらに、歩道上における自転車と歩行者との衝突事故も多いことから、令和4年11月の自転車安全利用五則の改正では、自転車に乗るときに守るべきルールのうち、特に重要なものとして、車道が原則、左側を通行。歩道は例外、歩行者を優先。交差点では信号と一時停止を守って、安全確認。ヘルメットを着用などの5項目が挙げられております。

平成30年からの5年間で、自転車乗用

中での死者数のうち、約6割は頭部の損傷、このうちヘルメット着用者と非着用者の致死率の比較では、約2.1倍の開きがあると示されております。事故が多発する状況を受け、令和5年4月1日の改正道路交通法の施行により、自転車使用時における自転車用ヘルメット着用が全年齢対象となり、努力義務化されたところでございます。

本市におきましては、自転車活用推進法に基づき、令和2年3月に、本市の実情に応じた自転車活用の推進施策を定めた摂津市自転車活用推進計画を策定いたしました。自転車を利用しやすいまち、自転車事故のないまちを目標に掲げており、ソフト面での交通安全教育や啓発指導、ハード面での自転車通行空間の計画的整備などの推進を定め、進めております。これまで実施してまいりました高齢者の運転免許証自主返納者のうち希望者に対し、反射材つきジャンパーの支給や所有者の引取り手のない放置自転車の無償譲渡、人生100年ドライブのドライブ時における安全啓発の取組に加え、今年4月からはさらに自転車用ヘルメットの支給を開始したところでございます。

○福住礼子議長 教育総務部長。

(安田教育総務部長 登壇)

○安田教育総務部長 中学校におけるデリバリー給食の現状とこれまでの経過についてお答えいたします。

中学校給食につきましては、平成27年度からデリバリー方式選択制により開始し、現在に至っております。また、令和4年度の喫食率は6.8%であり、年々少しずつではありますが増加しております。

一方で、令和元年度に学校給食実施方式等の検討に係る調査を実施し、本市にとっ

て最適な方式の検討を行った結果、令和2年度に中学校給食の今後の在り方についての基本方針を策定し、給食センター方式による全員喫食の実施に向けた方針を決定いたしました。

給食センター方式では、事業用地の確保が大きな課題であり、この間、教育施設内で検討、吹田市との共同運用や市所有地での検討を重ねてまいりましたが、今般、鶴野地域の公共施設再編の中で鶴野第2公園を候補地として決定し、当該地での事業実施に向け、取組を進めているところでございます。

○福住礼子議長 水谷議員。

○水谷毅議員 これより一問一答にて質問いたします。

1点目の庁内のデジタル化と安全性について。

着実な取組が理解できました。

令和7年度からのシステム移行に向けて、残すところあと1年余りとなりました。私も前職で長年システムに携わる仕事に就いていました。その経験上で心配な点としては、システムが変わると少なからず思わぬトラブルが発生することです。今回、約20件の業務がこれに当たるようですが、今後、万一システムが停止してしまったときにどのように対応をしていくのか、その回避方法についても十分にシミュレーションとトレーニングを要望します。

また、どのような仕組みで様々な計算式の数値処理がなされているのかなど、使う側の人間がしっかりとその根拠を理解し、万一間違った数字が入力されたときに、結果の数字を見て何かおかしいと気がつくことができる能力と感性を身につけていただきたいと思います。

もう一つは、今後、既製品のシステムを

使わなければならないとなります。従来のシステムに比べて不足する内容が生じた場合、別のシステムでカバーしようとして二重作業になったり転記ミスが生じないように注意をしていただきたいことを要望します。

次に、マイナンバーカードに関するミスやトラブルが報じられていますが、本市における状況をお伺いいたします。

○福住礼子議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 それでは、お答えさせていただきます。

連日報道されておりますマイナンバーカードにおけるミスやトラブルにつきまして、複数項目で相次いで発覚しております。中でも、公金受取口座とのひもづけミスやマイナポイントのひもづけミスにつきましては、各自治体の窓口で実施しているマイナポイント申請支援業務において発生しております。本来、一人一人ひもづけ手続きが終わるたびにシステムをログアウトしなければならないルールであります。窓口職員や当事者がそれを怠り、ログアウトしないまま次の手続を進めたことで、前者の公金受取口座等と後者のマイナンバーカードがひもづいてしまったことが今回のミスの要因であります。

摂津市における申請支援業務では、本来のルールどおり、一人一人手続きが終わるたびにログアウトの実施を以前から徹底しておりますので、今般報道されているようなミスは発生しておりません。今後も、市民の方が不安を抱くことがないように、丁寧な説明と正確な手順で申請支援業務を行ってまいります。

○福住礼子議長 水谷議員。

○水谷毅議員 マイナンバーカードに関する庁内での状況について確認ができました。

しかしながら、ログアウトは人手で行うため、非常に作業ミスの可能性を持っていると言えます。例えば、複数でログアウトを確認したり、声に出して第三者確認を取り入れるなど、念には念を入れて対策されまことを強く要望いたします。

次に、2点目、鳥飼地域の防災について。

避難行動要支援者への考えも理解できました。

今回進められている河川防災ステーションは、鳥飼地域の北東部になります。一方、過去にも雨による浸水事例のある鳥飼野々地域や新幹線沿いの新在家地域をはじめ鳥飼南西部の対応も急務と言えます。民間の建物とのさらなる防災協定の推進や、地域で保有している土地や建物の活用も十分に検討され、鳥飼地域全体のバランスの取れた避難所施設の整備をお願いします。また、広域避難を呼びかけておられますが、緊急時の移動交通手段の確保についての検討にも着手されますことを強く要望いたします。

続いて3点目、带状疱疹ワクチンの定期接種化に向けた取組について。

引き続き国の動向を見られるということですが、带状疱疹は日本人の6人ないし7人に一人がかかると言われており、罹患率が高く、60歳以上の発症者の4人に一人は発疹が治っても痛みが長い期間残る带状疱疹後神経痛になるとの現状もあります。

ワクチンには二つの種類がありますが、効果の高いほうでは2回分の接種費用が4万円以上と高額です。大都市の名古屋市をはじめ、人口約3万3,000人の埼玉県毛呂山町でも4月より助成が開始されました。本市でも独自の助成制度の設置を望みますが、考えを伺います。

○福住礼子議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 お答えいたします。

任意接種となっている带状疱疹ワクチンの接種費用は自己負担となり、全国の自治体の中には独自に公費助成制度を設けている団体もあることは承知しております。現在のところ、大阪府内で独自制度を設けている自治体はなく、本市におきましても同様でございますが、带状疱疹の予防のためのワクチン接種が効果的であるとの認識の下、引き続き国の動向を注視し、大阪府や大阪府内自治体の状況についても情報収集を行ってまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 水谷議員。

○水谷毅議員 ワクチンの助成のためには安定した財源の確保が必要であると思いますが、罹患率が高く、その治療費が発生していると思います。市民の皆さんの健康と総合的な収支を考えると、他の自治体が独自助成に踏み切った経緯も理解ができるように思います。大阪府内では事例がまだないようですが、先進事例として一日も早い実施を強く要望いたします。

次に、4点目、大阪中央環状線の渋滞緩和と安全対策について。

市民生活にも大きな影響があり、本市の人口増を望むとき、重要な課題であると感じます。十三高槻線（正雀工区）の供用が開始されるまでにもう1年もありません。このままでは中央環状線と十三高槻線の交差部から正雀地域付近まで長い渋滞が発生することはおおよそ予想がつきます。大阪府は、十三高槻線の供用により一津屋交差点の渋滞緩和を掲げていますが、中央環状線との交差部の対策を十分にしないと、新たな渋滞が発生し、周辺道路にもその影響が波及していきます。早急に大阪府にも強く働きかけていただき、後手に回らないよ

う対応を要望します。

次に、鳥飼和道交差点の安全対策について。

鳥飼和道一丁目、いわゆるホテル側から大阪中央環状線への流入については、いつ事故が起こってもおかしくない危険な交差点部です。せめてホテル横の一方通行道路の向きを逆にすることや通行止めを行い、流入車線を減らすことはできないものでしょうか。

また、一津屋交差点では、高槻市向きの車両により慢性的に別府地域付近まで渋滞しています。左折レーンの新設を行い渋滞緩和を行う点は何度も大阪府に要望していることと思いますが、進捗状況を伺います。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 鳥飼和道交差点につきましては、これまで、摂津警察署において、本線と市道との渋滞状況、あるいは歩道での横断時間などを勘案し、可能な範囲で本線の通行時間帯を長くするなど、信号処理にて対策を行っており、現時点で実施可能な安全対策は講じていると伺っております。

議員が御指摘の鳥飼和道一丁目側の一方通行道路の安全対策につきましては、周囲への交通の影響を踏まえた上で、地元調整や同意などが必要であると交通管理者である摂津警察署から聞いております。

一津屋交差点につきましては、これまで、道路管理者の大阪府と合同で交通量調査や摂津警察署との協議など、左折レーン新設の有効性等を検証し、渋滞原因の調査を引き続き進めているところでございます。今後、大阪府は、令和5年度末の十三高槻線（正雀工区）の本線部供用の影響も踏まえ、その必要性を含め、効果的で実現可能な対応策について検討を進めると聞いて

ております。

○福住礼子議長 水谷議員。

○水谷毅議員 鳥飼和道交差点について、答弁の内容を伺う限りでは、大阪中央環状線の渋滞対策については限界を感じます。鳥飼和道交差点をオーバーパスし、鳥飼大橋までつなぐことができない限り難しいのではないかと思うようになりました。

一方、鳥飼和道交差点に流入する車両の安全対策については、地元調整を含め、容易ではないかもしれませんが、安全な交差点へと早急なる対策を強く求めます。

次に、5点目の自転車利用における交通安全対策について。

摂津市自転車活用推進計画を策定され、人生100年ドライブや運転免許証自主返納者に自転車用ヘルメットを支給するなど、先進的な取組をされている点は評価をいたします。残り僅かと伺っていますが、今後も、対象の方全員に必ず自転車用ヘルメットをお渡しできるよう、先手先手と取り組んでいただきますよう要望いたします。

次に、令和2年度から自転車通行空間整備に伴う青色矢羽根型路面標示を設置されています。その設置状況と、車道左側を自転車が自動車と並走する走行時の安全性についてお伺いをいたします。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 まず、設置状況でございますが、本市におきましては、摂津市自転車活用推進計画に基づき、令和2年度から令和11年度までの10年間で約24キロメートルの青色矢羽根型路面標示の整備を計画的に行うこととしており、大阪府が整備する府道と合わせた自転車ネットワークの形成を図るものでございます。令和4年度末時点で約5キロメートル、約2割の整備

率となっております。

矢羽根型路面標示は、自転車の通行位置と方向を明示して自転車の安全な通行を促すものです。自転車利用者だけでなく、自動車ドライバーに対しても車道上の自転車通行位置を知らせる路面標示となります。矢羽根型路面標示を設置した道路における自転車通行ルールは、自転車は車道が原則で、矢羽根に沿って左側を通行し、交差点での右折時は2段階で右折することや、矢羽根の上に駐停車車両がある場合に避けるときは、右側後方を確認して走行することとされております。ただ、車道左側における自転車走行時に並走する自動車との接触事故に対する安全性につきましては、自動車ドライバーの認知もありますが、自転車と自動車相互の交通ルール遵守とマナーの向上が必要であると考えております。

○福住礼子議長 水谷議員。

○水谷毅議員 青色矢羽根型路面標示の整備状況について理解ができました。しかしながら、幅員が十分ではない車道に設置されている場合、自転車、自動車の双方が危険を感じることも少なくはありません。また、自転車にとって、歩道と車道の段差により転倒の危険性も考えられます。歩道段差は適切なのか、早急に総点検をしていただき、今後の設置にも反映できるよう要望いたします。

次に、本年4月から自転車用ヘルメットが努力義務化となりました。さきの質問と重複する点もありますが、東京都荒川区のようにヘルメット購入にかかる助成制度が導入できないものか、お伺いをいたします。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 議員がお示しのように、東京都荒川区におきましては、全区民を対象

に、自転車を利用する方のヘルメットの着用を促進するため、SGマーク等一定の安全基準を満たしたヘルメットを購入する場合に、新品3,000円以上のものに2,000円割引した価格で購入できる補助制度を令和5年5月から開始されております。改正道路交通法の施行により、4月から自転車用ヘルメットが努力義務化されたことから、自治体によってはヘルメット購入者に補助金制度を設けられていることは認識しております。現時点では、法改正後、間もない時期でもありますので、先進の取組や近隣市の事例等、情報収集を行うとともに、交通管理者である警察の見解や市民の動向等も注視し、研究してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 水谷議員。

○水谷毅議員 ヘルメットの助成を行うとなると、それなりの財源も必要となります。警察とも連携する中で、例えば、自転車交通安全に対する動画の研修やチェックシートの記入、自転車の整備状況の確認などを行った上で、安全基準を満たしたヘルメット購入者に対する助成制度を導入する考えはいかがでしょうか。マナーの向上と利用者の安全を兼ねた先進事例をどうか本市より実施されることを強く要望いたします。

最後の6点目、中学校給食について。

安心・安全で栄養バランスの取れたデリバリー給食喫食率の向上に取り組まれている点について、一定の評価をいたします。

ここで、給食センター方式の導入に向けて、建設候補地として挙げられている鶴野地域における公共施設の再編の考え方についてお尋ねをいたします。

○福住礼子議長 生活環境部理事。

○西川生活環境部理事 御質問にお答えします。

環境センター解体を契機とした鶴野地域の公共施設再編では、環境センター解体跡地の活用方法について様々な意見をいただいております。これまでに住民の皆様からいただいた防災に関する御意見を踏まえ、まず、命を守るための高台を整備した上で、多くの人々が避難できる一時避難場所として活用したいと考えております。平時は公園として活用してまいります。

環境センター跡地に整備する公園は、鶴野第2公園の機能を移転し、新たな公園としてリニューアルするもので、鶴野第2公園の約2.5倍の面積となるとともに、河川に親しめる環境にあることから、近隣住民を含め、関係者とのワークショップ等を実施しながら、子育て世代をはじめ、全ての世代にとって非常に魅力的な公園になるよう整備してまいります。

○福住礼子議長 水谷議員。

○水谷毅議員 鶴野地域における公共施設の再編についての説明会に全て同席させていただき、出席された方のお声を伺いました。高台公園の建設や中学校給食の推進についてはおおむね御理解をいただけた様子でしたが、鶴野第2公園についての意見は多くありました。どの方の御意見もそれなりに理由があり、活発な意見交換ができたものと思います。

そこに暮らす皆様には一生ものの大きな課題です。今後も、近隣住民の方にとって、また、全市的な市の取組としても最もよいものになるように、事務的な説明も確かに必要かもしれませんが、どこまでも誠意と真心を持って、必ず喜んでいただける施設を築き上げていくという熱い熱い情熱を持って、意見交換の場を数多く重ね、慎重に検討し進められることを強く要望し、質問を終わります。

○福住礼子議長 水谷議員の質問が終わりました。

次に、南野議員。

(南野直司議員 登壇)

○南野直司議員 それでは、順位に従いまして質問させていただきます。

1点目の摂津市のマスコットキャラクター「セッピー」のグッズ販売についてでございます。

セッピーは大変人気があるキャラクターであるため、セッピーを活用して摂津市、そしてキャラクターのさらなる知名度の向上を図るべきであると考えますが、市の取組やグッズ販売の考えについてお聞かせいただきたいと思っております。

2点目の市役所窓口や公共施設でのキャッシュレス決済の導入についてでございます。

近年、社会全体に広くキャッシュレス決済が進展する中、公共施設や市役所窓口においてもキャッシュレス決済の利用を望む声が多く寄せられております。まずは、近隣北摂各市におけるキャッシュレス決済の導入状況について、また、摂津市におけるキャッシュレス化の推進につきまして、どのように考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

3点目の千里丘駅西地区へ図書館を設置することについてでございます。

吹田市の千里丘図書館に携わる方から貴重なお声をいただきまして、今回、この質問をさせていただきました。

千里丘地域におきましては、千里丘公民館で図書コーナーの設置、そして、市民図書館の予約本の受け取りサービスも行っていただいておりますけれども、市立の図書館がないため、周辺の摂津市民の方が吹田市の図書館で広域利用制度を活用して本を借

りているのが現状です。千里丘駅西地区再開発ビルに図書館を設置していただけないでしょうかとの貴重なお声がありました。これまでの協議を含めた経過、そして市の考えについてお聞かせいただきたいと思います。

最後の4点目でございます。阪急京都線庄屋ガード「高さ制限1.7m」の安全対策についてでございます。

質問をさせていただく前に、写真を拡大してポスターを作ってまいりました。（パネルを示す）JR京都線竹之鼻ガードを出たところ、千里丘東五丁目12番地先の歩道につきましては、歩道がなく、小さな子供が自転車で車道を走らないと通行できない本当に危険な状況でありました。これは危険やからどないかせなあかんということで、関係課が連携して、市が地権者の方の御協力をいただいて土地を購入して、ようやく仮歩道の設置をしていただきまして、大変多くの地域の方に喜んでいただいております。そして、今年度にはきっちりした歩道が完成すると聞いておりますけども、この竹之鼻ガードから東正雀地域のほうへ向かいますと、阪急京都線の庄屋ガードがあるということで、今回、この安全対策について質問をさせていただきました。

まずは1回目に、関連いたします阪急京都線連続立体交差事業の進捗状況と完成時期についてお聞かせいただきたいと思います。

1回目、終わります。

○福住礼子議長 答弁を求めます。市長公室長。

（平井市長公室長 登壇）

○平井市長公室長 本市のマスコットキャラクターであるセッピーに関する取組やグッズ販売の考えについての御質問にお答えい

たします。

これまで、庁内各課におきまして、セッピーのイラストを事業のチラシに取り入れるなど、全庁を挙げて様々な場面で活用し、認知度の向上に取り組んでまいりました。そのような中、今年4月に明和池公園で開催された「桜まつり」におきまして、セッピーと写真撮影を行うセッピーフォトグリーティングを行ったところ、多くの方にお並びいただき喜んでいただけるなど、セッピーは広く市民に認知され、非常に人気があるキャラクターに成長したと認識しております。また、昨年11月に万博記念公園で開催されたよみうりコドモ万博にセッピーが出演するなど、市外においても認知度の向上に取り組んでおります。今年度におきましては、セッピーの等身大パネルを作成し、イベントで活用するなどして認知度のアップに引き続き取り組むとともに、併せて本市の知名度の向上にも一層セッピーを活用してまいります。

セッピーのグッズ販売につきましては、現状、市がキャラクターグッズを作成して販売を行うのではなく、セッピーの使用に関する要綱に沿いまして、企業や団体などでセッピーのキャラクターデザインを活用していただき、市のPRにつなげていただければと考えておるところでございます。

○福住礼子議長 総務部長。

（山口総務部長 登壇）

○山口総務部長 市役所窓口や公共施設でのキャッシュレス決済についての御質問にお答えいたします。

まず、本市を除く北摂6市の現時点でのキャッシュレス決済の導入状況でございますが、窓口における各種証明書の交付手数料においてキャッシュレス決済を導入している市が3市、吹田市、茨木市、豊中市、

また、公共施設予約システムにおいてオンライン決済を導入している市が5市、高槻市、吹田市、茨木市、豊中市、池田市でございます。

次に、キャッシュレス決済を進めることへの考えでございますが、国全体でのキャッシュレス決済比率は36.0%、決済額においては111兆円と初めて100兆円を超えており、右肩上がりに増加いたしております。このような状況の中、キャッシュレス決済は、支払手段の選択肢を広げ、現金を持ち歩かずに支払いができるなど、市民の利便性の向上につながるものであると認識いたしております。

○福住礼子議長 教育総務部長。

(安田教育総務部長 登壇)

○安田教育総務部長 千里丘駅西地区における図書館の設置についての御質問にお答えいたします。

読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生を深く生きる力を身につけていく上で重要と考えております。

本市においては、地域の読書活動の重要な拠点として、安威川以北に市民図書館、安威川以南に鳥飼図書センターの2か所の市立図書館がございます。また、御質問でもおっしゃっていただきましたが、千里丘地域におきましては、千里丘公民館にて図書コーナーの設置及び市立図書館所蔵の本の返却や予約された本の貸出サービスを提供しております。

議員がお問いの千里丘地域に図書館を設置する考えに関しましては、再開発担当課の都市計画課と協議を進めてまいりましたが、北摂地区7市3町による公立図書館広域相互利用により約660万冊の本を借りることができるようになったことや、土地

取得費や修繕積立金などのランニングコストを勘案した結果、設置しないことといたします。

今後とも、公立図書館広域相互利用や令和4年度から始まったせつつ電子図書館サービスの周知を図っていくことで、より多くの市民の方に本に触れる機会を提供できるよう、読書活動推進を行ってまいります。

○福住礼子議長 建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 阪急京都線連続立体交差事業の進捗状況と完成時期についての御質問にお答えいたします。

阪急京都線連続立体交差事業につきましては、いよいよ令和5年度から市による付け替え道路の準備工事に着手し、令和6年度以降、阪急による鉄道工事を進める予定でございます。鉄道工事につきましては、まず、仮線工事に着手し、営業線を仮線に切り替えた後に高架構造物を築造し、計画上り線、計画下り線の順に高架への切替えを計画しております。最後に仮線を撤去し、環境側道の整備を行い、令和15年度末の事業完成を予定しております。

なお、庄屋ガードの通行高さにつきましては、現在、有効高1.7メートルでございますが、高架化後には2.6メートルになる計画であり、時期につきましては、事業最終の令和15年度を予定しております。

○福住礼子議長 南野議員。

○南野直司議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

1点目の摂津市のマスコットキャラクター「セッピー」のグッズ販売について、市長公室長から、グッズ販売につきましては、市がキャラクターグッズを作成して販

売を行うのではなく、セッピーの使用に関する要綱に沿って企業や団体などでセッピーのキャラクターデザインを活用していただいて、そして市のPRにつなげていただければと考えておりますと御答弁いただきました。それはそれで進めていただきたいと思えます。

代表質問でも触れさせていただきましたけれども、今回また取り上げさせていただきましたのは、市長もイベント、催物に行かれたとき、摂津市の紹介の中で産業のまちなんだと御紹介をされます。僕も議長をさせていただいたときに、他市から視察に来られると、摂津市は大阪府の中でもコンパクトなまちで、面積が14.87平方キロメートルで、鉄道は阪急電車、JR京都線、そして大阪モノレールの五つの駅があります。また、市の中央には中央環状線が通っていて、新幹線基地もあって、昼間の人口が夜の人口を上回って10万人を超える産業のまちなんですと摂津市をアピールするんです。セッピーが本当に小さな子供から高齢者の方まですごく人気があるので、営利目的じゃなく、何か活用できないかという思いで質問させていただいたんです。

例えば、セッピーのデザインを使ってくださいと、摂津優品（せつつすぐれもん）の認定をさせていただいた市内の事業所とかの交流会で周知させていただく。そして、セッピーのグッズを作って、それを販売していただいて摂津市を全国に発信していくといった例です。営利目的じゃなくしてシティプロモーションの観点から行政と市内の事業所との協働でできないかとすごく思うわけでありますので、どうかそういう視点に立っていただいて、ぜひ検討していただきますようによろしく願いをいたし

ます。

シティプロモーションの観点からは、様々なインスタ隊とかを結成していただいで、すごく摂津市の魅力を発信していただいております。そういう観点からもセッピーを活用したシティプロモーションをどうかよろしくお願ひしたいと思えます。要望とさせていただきます。

次に、2点目の市役所窓口や公共施設でのキャッシュレス決済導入についてでございます。

キャッシュレス決済を進めていくには、関係課を結集して全庁的な体制の構築を図る必要があると認識いたしますが、考えについてお聞かせいただきたいと思えます。

○福住礼子議長 総務部長。

○山口総務部長 キャッシュレス決済の導入につきましては、市民サービスの向上のため積極的に取り組むべきテーマでございます。キャッシュレス化を推進し拡大していくためには、おっしゃるとおり、特定の施設や窓口担当課だけでなく、全庁的、組織的、横断的に検討を進めていくことが重要であると認識をいたしております。

今後につきましては、まず、庁内におきまして、施設所管課、窓口の担当課、財政課、会計室、情報政策課など関係課で全庁的な体制を構築いたしますとともに、他の自治体での導入事例、手法の調査や課題の解決策の検討など、早期のキャッシュレス決済の導入に向けての具体的な取組を進めてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 南野議員。

○南野直司議員 総務部長から早期のキャッシュレス決済の導入に向けて具体的な取組を進めてまいりますと積極的な御答弁をいただきました。どうかよろしくお願ひいたします。

今回、この質問をさせていただきましたのが、例えば青少年運動広場などの体育施設が来年度から使用料を利用料に変更し、一定指定管理者の努力で利用料収入が増えると認識をしております。ちょうど令和5年度で指定期間の満了になりまして、令和6年度からまた新たに契約というか、指定が始まるわけでありまして。ちょうどいい時期でございますので、市民課の窓口のキャッシュレス決済、あるいは市内の公共施設も含めて、市民サービスの向上、業務の効率化の観点から、キャッシュレス決済、そして、公共料金のクレジットカード払いも上下水道部で今検討していただいていると思いますけれども、併せて電子自治体の推進をどうかよろしく願いいたします。

以上でございます。

3点目に行きます。千里丘駅西地区へ図書館を設置することについてでございます。

コロナ禍の中で様々な工夫をさせていただいて図書館の運営をさせていただいたと思いますけれども、2回目で改めて、内容についてお聞かせいただきたいと思っております。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 コロナ禍では、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い、おはなし会や図書館講座など多くの事業が中止となりましたが、参加人数の制限や、参加者同士が接触しないようイベント内容を変更するなど、感染症拡大防止対策を講じながらリサイクルブックフェアやぬいぐるみのおとまり会などを実施してまいりました。また、図書館に来館しなくても、即時に図書館の情報を得られるよう、ツイッターやインスタグラムなどのSNSも活用してまいりました。今後も市民の方に親しくもらえる事業を実施してまいります。

○福住礼子議長 南野議員。

○南野直司議員 教育総務部から、都市計画課との協議を進めていただき、北摂地区7市3町による公立図書館広域相互利用で約660万冊の本を借りられることになった、あるいは、千里丘駅西地区の土地取得費、そして修繕積立金等のランニングコストを勘案した結果、設置しないこととしましたと御答弁いただきました。

吹田市と摂津市とを比べますと、摂津市は面積が14.87平方キロメートルで人口が約8万6,400人、一方で、吹田市におきましては面積が36.1平方キロメートル、そして人口が約38万2,000人です。摂津市は、図書館と言われる図書館は市民図書館と鳥飼図書センターの二つがあり、吹田市は分室も含めて10か所の図書館があります。千里丘図書館に携わる方から今回お声をいただきましたので、土曜日に吹田市の千里丘図書館、そして、ついでに健都ライブラリーも見学に行かせていただきました。土曜日ということもありまして、やはり多くの家族連れが図書館に来て、本をいろいろ見ておられました。すごくいいなと思ったわけでございます。

今回、JR千里丘駅西地区には設置は断念されたということでございますけれども、摂津市を見てみますと、市民図書館は正雀地域、そして安威川以南地域、例えば東別府地域であったり別府地域、南別府町、一津屋地域をカバーしているのかと思えます。そして、鳥飼図書センターは鳥飼地域をカバーしているということで、あとはこちらの三島地域、南千里丘地域、そして千里丘東地域、千里丘地域をカバーする図書館が一つは要るのではないかと思いますので、どうか諦めずに御検討願いたいと思っております。10年後には阪急京都線が連続立体

交差になりますけども、その高架下の利用も出てくると思いますので、どうか検討をよろしくお願いいたしますと思います。要望としておきます。

そして、最後の4点目でございます。阪急京都線庄屋ガード「高さ制限1.7m」の安全対策についてでございます。

建設部長から阪急京都線連続立体交差事業の進捗状況と完成時期について御答弁をいただきました。完成しますと、庄屋ガードの高さは1.7メートルから2.6メートルになります。どうか令和15年度末の事業完成を目指してよろしくお願いいたしますと思います。

2回目に、高さ制限を超える車両の進入を防止するこれまでの様々な取組と今後の取組についてお聞かせいただきたいと思っております。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 阪急京都線庄屋ガードの市道庄屋5号線、北側の千里丘東54号線や南側の庄屋7号線におきましては、これまで、道路法第47条第3項の規定に基づき、道路構造令に係る通行規制を、車両の高さの最高限度を1.7メートル未満として、道路管理者が設置する標識、桁下高さ制限を明示した車高制限装置に加え、運転者への注意喚起のための看板や電柱幕を設置してまいりました。

しかしながら、近年、スマートフォンの電子地図アプリ上の最短経路探索において、車両通行制限があるにもかかわらず同路線が案内されることがあり、間違っただけで車両が進入した場合、道幅が狭く、方向転換のための車両転回に支障がございます。地域からもそのための対策の御要望もいただいております。本市と摂津警察署の間で交通事故防止の観点から問題意識を共有している

ところでございます。

このため、本市では、車両誤進入の未然防止を図るために、カーナビゲーション地図を所管する一般財団法人日本デジタル道路地図協会に対し、令和5年5月2日に改善の要望を行いました。日本全国の道路地図をデジタル形式で提供する同協会のホームページにおきましては、カーナビが案内した経路や指示で困ったり疑問に思った場合、同協会へ連絡すると、案内の問題点を地図会社やカーナビメーカー各社に伝えられます。ただ、対応の可否は各社に委ねられており、必ずしもカーナビの検索案内に反映されるかどうかは不明であるとされております。さらに、スマホ地図アプリのグーグルマップにおける間違っただけの情報の変更につきましても、4月17日に桁下制限高さがある旨を連絡いたしました。現時点でグーグルにおける対応は検討中とのことでございます。

今後も引き続き、同協会等におけるカーナビ機能改善の対応状況等につきまして注視してまいります。

○福住礼子議長 南野議員。

○南野直司議員 カーナビゲーション地図を所管する一般財団法人日本デジタル道路地図協会への要望、そしてグーグルマップへの併せての要望、ありがとうございます。どうか引き続きよろしくお願いいたしますと思います。

市長、JR京都線の庄屋ガードは市長もよく知っていただいております。私は近所に住んでおりますので、何が起こっているかといいますと、昔に比べて今は圧倒的に入っていく車が多いんです。1.7メートルという制限高の看板を10個以上つけています。正音寺会館にもライトが当たったから1.7メートルと光るものがあります

が、結局何も見てないんです。見ずに、スマートフォンアプリを見ながら入ってくる車が多いんだと。大きい事故につながる前に本当に対策を講じていただきたいと思います。

三好俊範議員も協力していただいておりますがありがとうございます。

○福住礼子議長 南野議員の質問が終わります。

次に、安藤議員。

(安藤薫議員 登壇)

○安藤薫議員 おはようございます。一般質問を行います。

一つ目、鳥飼地域における学校の適正規模・適正配置についてでございます。

鳥飼小学校と鳥飼東小学校の小規模化問題を解消するために、両校の統合などを柱とする計画骨子案がまとめられました。そして今、保護者など地域住民への説明会が始まっています。この計画骨子案が2校を統合するとした理由、また、統合後にできる新しい学校がこの趣旨に基づいた学校となるのかどうか、お答えいただきたいと思っております。

次に、2点目、安威川ダムの運用と流域住民の安全確保についてです。

5月8日朝7時過ぎ、NHKが「安威川ダム緊急放流開始 流域住民は注意を」と報じました。ダムの緊急放流といいますと、平成30年の西日本豪雨の甚大な被害を連想する方も決して少なくないと思っております。

安威川ダムは、昨年9月から試験湛水を開始されているものの、その運用などの情報は住民に知らされていません。ホームページもどこを検索していいのか分からず、大変不安だったという声も寄せられています。ダムができて絶対安全ということは

ありません。幸いにも今回は水位上昇などは見られなかったとのことでありましたが、今後、ダムの本格的な運用が行われていく中、今回の緊急放流の内容や、下流域の自治体、住民への情報伝達などがどのように行われたのか確認・検証し、ダムと防災について周知啓発を図っていくことが重要だと考えます。

そこで、初めに、5月8日の安威川ダムの緊急放流とは何だったのか、また、摂津市や市民への周知はどうだったのか、お聞きいたします。

三つ目に、道路・歩道の路面管理についてでございます。

道路や歩道の損傷箇所が大変増えていきます。舗装のひび割れや穴ぼこが大きくなり、歩行者や自転車、自動車の走行に危険が生じかねません。水たまりも、歩行者が通行する歩道、横断歩道や信号の待機場所に現れています。また、車道の大きな水たまりは、車両が通行するたび、大きな水しぶきを上げ、通行人に泥水を浴びせます。道路側溝に土砂等が堆積し水はけを悪くしたり、雑草の繁茂が安全を阻害したりする箇所も見受けられます。安全・安心に通行できる市内道路、歩道及び側溝等の点検や対策の取組についてお聞きいたします。

また、大変気になっているのが、横断歩道や停止線などの路面標示が消えかかり、半ば放置されている箇所が多いことです。例えば、大阪モノレール南摂津駅ロータリーの入り口の横断歩道は、昨年来、市を通じて大阪府警に対応を求めています。横断歩道の停止線もかすれて消えかかっています。信号機のない横断歩道については標識と路面標示を行う必要があると聞いていますが、今のままでは大変危険です。交通規制に関する路面標示の管理運営は警察が

所管ですが、市民の安全のために、連携した取組と市内全域の実態把握、早期復旧を求めるものでありますので、併せて御答弁ください。

四つ目に、ベンチや上屋等バス停利用の環境改善についてです。

バス停にベンチや上屋等を設置してほしいという市民の要望は年々強まっています。これまでも何度か一般質問で取り上げ、隣接する市有地を活用したベンチ設置を行っていただいておりますが、その数は大変少ないのが現状です。歩道の幅員などの設置条件や事業者の設置費用負担など様々な課題があると認識していますが、ベンチや上屋等の設置の現状について、ベンチ設置条件のある箇所と併せてお聞きいたします。

5点目に、PFOA汚染対策についてであります。

PFOA汚染源であるダイキン工業株式会社が、敷地内の汚染地下水を敷地外に流出させない対策として、敷地境界に遮水壁を設置されるとのことです。これまでダイキン工業株式会社は、敷地内地下水や公共下水道へ放出する際のPFOA濃度を企業秘密として隠してきましたが、遮水壁の効果を検証するには敷地内外におけるPFOA濃度の推移を明らかにする必要があると考えます。市としてのお考えをお聞きいたします。

以上です。

○福住礼子議長 答弁を求めます。教育総務部長。

(安田教育総務部長 登壇)

○安田教育総務部長 小学校の統合の理由と新しい学校についての御質問にお答えいたします。

令和4年度の摂津市立小中学校通学区域

等審議会答申では、単学級が子供の教育環境として好ましいとは言えず、特に1学年の構成人数が10人程度になる状況はできる限り避けることが望ましいという結論に至っております。また、教職員の負担や、それに伴う子供への影響等についても指摘がございました。この答申を踏まえ、令和5年第4回教育委員会定例会での議論を経て作成いたしました統合の骨子について、現在、保護者をはじめとする地域住民への説明会でお示しし、様々な御意見をいただいているところでございます。

統合後の学校については、令和5年6月1日現在の住民基本台帳では、統合を目指す令和8年度入学予定の児童数が37人、翌令和9年度が37人、令和10年度は45人となっておりますが、全員がそのまま入学をしない場合などは、いずれかの学年で単学級になる可能性もございます。

小規模校については、昨日の答弁でも申しましたが、様々な状況を踏まえ検討をするものではございますが、令和11年度入学予定児童数が31人となっていることから、今後の人口動態や中学校の単学級化等の状況を踏まえて、鳥飼地域全体で学校の在り方を検討していくことになると考えております。

また、学校施設につきましては、教室数なども足りているため増築などは予定しておりませんが、新たな学校として必要な改修については検討してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 総務部理事。

(丹羽総務部理事 登壇)

○丹羽総務部理事 安威川ダムの非常用洪水吐きからの放流による下流自治体や住民への周知についての御質問にお答えいたします。

安威川は、5月8日時点、ダム堤体が完成し、試験湛水という試験期間中で水位が高い状況でした。試験湛水とは、通常時に放流する常用洪水吐きを塞いでダムの最高水位まで貯水し、堤体や貯水池の健全性を確認するものでございます。当時、安威川ダム管理者の大阪府からは、試験湛水中で貯水水位が高い状態であったので、計画規模の100年に一度の確率にも到達しない降雨でありましたが、最高水位を超えてしまい、非常用洪水吐きから放流したものと聞いております。

このようなダムの運用情報は、安威川ダム運用の手順に基づき、大阪府から摂津市を含む流域市へ報告することとなっております。ダムの貯水率やダムの放流開始などの情報が報告されます。そのほか、府民への周知として、大阪府は、府のホームページや報道機関を通じて非常用洪水吐きからの越流開始の情報を公表しております。

なお、安威川ダム下流の河川内への立入者に対しましては、ダム放流警報のサイレンを2回吹鳴して注意喚起をしております。

○福住礼子議長 建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 雨季における舗装及び側溝の管理と路面標示の早期復旧に向けた連携についての御質問にお答えいたします。

まず、舗装及び側溝の管理でございますが、通常、雨天時における道路の雨水排水は、路面勾配により表面の雨水を道路端部に設けた道路側溝に排水しております。議員が御指摘のように、路面の凸凹やポットホールなど、舗装面が損傷し、また、排水先となる道路側溝内に土砂の堆積や雑草等が繁茂していると、路面の滞水や側溝の通水阻害の原因となり、適切に雨水を排水す

ることができなくなります。このことから、日頃より道路の舗装面及び側溝の点検については、車両からの道路パトロールだけではなく、令和5年度より運用を開始した歩行パトロールでの目視点検による確認、L o G o フォームによる情報提供、市民からの要望等に基づき、直営作業による簡易舗装剤による補修や修繕工事の発注により、状況に応じた対応を実施しております。

また、道路側溝の清掃については、地域の美化清掃活動や道路パトロールでの土砂等の堆積状況の確認、市民からの通報や要望等に基づき、土木維持作業委託や職員による清掃を実施しております。

雨季に入り、特に台風等で大雨が予想される際には、過去に道路冠水が発生した場所を中心に側溝等の事前点検を実施するとともに、直近に補修した箇所の補修材が剥がれていないかなど、重点パトロールを実施し、確認を行っております。

近年、雨の降り方が激甚化、集中化しており、全国的にも道路冠水等、浸水被害が発生しておりますことから、今後も道路の適正な維持管理に努めてまいります。

続きまして、路面標示の早期復旧に向けた連携についてでございますが、横断歩道や停止線などの路面標示は、道路交通法に基づき、交通管理者である警察が道路の交通に関する規制または指示を標示するもので、安全で円滑な交通に必要なものであります。また、白の中央線や路側線、スピードを落とせなどの路面標示は、道路法に基づく道路構造の保全または交通の安全と円滑を図るため、道路管理者、市道であれば摂津市が必要な場所に標示することとなっております。

御指摘のとおり、市内の路面標示が経年

劣化により消えかかっている箇所があることは日頃から意識しており、議員をはじめ住民の方々からの御要望や職員による道路パトロール等により発見に努めております。消えかかっている路面標示を把握した際には、道路交通法に基づくものにつきましては、交通管理者である摂津警察署へ速やかに報告し、修繕要望することで連携を図っております。

なお、令和3年11月から開始したLOGフォームによる情報収集におきまして、令和4年度末時点で道路交通法に基づく5件の情報がありましたので、速やかに摂津警察署へ報告し、対応しております。

続きまして、バス停のベンチ等の設置の状況についての御質問にお答えいたします。

バス停のベンチ等につきましては、基本的にバスの運行事業者が設置及び管理をしており、現在、摂津市内では、JR千里丘駅や摂津市役所前（シオノギ前）、市民文化ホール前のバス停などにおいてベンチや上屋が設置されております。これらの箇所は、いずれも設置スペースが十分に確保されておりますが、新たに歩道内にベンチや上屋を設置する場合は、歩行者の安全で円滑な利用を妨げないように、摂津市道路の構造の技術的基準を定める条例において、その幅員が3メートル以上、上屋を設置する場合は4メートル以上必要と定められております。市の管理する道路で歩道幅員が3メートルを超える路線は、東一津屋19号線、通称はなみずき通りや、JR千里丘駅エリアと市役所を結ぶ千里丘三島線の道路改良により歩道設置や拡幅を実施した箇所など、一部の路線に限られているのが現状でございます。

○福住礼子議長 生活環境部長。

（吉田生活環境部長 登壇）

○吉田生活環境部長 ペルフルオロオクタン酸、通称PFOAに係る対策の効果検証についての御質問にお答えいたします。

市内化学メーカーの遮水壁の設置につきましては、大阪府が主宰する神崎川水域PFOA対策連絡会議の場において、恒久的な流出防止対策の一環として報告がなされております。今年6月からグラウンドエリアでテスト遮水壁を設置し、複数の施工方法から遮水効果を検証後、秋口から実際に遮水壁の設置工事に着手する予定であると聞いております。また、遮水壁設置に伴い、浄化設備の増強を行う予定であること、遮水効果を担保するため、遮水壁内外に観測井戸を設け、PFOA濃度をモニタリングしていくことを確認しております。

敷地内の地下水のPFOA濃度につきましては、これまでも大阪府とともに市内化学メーカーに対して自主的な開示を求めてまいりましたが、引き続き、市民とのリスクコミュニケーションの観点から開示を当該企業に促してまいります。

○福住礼子議長 安藤議員。

○安藤薫議員 これから一問一答でお聞きしていきます。

最初に、学校の適正規模・適正配置についてであります。

摂津市立小中学校通学区域等審議会の答申で、単学級や1学年10人程度になることは教育環境として好ましくないという結論があったということでもあります。そうであるならば、統合学校はその課題をきちんと克服できるのか、将来的に維持できるのかといったシミュレーションなども資料として示していきながら説明していく必要があると思いますので、そういった対応をお願いしておきたいと思います。

そこで、もう1点お聞きしておきます。審議会の答申は、教職員の負担や、それに伴う子供への影響等への対応も課題に挙げています。学校の様々な業務や教職員の研修、何よりも子供と向き合える環境を保障するためには、十分な教職員の配置が必要であります。今でも教職員不足は深刻で、欠員補充もままならない状況であります。統合後の学校も小規模化が進んでいく中で、人員配置についてのお考えをお聞きしておきたいと思えます。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 二つの学校が統合されることにより、子供たちの教育環境の変化への対応や、学校を新しくする中での教職員の負担の軽減を考える必要がございます。そのため、教職員の配置には配慮する必要があると考えております。教職員は学級数に応じて法律で定められた数が配置されますが、新しい学校をより魅力ある学校にするため、加配の教職員を配置していただけるよう、大阪府教育庁と協議を進めてまいります。

教育委員会といたしましては、統合前から在籍している教員を新しい学校にも一定数配置することや、教職員の負担の軽減を目的とし、教職員の事務補助を行うスクールサポーター等の市費の会計年度任用職員の配置の割合を増やすことなどを検討してまいります。

○福住礼子議長 安藤議員。

○安藤薫議員 統合後の新しい学校への特別な配慮は当然行わなければならないと思えます。同時に、統合後も単学級となる可能性がある中で、加配や会計年度任用職員の配置のみに頼るやり方ではやはり限界があるのではないのでしょうか。義務標準法のさらなる見直しで正規の教職員を増やして、

小規模校が抱える諸課題に対応できる恒久的な重点配置を国や大阪府に求めるよう要望しておきたいと思えます。

既に保護者説明会が始まっています。保護者や地域団体への丁寧で誠実な説明と、子供も含め、まちづくりの一つとして幅広く意見を集めて計画に反映させることが重要だと思えますが、見解をお伺いします。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 6月22日開催の保護者説明会をはじめ、地域の皆様には丁寧な説明を行い、多数の御意見をいただきたいと考えております。頂戴した様々な御意見や思いを踏まえ、計画案を策定し、さらにパブリックコメントにて計画案に対する市民の皆様の御意見をいただき、最終的な計画を策定してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 安藤議員。

○安藤薫議員 適正規模・適正配置の議論をしていく中で、教育委員会が取り組んできた保護者アンケートの結果を見ますと、「適正配置をすべきか」という大まかな質問では、8割の方が適正配置すべきという回答をされています。しかし、その中の約7割が、子供の交友関係や通学への影響など課題があると心配されています。また、少数ではありますけれども、適正配置はすべきでないという意見も一定数ありました。小規模校ならではのメリットを大切に考えている人、統合による課題について心配されている人たちが納得できる客観的な資料や展望を示しつつ、住民意見が反映されるように努力することを求めておきたいと思えます。

次に、安威川ダムの運用と流域住民の安全確保について質問をしていきます。

大阪府のホームページや報道機関を通じ

て情報公表したということでありましたが、多くの市民にはほとんど伝わっていませんでした。大変不十分さを感じています。NHKの報道では、安威川ダムの水位が上がり、今後、水がためられなくなるおそれがあると緊急放流を報じていて、これだけでは不安しかありません。安威川流域住民の安全確保のために、適切な情報伝達、周知について、どのようなことを行っていくとしているのか、お聞きしたいと思います。

○福住礼子議長 総務部理事。

○丹羽総務部理事 供用開始後の安威川ダムが大規模な降雨により、万一非常用洪水吐きからの緊急放流を行う場合は、先ほど御答弁いたしましたように、安威川ダム運用の手順に基づき、大阪府から流域自治体へ周知されるとともに、報道機関へも情報提供されます。今回、緊急放流に関して私どもにも市民から問合せがありました。大阪府にも分かりやすい情報提供を御要望させていただいております。

なお、ダムの緊急放流により水位上昇が見込まれる場合には、安威川の基準点である千歳橋や鶴野橋などの水位を常時確認するとともに、それらの水位が氾濫注意警戒レベル3である高齢者等避難水位に達する見込みとの情報を大阪府から得た場合は、市内全避難所を開設し、市民に対し市からホームページ、エリアメール、ヤフーアプリ等を通じて情報発信を行い、避難誘導を行ってまいります。

○福住礼子議長 安藤議員。

○安藤薫議員 供用開始後のダムは100年に一度の雨に対応するもので、今回のように非常用洪水吐きからの放流という事態が発生したとするならば、既に下流域は浸水などの被害が始まっている状況が想定され

ると思うんです。現在、市民に公表されて防災啓発などに活用されているハザードマップは、1000年確率の最大想定規模のものであります。100年確率を上回る降雨時、安威川ダムが機能しない場合、浸水のスピード、浸水深、堤防決壊などにも大きな影響が出ることを考えなければいけないと思います。平時の常用洪水吐きからの放流による水位上昇も含めて、摂津市民の安全を守るための情報伝達、河川やダムの水位、避難の情報伝達の充実、ハザードマップや避難計画への反映、そして、それらの市民への周知をしっかりと図っていくことを求めていると思います。研究してください。お願いします。

続いて、道路の路面管理についてです。

梅雨のシーズンに入って、雨が降るたびにいろんなところで道路の損傷が大きくなったりしています。危険箇所を早期に発見して、応急処置、舗装などの抜本的な対策をしっかりと行っていくように改めて求めていると思います。

それから、警察の所管になりますけども、横断歩道や停止線は道路交通法に基づくものであります。歩行者、それから車両通行の危険を避けるためにも重要なものだと思いますが、本当にあっちこちで消えてしまっているんです。今日、南野議員が一般質問でされていたように大きなパネルで見ていただくとよかったです。準備ができませんでした。でも、把握していらっしゃると思います。大阪府に情報を連絡するということがありますので、引き続き連携を図っていただきたいと思います。大阪府は、どうも摂津市だけでなく、府内全域のあっちこちで、横断歩道や止まれ標示、停止線が消えてしまっているところが本当に散見されるんです。やはり大阪府に

お知らせをするだけでなく、きちんといつどのようにやられるのかも、市長会を通じて大阪府に申し入れていただきたい。これは強く求めておきたいと思います。よろしく申し上げます。

次に、ベンチ等のバス停の利用環境についてであります。

ベンチ設置可能な幅員3メートルを超える路線について紹介をいただきました。一方で、大阪府が管理する府道についても、やはり一定数、設置ができる条件を整えている場所もあると思います。可能などころからではあるかと思いますが、大阪府道も含めてベンチ設置に向けて検討していただきたいと思います。

その際、課題となるのは事業者の設置費用の負担であります。昨年、吹田市は、吹田市バス停利用環境改善に関する補助金交付要領を策定して、事業者のベンチ設置の補助制度を始めました。設置可能な幅員要件が整っているバス停にベンチを設置し、利用者の利便性を高めるための事業者に対するインセンティブにもなるものです。摂津市でも吹田市を参考に補助制度をつくるべきではないかと考えますが、御答弁をお願いします。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 バス停にベンチを設置するためには、先ほどの答弁のとおり、歩道の構造的な問題に加え、設置や維持管理を行うバス事業者との合意などの課題がございます。一方で、バス停のベンチは、バス利用者の利便性、快適性の向上となることから、今後、人口減少や高齢化の進行などにより市民の生活や移動手段が大きく変化する、公共交通を取り巻く環境がさらに厳しさを増すと想定される中、バス停の環境改善は公共交通の利用促進に寄与するものと

考えております。

今後、本市では、摂津市地域公共交通計画策定に向け、法定協議会の立ち上げを予定しております。交通関係者をはじめ関係機関の方々に参画いただくこの場において、バス停利用者の環境改善等につきましても、先進事例や利用実態などを注視し、検討していきたいと考えております。

○福住礼子議長 安藤議員。

○安藤薫議員 人口減少でバスの利用者が減少しています。ドライバー不足も加わりまして、バス事業者も路線維持に苦勞されていることもよくお聞きします。逆に、地域では高齢化が進み、公共交通への期待が高まっています。この問題を事業者任せにせず、摂津市自らが公共交通を守り、地域住民と一体となって発展させていく、そういった姿勢を示していくことが大事だと私は思っています。

吹田市は、市内303か所の全てのバス停を調査しました。設置可能な幅員要件を満たしているバス停の中で、ベンチや上屋の有無をまとめて、昨年度から6年計画で26か所のバス停にベンチを設置していく計画を立てているとお聞きしています。摂津市でも本気度を示す具体的な取組につなげていただきますように、これも要望しておきたいと思いますので、よろしくお聞きいたします。

最後に、PFOA汚染対策についてでございます。

神崎川水域PFOA対策連絡会議では、大阪府と摂津市の出席者がダイキン工業株式会社に対してPFOA濃度の自主的開示等を求める発言をされていることが要点録からも分かります。そうした大阪府や摂津市の求めに対してダイキン工業株式会社はどのようにお答えになっているのか、御紹

介ください。

○福住礼子議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 それでは、お答えさせていただきます。

令和5年5月18日に開催されたPFOA対策連絡会議では、大阪府、摂津市の投げかけに対しまして、今後検討する意向を示されております。

○福住礼子議長 安藤議員。

○安藤薫議員 これはぜひ公表していただくように引き続き求めていただきたいと思います。

世界的な化学メーカーであるダイキン工業株式会社のPFOA対策は、近隣住民はもちろんのこと、世界、日本中が注目していることだと思うんです。効果検証を公にすることは、PFOAを製造・使用し、大量に環境中に放出し続けてきた企業の社会的責任であります。改めて、公共下水道への放出地点での汚染濃度も含めて公表を求め続けていただきたいと思います。

遮水壁の設置目的は、汚染水の敷地外拡散防止であります。一方で、既に汚染が広がっている敷地外の汚染対策についてはどうお考えでしょうか。

○福住礼子議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 遮水壁は、市内化学メーカーが専門家の意見等を踏まえ、地下水を敷地内にとどめ、地域に流出させないことを優先するために設置が進められております。遮水壁で物理的な遮断を行い、敷地外より地下水の水位を低く保つことにより、地下水を敷地内にとどめる効果があるとのことですが、本市としましては、遮水壁設置後の周辺井戸等のPFOA濃度の推移により、敷地外への対策の効果を大阪府と確認してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 安藤議員。

○安藤薫議員 連絡会議の要点録を見ますと、大阪府の出席者は、遮水壁によって敷地外の汚染水を引き込めないで敷地外の浄化ができないのではないかと、このように疑問を呈しておられるんです。私もそのような疑問を感じます。敷地外の汚染対策は遮水壁だけでは駄目なんじゃないかと思うんですけども、その点、お考えを教えてくださいませんか。

○福住礼子議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 まずは敷地内から敷地外への流出防止を優先させることが重要ではないかと考えております。まずはこの流出している状況を遮水壁を設置することで止めていくと、専門家と市内化学メーカーの方がお話しされ、決定して進めていっている状況でございます。市としても、その状況を優先して、その上で敷地外の効果をしっかりと確認していきたいと考えてございます。

○福住礼子議長 安藤議員。

○安藤薫議員 大阪府の出席者も疑問を呈していることでもありますし、やはり敷地外の汚染が畑の土壌であるとか農作物の汚染にもつながっているということでもあります。ダイキン工業株式会社がおっしゃっている専門家と相談をしながらということも、検証をしっかりとしながら、市としても敷地外の対策をどうするかという立場からダイキン工業株式会社等に求めていただきたいと思います。

世界各国でPFAS規制がどんどん強化されているという認識は共有していることだと思うんです。アメリカでは、早くから大規模な疫学調査を行うなどして、PFASと健康の因果関係について次々と明らかにしてきました。全国で突出している汚染濃度の高い摂津市民の不安は体への影響及

び風評被害でありまして、そうした市民の思いを受けて、摂津市議会として令和5年第1回定例会で意見書を全会一致で採択しています。摂津市として健康調査や疫学調査の必要性についてどのように認識しているのか、お聞きしたいと思います。

○福住礼子議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 お答えいたします。

PFOAによる健康被害につきまして、国際的に標準的な分析方法が確立されておられません。国においても身体への影響の基準が示されていないことから、数値をもって評価することができない状況でございます。

現在、国においては、国内外の最新の科学的知見及び国内での検出状況等を踏まえた科学的根拠に基づく総合的な対応を検討するために、学識経験者等から成るPFASに対する総合戦略検討専門家会議が設置され、議論が開始されております。本市といたしましては、このような国の会議における健康への科学的な議論や、人体に影響を与える基準等の検討内容について、その動向をしっかり注視してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 安藤議員。

○安藤薫議員 様々な要望に対して、農作物や土壌の調査が始まったりとか、第3回の専門家会議が先日6月15日に開かれたことは認識をしています。ただ、御答弁をお聞きしますと、摂津市担当としては、やっぱり高濃度汚染の不安を抱えている市民の立場をきちんと理解した上でいろいろ取り組んでいただきたいと思います。環境省と同じようなことを言っているのはあかんのじゃないかと私は申し上げておきます。

さきの国会の環境委員会で、我が党の山下芳生参議院議員が、摂津市民や摂津市議

会の意見書の内容を示しながら、健康影響調査、疫学調査の実施を求める質問を行いました。それに対して、基準づくりなどの取組を忘れてきた環境省が、基準が定まっていない中で血液検査をしたら不安を広げるだけとか、がんの罹患率は高くないなどという答弁を行って、市民の不安や市議会の意見書の趣旨を踏みにじるひどい答弁をしたと私は感じています。

そこで、市長にお伺いします。これまでも環境省に足を運んでいただいて質問していただいたりとか、健康影響調査や知見を集約して早く基準をつくってほしいなど要望をしてくれていたかと思います。今回の環境省の答弁は、この摂津市の思いを非常に矮小化する答弁だったと私は認識するんです。改めて今の到達点に立って、市長から環境省等に対して、疫学調査や健康調査、これからの知見集約に資する調査を汚染濃度の高い摂津市で行うように求めるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○福住礼子議長 市長。

○森山市長 この件につきましては以前から何度もお答えをいたしております。もちろん議会からも行っていただきましたが、私も複数回、環境省や農林水産省等々へ出向きまして、機会あるごとにこの問題については陳情をしております。

生ぬるいのと違うかという御指摘でございます。前にも言いましたけれども、この環境行政は、こんな表現はいいか悪いかは別として、基礎自治体として靴の上からかゆいところをかいているような状況にあることは否めません。そんな中で、間に大阪府が入りますから、はっきり言うて余計歯がゆい思いもあります。でも、これは粘り強く国に対して物を言っていくしかないわけでございます。

その後、おっしゃったように、新たな展開といたしまして専門家会議が設置されて今いろいろ議論されておるのは国会等々の取組も踏まえて承知をいたしております。この中で、直接は聞いてないんですけども、新たに疫学調査の必要性について議論されているとお聞きをいたしておりますので、一刻も早くこの疫学調査についての議論の必要性について結論を出していただくように期待をしているところでございます。

御指摘で、期待しているだけやったら生ぬるいということでありまして。東京都に行く機会が何度もありますので、さらにこの件についても、例えば、摂津市のみならず全国的に関係がある場合は、基礎自治体独自でそういった調査ができる可能性について国で検討してもらおうようにも言ってみてお思います。生ぬるいかも分かりませんが、市民の代表として一番このことについて物を言っていけないかん立場にあるし、心配しておるのは私でありますので、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

○福住礼子議長 安藤議員。

○安藤薫議員 摂津市独自でも健康調査についての可能性も探るという御答弁で、非常に貴重な御答弁だったと思っております。とにかく新しい基準をつくる上でもやるべき調査をしっかりとやる、このことをしっかりと求めていただきたいと申し上げて終わります。

以上です。

○福住礼子議長 安藤議員の質問が終わりました。

次に、嶋野議員。

(嶋野浩一朗議員 登壇)

○嶋野浩一朗議員 順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

まずは、生活保護費の支給方法についてでございます。

これは、市民の方から住宅の家賃について代理納付はできないのかという単純な疑問をお聞きすることがございまして、この質問をさせていただくわけですが、まず1回目といたしましては、生活保護費の種類であるとか内容、あるいはその支給方法についてお聞かせいただきたいと思っております。

2点目が、LGBT理解増進法が国会で6月16日に可決成立いたしましたので、法になっているわけでございますけれども、今回の一連の議論、そしてまた法案について、摂津市としてどのように捉えておられるのか、まずはお聞かせをいただきたいと思っております。

3点目に、鳥飼地区における学校統合についてお聞きをしたいと思います。

まずその第1弾といたしまして鳥飼小学校と鳥飼東小学校を統合していく案が示されたわけでございます。

今回の定例会でも多くの議員の皆さんが触れられておりますので、大変に恐縮ではありますが、改めてその件についてお聞かせいただきたいと思っております。

4点目といたしまして、少子化対策についてお聞きをしたいと思います。

これも今回の定例会で出口議員も同様の質問をされておられたわけなんですけれども、まずは、現在における我が摂津市の少子化といいますか、出生率について、どのような状況であるのか、お聞かせいただきたいと思っております。

1回目、以上でお願いいたします。

○福住礼子議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

(松方保健福祉部長 登壇)

○松方保健福祉部長 生活保護費の支給方法

についての御質問にお答えいたします。

生活保護制度では、被保護世帯の年齢や家族構成、心身の状況などに応じた扶助を行う仕組みとなっており、保護の種類といたしましては、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助、葬祭扶助がございます。

本市における令和5年5月分の保護の種類別の支給実績といたしましては、生活扶助1,061世帯、教育扶助57世帯、住宅扶助1,053世帯、医療扶助1,071世帯、介護扶助344世帯、出産扶助ゼロ世帯、生業扶助32世帯、葬祭扶助2世帯となっております。

支給方法は、本人への金銭給付の項目が大半でございますが、それ以外の方法を取っているものもございます。例えば、病院などに受診した費用を支給する医療扶助や介護サービスを受けたときの費用を支給する介護扶助は、原則として現物給付としております。また、学校給食費や介護保険料など特定の用途に充てるために実費を支給する項目につきましては、被保護世帯を通さず、担当課から直接納付する代理納付を行っているものもございます。

○福住礼子議長 市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 LGBT理解増進法についての御質問にお答えいたします。

LGBT理解増進法は、LGBTに関する基礎知識を全国津々浦々に広げること、国民全体の理解を促すボトムアップ、底上げ型の法律であり、国や自治体などには性的少数者への理解を広げる取組を求めています。

このLGBT理解増進法につきましては、現在、LGBT当事者及び非当事者の双方から様々な意見が出ているところでは

ありますが、LGBTの理解が進む一歩となったと考えております。

○福住礼子議長 教育総務部長。

(安田教育総務部長 登壇)

○安田教育総務部長 鳥飼小学校と鳥飼東小学校の統合についての御質問にお答えいたします。

両校の統合につきましては、令和4年度の摂津市立小中学校通学区域等審議会答申を踏まえ、令和5年第4回教育委員会定例会における協議を経て、現在、四つの方針をお示ししております。施設は鳥飼小学校を使用すること、学校名は(仮称)鳥飼小学校とすること、統合の期日は令和8年4月1日までとすること、中学校の適正配置について令和14年をめどに検討を進めることとございます。今後、この四つの方針について、地域の皆様に御説明をさせていただき、様々な御意見をいただく予定でございます。

学校は地域の皆様にとってコミュニティーの核となるものであることは十分に認識しておりますが、教育委員会といたしましては、今回の統合は子供の教育環境を主眼に置いた統合であると考えております。

今後につきましては、通学路等の安全対策など子供を取り巻く諸課題について、保護者をはじめ地域の皆様のお知恵や御意見を伺いながら検討させていただき、統合による地域への影響等もあることから、引き続き庁内関係課への情報提供を図ってまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

(大橋次世代育成部長 登壇)

○大橋次世代育成部長 本市における出生数の状況についてお答えいたします。

本市における令和4年度の出生数は725人となり、前年度と比較いたしますと約

4. 5%の減少となっております。また、令和4年度に受理した妊娠届出数は684人となったことから、令和5年度の出生数が700人を下回る可能性も出てきている状況でございます。

また、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した値である合計特殊出生率については、最新の平成25年から平成29年までの5年間における本市の値は1.58であり、人口を維持する水準とされている値の2.07とは大きな乖離があるところでございます。

本市では、平成28年に策定いたしました摂津市人口ビジョン並びにまち・ひと・しごと創生総合戦略においては、各種施策等の推進により、策定当時1.50であった合計特殊出生率を2030年には1.80まで増加させることができると仮定し、将来人口を展望したところでございます。しかしながら、未婚化や晩婚化の進展、そして、結婚、出産に対する価値観の変化等を理由として、令和4年の出生数が80万人を下回り、ピーク時の3分の1の水準まで落ち込んだ国全体の状況と同様に、本市の出生数も直近20年間で最少となったところでございます。

○福住礼子議長 ここで暫時休憩します。

(午前11時53分 休憩)

(午後 1時 再開)

○福住礼子議長 再開します。

嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 ここからは一問一答方式でお願いしたいと思います。

まず、生活保護費の支払いの方法についてなんですけれども、これは先日、賃貸住宅を貸しておられる方から相談があったんです。何かといいますと、残念ながら家賃

を滞納される方がいる、その中には生活保護を受給されている方もおられるそうなんです。生活保護は市から支給されるものなので、もしそういったことを防ぐのであれば、最初から民間の家賃分を差し引いた金額をその方に支給すべきじゃないのかというお話だったわけなんです。先ほど、1回目の答弁をお聞かせいただいていると、給食費であったり、あるいは介護保険の保険料については代理納付という方法が取られているんですけども、民間の家賃についてはその方法は取れないものなのか、2回目、お聞かせいただきたいと思います。

○福住礼子議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 お答えいたします。

民間賃貸住宅に入居されている世帯の家賃につきましては、賃貸契約の家賃相当額を生活保護基準の範囲内で住宅扶助として原則御本人に支給しております。滞納が続いた場合には退去となってしまいうこともあり得るため、家賃の支払い遅れを把握した場合には担当者が支払いの促しを行っております。ただ、認知症や疾患などがあるため家賃支払いが困難な方につきましては、代理納付が有効な場合も考えられますので、自立の助長という生活保護制度の趣旨と継続した住居の確保という観点とを照らし合わせながら対応方法を検討してまいります。

○福住礼子議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 確かに自立の助長については分からないではないです。ただ、実際に滞納が起きていることを考えると、しかも、支給されている内容の中には住宅扶助も含まれているわけですから、当然払って当たり前なわけです。そういう状況にあることを考えると、やはり代理納付についても制度として考えていくべきではないのか

と思いますので、ぜひこれは今後検討していただきたい。これは、実際に民間住宅を貸しておられる方からしてみたら、入ってきて当然の話でありますので、ぜひそういった視点からも今後検討をお願いしたいと、要望として申し上げたいと思います。

続きまして、LGBT理解増進法についてお聞かせいただきたいと思います。

この問題については、様々な立場の方がいろいろな課題意識を持っておられるわけです。私も課題意識を持っているんですけども、例えば東京都においては、今まで男性トイレ、女性トイレであったものが、いわゆるオールジェンダートイレといったものが出てきたりしているわけで、このことについては様々な不安の声も聞かれるわけなんです。

また、これは以前、同僚の松本議員が討論の中でも述べたことなんですけれども、例えば公衆浴場で、体は男性かもしれないけれども心は女性といったことで、ある意味、偽るといいますか、なりすましによって、様々な犯罪につながることも実際にあるわけで、多くの皆さんから不安の声も聞かれているわけなんです。そういったこともしっかりと目を向けていかないと、本当の意味でのLGBTの理解増進につながっていかないと思っております。もちろん私自身もLGBTに対する差別はよくないと思っています。一方で、不安に思っておられる方もおられるわけなので、そちらについてもやはりしっかりと対応していくべきだと思っておりますけれども、見解をお聞かせいただきたいと思います。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 御質問にお答えいたします。

トランスジェンダーの方が自らの性自認

に基づいた性別で社会生活を送ることは、当事者が最も望むものであり、人権的な配慮がなされた理想的な状況と言えると考えております。一方で、性自認に基づいた性別で社会生活を送ることにおいて、ほかの方が性的羞恥心や性的不安などを感じるため、権利の主張と他者への配慮の両方を同時に満たす社会の実現が強く求められてまいります。また、性的マイノリティーに関する偏見については、法律で禁止すればなくなるものではなく、知識の普及など地道な取組が大事であります。

LGBT理解増進法におきましては、地方自治体の役割として、地域の実情を踏まえ、性的指向及び性同一性の多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとしてされております。本市におきましても、第4期摂津市男女共同参画計画に記載しているとおり、まずは社会全体がLGBTについての正しい知識を得ることが重要であるとの考えの下、LGBT当事者が抱える課題解決に向けて、各種講座等を実施し、引き続き市民の理解促進に努めてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 私もいろいろな会合に参加することがあります。それは必ずしも政治にまつわるものではないこともあるんですけども、そういった会合で政治の話になることはあんまりないんです。ただ、今回のこの法案は、国会で審議がされて、非常にマスコミでも取り上げられておりました。ある会合に参加したときに、これは女性の方からなんですけれども、今、LGBTの理解増進の法案について審議がされていることについて、非常に不安に思っているという声を実際に聞いたことがありまし

た。一人の方がその声を切り出された後に、続いて私もそう思っているという声が聞かれたことがあったんです。

先ほども申し上げたように、私は、LGBTに該当する方に対する差別そのものはよくないと思っています。しかし、多くの皆さんが安心して生活できる状況もやはりしっかりと確立していくことが大切なわけです。私は、例えば、今までのような男性トイレ、女性トイレといったものをなくして、いわゆるジェンダーレスのトイレをつくっていくことについては、非常に不安に思われる方もおられると考えております。この法案が通ったわけでありますから、ぜひそういった視点も持ちながら、今後、摂津市としてどのように取り組んでいくのかです。まずは知識の普及というお話もあったわけなんですけれども、本当に皆さんが安心して住むことができる社会の実現に向けてしっかりと摂津市としても取り組んでいただきたいと、要望として申し上げます。

次の質問に行かせていただきます。学校の統合の問題です。

この問題は、さきの文教上下水道常任委員協議会の中でも取り上げられておりましたので、私の考え方をその中で少しだけ触れさせていただきました。私が特に気になっているのが、小規模校の弊害で、一番強調されていると私が感じたのは、人間関係が固定してしまう、私はそのように理解をしたんです。確かに、人間関係が固定されてしまうことで様々な障害が生じることはそのとおりだと思っております。しかし、やはり一番ポイントを置くべきなのは、小規模校がゆえに子供の学びの中で様々な制約があるんじゃないのか、しっかりとその点に目を向けていくべきではないのかと思

っているんです。極端な小規模校の弊害についてどのようにお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 学校規模が小さくなり、1学年を1学級で編制した場合、クラス替えができず、人間関係が固定化されることで新しい人間関係を築く機会が少なくなります。また、行事においては、クラス対抗で競い合うことができないことから、集団活動の喜びの一つであるクラスの団結や絆を感じられる機会も少なくなることが予想されます。

さらに、学習指導上で懸念されることといたしましては、児童・生徒から多様な意見や考え方を引き出しにくくなることや、体育の球技において取り組むことができる競技の種類や、音楽の合唱や合奏など、集団学習の実施に制約が生じることも考えられます。

○福住礼子議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 部長が答弁していただいた中で、児童・生徒から多様な意見や考え方を引き出すことが難しくなるという答弁をいただきましたけれども、私はまさにそのとおりだと思っているんです。今までは、先生がいろいろと教えてくれて、それを理解して暗記するといった学習が中心だったと思います。今は、もちろんそれもありながら、自分の意見を分かりやすく述べる、また、人の意見をしっかりと理解してよりよいものを練り上げていくことが求められてくるわけです。そういった教育をやっていこうと思うと、やはり一定以上の規模が要ると思うんです。そして、極端な小規模校があることによって、子供たちがそういう機会を失うことは非常に損失だと思っておりますので、ぜひそういった視点か

らも、今後、小規模校の解消にしっかりと丁寧な努めていただきたいと思っております。

また、先日、教育長も行っていただいて、鳥飼東小学校の保護者を対象に説明会をしていただいたとお聞きしております。その中で、通学の安全について、やはり本当に多くの皆さんが心配されているとお聞きをしております。保護者から具体的な提案があったと聞いているんです。私もその気持ちはよく分かることなので、ぜひしっかりと耳を傾けていただきたい。今まであった学校よりも遠くの学校に通学するわけですから、通学上の安全がより担保される方策をしっかりと考えていただきたい。その点も要望として申し上げておきたいと思っております。

3回目にお聞きをしたいのが、将来的な課題として、小学校を統合したその先に中学校の在り方も考えていくということなんですけれども、具体的な取組についてお聞かせいただきたいと思います。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 中学校における取組でございます。

生徒数の減少の影響を受けているものとして部活動がございまして。自校に希望する部活動がないことや、部員数不足によりチーム編成が難しいことが課題となっております。現在、本市では、生徒にとって望ましい部活動が展開されるよう、本市の拠点校方式による部活動のチーム等の参加規程に基づき、学校間で連携し、他校の部活動に参加できるよう取り組んでいるところでございます。

また、義務教育の最終段階である中学生にとって、新たな人間関係を築いていく力はますます重要になってくると考えており

ます。そのような中で、小規模の学校においても、より多様な考えに触れることができるよう、生徒が自ら行事やプロジェクトのアイデアを出し、取組ごとに集まったメンバーで協力し、学校を自分たちで活性化させようと工夫を凝らした運動を行っております。

○福住礼子議長 嶋野議員。

○嶋野浩一郎議員 私は、人間関係の固定化については、小学生よりも中学生のほうがいろんな影響があると思っています。そういう視点に立つと、まずは鳥飼小学校と鳥飼東小学校の統合を進めていく、その先の課題として中学校の在り方があるわけです。また、さきの文教上下水道常任委員協議会の中でも具体的な資料をお示しいただきましたけれども、中学生の特性を考えたときに、予定よりも早く今後の中学校の在り方についてもしっかりと考えていただきたいと、要望として申し上げておきたいと思っております。

最後に、少子化対策についてお聞かせいただきたいと思います。

2回目にお聞かせいただきたいのは、先ほど南野議員もおっしゃっておられましたけれども、摂津市は産業のまちで数多くの事業所があるわけです。となると、事業所内保育所についても充実させていくことは、少子化対策で大きな役割を果たすのではないのかと思っております。2回目、その点についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 事業所内保育施設に関連する御質問にお答えいたします。

現在、摂津市内には事業所内保育施設が4園ございますが、いずれも認可外保育施設であり、利用の対象は事業所の従業員の

方々の子供のみとなっています。一方、子ども・子育て支援新制度における地域型保育事業の一類型である事業所内保育事業は、事業所の従業員の子供のほか、地域で保育を必要とする子供が対象となる地域枠の定員を設けていただくこととなります。事業所内保育事業及び認可外保育施設いずれの場合も複数の企業が合同で設置することが可能であることもあり、待機児童の解消に向けた方策の一つとなり得ると認識しております。

しかしながら、地域型保育事業である事業所内保育事業につきましては、設備、面積及び職員等の認可基準を満たした上で実施していただく必要がございますことから、事業所にとっては一定の負担になることが見込まれ、本市で当該事業の実施に至っていない要因の一つになっていると考えられます。本市におきましては、平成23年度創設の摂津市企業立地等促進条例において、事業所内保育施設を設置した場合に、その設備に係る償却資産の固定資産税額の全額を奨励金として交付するものとしています。今までのところ利用実績はありませんが、待機児童の解消に向けた取組の一つとして、本制度の事業所への啓発について、担当課と連携を検討してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 摂津市は3,000以上の事業所がある産業のまちでもありますので、その特性を考えた場合に、これまで行ってきた保育所の増設と併せて、例えば事業所内の保育所についてもしっかりと設置をしていただくように、これは促していかないとなかなかできないものだと思います。ぜひそういった視点を持って今後取り組んでいただきたいと、これは要望とし

て申し上げておきます。

この少子化問題については、長年、我が国の課題でもあり、摂津市においても大きな課題だということについては、市長も事あるごとに触れていただいていると思います。そういう状況を考えると、摂津市の中で、この少子化問題についてしっかりと議論していく、例えばプロジェクトチームのようなものが設置されるべきなのかと私は考えているんですけれども、市長のお考えを最後にお聞かせいただきたいと思います。

○福住礼子議長 市長。

○森山市長 嶋野議員の質問にお答えをいたします。

日本社会には社会の病が幾つかあると思いますが、その一つが極端な少子化です。少子化といえ、これは人口減少問題とイコールになってくると思います。昨日からも、また今日も出ておりますけれども、人口問題イコール少子化問題といたしましたら、以前、国でいろんな指導がありました。これはどっちも国の施策でございますけれども、まち・ひと・しごと創生総合戦略をつくりなさいということで、人口問題に一つの指針を示したと思います。幸い摂津市はうまくヒットしたというか、戦略にのっかってかどうかは分かりませんが、何とか人口はある程度維持ができたわけです。

今度は、6月13日、国におきまして子ども未来戦略方針を打ち出されたんです。これは恐らく地方創生総合戦略第2弾と言ってもいいと思うんです。国はどういうふうにこれを位置づけているかといいますと、2030年代に入るまでに少子化傾向を反転できるかどうかのラストチャンスだと、物すごく大上段に振りかざして戦略方

針が発表されたわけでございます。この方針によりますと、御承知と申しますけれども、2026年度までの集中的な取組を加速化プランとして定めて、具体的な施策として、子育て世代の所得向上や経済的支援の取組のほか、働き方改革を含む社会全体の構造及び意識改革の取組などが掲げられております。今後、もしこれらの取組が着実に実行されるとすれば、子育て世帯の負担が大きく改善されると思っております。今後、国におきまして、年度内にこの戦略が策定され、具体的な取組が実施されると思っております。本市といたしましても、国のこの取組を踏まえて、さらなる取組の充実を図ってまいりたいと考えております。

プロジェクトチームという形がなじむのかどうかは今のところまだ少し定かではありませんけれども、まずは関係部局で国の動向及び先進事例等を研究しながら取組の方向性の議論を深めてまいりたいと思っております。

以上です。

○福住礼子議長 嶋野議員。

○嶋野浩一朗議員 私はかつて、3世代以上の多世代での同居や近居をしっかりと支援していくべきだと、この本会議でも再三提案をしてきました。それは、子供の健全な成長と併せて、少子化対策といった視点で提案してきたつもりなんです。それは、今、建設部で所管をいただいている事業で、やはり教育委員会だけでは限界があると私は思っています。その一つの手法としてプロジェクトチームについて提案をさせていただいたわけですから。ぜひそういったことをしっかりと具体的に検討していただきたいと心からお願い申し上げまして質問を終わらせていただきます。

○福住礼子議長 嶋野議員の質問が終わりま

した。

次に、弘議員。

(弘豊議員 登壇)

○弘豊議員 それでは、通告に沿って一般質問を行います。

1点目は、新型コロナウイルス感染症の「5類」移行後の状況についてです。

新型コロナウイルス感染症は、5月の連休明けから感染法上の5類相当に引き下げられ、基本的な対策は季節性インフルエンザと同等の扱いになりました。しかし、皆さんも御承知のように、報道では今なお感染拡大の状況が続いていますし、大規模な第9波の可能性も指摘されています。5類移行からもうじき2か月になりますが、現状の認識について、今日、改めて確認しておきたいと思っております。

まず、保健医療体制の現状と課題についてですが、5類移行後は以前のような感染者数の全数把握は行われていないとのこと、おおよその把握になるかもしれませんが、直近の状況と今後の見通しを分かる範囲でお願いします。

次に、介護・障害福祉・保育等、現場の状況についてです。

高齢者や基礎疾患をお持ちの重症化リスクが高い方にとっては、5類移行後もやはり不安が大きいのが実際のところですね。高齢者に日常的に関わる現場では、引き続き感染予防策を緩めることなく取り組んでいると聞きますが、そうした福祉職場における対応は事業所ごとの責任で行われているのでしょうか。高齢者施設や介護事業所などの現場の状況、保育現場の状況についてもお教えてください。

次に、学校・教育関連施設での状況についてです。

こちらは、5類移行後、これまでの制限

が外されたことで、先日は千里丘小学校や鳥飼東小学校の運動会などが伸び伸びやれたとも伺っています。日常の学校生活での様子やこの間の変化について伺います。

次に、市民活動や市内事業所の状況についてです。市民活動の分野でも、この間、様々なイベントや行事が再開され、にぎわいが戻りつつあるように感じています。3年もの間、主なイベントの中止が相次ぎ、待ちわびたとの声も多く聞いているところではありますが、この5月以降の状況について、特徴的なもので構いませんのでお聞かせください。

2点目は、国民健康保険制度の府内統一化の課題についてです。

この6月、国民健康保険料の今年度分の決定通知が届きました。今年度も値上げと聞いていたから覚悟はしていたけれども、通知を見て改めて怒りが込み上げてくると、市民の方からそういった声が寄せられています。異常な物価高騰に追い打ちをかける今回の国保料の値上げは、市民生活にとって深刻な影響を及ぼすと言わざるを得ません。

市は、値上げの理由を大阪府の統一保険料にそろえるためと言ってきましたけれども、隣の吹田市では、値上げ抑制のため、基金から7億円を投入し、結果的に約7割の世帯で保険料引下げになったとも聞いています。また、東大阪市や大東市は、昨年度は府の統一保険料に合わせたものの、あまりに加入者の負担が大きいため、今年度は独自の財政措置と保険料設定を行い、大東市では値下げを実行しています。コロナ禍があっても物価高騰でも保険料は引き上げる、こんな府の統一化に従わなければならないのでしょうか。改めて今年度の保険料改定についての見解を伺います。

3点目は、旧味舌小学校跡地の有効活用についてです。

統廃合から15年がたち、この間、正雀保育所の民営化・建て替えと、新しい体育館の建設、残地の約5,000平米が防災空地として、現在はせつつ幼稚園の民営化・建て替えの仮園舎として活用されています。ただ、この夏にはその新園舎が完成予定ですので、今後の活用方向について議論が必要ではないかと考えています。今後、この場所をどのように活用されようとしているのか、考えを伺います。

以上、1回目の質問とします。

○福住礼子議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

(松方保健福祉部長 登壇)

○松方保健福祉部長 5月8日以降の新型コロナウイルス感染症の感染者数についての御質問にお答えいたします。

感染症法上の位置づけが5類に移行された5月8日以降の感染状況は、全国約5,000の定点医療機関からの患者報告数や、定点医療機関の数で割った定点当たりの患者報告数が週ごとに公表されることとなっております。大阪府内の定点当たりの患者報告数は、5月8日からの週が1.79人、5月22日からの週が2.75人、6月5日からの週が4.33人となっており、全国的な数値と比較すると低い発生状況ではあるものの、この間、増加傾向にあると言える状況にございます。

次に、高齢者施設等における感染対策についての御質問にお答えいたします。

国におきましては、高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症に係る感染対策について、感染症法上の位置づけ変更後も高齢者施設等における感染対策の徹底を当面継続することとされており、本市にお

きましても国の考え方に準ずるものとしております。各高齢者施設では、現在、それぞれの判断において感染防止対策を講じつつ、5類移行に伴う利用者や家族の不安に対応いただいているところでございます。引き続き、感染対策の徹底に協力いただくよう、摂津市介護保険事業者連絡会を通じてお願いしているところでございます。

続きまして、国民健康保険料についての御質問にお答えいたします。

国民健康保険制度は、国民皆保険制度の基礎をなすものですが、被保険者の低所得化が進む一方、高齢化の進展により、医療費水準が高いなどの構造的課題を抱えていることから、より安定的かつ持続可能な医療保険制度の構築を目指し、平成30年度の広域化により、それまでの市町村単位から都道府県単位での運営に切り替わったところでございます。その中で、保険料については、令和6年度の府内統一化が予定されていることから、府内43市町村がこれまで段階的に改定してきたところでございます。

お問い合わせである令和5年度保険料について、一部引き下げた団体があるとのことですが、本市におきましては、独自の保険料設定ができる最終年度ということで、被保険者の急激な負担とならないよう、激変緩和措置を講じながら改定を行ったところでございます。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

(大橋次世代育成部長 登壇)

○大橋次世代育成部長 新型コロナウイルス感染症の5類移行後の保育現場における対応についての御質問にお答えいたします。

感染症法上の位置づけ変更後の基本的な感染対策は、国として一律に求めることはなくなり、個人の選択を尊重し、自主的な

取組をベースとしたものに変更されております。また、個人や事業所における基本的感染対策の実施に当たっては、感染対策上の必要性に加え、経済的・社会的合理性や持続可能性の観点も考慮して、改めて感染対策を検討することが示されております。

このようなことから、保育施設においては、抵抗力が弱く身体の機能が未熟である乳幼児の特性等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に限らず、様々な感染症への基本的な対策を示した保育所における感染症対策ガイドラインを活用し、基本的な感染対策を実施しているところでございます。

○福住礼子議長 教育総務部長。

(安田教育総務部長 登壇)

○安田教育総務部長 新型コロナウイルス感染症の5類移行後の子供たちの様子についての御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症の5類移行以前は、大阪府教育庁通知「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」に基づき、一定の距離を保つことや大声での会話を控えること、同じ方向を向いて食事をするなどを守りながら児童・生徒は学校生活を過ごしてまいりました。現在は、換気や小まめな手洗いなどに努めながら、ペアやグループで実験や観察を行ったり、コミュニケーションを取る活動や声を出して意見交換をしたりする活動が再開され、子供たちの元気な笑顔がよく見られるようになり、従前の活気あふれる学校が戻りつつあると報告を受けております。

○福住礼子議長 生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

○吉田生活環境部長 新型コロナウイルス感染症の5類移行後の市民活動の状況についての御質問にお答えいたします。

5類移行の5月8日以降、市内では、こ

どもフェスティバルや公民館まつり、淀川わいわいガヤガヤ祭など、様々なイベントや催しが行われ、多くの市民の皆さんが参加されており、コロナ禍前のにぎわいに戻りつつある状況であると感じております。とりわけ、5月21日に三島公園で初めて開催されました三島自治会主催の「みしまつり」では、自治会員のみならず、市民公益活動団体や近隣企業なども参加され、大変なにぎわいでございました。新型コロナウイルス感染症の影響により、地域のつながりの低下を懸念しておりましたが、地域の皆さんが自主的につながりづくりに取り組む姿を拝見し、地域の力の大切さを実感したところでございます。

○福住礼子議長 総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 旧味舌小学校跡地の今後の活用についての御質問にお答えいたします。

この跡地につきましては、約半分を味舌体育館用地として、また、正雀保育所を民営化した正雀ひかり園の拡張に活用してまいりました。残り約半分につきましては、災害に備えての防災空地として位置づけておりますが、現在は、せつつあそびまち遊育園の園舎建て替えのための仮園舎用地として、本年9月までの予定で活用しております。その後の将来的な活用方法につきましては、現在のところ定まっておきませんが、引き続き貴重な市有地を有効活用できる方策について検討してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 弘議員。

○弘豊議員 それでは、2回目からは一問一答でお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症5類移行後の保健医療体制についてです。

感染は広がっているとのことですが、広がらないための対策としては、やはり早期発見・早期対策が大切だと考えます。ただ、検査や治療の費用について、現在の状況はどのようになっているのか、お教えください。

あわせて、医療機関の皆さんも、この間、大変な御負担をかけているかと思いますが、補助制度や体制についてお聞かせください。

○福住礼子議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 お答えいたします。

検査や受診、治療等の費用につきましては、原則として患者の自己負担となりますが、9月末までの移行期間におきましては、急激な負担増を避けるため、国が高額な新型コロナウイルス感染症治療薬の費用や入院医療費の一部の公費支援を行っております。

また、医療機関への補助につきましては、患者の診療や受入れに必要な設備の整備や病床の確保、人的支援に関する補助制度を同様の期間におきまして大阪府が設けており、医療機関が取り組む体制整備に対して引き続き支援がなされている状況でございます。

○福住礼子議長 弘議員。

○弘豊議員 医療機関への補助については、当面9月末までは大阪府の補助制度が継続とのことですが、患者は原則自己負担です。無料検査場などはなくなって、薬局で抗原検査キットなども手に入れることができますけれども、費用は高額です。また、ほとんどの軽症患者の皆さんは、自宅療養の上、特に隔離の措置も支援制度もない状況です。検査も診療も受けられない方が増える理由の一つになっているのではないのでしょうか。この状況では感染者の数は増え

る一途と感じられます。必要な検査や受診、また、とりわけ重症化したときに入院ができる体制が何より大事だと考えますが、現状と対策についてお聞かせください。

○福住礼子議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 お答えいたします。

検査・受診体制につきましては、発熱患者等の外来診療が可能な医療機関を外来対応医療機関として大阪府が指定しており、茨木保健所管内では約160か所、摂津市内で約30か所の医療機関での検査・受診が可能となっております。

また、入院治療体制につきましては、6月7日時点の厚生労働省の調査では、大阪府の確保病床使用率が13%、重症病床使用率が12%となっており、受診や入院の受入体制が逼迫した状況にはございませんが、今後も患者の発生動向を注視していく必要があると考えております。

○福住礼子議長 弘議員。

○弘豊議員 ありがとうございます。

現状、報道では第9波の入り口とも言われています。医療が逼迫した状況に現在はまだ至っていませんけれども、これまでの繰り返す8波に及ぶ感染拡大の波、そうした下で適切に医療にかかれずに失われた命があるわけです。ぜひともそうしたことを繰り返さないために対策も講じていただきたいと思います。保健医療の充実に大阪府とも協力して取り組んでいただくように、この点は強く求めておきます。

次に、福祉現場における状況についてです。

1回目の答弁でお答えいただいたように、高齢者施設などと保育所などでは対応は随分と差があります。私が以前勤めていた障害者施設の同僚から最近の状況を聞き

ましたが、事業所の判断と言いつつも、基本的にはこれまでの対策を継続し、それをしていても、今月に入ってから利用者、職員それぞれで新型コロナウイルス感染症による休業はあるとのこと。保育所なども、現場の判断とはいっても、やはり同様に高いリスクの下で事業所の運営をされていることはしっかりと見ておく必要があると思います。行政としても応援していくことを求めていると思います。

それと、とりわけ重症化リスクの高い高齢者の施設で感染予防対策などは今後どうなっていくのか、お聞かせください。

○福住礼子議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 お答えいたします。

高齢者施設等で従事します職員の定期検査につきましては、大阪府が現在、抗原キット定期検査を実施しており、感染者の早期発見、施設等での感染拡大を最小化する観点から、できる限り受検いただけるよう調整をお願いしているところでございます。

そのほか、感染対策につきましては、これまで衛生資材等の配布ほか、クラスター対応研修会の開催などを通じて高齢者施設等の支援を行ってまいりましたが、今後も国や大阪府の動向を注視しつつ感染対策の継続に取り組んでまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 弘議員。

○弘豊議員 しっかりした取組をお願いしたいと思います。

高齢者の施設、とりわけ入所の施設では、これまで第7波や第8波の際、利用者の感染が分かっても、医療機関には移せずに施設内で対応する事態にもなっていました。5類移行を伝えられた現場では、相当のギャップがあると感じたと聞いていま

す。その点においてはしっかりと踏まえて今後も継続した支援を求めておきたいと思えます。

次に、学校現場の状況についてです。

子供たちの学校生活でも制限解除で前向きな変化があること、この点は喜ばしいことだと思っています。その上で、この間、新型コロナウイルス感染症対策で導入したCO2センサーやサーキュレーター、ウォーターサーバー、業者委託によるトイレ清掃などの感染対策の取組や器具を今後どうされるのか、お聞きしておきたいと思えます。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 学校での新型コロナウイルス感染拡大防止のため、この間、様々な取組を実施してまいりました。新型コロナウイルス感染症が5類に移行されましたが、換気の確保は引き続き有効な感染症対策とされており、CO2センサーやサーキュレーター等についても適切な換気を行うため活用してまいります。

また、加湿器につきましても、同様にインフルエンザ等を含む感染症対策には有効な手段であり、こちらも引き続き活用してまいります。

ウォーターサーバーにつきましては、令和5年度中の設置を予定しておりますが、今後については学校側も含め検討してまいります。

業者委託によるトイレ清掃につきましては、感染症対策を行った上で児童・生徒が清掃する本来の形に戻っており、既に今年度から業者委託を廃止しております。

○福住礼子議長 弘議員。

○弘豊議員 今回、新型コロナウイルス感染症の問題で質問を上げていますけれども、報道等では、新型コロナウイルス感染症以

外の感染症であるインフルエンザが急に増えたりとか、またそれ以外の感染症が保育所等でもはやっていると聞いています。そういった意味でも、夏場、エアコンの使用期間等は換気がなかなか行き届きにくいこともあるかと思えますので、学校、保育所なども含めて、きっちりとした感染症対策については基本的な対策を含めて取っていただくことを要望しておきます。

次に、市民活動の状況をお聞きしました。それと併せて市内事業所の状況がやはり気になります。今回、新型コロナウイルス感染症の質問の最後にこの点もお聞きしておきたいんですけども、にぎわいが戻りつつある反面、市内事業所、商店などの状況がどうかということです。よく摂津市は市内に4,000の事業所がある産業のまちとも言われていますけれども、今もそれだけの事業所が果たしてあるでしょうか。実態把握、それに支援制度、そうしたことを検討するべきと考えますが、いかがでしょうか。

○福住礼子議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 それでは、お答えさせていただきます。

6月の内閣府の月例経済報告では、景気は緩やかに回復していると基調判断されており、先行きについても、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されると評価されております。また、大阪産業経済リサーチセンターによる大阪経済の情勢におきましても、大阪経済は緩やかに持ち直していると分析されており、市内事業所等も同様の傾向であると考えます。ただし、物価上昇等による影響は今後の動向に注意が必要であり、引き続き、摂津市商工会やビジネスサポートセンターを通して状

況を把握してまいります。

本市の支援策としましては、物価高騰の影響を受けた店舗を応援するとともに、市民の家計を支援することを目的として、物価高騰対策割引券事業を実施するものでございます。

○福住礼子議長 弘議員。

○弘豊議員 長く続いたコロナ禍は、まだまだ収束したとは言い切れない状況にあると思っています。その上、今回の物価高騰で本当に大きな影響が市内事業所にもかかっていると感じています。その上で、前にも一般質問で聞いたことがありますけれども、インボイス制度も開始していくということです。実質増税につながる場所もたくさんあると聞いております。そうした中小企業の実態をしっかりと把握していく、そういう事業についても取り組んでいただきたいと思っておりますし、先ほど言われた支援策も、さらに実のあるものを考えて実施もお願いしたいと申し上げてこの質問は終わっておきたいと思っております。

次に、国保の2回目です。

今回の保険料値上げですけれども、具体的に数字でお聞きします。65歳以上の単身者、年金月12万円の方で幾らになるのか、また、40代夫婦、子供二人で給与所得が210万円の方は幾らになるのか、昨年度の比較を含めてお教えてください。

○福住礼子議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 お答えいたします。

まず、65歳以上の単身世帯で年金収入が月額12万円の場合、令和5年度では2万6,324円、前年度比1,946円の増となっております。次に、40代夫婦と子供二人で給与所得が210万円の家帯の場合、44万9,394円、前年度比3万1,199円の増となっております。

広域化前の平成29年度との比較で申し上げますと、65歳以上の単身世帯で年金収入が月額12万円の場合で6,820円の増、40代夫婦と子供二人で給与所得が210万円の世帯の場合で7万6,366円の増となっております。

○福住礼子議長 弘議員。

○弘豊議員 この数字は、激変緩和と言われましたけれども、本当に大きな値上げだと思うんです。広域化前の額と比べても、本当に摂津市はこれまで、国保の構造的な問題がある中で、できるだけ値上げを抑制する努力をしてきたけれども、それを大阪府が許さないという対応は本当に間違っているんじゃないかと私は思っております。また、そうした影響で保険料が払えなくなる、減免を求める声もあるかと思っておりますけれども、制度として減免制度が使われている方は、昨年度、どの程度いらっしゃるのか、その状況についてもお教えてください。

○福住礼子議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 お答えいたします。

令和4年度の減免の状況につきましては、令和5年3月末時点の申請ベースで、所得減少の事由によるものとして、いわゆるコロナ減免で230件、大阪府の共通減免で240件、市独自減免で5件となっております。

○福住礼子議長 弘議員。

○弘豊議員 コロナ減免で昨年度230件あったということですが、今年度はもうその制度はなくなりましたので、大阪府の共通減免の対象にならない方は市独自減免ですくい上げる形になります。ただ、来年度の統一化ではこの市独自減免も認めないことになるのではないのでしょうか。大阪府の国保運営方針が、この間議論を聞いていましたら、市町村の声を十分に反映したものに

なっていないとお聞きします。保険料率についても、この市独自減免についても、本来市町村の自治権の範疇であるはずで、市町村の同意がなければ大阪府が勝手に決めていいものではないと。昨年12月の大阪府議会でも、我が党の質問において知事はそのことを認めています。今の時期、コロナ禍でも物価高騰でも保険料値上げ、その上、市の独自減免も認めない、こんな運営方針で進められるのだったら、断じてこの大阪府の方針には従わないという姿勢を見せる必要もあると思います。ぜひこの立場に立っていただきたいと重ねて求めておきます。

次に行きます。旧味舌小学校の跡地活用です。

この問題は何度も質問に上げさせていただいていますが、統廃合のときの跡地売却方針が今なお凍結されたままで撤回ではないことが、やはりこの空地が暫定的な利用しかされてこなかった経緯の背景にあるのではないのでしょうか。今後も、仮園舎がのいた後、跡地が荒れたまま草がぼうぼうと、仮にそういうことであるとしたら、やはり地元の人はずごく残念に思うわけです。これを機にきっぱりと売却方針は撤回して、有効な活用方法を議論していくことを求めておきたいと思います。

それと、もう1点、昨年5月にオープンしました味舌体育館には、多目的で使える研修室があるわけですが、その利用状況についてお聞かせください。

○福住礼子議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 味舌体育館研修室の利用状況についての御質問にお答えいたします。

味舌体育館は、スポーツを通じた地域の活動拠点として、地域の方々に御利用いた

だいております。研修室につきましては、単独での貸出しは行っておらず、第1体育室の附属施設としての利用となっており、大会開催時の臨時的な更衣室や昼食、休憩場所としての利用を受け付けています。

また、地元自治会との協議により、連合自治会での自主防災訓練の実施時などは、限定的に地域の方々に御利用いただけることとしております。令和4年5月から令和5年4月までの12か月での利用件数は130件でございました。

○福住礼子議長 弘議員。

○弘豊議員 せっかくの施設なわけですが、スポーツ目的以外の利用は極めて限定的であります。多目的に使える部屋をとということで造られたと私は認識もしております。もっと柔軟に地域の皆さんや様々な団体が使いやすい要綱などもあればと思いますので、ぜひ一度検討していただけますように、このことも併せて要望して私の質問を終わっておきます。

以上です。

○福住礼子議長 弘議員の質問が終わりました。

次に、松本議員。

(松本暁彦議員 登壇)

○松本暁彦議員 それでは、順位に基づき質問をさせていただきます。

1、鳥飼地域のまちづくりについて。

今年度に入り、居住性向上エリアCや企業と住民の共存発展エリア、加えて、国の事業である河川防災ステーションの説明会が開催されています。全エリアの説明会を今年度中に実施される計画となっておりますが、その狙いや進め方の考え方についてお聞かせください。

2、新型コロナウイルスワクチン接種状況等と接種券一律送付の必要性の有無について。

4歳以下、5歳から11歳のこれまでの接種率、そして、春開始接種の接種率の状況についてお聞かせください。

3、市が災害対策本部訓練等を実施しないことの妥当性について。

昨年3月の代表質問や予算審査、昨年第3回定例会で、市は、災害対策本部訓練について、「毎年継続して訓練することが大変重要である」や「今年度末までには対策本部訓練を実施したい」と議会答弁していますが、2021年度から今に至るまで災害対策本部訓練をしていません。議会答弁の信頼性も含め、これは大変問題であると考え、訓練の意義も踏まえ、質問をさせていただきます。

まず、地震や水害が全国各地で頻発していますが、本市で想定される災害はどのようなものか、お聞かせください。

4、児童虐待防止施策を一過性で終わらせないことについて。

児童虐待死事件の初公判が先日あり、神戸の6歳児遺棄事件等、悲惨な児童虐待の防止はしっかりと進めていかなければなりません。まずは市の現況についてお聞かせください。

5、令和6年度以降の公共施設整備の財源確保について。

まず、市として、事業実施に当たって、財源確保の必要性と見通しが不明な場合の対応についてお聞かせください。

6、増加一方の救急出動と消防力強化の取組について。

昨年第4回定例会にて超過死問題と救急出動件数の増加を取り上げました。現在も高止まりと思いますが、改めて救急出動の状況についてお聞かせください。

7、幼保小中連携での生きる力を育むことについて。

小学校1年生から差が生じていることを踏まえ、一定の力をつけるための就学前教育が必要だと提言しています。就学前教育・保育実践の手引きの改訂においては、提言内容も踏まえ、どう取り組まれたのか、お聞かせください。

8、明和池公園と新幹線公園の価値向上とシティプロモーション推進について。

これまで議会に幾度となく、シティプロモーション推進の一環として、明和池公園並びに新幹線公園の価値向上の取組を提言してきました。それぞれ現状の取組についてお聞かせください。

1回目は以上です。

○福住礼子議長 答弁を求めます。市長公室長。

(平井市長公室長 登壇)

○平井市長公室長 今年度に全てのエリアでの説明会を行う狙い等についての御質問にお答えいたします。

鳥飼まちづくりランドデザインは、策定後から説明会を含め、あらゆる機会を通じて、地域の全ての世代の住民、関係する全ての地域活動団体、事業者等にランドデザインの意義等を周知し、ランドデザインで示した将来予想に磨きをかけ、多様な世代の人たちと協働して将来を見据えたまちづくりを実践していくものと考えております。

将来予想はエリアごとに設定しておりますので、全エリアでの説明会の開催は必要と考えております。説明会は昨年度から開始しておりますが、説明会を行うことで、一人でも多くの住民の皆様には鳥飼地域の現状や課題を知ってもらい、鳥飼地域をどのような地域にするかを住民の皆様と市とで共有し、同じ方向を向いて取り組めるよう、住民の皆様と協働していきたいと考え

ております。

説明会で将来予想の磨き上げが終わったエリアからワークショップに移り、磨き上げた将来予想の実現に向け、取組等の具体的な内容、優先順位、関係者間の役割分担について整理等を行っていきたいと考えております。

○福住礼子議長 保健福祉部長。

(松方保健福祉部長 登壇)

○松方保健福祉部長 令和5年春開始接種及び小児・乳幼児接種の接種率についての御質問にお答えいたします。

令和5年春開始接種は、5月8日から開始しており、65歳以上の方、64歳未満の基礎疾患を有する方などが対象となっております。主な対象者となる65歳以上の方の6月中旬までの接種率は、5月末の人口比で約33%となっており、全国的な平均を上回る状況でございます。また、5歳から11歳までの小児の接種率は、初回接種となる1・2回目で約13%、3回目が約4%、4回目が約1%、生後6か月から4歳までの乳幼児の接種率は、初回接種となる1回目から3回目で約2%となっております。

○福住礼子議長 総務部理事。

(丹羽総務部理事 登壇)

○丹羽総務部理事 本市で想定される災害についての御質問にお答えします。

本市で発生する可能性のある災害は、市の自然的条件や社会的条件を踏まえ、地震災害、風水害等を想定しております。

なお、地震につきましては、上町断層帯地震を含む四つの内陸直下型地震及び海溝型地震である南海トラフ巨大地震を想定しており、外水氾濫につきましては、淀川、安威川、山田川、正雀川、大正川、境川の六つの河川を想定しております。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

(大橋次世代育成部長 登壇)

○大橋次世代育成部長 児童虐待対応の現状についての御質問にお答えいたします。

令和3年度の死亡事案発生以後、体制強化及び職員のスキル向上に取り組むとともに、関係機関との連携強化等に取り組んでおります。体制につきましては、事案発生前は5名のケースワーカーで虐待対応に従事してまいりましたが、人事異動や新規採用により職員を増員し、現在9名のケースワーカーを配置いたしております。

また、就学前施設との連携強化の一環といたしまして、令和4年度から幼保ソーシャルワーカーを新たに配置し、定期的な巡回訪問等を行いながら、けがやあざ等の心配情報を聴取したり、就学前施設からの相談にも対応しております。

さらには、弁護士や臨床心理士のスーパーバイザーを招聘し、ケース対応の方針等に係る助言、指導をいただいているほか、摂津市要保護児童対策地域協議会の関係機関を中心に児童虐待における専門的な研修会を計画的に実施し、関係職員等の意識向上などにも取り組んでいるところでございます。

これらの取組もあり、令和4年度の通告件数は898件となり、前年度の595件から大幅に増加したところでございます。

続きまして、就学前教育・保育実践の手引きについての御質問にお答えいたします。

令和5年3月に改訂いたしました就学前教育・保育実践の手引きについてでございますが、平成23年度に策定した前手引きの考え方を踏襲しつつ、平成30年度に施行された幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針

にのっとり教育・保育内容を学校園職員向けにより実践的に示した手引きであると考えております。

改訂に当たりましては、市内の幼稚園、認定こども園、保育所、小規模保育事業を含む公私立の各園、教育委員会関係各課、小学校1年生の担任の先生方、さらには校長先生等の御協力の下、様々な御意見等をいただき完成したものでございます。

内容といたしましては、特に保幼ここの連携・接続に重点を置き、必要な教育・保育内容を網羅するとともに、本市の課題でもあります運動能力の育成につきましても新たに記載したものでございます。

また、議員からこれまで御示唆いただいております言葉の大切さや学びの基礎力の育成等に関しまして、令和3年度に実施した就学前教育に関するアンケートや令和4年度実施の保幼こ小合同研修会、また、それぞれの先生方にお集まりいただきました保幼こ小意見交換会等の御意見等も参考にしながら、認知能力、非認知能力の育成という観点から、手引き内の言葉の領域だけでなく、全体を通じて表現をしているところでございます。

○福住礼子議長 総務部長。

(山口総務部長 登壇)

○山口総務部長 事業実施のための財源確保の必要性をどう考えるのかについての御質問にお答え申し上げます。

事業実施につきましては、まず、その事業を実施するかどうかという政策決定段階におきまして事業の必要性が議論され、その次に、その事業を実施するための財源確保を図ってまいります。事業を実施するに当たっては、その実現に向けて財源の確保は必須であると考えますので、財源の見通しが立たなければ事業の実施は難しいもの

と考えております。

○福住礼子議長 消防長。

(松田消防長 登壇)

○松田消防長 救急出動の状況と見通しについての御質問にお答えいたします。

救急出場件数の推移についてでございますが、直近3年間を見ますと、令和2年は4,755件、令和3年は4,630件と、新型コロナウイルス感染症拡大により外出する方や医療機関に行かれる方が行動を自粛された影響から減少傾向でございました。しかしながら、令和4年では5,773件と一転し、令和2年及び令和3年に比べ約1,000件以上の増加となり、令和5年におきましても、現時点での出場件数で推測いたしますと、令和4年と同水準で推移する見通しとなっております。

○福住礼子議長 建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 明和池公園と新幹線公園の価値向上における取組についての御質問にお答えいたします。

平成21年からの吹田操車場跡地土地区画整理事業により実施された平成28年3月の健都のまちびらきに合わせ、明和池公園は、防災公園街区整備事業で災害発生時の一時避難場所となる防災機能を有した公園として整備されました。

明和池公園におきましては、令和4年4月と令和5年4月に、公園のにぎわいイベントの可能性を探るため、実証実験として民間業者主催による「桜まつり in 健都 明和池公園」を開催いたしました。会場にはキッチンカーやハンドメイドショップなどが出店し、緑道には桜が満開であったこともあり、令和4年度では2日間で約4,700人、令和5年度では2日間で約4,800人もの方々が来場され、アンケート

の結果から、春だけでなく夏にもイベントをぜひやってほしいなど高評価の御意見を多数得ることができました。

また、公園の魅力向上の一環として、明和池公園に隣接する3号街区公園に、日よけや雨よけとなる約400平方メートルの大きな屋根と、その下にはレジャーシートなどを広げ憩えるような芝生などを整備する予定です。令和5年度に設計委託を行い、令和6年度には屋根、施設等の工事に着手し、令和7年度の完成を目指し事業を進めております。

一方、新幹線公園は、昭和57年11月の大阪貨物ターミナル駅開業に伴い、同敷地内に公園として開設し、当時、日本国有鉄道が所有する0系新幹線車両と電気機関車の無償貸与を受け、車両内部の公開を開始し、これまで多くの方々に御利用いただいております。

新幹線公園におきましては、令和3年度から、新幹線車両並びに電気機関車の公開日を以前の第2・第4日曜日から毎週日曜日に増やしました。新型コロナウイルス感染症対策並びに熱中症対策として、車両内にサーキュレーターなどを設置し、換気対策を十分に行うとともに、利便性、快適性のさらなる向上を目指した取組を行っております。

コロナ禍前のピーク時には、平成29年度に約1万人の来場者がありました。コロナ禍の令和2年度は約7,000人と減少しましたが、令和4年度には約8,000人と回復傾向にあります。また、令和4年3月に、子供たちにも手に取りやすいよう工夫した新たな新幹線公園のパンフレットを作成し、イベント時での配布や公民館などの公共施設にも備えるなど啓発を行っております。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 これよりは一問一答形式でお願いいたします。

まず、鳥飼まちづくりについて。

今年度の説明会の狙いや進め方の考えは理解しました。

河川防災ステーションの昨年度の説明会では、河川防災ステーションととりかいこども園を一団地とみなし、検討を進めていくとのことで、今年5月21日には2回目の説明会が実施され、両施設を高台まちづくりの一環として先行的に進める計画とのことでしたが、改めて、とりかいこども園の具体的な構想と現在の進捗状況についてお聞かせください。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 とりかいこども園の再整備に係る構想等の御質問にお答えいたします。

とりかいこども園につきましては、園舎の老朽化による建て替えに伴い、現在の幼保連携型認定こども園に加え、児童センター機能及びつどいの広場機能を付加した地域の子育て支援に資する複合施設として整備を行う予定でございます。

また、地域における水害リスクが高いという地理的特徴を踏まえ、想定最大規模の降雨が発生した場合におきましても、浸水しない場所を確保するため、盛土を行うことにより、園舎の2階及び3階部分は一時的な避難場所として機能させるとともに、災害用の備蓄倉庫を設置する計画としております。

あわせて、安全面への配慮から、とりかいこども園東側に位置している市道鳥飼西25号線の一部区間の拡幅工事についても計画しており、現在、複合施設及び道路の実施設設計等を行っているところでございま

す。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 おおむね理解しました。

とりかいこども園に関しては、6月23日に保護者への説明会が、6月25日には住民説明会が開催されました。後者は、光好議員も出席していますが、様々な意見が出されたかと思えます。今後の進め方やスケジュールについてお聞かせください。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 とりかいこども園の再整備に係る今後の進め方につきまして御答弁申し上げます。

とりかいこども園の再整備の概要をお知らせするため、おっしゃっていただきましたように、6月23日に園の保護者を対象とした説明会を、25日に地域住民の方々を対象とした説明会を実施したところでございます。説明会でいただいた御意見等も踏まえ、引き続き関係機関等と協議を行いながら進めていく予定でございます。

現時点の主なスケジュールといたしましては、本年秋から年度末にかけて、旧とりかい幼稚園の解体工事、その後、令和6年夏頃から新園舎の建築工事等に取りかかる予定でございます。新園舎の運用につきましては、令和7年秋頃を予定しており、新園舎に移行後、現園舎の解体工事を行い、令和8年度にかけて園庭等の整備に取りかかる予定でございます。さらに、施設の整備が完了した後、令和8年度中に道路の拡幅工事を行う予定としております。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 保護者や地域住民の意見をしっかり受け止め、できる限り反映いただきたいと思えます。

会派として、かねてより交通利便性の向上と教育の魅力化が鳥飼まちづくりの大き

な鍵であることを提言してまいりました。教育の魅力化については、昨年度、摂津市立小中学校通学区域等審議会の答申があり、先日の協議会においても計画案が示され、これから具体的な検討が進められていくものと理解しています。

一方、交通利便性の向上については、昨年度、公共交通在り方検討会が実施されましたが、その取組状況についてお聞かせください。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 摂津市では、令和4年度から、専門家の指導の下、庁内横断組織の摂津市公共交通在り方検討会を発足させ、鳥飼地域だけでなく、市域全体を対象に、広域的な視点を持って、摂津市が将来目指すべき公共交通の在り方について検討を進めております。

令和4年度は、まず、生活様式の変化や人口減少、少子高齢化の進展により、公共交通を取り巻く環境が厳しさを増している現状を確認するなど、在り方検討会を5回、本市職員のみによる勉強会を11回実施しており、専門家の指導を受けながら参加職員全員が自分事として検討を進めております。将来目指すべき公共交通サービスの在り方検討におきまして、本市の現状把握を行い、本市の持つ地域特性を最大限に生かしつつ、交通ネットワークの構成やサービス水準の設定などを踏まえ、取組の方向性を検討しているところでございます。

鳥飼地域においては、現在、地域公共交通として、主要な幹線道路で鉄道駅とアクセスを確保する民間事業者による路線バスが運行しており、さらに、生活道路を縫うように公共施設巡回バスが運行しています。しかし、通勤・通学時の朝夕の移動だけでなく、日中の近距離移動においても公

公共交通の利用者数が減少傾向にあることを認識しており、これらを含めて将来の公共交通のあるべき形について検討を進めております。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 公共交通のあるべき姿について、引き続きしっかりと検討されるよう要望いたします。

さて、1回目の質問でも触れましたが、鳥飼まちづくりグランドデザイン具現化に向け、今年度は全エリアの説明会が開催される予定です。そんな中、先ほど来議論している事案がそれぞれ進められようとしていますが、個々に取り組むのではなく、鳥飼地域としてのまちづくりの視点が必要です。個々の事案を面で捉え、グランドデザインの具体策に反映させるべく、組織横断的な取組が必要ですが、市の考えをお聞かせください。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 御質問にお答えいたします。

鳥飼地域の個別の課題につきましては、議員がおっしゃられるように、鳥飼地域としてのまちづくりの視点が必要と我々も認識いたしております。個別課題をそれぞれ考えるのではなく、将来のまちづくりの方向性を踏まえて検討するためには、関係する各所管課と鳥飼地区まちづくり担当が連携した組織横断的な体制での取組を進めることが非常に重要となってまいります。5月31日には、各所管課に対し、鳥飼まちづくりは全庁を挙げての取組であることを認識し、各所管課も主体性を持って取り組んでいただくことを目的に、全所属長を対象とした鳥飼まちづくりグランドデザイン庁内説明会を開催いたしました。その庁内説明会では、鳥飼まちづくりグランドデザ

インの内容、今後の進め方についての説明、各所管課の役割や関わり等について共有したところでございます。

鳥飼まちづくりを実効性のある取組に結びつけていくためには、各所管課の取組が非常に重要であります。縦割りの考え方の対応ではなく、組織横断的にそれぞれの課題に対して取り組み、各課が連携しながら対策を検討し、実施していくよう体制強化に努めてまいりたいと考えております。今後におきましても、全庁が一丸となり取組を進めてまいります。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 ぜひ各課連携し、全庁一丸となって取り組まれるよう要望いたします。

さて、先行して検討が進んでいる居住性向上エリアA内では、河川防災ステーションの事業が2030年末を目標に進められていますが、同ステーションと河川敷の一体的な活用がキーと考えます。加えて、上部施設のスキーム構築やにぎわいづくりの観点から、民間活力導入が必要になると考えます。以前より、グランドデザインの具現化に向けては、まちづくり協議会発足の必要性を会派として提言しています。先日の総務建設常任委員会の視察先、清須市の河川防災ステーションでは、建設当時からかわまちづくり協議会が立ち上げられ、民間主導で進められました。鳥飼地域においても、民間活力を導入し取り組む必要があると考えます。改めて、まちづくり協議会の必要性について、市の考えをお聞かせください。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 先日、私も総務建設常任委員会視察に同行させていただきました。視察先の清須市では、庄内川の河川敷及び

河川防災ステーションと水防センターにおいて、地域住民による朝市や地元小学生による水生生物調査、お祭り等のイベントなどが行われており、河川敷等を生かしたにぎわいづくりを地域の方々が主体性を持って取り組まれていることをお聞きし、大変参考になりました。

本市におきましても、少子高齢化や人口減少など、社会情勢の変化を背景に地域課題は多様化しております。鳥飼地域がよりよい地域となるようにまちづくりを進めるためには、行政だけではなく、住民や地域活動団体、事業者等といった民間活用が必要であると考えております。また、このことは本市が唱える協働のまちづくりの理念にも通じるものであります。今後、鳥飼まちづくりの取組を進めるに当たって、まちづくり協議会など、住民等が主役となってまちづくりを牽引していく組織をつくることは非常に有効であると認識しており、まちづくり協議会などで検討していくべきこと、地域を牽引していくべきこと、実働隊としての位置づけ等、市として具体化に向けて検討していく必要があると考えているところでございます。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 考えが一致していると理解しました。民間活力を生かすべく、具体化への取組をお願いいたします。

先日の住民説明会では参加者が非常に少なかったとも聞いております。まずは鳥飼まちづくりランドデザインの意義を広く知っていただく必要があり、地域住民や関係する団体、事業所への周知方法も工夫し、広く理解や協力を得ながら全庁挙げて取り組まれるよう要望いたします。

次に、新型コロナワクチンについて。

接種率の状況では、世代で大きな差が生

じていることを理解しました。新型コロナワクチンの健康被害の最新状況についてお聞かせください。

○福住礼子議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 お答えいたします。

新型コロナワクチンに関する予防接種健康被害救済制度の現状といたしまして、6月19日時点で全国の自治体から国に7,881件の進達がなされ、国の専門審査部会において審査されたもののうち、認定が2,832件、否認が405件という結果になっております。

本市におきましては、予防接種による健康被害の問合せや相談に保健師が随時対応しており、国への進達に至ったケースもございます。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 昨年6月23日の進達数は2,815件で、1年で約5,000件増、約2.8倍と、健康被害は増え続けています。死亡認定も、昨日、6月26日時点で103人です。加えて、14歳の健康な女子中学生が昨年8月に亡くなったのが、ワクチン接種に関連するという論文が今年5月末に発表されました。この件は国会で取り上げられましたが、国の副反応報告の死亡者にも掲載されていません。また、2月には、3回目の接種を受けた1歳児が死亡したと厚生労働省が発表し、接種2日後に亡くなったものの、基礎疾患を持ち、情報不足で因果関係は評価できないとされています。基礎疾患を持っているからこそ因果関係解明がむしろ必要なはずですが、国の動きは見えません。副反応報告数等も踏まえ、健康被害認定は氷山の一角です。

このように、日々、新型コロナワクチン接種のデメリットが明らかになっていま

す。子供たちの接種率は保護者方の懸念を示すものです。逆に言えば、接種率を見たとき、高齢者の高さは、それと比較した場合、違和感を感じます。実際、健康被害認定の多くは高齢者です。その際の要因は何でしょうか、情報収集力でしょうか。

改めて、市の健康被害の周知状況について、併せて、第1回定例会で要望した健康被害に備えた接種歴保存期間の延長について、見解をお聞かせください。

○福住礼子議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 お答えいたします。

健康被害の市民への周知につきましては、接種券発送の際にワクチンに関する説明書を同封し、ワクチンの効果、注意点、予防接種健康被害救済制度についての情報を対象者全員にお知らせしております。また、乳幼児の接種券には、ワクチンの安全性に関するQ&Aを記載した保護者向けリーフレットも同封するほか、市ホームページにも予防接種健康被害救済制度の審議結果等の関連情報を掲載し、市民の方が必要な情報を把握した上で接種を検討・選択できるよう取り組んでいるところでございます。

また、予防接種に関する記録につきましては、予防接種法施行規則に5年間の保存が規定されており、新型コロナワクチン接種に関して、現時点で法令上の保存年限に達してはおりませんが、保存期間を独自に延長することを決めた自治体もございますので、引き続き情報収集を行ってまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 取組状況は理解しました。保存期間延長について、前向きに検討されるよう要望いたします。

さて、先月、市民の方から、接種券が送

られてきたものの判断がつかず、行きつけの医院に相談したら、はい、袖を上げると、副反応や健康被害に関する説明なく接種を受けることになったというお話をお聞きしました。説明が不十分な問題はもちろんのこと、接種券送付が打たないといけないのではという同調圧力を少なからず生んでいると思います。新型コロナウイルス感染症は2類から5類に変更されましたが、接種券一律送付は続いています。国から指示されているのか、その根拠も含めてお聞かせください。

○福住礼子議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 お答えいたします。

接種券の発送につきましては、5月8日に国から示されている新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引きに、初回接種は発送区分ごとに発送すること、追加接種は前回の接種から一定期間経過した複数の対象者に対して一定期間ごとにまとめて発送すること、また、転入等があった場合にも速やかに発送することとされております。

本市におきましては、全ての市民に対して必要となる様々な情報を提供しつつ、国からの手引きに基づき、接種を希望される方が速やかに接種できるよう取り組んでいるものでございます。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 国の手引きに基づいているとのことですが、健康被害が出続ける中、国の姿勢は強く疑問に思います。ただ、乳幼児等への接種券は、一部の市で、同調圧力を回避する目的などで一律送付をやめています。市町村独自で一定の対応ができます。本市の乳幼児の接種率の低さを踏まえ、接種券一律送付の必要性は低いですが、市の見解をお聞かせください。

○福住礼子議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 答えいたします。

接種券の一律送付につきましては、接種を希望される方が速やかに接種できるよう行っているもので、小児や乳幼児についても同様でございます。ほかの年代と比較して低い接種率となっている現状を踏まえますと、一律送付をした場合であっても、様々な情報を基に接種について検討し、選択されているものと考えております。本市といたしましては、引き続き対象者に必要な情報提供を行うとともに、希望される方がスムーズに接種できるよう、接種時期が到来した方には随時接種券を送付してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 一律送付を続けるとのことですが、再検討を要望いたします。

さて、一律送付をした場合でも様々な情報を基に検討・選択されているという答弁については同感いたします。そうすると、様々な情報を基に判断されている市民方は、結果として乳幼児接種率約2%のように打たない傾向がある。それと比較し、65歳以上の接種率約33%という高さはどう捉えるべきでしょうか。先ほどの質問の答えですが、一部の高齢者の方は限定された情報しか得られていないことを示唆していませんか。

実際、市民の方と話をする中で、地上波が主な情報源でホームページなどを見ない高齢者等への健康被害の周知は難しいと感じます。地上波のワクチン関連のネガティブ情報は少なく、5月15日にNHKが、ワクチンが原因で死亡したと訴える遺族の発言を報じず、新型コロナウイルス感染症死の遺族かのように報道し、当会長が謝罪した件は、それを物語っています。

そのため、私は、第1回定例会で、接種券発送に健康被害認定の状況などを同封し、周知するよう要望していますが、市の対応は案内状にホームページのQRコードを記載するのみです。市は、情報一つ一つが接種判断に影響することを認識しているのならば、極めて重要な健康被害情報は特に配慮し、市民へ届く努力をすべきです。よって、健康被害状況を紙媒体で理解できるように、接種券案内へ具体的に追記し、そして、地域福祉通信や広報せつつにも掲載する等の周知を強く要望いたします。併せて、接種従事者へ、国の手引きを遵守し、副反応等に対する説明をしっかりと行うよう周知を要望いたします。

なお、第1回定例会で要望した公的関与の周知が案内に記載されたことは評価いたします。特に、医療従事者等への同調圧力があつた場合に、その軽減が期待されません。

以上です。

次に、災害対策本部訓練について。

様々な災害が想定されています。市の防災危機管理担当部署の最大の目的は、そのような災害において市民の命を守ること、被害を最小限化することと思いますが、市の見解をお聞かせください。

あわせて、防災危機管理課の事務分掌についてもお聞かせください。

○福住礼子議長 総務部理事。

○丹羽総務部理事 防災危機管理課が市の防災施策を推進する最大の目的は、議員が御指摘のとおり、様々な災害、事故等による被害を最小限にとどめることと認識しております。

また、防災施策に係る事務分掌につきましては、災害対策の総合調整に関すること、防災会議及び災害対策本部に関するこ

と、防災計画及び防災関係機関との連絡調整に関すること、防災訓練に関すること、避難誘導に関すること、防災行政無線の管理運用に関することと規定しております。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 被害最小限化と事務分掌は分かりました。

危機管理部署は、市民の命を守るため、災害対策の総合調整、災害対策本部など、有事での業務、リスクマネジメントが課せられています。そのため、地域防災計画や各種マニュアル作成はもちろんのこと、有事での円滑な活動を果たすべく、訓練を同時並行的に進める必要があります。理由は、災害はいつ起きるか分からず、計画完成を待ってくれるものではないことと、計画は紙であり、実際に行動するために訓練し、検証する必要があるからです。そこで、危機管理部署が訓練することの意義について、市の見解をお聞かせください。

○福住礼子議長 総務部理事。

○丹羽総務部理事 防災訓練を実施する意義については、訓練を通じて応急対策業務の手順を確認するとともに、必要に応じて改善を図ることで、災害時において迅速かつ的確な対応を確実に実施できるようにするためのものであり、非常に重要であると認識しております。また、職員の防災意識を高めていく機会にもなるため、大きな意義があると認識しております。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 大きな意義があります。

さて、消防長にもお聞きします。消防本部はなぜ訓練をするのか、その理由、意義、そして、訓練をしなかったらどうなるのか、お聞かせください。

○福住礼子議長 消防長。

○松田消防長 訓練の実施の意義、重要性に

についての御質問にお答えいたします。

まず、消防本部において各種訓練を継続し、実施する目的につきましては、いつ発生するか分からない火災をはじめとする各種災害への備えとして、職員個々の災害対応能力や状況判断能力を向上させることに加え、緊急事態への対応の際、冷静な判断、迅速な行動力、的確な活動を身につけるため実施しているものでございます。

また、我々消防職員は、隊として複数の隊員が連携して、なおかつ統一した活動を実施する必要がありますため、消防本部内の警備規程や消防計画などにひもづく訓練マニュアルに基づき訓練を重ねているものでございます。特に、苛酷な災害現場においては、言葉すら通じないような状況下で活動することも想定する必要があります、それぞれの隊員同士の意思が通じ合うよう連携性を築くことが、自身の安全を確保した上で市民の生命、身体、財産を守ることができるものと確信し、日々の訓練を実施しているものでございます。

このように、訓練を継続して実施することで、日を追うごとに活動の連携が目に見える形であらわれてまいります、基本的な訓練を中断することで、途端に連携が崩れ、様々な事故につながることも事実でございます。我々消防隊員の訓練につきましては、途絶えることがないように継続実施することが重要であると考えております。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 消防の訓練の意義は理解しました。これは消防だけでなく、自衛隊、警察など、危機管理に係る組織において、特に訓練の継続は当然視されています。

さて、本市も被害が出た2018年の大阪北部地震では報告書が作成されました。当然、危機管理担当職員であれば真っ先に

確認すべきものですが、どうされているのか。また、報告書には訓練の必要性が多々記載されているが、どう認識されているのか、併せてお聞かせください。

○福住礼子議長 総務部理事。

○丹羽総務部理事 大阪北部地震を振り返っての検証報告につきましては、市の被害状況を整理し、対応状況を検証することで、今後の課題を明らかにすることを目的に作成しており、今後の教訓として活用していくこととしております。そのため、私自身も内容は確認しており、本年4月に新たに配属になった職員も確認しております。

本報告書では、応急対策マニュアルの整備や改善、民間事業者等との協定締結、避難所開設訓練の実施、情報伝達訓練の実施等の重要性が教訓として指摘されております。このうち、避難所開設訓練につきましては、近年、新型コロナウイルス感染症の影響でほとんど実施できておりませんでした。令和4年度は実施することができました。訓練の重要性を含め、大阪北部地震を振り返った報告書の教訓は今後もしっかりと生かしていきたいと考えております。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 答弁のとおり、その教訓は実際に起きたことを踏まえており、訓練の必要性が明確に記載されています。

さて、訓練は様々ですが、市の危機管理部署においては、突然の災害に迅速に初動体制を取り、円滑に災害対策業務に移行するための訓練が特に必要と考えますが、市の見解をお聞かせください。

○福住礼子議長 総務部理事。

○丹羽総務部理事 議員が御指摘のとおり、突然の災害にも迅速な初動体制を取り、円滑に災害の応急対策業務に移行するためには、繰り返し訓練をするとともに、改善を

積み重ねていくことが重要であると認識しております。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 重要性を認識しているにもかかわらず、2年以上、市が災害対策本部訓練を実施しない理由についてお聞かせください。

あわせて、もし明日、南海トラフ地震が起きた際、既存の計画どおりに完璧に災害対策本部を設置し、災害対策業務を行えますか。適切に初動体制が取れますか。根拠も踏まえてお聞かせください。

○福住礼子議長 総務部理事。

○丹羽総務部理事 令和3年度は、各部署の協力の下、訓練実施の準備を進めておりましたが、業務継続計画を作成したときに、非常時優先業務を実施するための職員の確保が困難であることが分かったことから、抜本的な職員配置の修正が必要となりました。さらに、非常時優先業務を実施するための各班の応急対策マニュアルの作成が複数の業務で未整備であることも確認されたため、一旦訓練は中止させていただくことといたしました。

令和4年度につきましては、これらの課題の整理を進めておりましたが、摂津市地域防災計画の改訂を検討する中で、応急対策業務を担う班体制の再編についても検討しなければならなくなり、実施に至らなかったものでございます。もしも今、災害が発生した場合は、平成31年2月に作成した災害初動マニュアルに基づいて初動体制が組まれることとなります。検証できているわけではございませんが、このマニュアルの課題については十分認識しており、内包している課題を逐次解消しながら、防災危機管理課が中心となってしっかりと初動体制を構築してまいります。

議員の御質問にもありましたように、計画ができてから災害が発生するわけではございません。今年度は、早急に課題を整理した上で摂津市地域防災計画を改訂し、併せて応急対策マニュアルについても整備しつつ、早期の訓練を実施できるよう努めてまいります。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 初動体制が適切に取れるか検証されていないとのことですが、意気込みで済む業務ではありません。現状の危機管理部署は、平時の業務をこなすこと、計画をつくるのが目的化していませんか。自らの教訓をなぜ生かさないのですか。明日災害が起きたとき、初動の遅れで市民の被害拡大につながる可能性は否定できず、リスクマネジメントを適切に行っているとは言いがたい状況です。訓練をすることは市民の命を守ることです。以上を踏まえ、市として災害対策本部訓練を毎年実施すべきですが、市の見解をお聞かせください。

○福住礼子議長 総務部理事。

○丹羽総務部理事 過去2年間、災害対策本部訓練が実施できなかったことは大変申し訳ございませんでした。現在まで課題整理等で時間がかかっておりますが、一日も早い市の防災体制の強化のため、課題の検討を優先的にさせていただいております。今年度中に様々な課題を整理した上で、訓練できる部分からでもしっかりと訓練させていただきたいと考えております。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 市民の命を守るために訓練は必ず行い、有事に適切に動けるのか、議会に、市民に根拠を見せるようお願いいたします。

さて、福渡副市長にお聞きします。

市が災害対策本部訓練を実施しないこと

は妥当ではありません。それにもかかわらず、数年されないことは、担当云々ではなくトップ方の責任が大きいと考えます。このことは安全・安心のまちづくりへの信頼を大きく損なうものですが、危機管理の事務方トップとしてどうお考えでしょうか。

また、これまで議会答弁で、必要性を認識し、検討すると言いながら、ずっとしてこなかったことについて、議会答弁の信頼を行政自ら損なっていると思いますが、その点の考えも併せてお聞かせください。

○福住礼子議長 福渡副市長。

○福渡副市長 防災担当の副市長としてお答えいたします。

前回の震災総合訓練の実施から結果的に2年間実施できなかったことは大変遺憾であると考えてございます。近年、全国的にも災害が激甚化・頻発化しております。だからこそ、議員の御質問でも触れられていたとおり、防災訓練はより実践的で効果的な内容として検証と改善を重ねていかなければならないと考えてございます。

しかしながら、先ほど総務部理事からも答弁させていただきましたけれども、現行の初動マニュアルをベースにした場合は、適切な初動体制が取れるかどうか、まだ非常に不明なところがございます。そのため、今の段階でやると、本当に訓練をすることが目的になってしまうおそれもあり、危機管理の事務方トップとしては、現行マニュアルに内包している課題の整理をまず優先的に実施するべきであると指示させていただきました。防災訓練を通じまして、災害時の迅速かつ的確な対応を確実にし、防災意識の定着、災害対応の改善を図っていくことは当然でございます。市民や事業者の皆様の安全・安心を守ることに当然つながっていくものと考えております。

議会答弁でお約束したにもかかわらず、実際には訓練ができていないことは大変申し訳ないと考えてございます。ただ、事務方としては、何もしていないというわけではなく、しっかりとより強固な防災体制が構築できるよう日々努力してございますので、その点はぜひ御理解いただきたいと思っております。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 努力は理解をいたします。しかしながら、市民に必要なのは適切なリスクマネジメントです。危機管理業務の優先順位、要領を抜本的に見直し、責任持って訓練させるよう要望いたします。日々訓練している消防本部とも協力していただければと思います。

また、議会答弁に関しては、議会の信頼を損なうだけでなく、議会答弁を頑張って実行しようと努力された理事者へも影響を及ぼします。改善されるよう要望いたします。

市長に最後に総括的にお聞きします。今後の対応も含めてお考えをお聞かせください。

○福住礼子議長 市長。

○森山市長 松本議員の質問にお答えをいたします。

非常に厳しく御指摘をいただきましてありがとうございます。

思い起こしますと、平成30年の大阪北部地震は、非常に大きな被害をもたらし、非常に怖かった思い出が残っております。あの後も今日まで全国的にいろんな災害が頻発いたしております。いろいろと担当等々からも話がありましたけれども、平成30年からちょうど5年、この間、全国的な地震、台風、水害、新型コロナウイルス感染症もそうですが、いろんな異常な状

況が起きました。その都度考えてみますと、ざっとテーマごとに53回の災害対策本部会議を持っております。おっしゃったように、総合的な訓練がなかなか行き届いていないだけに、災害対策本部会議のときには、情報交換等々、お互いの意思疎通を図りながら、本番さながらの緊張感を共有しなくてはいけないということで行ってきたところでございます。何ぼ立派な河川防災ステーションを造っても、魂が入らないと安全・安心はありません。これからしっかりと魂を入れていくわけでありますが、訓練もさることながら、様々な分野において、全庁的にもう一度緊張感を持って安全・安心にまた取り組んでまいりたいと存じますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 市長、市民と、そして職員は見ております。しっかりと魂を入れられるよう、頑張っている職員の努力がしっかりと報われ、そして評価されるよう指導し、自ら率先行動して信頼回復されるよう強く要望いたします。

この件は以上です。

次に、児童虐待について。

現状は理解しました。通告数が大幅に増えており、大変心配になりますが、市はどう分析されているのか、見解をお聞かせください。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 通告件数の御質問についてお答えいたします。

通告の内容につきましては、軽度の事案から緊急的な対応が必要な重症事案など様々でございます。その中でも軽度の事案の通告が大幅に増加している状況にござ

ます。ただ、軽微のけがでも、家庭内における不適切な養育環境によってできたけがであれば、そのような養育環境が継続することで大きな事故につながる可能性もございます。また、けがやあざがなくても、親からの厳しい叱責が続くと、子供の情緒面や行動面への影響が心配されるところでございます。通告件数の増加は、関係機関等の意識の高まりとともに、小さな心配事でも速やかに通告や情報提供をいただけることで早期に保護者への注意喚起や指導等が可能となり、結果的に重大事案へ至ることを防いでいるものと前向きに捉えているところでございます。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 関係機関等との連携などで軽度事案の通告が増えたことは、虐待を見逃さない体制がしっかり整ってきた結果と理解をいたしました。評価をいたします。

さて、私は、昨年の第4回定例会で、外的アプローチ強化と併せて内的要因の改善にも力を入れるべきと提言をしました。その対応として予算審議もあった「MY TREE ペアレンツ・プログラム」の進捗について、どのようなものかお聞かせください。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 内的要因の改善の一環として取り組む「MY TREE ペアレンツ・プログラム」の進捗状況についてお答えいたします。

現在、家庭児童相談課の臨床心理士3名がファシリテーター養成研修に参加しており、本年9月頃からプログラムを実施できるよう準備を進めているところでございます。今後、プログラムの参加者募集に当たり、小・中学校や就学前施設へのチラシの配布、また、広報せつつによる周知のほ

か、家庭児童相談課が継続的に関わっている保護者へも参加の呼びかけを行う予定でございます。

また、「MY TREE ペアレンツ・プログラム」とともに、内的要因の改善を目的に経験豊富な臨床心理士が個別の面談を行う寄り添いカウンセリングにつきましても、4月から月1回程度実施しており、保護者の状態に応じたきめ細やかな相談支援を進めているところでございます。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 プログラムの実施に向けて、周知方法も含め準備されているということで、内的要因の改善、保護者心理の改善は有効な対応と期待をしております。

さて、「MY TREE ペアレンツ・プログラム」も含め、警察との協定、関係機関との連携強化など多くの取組を進められていますが、一過性で終わらせることのないよう文書などで継続性を担保することが必要と考えます。例えば条例制定等が考えられますが、市の見解をお聞かせください。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 条例制定の考え方等についての御質問にお答えいたします。

児童虐待防止の取組につきましては、摂津市要保護児童対策地域協議会の関係機関のみならず、地域にお住まいの住民の皆様の見守りも重要と考えております。そこで、毎年11月の児童虐待防止キャンペーンの際には、街頭啓発や講演会、広報せつつなどを通じて全市的な意識の向上に努めているところでございます。日頃から子供たちと接する機会が多い学校や就学前施設以外にも、地域の方から公園で遊んでいる子供の様子がおかしいと市に御連絡いただくケースもございますし、近隣から泣き声

がするなどの通報をいただくこともございます。このように、御家族の様子をよく知る地域の皆様からいただく通告等は、虐待の早期発見・未然防止に欠かすことのできない情報源となります。

将来にわたり継続して、行政や関係機関、団体、市民がオール摂津で一体となって児童虐待防止に取り組むことは非常に重要であると認識しており、そのためにも、児童虐待防止に関して、自治立法である条例を制定することについては、先進事例の状況も鑑みながら前向きに検討してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 先ほどの答弁にありましたオール摂津で一体となつての取組も重要と認識します。他の市町村でも、関係機関や保護者の役割などについて条例制定を行っている事例があります。意義あるものであり、ぜひとも検討されるよう要望いたします。また、併せて、著しい通告数増加に対応できる体制強化も図られるよう要望いたします。

この件は以上です。

次に、財源確保について。

事業実施に当たっては、事業の必要性、事業実施に必要な関係者等の合意、そして財源確保の三つをそろえることが大切と考えております。

本市の財政運営において、令和6年度以降、多くの公共施設整備があり、財政圧迫の懸念を抱いております。既存のJR千里丘駅西地区再開発、阪急京都線連続立体交差事業、千里丘小学校建て替え等に加えて、新規予定のとりかいこども園、給食センター、味生コミュニティセンター建設など、これらの財源確保の見通しはどうか、お聞かせください。

○福住礼子議長 総務部長。

○山口総務部長 令和6年度以降の公共施設整備のための財源確保の見通しについてお答え申し上げます。

現在、既に着手しております公共施設の整備につきましては、その財源確保は中期財政見通しの中で見込んでおります。今後の市の歳入見通しで、国・大阪府の補助金、地方債の活用、また、公共施設整備基金の充当などの財源確保策を考えておるところでございます。

しかしながら、経済情勢の変化による建設事業費の高騰や市税収入の減収などの不確定要素もございます。一定財源の確保の対策は講じてまいりますが、現在着手していない公共施設整備計画について実施できる財源見通しができているわけではございません。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 見通しはまだとのことですが、財源確保はスケジュール管理も重要です。本市の他のサービスを圧迫することのない財政運営が求められます。また、計画途中で「やっぱりお金がなくて延期します」では、市民生活等への悪影響を及ぼすもので、それは避けるべきものです。もし財源確保が厳しければどうされるのか、その対応をお聞かせください。

○福住礼子議長 総務部長。

○山口総務部長 財源確保が厳しくなったらどうするのかでございます。

事業の実施には財源の確保は不可欠でございます。今後ともその確保に努めてまいります。財源にも限りがございます。今後実施が必要だと思われ公共施設の整備につきましては、その必要性、緊急性を見極めながら優先順位をつけ、財源確保策を検討し、実施していくことになるかと考え

ております。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 繰り返しにはなりますが、環境センター解体も含めた今後5年間で予定される公共施設建設等の費用は莫大なものです。これらについては、財源確保の根拠を出した上で計画を進めるなど、スケジュール管理も含め、慎重に検討されるよう強く要望いたします。

この件は以上です。

次に、消防について。

昨年は過去最高の出場件数で、今年も同じペースで出場件数が伸びているとのことですが、本市の救急体制はそれに堪え得るのか、現状と課題について見解をお聞かせください。

○福住礼子議長 消防長。

○松田消防長 本市の救急体制の現状と課題といたしまして、増加し続ける救急需要に 대응するため、平成30年に条例改正後、人員増を行った上で、令和元年11月に専任救急隊を1隊から2隊へ増隊いたしました。その時点では新型コロナウイルス感染症の感染拡大など予想だにしておりませんでした。この増隊をしていたにもかかわらず、救急車が全車出場する逼迫した場面が毎日のごさいました。以後、さらに新型コロナウイルス感染症の拡大により、救急需要や増加傾向にある救急要請に対して、他市との連携や応援をいただきながら何とか対応してまいりました。

しかし、先ほどの御答弁で申し上げましたとおり、新型コロナウイルス感染症が一定の落ち着きを見せている令和5年におきましても、現時点で令和4年と同水準で推移し、依然として救急体制は逼迫する場面が多くあり、救急体制のさらなる強化についても適切な対応を検討していかなければ

ならないと考えております。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 令和元年の増隊や他市との連携で何とか対応できたとのことですが、依然として厳しいことは理解しました。

私は、昨年の第4回定例会でも、これまでも体制強化を提言しています。その工夫はされたのか、お聞かせください。

○福住礼子議長 消防長。

○松田消防長 救急体制強化の取組といたしまして、令和5年4月から救急救命課を創設いたしましたところでございます。増加する救急出場、救命率の向上、高度化する救急業務への対応、保健所や医療機関などの関係機関との連携強化、救急救命士等の知識・技術の向上など、救急体制の強化につながっているものと考えております。

救急救命に特化した課として専任の管理職員を配置することで、専門的な事務処理や各関係機関との連携・調整等を迅速に行うことができ、救急業務全般において適切なマネジメントができております。

また、従前は24時間交代制勤務者が救急事務を担っておりましたが、毎日勤務者を配置することで、増加する救急需要に伴って増えてまいりました各種事務の効率化・迅速化が検証できており、救急救命課の創設により様々なメリットを認識いたしております。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 救急救命課については理解いたしました。強化の取組を評価いたします。

また、同様に、消防力強化には広域連携の深化が必須と提言しておりますけども、その取組についてはどのようなものか、お聞かせください。

○福住礼子議長 消防長。

○松田消防長 現状といたしまして、平成28年4月1日から、吹田市と消防通信指令業務の共同運用を実施しております。さらに、令和6年4月1日から、豊中市、吹田市、池田市、箕面市、摂津市の5市による消防通信指令業務の共同運用を開始する予定であります。消防通信指令業務の高度化・専門化・効率化に加え、大規模災害発生時における迅速な隣接応援など、消防業務のさらなる連携強化につながると考えております。

今後につきましても、この消防通信指令業務共同運用にとどまることなく、はしご車等、特殊車両についての共同運用など、スケールメリットを生み出せ、摂津市の消防・救急体制の強化につながる広域連携の取組についても継続的に検討してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 令和6年からの5市共同指令センターには期待です。また、これまでも会派で提言しているように、車両、資機材等の共同運用についてしっかりと検討されるよう、さらなる広域連携の強化を要望いたします。

厳しい財政状況の中、消防がさらに深化発展していくためには、私は、消防の在り方として、今後は、東京消防庁のように、大阪消防庁や、あるいは北摂広域消防組合なども検討すべきと考えます。いずれにしても、増加する救急需要にしっかりと堪えられるよう、今の消防力も引き続き強化されるよう要望いたします。

この件は以上です。

次に、生きる力を育むことについて。

しっかりと課題を研究され、言葉等の提言内容も踏まえ作成されたことを高く評価いたします。

また、併せて、保幼小の連携には小1スタートカリキュラムが必要だと昨年第2回定例会で提言していますが、その取組についてはどうか、お聞かせください。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 子供たちが就学前教育でどのような学びや生活を経験してきたかを小学校教員が知り、その内容を踏まえ小学校段階の学びを構築していくことは重要であると捉えております。

今回改訂いたしました就学前教育・保育実践の手引きは、保育士だけでなく小学校教員も作成に関わって改訂を行いました。就学前教育・保育実践の手引きには、就学前教育と小学校教育の目指す目的をそれぞれ掲載し、就学前教育で大切にしてきた就学までに育ててほしい資質・能力が小学校入学後の子供たちの学びにどのようにつながっているのかが分かるよう、具体的な事例も掲載しております。

今後は、就学前教育・保育実践の手引きからポイントを抜粋したリーフレット等を作成し、それらを活用した研修会を実施するなど、市内全小学校教員が就学前教育とのつながりを意識した実践を行うとともに、とりわけ小1プロブレムに代表されるような子供たちの小学校入学時の不安を取り除く取組を実践していけるよう指導してまいります。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 現状はよく分かりました。ぜひ小1プロブレム解決のためにもしっかりと作成されるよう要望いたします。

今回の手引きの改訂には、就学前教育施設だけでなく、先ほど答弁がありました小学校との調整も必要であり、担当部署のコーディネーターが両方を行き来し活躍されたと、多くの方から高い評価をお聞きして

います。また、就学前教育・保育実践の手引きを生きたものにするには、継続した取組が必要です。よって、園と学校のかげ橋となるコーディネーターは今後においても必須ですが、教育委員会の見解をお聞かせください。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 就学前教育と小学校教育のかげ橋となるコーディネーターについての御質問にお答えいたします。

先ほど御答弁いたしましたように、今回の手引きの改訂では、保育所、幼稚園、こども園、小学校の連携・接続に重点を置いており、就学前施設等の先生方がそういったことを意識しつつ手引きを活用していただくことが重要であると考えております。その上で、実際に小学校へ入学した子供たちの様子等を確認しつつ、取組の効果を検証していく必要がございます。

その役割を担うことができるのがコーディネーター的な人材であり、現在は就学前教育推進担当参事がその任に当たっております。教育委員会としても、引き続き、そのような資質・能力を備えた人材が必要であり、まずは、一定の経験と研修等を通じて認定される幼児教育の専門的な知見や豊富な実務経験を有する幼児教育アドバイザーの育成に努めつつ、その中からコーディネーターとなり得る人材を見極めていくことになると考えております。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 ぜひ、かけ橋を維持・継続されるよう要望いたします。

さて、生きる力を育むことで忘れてはならないのは、ずっと提言しておりますやる気スイッチ施策です。その一つとしてキャリア教育がどんどん進められていますが、小学校、中学校においてどう取り組まれて

いるのか、お聞かせください。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 キャリア教育は、日々の授業や学級活動の中で、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、自分らしい生き方を実現させる教育と言われております。学校での学びと生活のつながりに気づいたり、自分のよさや可能性に気づいたりするキャリア教育の取組は、小学校段階から重要であると考えております。本市では、子供が、家族など自分自身に近い存在から、地域や日本、世界へと少しずつ視点を広げ、様々な大人や社会との関わりの中から自分自身の生き方を考え、学びを深めるよう取り組んでおります。

令和5年度、小学校では、摂津市商工会等と連携し、子供たちが地域にある様々な業種の企業の方から働くに当たっての思いなどを聴き、交流する機会を設定しております。中学校では、企業が抱える課題に対して自分たちの考えを提案する職種体験プログラムに加え、少人数の生徒と社会人がグループに分かれ、仕事のことや生き方について対話する社会人トークなど、各中学校が学校の実態に応じたキャリア教育プログラムを考え、それを実践しているところでございます。子供たちが未来を切り開く力を育むために、なぜ学ぶのか、学んだことが将来どう役立つのか、学校で学んでいる内容が将来の生き方に結びついていることを実感させることができるよう、引き続き取り組んでまいります。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 キャリア教育を小学校にも広め、着実に進めているとのことで、高く評価をいたします。学ぶ力は一つの施策だけでは上がりません。総合的な取組が求め

られます。就学前教育施設、小学校、そして中学校も含めた一貫した連携教育が必要です。しっかりと進められるよう要望いたします。

これについては以上です。

最後に、シティプロモーション推進について。

明和池公園と新幹線公園ともに工夫し、それぞれ評価されていると理解をいたしました。それぞれの取組について高く評価いたします。

それでは、明和池公園の新たな取組の詳細について、どのようなものか、お聞かせください。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 1回目の答弁でも触れておりますが、明和池公園に隣接する3号街区公園におきまして、大型の屋根施設と、その下に芝生を敷くなどの整備を行ってまいります。以前より公園利用者から日よけの屋根が欲しいとの要望を受けており、また、お子様連れの利用者も多いことから、屋根の下は、家族で憩える空間やイベント等で地域が活性化できる場所などとして広く利用していただけるよう整備してまいります。また、明和池公園は防災公園としての機能も備えていることから、屋根があることにより雨天でも災害活動に寄与できるようにしてまいります。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 防災も考慮しつつ、より快適性が向上するとのことで、さらなる利用者増加にもつながるものと期待します。明和池公園は、イノベーションパークが発展すれば人も増え、いずれはランニングステーションなども建設できる可能性も有します。着実な取組を要望いたします。

さて、新幹線公園ですが、あるこども園

の園長先生から、以前に園児たちが、0系新幹線の内部公開の際、目を輝かせて楽しんでいて、多くの市内園児にもその機会があれば喜ぶのにとのお話をお聞きしました。市内園児に遠足などでの車両公開の機会を提供すべきと考えますが、公園所管部署の見解をお聞かせください。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 新幹線公園の車両公開は、現在、毎週日曜日に行っておりますが、議員が御提案の園児たちを対象とした取組としまして、事前の予約等がありましたら平日での公開も可能であると考えております。園児たちが幼稚園や保育所の施設見学や遠足で新幹線公園を訪れる際には、事前に教育委員会から担当課へ連絡をいただくなどの調整が必要となってまいります。関係部局が連携して対応できるよう検討してまいります。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 ぜひとも検討をお願いいたします。

これはシティプロモーション推進の観点からも望ましいと考えますが、施設の周知も含めて担当部署の見解をお聞かせください。

○福住礼子議長 市長公室長。

○平井市長公室長 新幹線公園につきましては、シティプロモーション戦略におきまして、本市の代表的なブランドとして位置づけており、公園所管課におきましても、魅力を発信するため、新幹線をモチーフとしたパンフレットを作成するなど積極的なPRを行っております。

市内保育所等において園外保育等で魅力ある新幹線公園を活用していただくことは、児童にとって本市への愛着や誇りの醸成に資するものと考えられます。そのた

め、今回、内部公開の機会が提供されることにつきましては、各施設に情報が伝わり活用されるよう、関係各課で連携し、周知に努めてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 松本議員。

○松本暁彦議員 ぜひとも周知をお願いいたします。各部署が協力し、市の園児なら誰しものが0系新幹線の車内に入ったという経験を提供できるよう要望いたします。併せて、0系新幹線に至る経路に最新型から旧型までの新幹線の看板を設置し、同地を楽しめる工夫も要望いたします。シティプロモーション戦略には市民の市への愛着や誇りの醸成も目的として掲げております。両公園ともにその取組を進められるよう要望して終わります。ありがとうございました。

○福住礼子議長 松本議員の質問が終わりました。

ここで暫時休憩します。

(午後3時13分 休憩)

(午後3時30分 再開)

○福住礼子議長 再開します。

次に、森西議員。

(森西正議員 登壇)

○森西正議員 それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

1、正雀駅東口広場の都市計画案について。

令和5年第1回定例会で質問をさせていただきましたが、その後の利害関係人、地権者との交渉の進捗状況についてお聞きをいたします。

2、鳥飼まちづくりランドデザインについてです。

(1) 学校問題について。

鳥飼まちづくりランドデザインにおけ

る学校問題については、少子化に伴う学校規模及び適正化等、その課題解決に向けた取組の方向性が示されております。令和4年度にまとめられた摂津市立小中学校通学区域等審議会の答申を踏まえて、教育委員会として、鳥飼小学校と鳥飼東小学校の適正規模・適正配置に関して、どのように進めていこうと考えているのかをお聞かせいただきたいと思います。

(2) 公共交通問題についてです。

鳥飼まちづくりランドデザインにおける公共交通の在り方検討会の位置づけと進捗についてお聞きをいたします。

3、JR千里丘駅西地区再開発事業についてです。

令和5年5月末を明渡し予定期限として進めてこられたと思えますけれども、全体のスケジュールとして当初の予定どおりであるのか、進捗状況についてお聞きします。

4、阪急京都線連続立体交差事業についてです。

事業スケジュールと進捗状況についてお聞きをします。

以上、1回目です。

○福住礼子議長 答弁を求めます。建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 利害関係人との用地取得交渉の進捗についての御質問にお答えいたします。

本市では、これまで取り組んできました道路拡幅事業に加え、さらに、駅前のにぎわい活性化を目的として、その残地や隣接する自転車駐車場を含めた区域を駅前における歩行者などの交流・休息等の用に供する空間広場とする計画案を定め、令和4年1月以降、利害関係人である地権者等へ説

明を行ってまいりました。正雀駅東口広場の都市計画案につきまして、令和5年1月以降実施した説明会、公聴会や縦覧で出た様々な御意見等を踏まえ、3月の定例会後、改めて地権者へ御理解をいただけるよう丁寧に御説明を行っているところでございます。

続きまして、鳥飼まちづくりグランドデザインにおける公共交通の在り方検討会の位置づけと進捗の御質問にお答えいたします。

鳥飼まちづくりグランドデザインでは、エリア全体に係る取組の方向性において、利用しやすい公共交通の項目を掲げ、人口減少や高齢化の進行とともに、将来、民間バス事業者が不採算路線として撤退する可能性に触れており、日常生活の場面での移動に対する公共交通における課題や重要性についても言及しております。公共交通に係る課題解決には、交通事業者をはじめとして、関係する様々な方々と議論・検討していくことが重要であり、さらに、本市のみの施策や地域内の個別対策では解決が困難な場合もあると考えております。このため、令和4年度から庁内職員と専門家による公共交通在り方検討会を立ち上げ、本市の庁内横断組織として同検討会を位置づけ、鳥飼地域をはじめ、市内全域を含めた広域的な視点で公共交通の在り方検討を進めております。

令和4年度の取組としましては、市内における公共交通の現状について、関係するデータや市民アンケートの結果等により把握するとともに、本市の強みや弱みなど特性を踏まえながら、30年から50年先の目指す姿として、将来における人の移動の目的や経路、交通量などを想定し、公共交通の在り方や、交通ネットワークやサービ

スレベルなど、目指すべき公共交通の実現に向けた取組の方向性を議論し、検討しているところでございます。

続きまして、千里丘駅西地区再開発事業の進捗状況についての御質問にお答えいたします。

本事業は、JR千里丘駅の西側において、駅前広場、住宅、商業業務施設を一体的に整備し、新たなにぎわいを創出する拠点形成を目的とし、令和2年2月に都市計画を決定いたしました。その後、令和3年6月に事業計画を決定、令和4年12月に権利変換計画決定と進める一方で、関係権利者の方々へは、令和5年5月末を期限とした明渡しについて説明・協議をさせていただき、御協力をいただいております。

これまでの事業進捗としましては、一部は協議継続中で残っているものもありますが、おおむね明渡しは完了しており、関係権利者の方々の御理解、御協力により、ほぼ予定どおりに進めることができていると考えております。

続きまして、阪急京都線連続立体交差事業のスケジュールと進捗状況についての御質問にお答えいたします。

本事業は、阪急摂津市駅を中心に鉄道を高架化し、開かずの踏切等を除却することで、千里丘三島線をはじめとする交通渋滞や踏切事故を抜本的に解消するとともに、鉄道で分断された市街地の一体化を図り、また、消防車等緊急車両の迅速性が確保されるなど、本市の成長と発展に大きく寄与する事業でございます。

令和2年度より本格的に進めてきました用地交渉につきましては、権利者の方々の御協力もあり、現時点で全体のおおむね50%の取得が進み、当初計画していたスケ

ジュールどおり進めることができいております。工事につきましても、当初のスケジュールどおり、令和5年度から市が実施する仮設駅前広場、付け替え道路の準備工事の着手を予定しており、令和6年度以降の鉄道工事に向けて計画的に進めているところでございます。

○福住礼子議長 教育総務部長。

(安田教育総務部長 登壇)

○安田教育総務部長 鳥飼小学校と鳥飼東小学校の適正規模・適正配置についての御質問にお答えいたします。

令和4年度に摂津市立小中学校通学区域等審議会が取りまとめられました答申では、1学年を構成する人数が10人程度になる状況はできる限り避けることが望ましいとのことから、鳥飼小学校と鳥飼東小学校は統合するという結論に至っております。

この内容を踏まえ、4月の教育委員会定例会にて、鳥飼小学校と鳥飼東小学校の統合に関して議論を行い、教育委員会としての今後の方向性について骨子案を取りまとめております。その内容といたしましては、「施設は鳥飼小学校を使用する」をはじめ、人口推計から令和9年度には鳥飼東小学校において児童数が10名程度となる学級が発生することが想定されているため、「統合期日は令和8年4月1日までとする」などとなっております。

○福住礼子議長 森西議員。

○森西正議員 それでは、2回目からは一問一答で質問させていただきたいと思えます。

正雀駅東口広場の都市計画案についてですけれども、今後の進め方についてお聞きをしたいと思えます。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 先ほど1回目の答弁でも申し上げましたとおり、御理解いただけますよう、今後も時間をかけて丁寧な御説明を行ってまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 森西議員。

○森西正議員 令和5年第1回定例会での一般質問において、地権者の方と市から聞いていることに相反する点が多々あるとお伝えしました。また、質問させていただいた後に地権者とお会いもされていると聞いていますので、改めて同じこととお聞きしたいと思います。地権者が同意をしていないのに、地元集会の場において、市職員が地権者が既に同意をしているかのような内容の発言をしたとのことであるが、改めてその点を確認したいと思います。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 3月の定例会一般質問でもお答えいたしました。令和4年1月の広場計画案を作成以降、地元有志の方の集会の場におきまして、市職員からその内容等について説明した際には、計画区域の地権者の中には賛同を示す方と異なった意見をお持ちの方がおられると説明しております。当該区域内の地権者の同意が得られた趣旨の発言は行っておりません。

○福住礼子議長 森西議員。

○森西正議員 それでは、店子の移転立ち退きにおいて、市職員は大家に相談がないまま店子へ原状回復をしなくてもいいと説明したそうではありますが、改めてその点も確認をします。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 これも3月の定例会一般質問でお答えいたしました。市では、建物所有者や借家人との物件移転補償の交渉におきましては、国が定める公共用地の取得に伴う損失補償基準等に基づき協議をさせ

ていただいております。市は、両者の契約解除における合意を確認しておりますので、一方的に市が解体を了解したとの発言は行っておりません。

○福住礼子議長 森西議員。

○森西正議員 それでは、広場区域内の道路拡幅の残地における建築確認申請の可否について、市職員は当初、建築確認申請は可との発言を行ったと聞いており、既に残地において建物が建築できるものとして設計事務所に依頼をされました。その後、申請は否であるということで損害を被っていると聞いておりますが、改めてその点を確認します。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 この件につきましても3月の定例会一般質問でお答えいたしました。市としましては、都市計画の手続について適正に説明しており、現時点では建築確認申請は可能ですが、市との協議は必要とお伝えしてまいりました。

○福住礼子議長 森西議員。

○森西正議員 前の答弁と全く一緒に、市と地権者の間で相反するというか、相違がございます。市長はこの点をどう思っておられるのか、お聞きをしたいと思います。

○福住礼子議長 市長。

○森山市長 駅前を見ればといいますか、駅前はその町並みを映すとよく言われます。これは全てがそうではないかも分かりませんが、駅前といいますと、摂津市では一方の玄関口の阪急正雀駅前がまさにその一つではないかと思っています。

そういう意味では、現状を見たとき、少なくとも幹線道路は、人、自転車、自動車ではありませんけれども、やっぱり風通しのいい環境づくりにしっかりと目を向けなくてはならない。あの駅前に皆さんもよく

立つことがあると思いますけれども、その都度、これは何とかせないかんと思います。そういう思いはずっと私は持ち続けており、今も持っております。市長になってからも、最優先順位と位置づけてもいいと思いますけれども、あの地域の幹線道路を道路区域に指定し、取組に着手してきたところでございます。当時から担当の職員も朝に夕にと一生懸命取り組んでくれたと思いますが、順調に用地買収も進んできました。遊技場もあって、協力していただけるかなといった思いもありましたけれども、御理解をいただいて何とか用地買収も完了いたしました。

そこまではよかったですけれども、ちょうど50%用地の買収が終わり、引き続いてそのまま取り組んでいこうと思ったときに、これは予測できなかったことで、御承知と思いますが、あの残地の下には国有水路がずっと通っていることが分かりました。きっちりと地籍を整理しないと用地買収はかなわない、これは当然のことでございます。このずっとつながる国有水路の法的な手続等々にかなり時間を要したことは確かでございます。これも権利者の皆さんに協力していただき、御理解をいただいて何とか整理ができたわけでございます。そういうことで、いよいよあとの50%の用地買収に取りかかろうと作業を進めてきたところでございます。

私は、さっきも言いましたが、一方の顔といいますか、玄関口である阪急正雀駅前が、悪いことはないですけれども、少なくとも今の状況のままではいいとは思いません。できたら必要最小限でもいいからきちっと整備をしたほうがいいのではないかという思いは同じだと思います。しかし、そこには権利者がおられるわけで

ありますから、勝手にすることはできません。まず道路区域として指定している部分について権利者の皆さんの御理解を得る中、用地買収を行い、駅前にふさわしいきちっとした道路の整備をすること、これが私の思いでありまして、何とかしてやり遂げなくてはならないと思っています。その上で、正雀地域全体のまちづくりは、今後、市はもちろんですけれども、地域の皆さんでいかにあるべきかを議論して考えていくのがいいのではないかと、そういった思いでございます。

以上です。

- 福住礼子議長 森西議員。
- 森西正議員 地権者の協力を得ないとこの広場整備は進められないので、進めるのであれば、その点は丁寧にといいますか、協力を得られるように努力をしていかないといけないと思いますので、よろしく願いします。

続いて、鳥飼まちづくりグランドデザインについてです。

学校問題についてですが、骨子案に関して、市民に丁寧な説明が必要であると思っておりますけれども、どのようなスケジュールで進めていくのか、お聞かせを願いたいと思います。

- 福住礼子議長 教育総務部長。
- 安田教育総務部長 既に骨子案につきましては、6月22日に鳥飼東小学校区の就学児・未就学児保護者を対象とした説明会を開催いたしており、今後、鳥飼小学校区におきましても同様に説明会を開催する予定となっております。その後、自治会や青少年指導員等への説明会を行い、最終的には、7月下旬から8月上旬にかけて、対象者を限定しない説明会を開催する予定としております。説明会は、平日の夜と土日い

ずれかの午前中での開催を行い、できる限り多くの方に御参加いただき、丁寧な説明に努めてまいります。

- 福住礼子議長 森西議員。
- 森西正議員 どういう意見が出てくるかわかりませんが、丁寧な説明をお願いしたいと思います。

(2)の公共交通問題についてです。公共交通の今後の展開をどのように考えておられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

- 福住礼子議長 建設部長。
- 武井建設部長 本市におきましては、今後、令和4年度に検討を行った取組の方向性を踏まえ、持続可能な地域公共交通の確保に向けた市としての関与の在り方などの検討をさらに進めてまいりたいと考えております。また、この検討の成果を基に、今後、摂津市地域公共交通計画策定に向け、交通事業者をはじめとした関係者との事前調整、協議を行い、令和5年度中には地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づく法定協議会を立ち上げてまいりたいと考えております。

- 福住礼子議長 森西議員。
- 森西正議員 鳥飼グランドデザインの中で、学校問題、公共交通問題の課題などがエリア全体の取組として書かれていますが、今後どのように取り組んでいくのかをお聞かせ願いたいと思います。
- 福住礼子議長 市長公室長。
- 平井市長公室長 お答えいたします。

鳥飼まちづくりグランドデザインでは、鳥飼地域の特徴を踏まえ、四つのまちづくりエリアを設定しており、この四つに分けたエリア内での対策だけでは解決できない教育環境、公共交通、地域コミュニティー活動、公園、ICTの活用による発信力向

上・コミュニケーション強化、この五つの課題につきましても、エリアごとではなく地域全体で考える課題として、エリア全体の取組の方向性を示しております。

エリア全体の取組に関しましては、各エリアの説明会終了後に、そこでいただいた御意見を含めて鳥飼地域全体を対象としたワークショップを開催し、改めて住民の皆様と市とで鳥飼地域全体に対する認識を共有し、住民の皆様と市とで協力しながら協働による取組について検討を進めてまいります。

○福住礼子議長 森西議員。

○森西正議員 今の鳥飼まちづくりランドデザインでは、人口を増やすのではなく、減少させない、維持をするランドデザインになっています。ということであれば、児童数、生徒数も増やさないという意味合いだと思うんです。鳥飼東小学校が1クラス10名程度になることで、近くに学校がなければ引っ越しをされていく人も出てくるのではないのでしょうか。また、鳥飼東小学校区の地域の子供は今よりもさらに減少していくのではないだろうかと考えられるところもあるんです。根本的に児童・生徒を増やす対策を考え、統廃合という議論にならないように早くから手を打っていくべきではなかったのかと思うんです。今後、鳥飼小学校と鳥飼東小学校を統合して、永久に1小学校として鳥飼まちづくりを進めていくのか。私は、将来は人口、児童・生徒数を増やして、また鳥飼東小学校を再開させるデザインにすべきだと思うんです。鳥飼東小学校、鳥飼小学校を小規模校の解消で統合しても、統合した学校がまた小規模校になる可能性もなきにしもあらずかと思うんです。

それを考えると、やっぱり人口を増や

し、児童数、生徒数を増やしていく。若い人に鳥飼地域に住んでいただくまちづくりをしていかなければならない。そうすると、やはり大阪市内への通勤をたやすくする、通勤時間を短くする施策を考えていかなければならない、そういうランドデザインをつくらなければならないと思います。バス、自転車、徒歩ではない新たな公共交通をどういうふうにつなげていくのかを検討しなければならないと思うんです。それが人口、児童・生徒数を増やすことになるかと思っています。ぜひとも今後、庁内の研究だけではなく、外の機関にもいろいろ当たって研究・調査をしていただいて、今ないものを鳥飼地域に引っ張っていただくことを考えていただきたいと思うので、これは強く要望したいと思います。

続いて、JR千里丘駅西地区再開発事業についてですけれども、当初の予定である令和8年度末にぜひとも完成していただきたいとおっしゃっています。今後、全ての明渡しが完了し、本格的に工事が進んでいくと思いますけれども、再開発ビルの建設など、予定どおりに事業を進めていくことができるのかをお聞かせ願いたいと思います。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 本事業の今後の予定としましては、令和5年度に解体、下水道、電線共同溝等の基盤整備を行い、令和6年度から再開発ビルの建設や駅前広場等の整備を進め、令和8年度末の完成を目標に進めてまいります。今後、まずは明渡しが完了した建物の解体工事を本格的に進めてまいります。明渡しが完了していない関係権利者の方々につきましては、今後の工事の支障とならないよう、都市再開発法に基づく

明渡し請求をさせていただいており、今後、法手続による明渡しを進めてまいります。また、解体工事の進捗に合わせて、順次、下水道や電線共同溝の工事に着手するとともに、埋蔵文化財の調査にも着手してまいります。

事業進捗の見込みといたしましては、埋蔵文化財調査の結果や自然災害の影響などの不確定要素があるものの、常に全体工程の精査を行っており、現時点におきましては、当初の予定であります令和8年度末の完成を目標としていることに変更はございません。今後は各種工事がふくそうすることになりますので、工事関係者間の協議、調整をしっかりと行いながら着実に進めてまいります。

○福住礼子議長 森西議員。

○森西正議員 このJR千里丘駅西地区の再開発は、昭和63年に千里丘西地区市街地再開発準備組合が発足されて、平成29年にこの準備組合が解散されたんです。その後、市の施工となり、今、再開発事業ということで進めているんです。令和8年度末の完成であれば、昭和63年の発足からしますと約40年を費やすことになります。市民の方は、それだけ長い間、このまちづくりを期待されていますので、ぜひとも遅れることなく予定どおりに完成しますことをよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、続いて阪急京都線連続立体交差事業についてですけれども、まず、現状の課題とその対応についてお聞きをしたいと思います。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 現状における課題につきましては2点考えております。

1点目は、残る用地の計画的な取得でございます。今までは、権利者の御協力の

下、予定どおり順調に進めることができおりましたが、現在進めている大規模マンションとの交渉など、区分所有者の数も多い中、合意形成に時間を要している案件等も出てきているところでございます。その対応といたしましては、担当職員が今までの用地交渉で培ってきたノウハウを生かし、様々な解決案を提案し、より一層丁寧な対応に努めることで解決を図っております。

2点目は、円滑に準備工事を進めることであり、鉄道工事との調整や地下埋設物の移設について、占有者との協議を行うなど、事前準備に鋭意取り組んでいるところでございます。

これらの課題について、今後もしっかりと対応し、計画的な事業進捗に努めてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 森西議員。

○森西正議員 御答弁であったように、大規模マンションの解決をしなければならないところがあったりとか、私が少し聞いてみますと、権利者の相続等、個々で解決していかねばならない問題とかがあったりすることも聞いております。用地交渉がスムーズにいきますように、その点は、例えばアドバイスとか、もしくは、時には弁護士とか司法書士とかの紹介等、こういう方がおられるのでそちらに相談に行かれてはと促してあげるとか、そういうことも必要ではないかと思ひます。先ほど1回目の答弁でありましたけれども、早期の渋滞解消を望まれている市民の方は多くおられますし、JR千里丘駅西地区の開発、そして阪急京都線連続立体交差事業もそうですけれども、早期に予定どおりに完成することを市民の多くも期待していますので、その点はよろしくお願ひしたいと思います。

以上で質問を終わりたいと思います。

○福住礼子議長 森西議員の質問が終わりました。

次に、藤浦議員。

(藤浦雅彦議員 登壇)

○藤浦雅彦議員 最後でございますので、気合を入れてよろしく願いいたします。

それでは、順位に従いまして一般質問をさせていただきます。

1番目、災害ボランティアセンターの充実で、災害に強い摂津をめざすことについて。

本市は、災害発生時の災害ボランティアセンターについては社会福祉協議会に委託をされており、実際に大阪北部地震では災害ボランティアセンターが設置されました。まず初めに、本市における災害ボランティアの考え方について御答弁をお願いいたします。

次に、2番目、子どもの貧困調査と対策について。

子供の貧困についての現時点での対策及び本年度実施をされる調査の内容について御答弁ください。

次に、3番目、第3期摂津市文化振興計画と文化財収蔵庫の新たな設置について。

以前の一般質問で、私は、第2期文化振興計画を基に、文化財を収納・展示できる施設を設置することについて質問しました。当時の担当部長より、文化財の保護・保存につきましては長年の懸案事項であると認識いたしておりますとの御答弁をいただきましたが、第3期計画では、文化財関連資料の収蔵・整理・保存を進めるとしてあります。ちょっと書き方が変わっています。市としての考え方に変化があったのか、御答弁をお願いしたいと思います。

次に、4番目、健都にある緑の遊歩道を

「さくらの名所」にする賑わいづくりの取組について。

市の考え方と取組について御答弁をお願いします。

次に、5番目、千里丘東1丁目に子どもの遊び場がないことについてです。

近くの市民から今までに何度も子供の遊び場がないことを指摘されています。まず初めに、以前に存在したちびっこ広場が廃止されましたが、その経緯について御答弁をお願いします。

次に、6番目、温水プール前の府道敷を再び駐車場として借りる件についてです。

まずは、以前に駐車場を返上した経緯について御答弁をお願いします。

次に、7番目、千里丘小学校の卒業生記念品の保存についてです。

このたびの全面建て替えに当たって、卒業生から卒業記念品保存の強い要望が寄せられております。本市の考えについて御答弁をお願いします。

1回目は以上です。

○福住礼子議長 答弁を求めます。総務部理事。

(丹羽総務部理事 登壇)

○丹羽総務部理事 本市における災害ボランティアの考え方についての御質問にお答えいたします。

災害による被害規模が大きくなればなるほど、復興に向けた活動は行政だけでは対応が難しくなります。特に、発災後すぐに必要となります自宅からの瓦礫撤去、泥のかき出しなどの力仕事は、被災した当事者だけでは非常に困難で、ボランティアの支援は大変貴重なものと考えております。また、近年の災害地におけるボランティア活動は、直接的な復旧支援だけでなく、被災者の心のケアなど多岐にわたっており、被

災者の大きな支えになっているとも聞いております。本市としましては、災害からの迅速な復興に向けて、このようなボランティア支援が適切に地域に行き渡るよう、災害ボランティアセンターの強化についても検討してまいります。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

(大橋次世代育成部長 登壇)

○大橋次世代育成部長 子供の貧困対策及び子どもの生活実態調査についてお答えいたします。

子供の貧困対策については、子供の貧困対策の推進に関する法律並びに子供の貧困対策に関する大綱等を踏まえる必要があり、目的、理念として、現在から将来にわたって夢や希望を持つことのできる社会、子育てや貧困の課題は地域や社会全体で解決するという内容が示されております。

現在、市では、子ども食堂への補助金制度を創設し、貧困世帯と地域とのつながりや、子供が安心して過ごせる居場所の確保を図るとともに、経済的な支援といたしまして、新型コロナウイルス感染症拡大時には、他市に先駆け、児童扶養手当受給世帯へ市独自の給付金を支給したほか、国の制度でございますが、物価高騰の影響があった子育て世帯に対する給付金を支給しております。また、これまで、ひとり親家庭への医療費助成制度の対象者拡大や就学援助事業における対象品目の追加など、支援の充実に取り組んでまいりました。

次に、子どもの生活実態調査につきましては、小学校5年生と中学校2年生の全ての児童・生徒及びその保護者を対象に、大阪府と共同で実施するものでございます。子供の生活習慣や学習環境、居場所の利用状況や悩み事、ヤングケアラー等、また、保護者に対しては、就労状況や経済状況、

支援ニーズ等について調査を行う予定で、より効果的な施策の検討に生かしてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 教育総務部長。

(安田教育総務部長 登壇)

○安田教育総務部長 新たに文化財を収納・展示できる施設を設置する考え方についての御質問にお答えいたします。

本市における文化財関連資料につきましては、第3期摂津市文化振興計画において、市内から出土及び寄贈を受けた文化財関連資料の収蔵・整理・保存を進めていくこととしております。これらの関連資料に関しましては、平成23年から鳥飼下一丁目の文化財収納庫に保管しており、農具や民具、発掘調査により出土した遺物のほか、他市町村から届く文化財に関する報告書など約5,300点を収蔵しており、報告書に関しては年間約200冊ずつ増加している状況でございます。文化財収蔵庫に保管している資料や報告書の整理作業を適切に行うことで、収納スペースの確保に努めるとともに、市内公共施設を活用して文化財の展示を行い、市民の方に本市の愛着が育まれる機会づくりを行っているところであり、引き続き検討してまいります。

続きまして、千里丘小学校の卒業記念品の保存についての御質問にお答えいたします。

千里丘小学校の建て替えにつきましては、敷地面積の狭い学校であることから、工夫を凝らしての全面改築となっております。多くの卒業生がおられることから、多数の卒業記念品があり、それぞれが卒業生の思いの籠もったものと認識をしております。作品の中には、建て替え作業の中で保存の難しいものもございますが、何らかの対応ができないか検討してまいりたいと考

えております。

○福住礼子議長 建設部長。

(武井建設部長 登壇)

○武井建設部長 健都にある緑の遊歩道を「さくらの名所」にする賑わいづくりの取組についての御質問にお答えいたします。

摂津市における健都の緑の遊歩道は、JR線路沿いの北側にあるJR千里丘駅から明和池公園までの約800メートルの歩行者専用通路で、様々な樹木や草花が植樹されており、地域の方の通勤・通学路といった生活道路としてだけではなく、散策路やジョギングコースとしても御利用いただいております。また、線路沿いは桜並木となっており、明和池公園の供用開始以降、毎年、桜の咲く時期には多くの方がお花見を楽しんでおられる新しい名所となっております。

市では、にぎわいづくりの取組としまして、桜が咲く時期に合わせ、令和4年度から3か年の民間主催の社会実証実験として「桜まつり in 健都 明和池公園」を開催・支援しております。市としては、実証実験の結果等を検証し、利用される様々な市民・住民の御意見や動向を取り入れ、これからの明和池公園の在り方等について検討していきたいと考えております。

○福住礼子議長 保健福祉部長。

(松方保健福祉部長 登壇)

○松方保健福祉部長 千里丘東一丁目のちびっこ広場に関する経緯についての御質問にお答えいたします。

ちびっこ広場は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした、児童福祉法に規定されている屋外型の児童厚生施設で、現在、市内96か所に整備されております。

千里丘東一丁目のちびっこ広場は、昭和

43年6月に、私有地の土地所有者と土地借用契約を締結し、平成24年1月までの間、無償で借用させていただいたもので、土地の返還に伴い廃止に至りましたが、所在地の自治会にも経緯等について理解を求め、説明を行ったものでございます。

○福住礼子議長 生活環境部長。

(吉田生活環境部長 登壇)

○吉田生活環境部長 温水プール利用者の駐車場についての御質問にお答えいたします。

温水プール利用者駐車場につきましては、送迎等の車がプール前に違法に駐車する事例が後を絶たないことを踏まえ、平成18年度に大阪府茨木土木事務所に対し府道十三高槻線用地の借用を申し入れ、約10年間にわたり、府道十三高槻線用地をプール利用者用の駐車場として無償でお借りしておりました。しかしながら、大阪府において公有地の利用についての方針を決定されたことで、当該土地についても駐車場としての占有が継続できないこととなり、平成30年度に大阪府に返還したものでございます。

○福住礼子議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。これよりは一問一答でお願いします。

まず、1番目、災害ボランティアセンターについて。

災害ボランティアセンターの強化を検討していくとの御答弁をいただきました。大阪府では、数年前から災害ボランティアセンターを常設化していく方針が出されており、大阪府社会福祉協議会では、それを受けて災害ボランティアセンターが常設されています。各市においても必要性が高まっておりますが、本市の考え方について、ま

た、災害ボランティアを平常時に育成して有事に備えることについての本市の考えについて御答弁をお願いします。

○福住礼子議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 答えいたします。

大規模な災害が発生した際に、いち早く生活を立て直し復興するには、災害ボランティアの力が欠かせないものと認識しております。災害ボランティアセンターの常設化やボランティアの育成等を恒常的に行っていくことにつきましては、地域福祉計画においても検討していくこととしており、関係課や社会福祉協議会とも協議を行っているところでございます。ボランティアの育成等につきましては一定の時間を要するものと考えておりますが、興味・関心のある方に対して、災害ボランティアの具体的な活動イメージや、実際に活動されている方のお話などを様々な手法で伝えていくことが重要であると認識しております。今後、引き続き関係課や社会福祉協議会と実現に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 災害ボランティアセンターの在り方については、関係者がふだんから顔の見える関係を築く中で備えをしていくことが重要としています。近年は、新型コロナウイルス感染症の影響で、Z o o mにより実施をしている自治体もありました。しかし、本市では進められていませんでした。これから活発に実施できる環境になり、社会福祉協議会において、災害ボランティアセンターを常設化した上で、関係者の顔の見える関係を積極的に構築し、その下で活躍できる災害ボランティアを育成・登録し、災害に備えていくことが重要になります。市としての最大支援をお願いし、

この質問を終わります。

次に、2番目、子供の貧困についてですが、先ほど様々な取組について御紹介いただきました。その中に子ども食堂補助金の話がありましたが、子ども食堂ネットワークから、令和3年10月12日に、子ども食堂に関する支援制度の創設を求める要望書が森山市長に提出されています。その中にあります子ども食堂の開設費用と運営費用の補助金制度を実施いただきましたことに感謝申し上げます。

また、子ども食堂の手引も策定され、公民館など各公共施設の利用についても一定積極的貸出しに転じていただくようになりました。ようやく新型コロナウイルス感染症も5類になり、自粛していた団体も再開するなど、これから実施団体も増え、本来の目的である子供が安心して暮らせる居場所づくりを目指していくところでございます。現在は、安威川以北での事業者が多く、安威川以南が少ないことは課題でございます。

さて、要望書の4番目に安定的に食材が調達できる制度の構築とありますが、まだまだ不十分な状態でございます。このことは、子ども食堂に限らず、本市の貧困対策として、生活支援課の自立支援、また、社会福祉協議会、地域包括支援センターなどと貧困対策として共有しているところであります。今、少し動き始めていますが、社会福祉協議会を拠点として市内事業者の協力体制を構築することについての市の考えについて御答弁をお願いします。

また、今後実施される子どもの生活実態調査については、結果にしっかり向き合い、有効に取り組んでいただきますようお願いしておきます。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 社会福祉協議会を核とした貧困家庭支援の拠点を構築することについての御質問にお答えいたします。

貧困家庭につきましては、子育て世帯に限らず、高齢者世帯、障害者世帯など、その背景には様々な事情があるものと考えられ、支援につきましてもそれぞれの課題や状況に応じた対応が必要となってまいります。そのため、まずは庁内の関係課が連携を深めるとともに、社会福祉協議会を含め、介護や障害福祉などの支援機関、関係団体が連携し、貧困家庭の支援に向けた体制を構築することが重要であると考えております。

○福住礼子議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 御答弁ありがとうございます。貧困家庭の支援に向けた体制構築は重要との御答弁をいただきました。

現在、本市では、災害などでは連携協定を多数結ばれておられますが、貧困対策についても連携協定のような制度を創設することで、民間企業や事業者は社会貢献として実施しやすく、また、企業イメージも高められるため、連携体制がより進められると考えます。市としての考えについて御答弁をお願いします。

○福住礼子議長 次世代育成部長。

○大橋次世代育成部長 貧困世帯支援に向けた企業との連携協定等の御質問にお答えをいたします。

民間企業から子供の貧困対策に御協力をいただけることは、大変ありがたく心強いことでございます。協定を締結するに当たりましては、連携する内容や両者の責務、頂いた食材を効果的に活用する仕組み等々、検討すべきことが多々ございますことから、庁内外の体制を整えた上でしっかりと議論する必要があると考えておりま

す。また、認定制度を創設する場合には、合理的な認定基準などを設けた上で、実績に基づいて判断することになるかと思っております。いずれにいたしましても、御協力いただける企業との連携の在り方について、他市の事例を研究してまいりたいと考えております。

○福住礼子議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 ぜひ実施いただけますよう、しっかり研究いただくことを要望し、この質問は終わります。

次に、文化財収蔵庫の件ですが、現在、コミュニティプラザで毎年1回、歴史3団体、摂津市文化財愛護会、ふるさと摂津案内人の会、摂津市郷土史研究会による歴史展示が実施をされており、この3団体から、令和3年11月15日付で、森山市長に対しまして文化財収蔵庫の設置を求める要望書が提出されており、様々に御検討いただいたと伺っております。今後も、コミュニティプラザやJR千里丘駅周辺で歴史展示が実施されることが予想され、その周辺で文化財収蔵庫が必要になってくると思います。現在の鳥飼収蔵庫では収蔵環境が悪く、狭隘、利便性がよくないなど、関係者から声が上がっています。本市の考えについて御答弁をお願いします。

○福住礼子議長 教育総務部長。

○安田教育総務部長 第3期摂津市文化振興計画には、啓発活動に関する具体的な取組として、市指定文化財の保存継承・啓発に努める、及び、市内公共施設で文化財等の展示を実施し、郷土摂津に対する市民の学びを高めることとしております。

令和4年度からは、市民図書館において、市指定文化財である明和池遺跡出土土馬を常時展示するとともに、市内の遺跡から出土した文化財を安威川公民館に展示し

ております。安威川公民館にある展示物は、順番に各公民館へ移動展示していく予定にしております。

また、教育委員会のユーチューブチャンネルを活用し、出土した土器を映し出しながら、土器の作り方に関する動画を配信いたしております。

文化財収蔵庫は鳥飼地域にございますが、インターネットを活用した情報発信や移動展示等、工夫した事業を実施し、文化財の普及啓発活動に努めてまいります。

- 福住礼子議長 藤浦議員。
- 藤浦雅彦議員 御答弁がありました市民図書館で市指定文化財である明和池遺跡出土土馬を常設展示されたこと、及び、文化財を安威川公民館をはじめ巡回されることなどについて評価をしたいと思っております。また、インターネットを使って発信するなど、これまでよりも一歩踏み込んだ積極的な取組については評価をしたいと思っております。そして、引き続き、先ほど申し上げました文化財収蔵庫の整備も検討いただきますよう重ねてお願いをしてこの質問は終わります。

次に、4番目、緑の遊歩道についてですが、市のにぎわいづくりの取組として、桜の咲く時期に合わせて、令和4年度から3か年の民間主催の社会実証実験として「桜まつり in 健都 明和池公園」を開催・支援されています。市として、実証実験の結果等を検証し、今後の在り方を検証すると御答弁がありましたが、既に2回目を終えられていますので、その検証について及び今後の取組について御答弁をお願いしたいと思います。

- 福住礼子議長 建設部長。
- 武井建設部長 令和5年4月1日、2日に開催されました「第2回桜まつり in 健都

明和池公園」につきましては、開催日は天候にも恵まれ、さらに公園の桜も満開となり、約4,800人の方々に御来場いただいたイベントとなりました。会場で実施したアンケート結果では、来場者の約8割が摂津市内の方であり、また、その中でも約半数が明和池公園近隣の徒歩圏内にお住まいの方で、お子様連れの御家族が多く来場されておりました。前回及び今回のアンケートによる検証結果では、イベントに来場された方のほとんどが、ふだんの明和池公園を利用する延長として参加されていることが分かってまいりました。

今後の取組としましては、公園の利用状況や利用者の意向、また、来年春の3回目の実証実験の結果等を総合的に検証し、明和池公園やその周辺の今後の在り方や展開について検討してまいります。

- 福住礼子議長 藤浦議員。
- 藤浦雅彦議員 今回の検証内容は、令和5年度に計画されています3号街区の公園工作物に大きく影響するものと考えますけれども、本市の考えについて答弁をお願いします。
- 福住礼子議長 建設部長。
- 武井建設部長 明和池公園に隣接します3号街区につきましては、今年度、設計委託をかけ、来年度から工事着手する予定でございます。今年度の設計に関しましては、議員が御指摘のとおり、住民の方や利用される方の御意見等も取り入れながら、また、今回の実証実験の結果等も検証しながら設計に反映していきたいと考えております。
- 福住礼子議長 藤浦議員。
- 藤浦雅彦議員 今回計画をされている3号街区の公園の工作物は、以前に、吹田操車場跡地土地区画整理事業の清算金を原資

に、区域内に関連した整備として計画されたものと認識をしています。これまでには天井板を取っ払った地下道に再び屋根をかけることなどの検討もしたと聞いていたけれども、御答弁いただいた考え方につきましては賛同するものでございます。計画もプロポーザル方式になると聞いていますが、ぜひ市民ニーズに合った工作物となるようにお願いしたいと思えます。

また、よりにぎわいづくりを行う上で、地域をどのように巻き込んでいくかも重要なことだと考えますが、本市の考えについて御答弁をお願いします。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 公園は、本来、市民や子供たちの憩いや遊びの場であり、日常生活において必要不可欠で重要なものです。そのため、公園の在り方や使い方については、利用者や地元が主役となって検討すべきものと考えております。

明和池公園は、平成28年3月に、吹田操車場跡地土地区画整理事業に合わせ、防災公園街区整備事業にて新しく造られた公園で、その立地条件や規模、緑の遊歩道など、魅力的で、今後の活用が期待されております。そのため、地域がどうしたいのかという地域の主体的な動きが大切となります。今後も、イベントやアンケート等により地域や地元の御意見を聴きながら、市も一緒になって検討していきたいと考えております。

○福住礼子議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 御答弁いただきましたけれども、市の考え方に大いに賛同したいと思います。

思い返しますと、以前、この明和池公園の計画は市民ワークショップで検討・決定されました。私もそのとき参加をさせてい

ただきましたが、今回も同じように地域の意見も聴く機会を設けていただき、地域と一体ににぎわいづくりができるように進めていただきたいと重ねてお願いしておきます。そして、シティプロモーションとしても、市外に魅力を発信し、他市の人が行ってみたい、歩いてみたい、そういう公園として、本市のブランド化に一役買える存在に育てていただくようお願いしてこの質問を終わります。

次に、5番目、千里丘東1丁目に子供の遊び場がないことについて。

私もそのときのことを覚えておりますが、当時はこの周辺にはほとんど子供がいない状況であり、返還することに異論がなかったように記憶しています。しかし、その後桃山住宅の開発や、最近のマンション開発で子供が増えることが予想でき、開発者の協力で子供の遊び場を確保できるチャンスがあったのではないかと考えられますが、振り返ってどうであったのか、御答弁をお願いします。

○福住礼子議長 建設部長。

○武井建設部長 開発行為において設置される公園や広場の公共空地につきましては、都市計画法第33条第1項第2号に規定されており、その基準は、都市計画法施行令第25条第1項第6号で、3,000平方メートル以上5万平方メートル未満の開発行為にあつては、開発区域に開発面積の3%以上の公園または広場が設けられていることと規定されております。

千里丘東一丁目8番地先の住宅開発につきましては、平成19年12月に大阪府から開発許可がされたものですが、開発面積が2,472.08平方メートルで、開発許可に係る公共空地を設ける基準である3,000平方メートル未満であるため、

公園や広場の公共空地は設置されなかったものでございます。

また、千里丘東一丁目18番地先のマンション開発につきましては、令和2年3月に摂津市開発協議基準に基づく覚書を交わしたのですが、3,359.33平方メートルの開発面積ではあるものの、都市計画法第4条第12項に規定する開発行為に該当しないため、公共空地を設ける必要がなく、公園や広場の公共空地は設置されなかったものでございます。

○福住礼子議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 桃山住宅の開発のとき、これは下水道の布設をめぐる最高裁まで判決が出て、それを実現できなかった案件を含んでいまして、それらに気を取られていたと記憶をしています。その件は無事に解決をしました。しかし、開発区域については、府道に面した部分が開発区域から外されていたことで3,000平米を下回ったように記憶をしています。

また、近年のマンション建設は、都市計画法による区画形質の変更を伴わないことで、開発行為に該当しないということでした。この地域の子供たちにとってはとても不幸な経過になったと思います。

この地域は公共施設が少ない地域です。唯一あるのは、旧三宅小学校のプール跡地が改修可能だと思いますけれども、市としての考え方について御答弁をお願いします。

○福住礼子議長 保健福祉部長。

○松方保健福祉部長 お答えいたします。

現在のところ、旧三宅小学校プールを解体して千里丘東地区にちびっこ広場を新たに整備する予定はございません。

○福住礼子議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 すごく簡単な答弁でした。

以前にも申し上げたことがありますけども、ファシリティマネジメント、通称FMの中では、地域のニーズにどのように応えていくのかという課題をしっかりと見据えていかないといけない。この地域は先ほど言いましたように公共施設が非常に少ない、しかも子供たちが増えているということで、子供の遊び場についてのニーズは非常に高くなっているわけです。そういう意味からも、この旧三宅小学校の跡地なども含めて、全体的にしっかりと真面目に取り組んでいただきたいということを宿題として残しておきたいと思います。よろしくお願いします。この質問を終わります。

次に、6番目、温水プール前の府道敷についてですけれども、現在、ある会社が借りておられるのを目撃しました。大阪府の方針が変わったのではないかと私は思ったんですけども、その件について御答弁をお願いします。

○福住礼子議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 それでは、お答えさせていただきます。

現在の道路用地の使用につきましては、道路沿いに社屋を構える民間事業者で火災が発生し、社屋建て替えに当たって一時的に借りたものと伺っております。現在の状況は大阪府と民間事業者との間で協議して取り決めたものであるため、詳しい経緯は不明でございます。

○福住礼子議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 最近、障害を持たれた市民から、温水プールに通う際に前の府道敷を利用できないかとの声をお聞きしました。障害者用の駐車場として借りる取組について、再度御答弁をお願いしたいと思います。

○福住礼子議長 生活環境部長。

○吉田生活環境部長 温水プールの前には議員が御指摘のように大阪府所有の土地がございます。当該土地につきましても、過去に大阪府に駐車スペースとして占用申請できないか協議いたしました。大阪府の公有地の取扱いの方針として、買取りが前提でないと使用については応じられないとのことでした。

障害をお持ちの方の駐車スペースについては以前からも御要望をいただいております。市営三島住宅の敷地を活用できないか等も検討してまいりましたが、実現には至っておりません。今後も、大阪府に駐車スペースとして使用させていただけないか、打診は続けてまいり一方、市として障害者用駐車スペースの確保ができないか検討してまいります。

○福住礼子議長 藤浦議員。

○藤浦雅彦議員 再度、この件につきましては、有料で借りる、または安価で買取りなど、粘り強く交渉を重ねて、とにかく障害を持つ人に対してバリアフリーの施設運営として、引き続き駐車スペースの確保について最大努力をいただきたいと要望してこの質問を終わります。

次に、7番目、千里丘小学校の卒業生記念品の保存についてでございます。

先ほどの答弁では、何らかの対応ができないか、できる限りと聞いていたのにそれが消えていましたが、検討していくとの答弁でございました。ちょっと熱が下がった感じがしましたが、これはしっかり検討することで了としたいと思います。どちらにいたしましても、保存方法など、要望されている方と納得いくまで対話をいただいて、こういう方々からもしっかり工事に御協力がいただけるように最大努力をお願いしたいと思います。

最後に、関連といたしまして、今回、児童の爆発的な増加に合わせて千里丘小学校は全面建て替えとなります。増加のピークを超えますと、当然これは減少に転じていくわけでございます。以前に千里丘小学校は、記憶によりますと800人を超える学校でした。そのときには西館など校舎も建て増しをしていたわけですが、だんだん児童が減っていきまして、最終では260人ぐらいまで減ったと記憶しています。そのときには、たくさんの教室が使われなくて物置になっていました。今も若干残っていると思いますが、その後、様々に多目的利用ということで、さわやか広場だったり、また、少人数学級とかいろんなものを使うようになってきました。何が言いたいかといいますと、これもFMなんです。ファシリティマネジメントの面から、今はいいですけど、やがて減少していったときにはどう利用するのもしっかりと検討しておかないと行き当たりばったりの計画になってしまいます。そういうこともしっかり検討して、これは宿題としておきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○福住礼子議長 藤浦議員の質問が終わり、以上で一般質問が終わりました。

日程2、議案第36号など7件を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務建設常任委員長。

(三好義治総務建設常任委員長 登壇)

○三好義治総務建設常任委員長 ただいまから、総務建設常任委員会の審査報告を行います。

6月9日の本会議において、本委員会に付託されました議案第36号、令和5年度摂津市一般会計補正予算(第3号)所管

分、議案第54号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件及び議案第57号、摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件、以上3件について、6月13日、委員全員出席の下に委員会を開催し、審査をしました結果、議案第54号については賛成多数、その他の案件については全員賛成をもって可決すべきものと決定しました。

なお、本委員会において、議案第36号を補正予算第3号として審査しましたが、本日、議長から字句及び数字等整理表が配付されたことにより、補正予算の号数が第3号から第4号に変更されております。

以上、報告とします。

○福住礼子議長 文教上下水道常任委員長。

(弘豊文教上下水道常任委員長 登壇)

○弘豊文教上下水道常任委員長 ただいまから、文教上下水道常任委員会の審査報告を行います。

6月9日の本会議において、本委員会に付託されました議案第56号、摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件について、6月12日、委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので報告します。

○福住礼子議長 民生常任委員長。

(香川良平民生常任委員長 登壇)

○香川良平民生常任委員長 ただいまから、民生常任委員会の審査報告を行います。

6月9日の本会議において、本委員会に付託されました議案第36号、令和5年度摂津市一般会計補正予算(第3号)所管分、議案第53号、摂津市印鑑条例の一部

を改正する条例制定の件及び議案第55号、摂津市青少年運動広場条例等の一部を改正する条例制定の件、以上3件について、6月12日、委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、議案第53号については賛成多数、その他の案件については全員賛成をもって可決すべきものと決定しました。

なお、本委員会において、議案第36号を補正予算第3号として審査しましたが、本日、議長から字句及び数字等整理表が配付されたことにより、補正予算の号数が第3号から第4号に変更されております。

以上、報告とします。

○福住礼子議長 駅前等再開発特別委員長。

(塚本崇駅前等再開発特別委員長 登壇)

○塚本崇駅前等再開発特別委員長 ただいまから、駅前等再開発特別委員会の審査報告を行います。

6月9日の本会議において、本委員会に付託されました議案第58号、工事請負契約締結の件について、6月16日、委員全員出席の下に委員会を開催し、審査しました結果、全員賛成をもって可決すべきものと決定しましたので、これを報告いたします。

○福住礼子議長 委員長の報告が終わり、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。

通告がありますので、許可します。安藤議員。

(安藤薫議員 登壇)

○安藤薫議員 日本共産党を代表いたしまして、議案第53号及び議案第54号に対する反対討論を行います。

初めに、議案第53号、摂津市印鑑条例の一部を改正する条例制定の件についてです。

本件は、マイナンバーカードでの印鑑登録証明書のコンビニ交付をスマートフォンでもできるようにするためのもので、国のマイナンバー利用拡大の流れに沿った条例改正です。5月31日に強行採決、6月2日に成立した改正マイナンバー法は、税と社会保障、災害などに限定されていたマイナンバーの利用を全ての行政分野に広げ、保険証を廃止し、国民にマイナンバーカードの所持を事実上強制するものです。

しかし、本人でない口座のひもづけ13万件、他人の医療情報の誤登録7,300件など、全国でトラブルが多発し、マイナ保険証やめよの声が法律が通った現在も国民の間に大きく広がる事態になっています。一旦立ち止まってトラブルの検証が必要であり、国民の不安が払拭されないまま制度を実施するべきではありません。住民票や印鑑証明書の誤交付も報告され、個人情報を守られない事態が各地で起こっているさなか、摂津市での条例改正は行うべきではありません。

次に、議案第54号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件についてです。

この条例改正で新たに森林環境税が導入されます。来年度、つまり2024年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税で、市町村において、個人住民税均等割と合わせて一人年額1,000円を徴収するものです。今年度末に期限切れとなる復興特別住民税の看板を付け替え、取り続けるもので、森林の吸収源対策や公益的機能の恩恵を口実に、国やCO2排出企業が引き受けるべき負担を国民個人に押しつけるものです。その対象は、給与収入僅か

100万円超の一人暮らし世帯など、物価高騰に苦しむ多くの低所得者にまで負担を求めるものです。その税収の全てが森林環境譲与税として全国の都道府県、市町村に既に譲与されていますが、市有人工林がない都市部に多額に配分される一方で、森林を有する自治体には森林整備等の安定的な財源になっていないなどの大きな問題があります。既に法制度は成立した税制ではありますが、森林環境税、森林環境譲与税の趣旨や成り立ちそのものに抗議の意を含め、本改正条例に反対するものであります。

以上です。

○福住礼子議長 水谷議員。

(水谷毅議員 登壇)

○水谷毅議員 公明党議員団を代表いたしまして、議案第36号、令和5年度摂津市一般会計補正予算(第4号)について、賛成の立場から討論させていただきます。

昨年の記録的円安、ロシアのウクライナ侵攻で顕著になった物価高騰ですが、今年に入って4月に再び値上げラッシュがあるなど、とどまるところを知りません。今年、既に値上げされたり値上がりが予定されている食品や飲料は、再びの値上げや価格を変えずに内容量を減らす実質値上げを含めて、累計で1万5,813品目となり、値上げのペースは昨年と比べて加速をしております。食料品の相次ぐ値上げで、生鮮食品を除く食料は7.8%上昇していると言われています。

賃上げにおいては、今年の春闘は、物価の上昇に見合う賃上げが大きな焦点となり、大手企業を中心に労働組合の要求どおりの満額回答が相次ぎ、賃上げに向けた機運は例年以上に高くなりました。ただ、民間シンクタンク各社は、賃金の伸びが物価

の上昇を上回るのは難しく、当面は実質賃金がマイナスの状況が続くと分析しています。

こうした状況の中で、政府は、子育て世帯への支援や、エネルギー価格、小麦価格等の抑制、事業者の資金繰り支援など、追加の物価高騰対策を決定し、また、予備費の中から1.2兆円を物価高騰対策のための地方交付金に追加交付されました。本市におきましても、摂津市の前回のプラチナプレミアムセッピー商品券以降、さらなる物価高騰支援を求める市民の声が届いています。

私たち公明党は、そうした状況を踏まえて、去る3月28日に、国による追加の物価高騰対策を見据えた緊急要望書を提出したところです。今回、本市独自の物価高騰対策として、全市民に5,000円分のクーポン券の配布を決定されたことを高く評価いたします。国が低所得者、子育て世帯を支援することに加え、赤ちゃんから高齢の方まで全ての市民が対象で、公平性もあり、大いに家計が助かることになると期待をいたします。また、前回に比べて手続も簡素化され、市民にいち早くお届けができることなど、高く評価するところであります。今後、実施に当たっては、転入された方への対応などを含め、十分な配慮を強く要望いたします。

以上で、公明党を代表しての議案第36号、令和5年度摂津市一般会計補正予算(第4号)についての賛成討論とさせていただきます。

○福住礼子議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 以上で討論を終わります。

議案第36号、議案第55号、議案第56号、議案第57号及び議案第58号を一

括採決します。

本5件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、本5件は可決されました。

議案第53号及び議案第54号を一括採決します。

本2件について、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起立する者あり)

○福住礼子議長 起立者多数です。

よって、本2件は可決されました。

日程3、議会議案第9号、議会議案第10号及び議会議案第11号を議題とします。

お諮りします。

本3件については、提案理由の説明を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。

本3件については、委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、そのように決定しました。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 討論なしと認め、討論を終わります。

議会議案第9号、議会議案第10号及び議会議案第11号を一括採決します。

本3件について、可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○福住礼子議長 異議なしと認め、本3件は可決されました。

以上で本日の日程は終了しました。

これで令和5年第2回摂津市議会定例会を閉会します。

(午後4時55分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

摂津市議会議長 福住礼子

摂津市議会議員 水谷毅

摂津市議会議員 南野直司

☆ 添 付 資 料

令和5年第2回定例会審議日程

月 日	曜	会 議 名	内 容	開 議 時 刻
6 / 9	金	本会議（第1日）	提案理由説明・質疑・委員会付託・即決 （議会議案届出締切 17:15）	10:00
10	⊕			
11	⊕			
12	月		文教上下水道常任委員会（第二委員会室） 民生常任委員会（301会議室）	10:00 10:00
13	火		総務建設常任委員会（301会議室） （文教上下水道常任委員会予備日） （一般質問届出締切 12:00）	10:00
14	水			
15	木		（民生・総務建設常任委員会予備日）	
16	金		駅前等再開発特別委員会（第二委員会室）	10:00
17	⊕			
18	⊕			
19	月			
20	火			
21	水			
22	木		議会運営委員会（第一委員会室）	10:00
23	金			
24	⊕			
25	⊕			
26	月	本会議（第2日）	一般質問	10:00
27	火	本会議（第3日）	一般質問・委員長報告（休会分）・議会議案 議会運営委員会（第一委員会室）	10:00 本会議終了後

議 案 付 託 表

令和5年第2回定例会

〈総務建設常任委員会〉

- 議案第 36 号 令和5年度摂津市一般会計補正予算（第3号）所管分
- 議案第 54 号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 57 号 摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件

〈文教上下水道常任委員会〉

- 議案第 56 号 摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

〈民生常任委員会〉

- 議案第 36 号 令和5年度摂津市一般会計補正予算（第3号）所管分
- 議案第 53 号 摂津市印鑑条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 55 号 摂津市青少年運動広場条例等の一部を改正する条例制定の件

〈駅前等再開発特別委員会〉

- 議案第 58 号 工事請負契約締結の件

令和5年 第2回定例会 一般質問要旨

質問順位

1番 塚本崇議員	2番 出口こうじ議員	3番 西谷知美議員
4番 三好俊範議員	5番 野口博議員	6番 村上英明議員
7番 水谷毅議員	8番 南野直司議員	9番 安藤薫議員
10番 嶋野浩一朗議員	11番 弘豊議員	12番 松本暁彦議員
13番 森西正議員	14番 藤浦雅彦議員	

【注】今回は全議員が、一問一答方式(1回目は一括質問一括答弁方式で2回目から一問一答方式)で質問をします。

1番 塚本崇議員

- 1 BCPの進捗について
- 2 子どもの居場所づくりについて
- 3 ケアマネジャーの今後の需要について
- 4 働き方改革について

2番 出口こうじ議員

- 1 小中学校教育について
- 2 少子化について
- 3 ふるさと納税について
- 4 メルカリ活用について

3番 西谷知美議員

- 1 次年度使用の小学校教科書採択について
- 2 教員不足について
- 3 摂津市における補助金および委託事業の在り方について
- 4 中間支援組織の事業計画について
- 5 市の魅力向上について
- 6 駅における卒煙スペースの確保について
- 7 自転車乗車用ヘルメットの補助金について

4番 三好俊範議員

- 1 待機児童問題について
- 2 鶴野地域の公共施設再編について
- 3 河川防災ステーションについて
- 4 正雀駅前について
- 5 人事異動について
- 6 先進事例の取り入れについて

5番 野口博議員

- 1 自衛隊への若者名簿提供に伴う除外申請について
- 2 高齢者の補聴器購入に対する助成について
- 3 本市の空き家対策について
- 4 大正川橋東詰め交差点に通じる大正川左岸2号線の安全対策について
- 5 中学校給食センター建設について

6番 村上英明議員

- 1 鳥飼まちづくりグランドデザインについて
 - (1) 今後の進め方について
 - (2) 鳥飼地区河川防災ステーションの利活用について
 - (3) 鳥飼東小学校と鳥飼小学校等の統合について
- 2 公園整備について
- 3 書かないワンストップ窓口について

7番 水谷毅議員

- 1 市内のデジタル化と安全性について
- 2 鳥飼地域の防災について
- 3 帯状疱疹ワクチンの助成について
- 4 大阪中央環状線の渋滞緩和と安全対策について
- 5 自転車交通の安全とヘルメットの助成について
- 6 給食センターについて

8番 南野直司議員

- 1 摂津市マスコットキャラクター「セッピー」のグッズ販売について
- 2 市役所窓口や公共施設でのキャッシュレス決済導入について
- 3 千里丘駅西地区へ図書館を設置することについて
- 4 阪急京都線庄屋ガード「高さ制限1.7m」の安全対策について

9番 安藤薫議員

- 1 鳥飼地域における学校の適正規模・適正配置について
- 2 安威川ダムの運用と流域住民の安全確保について
- 3 道路・歩道の路面管理について
- 4 ベンチや上屋等バス停利用環境の改善について
- 5 PFOA汚染対策について

10番 嶋野浩一朗議員

- 1 生活保護費の支給方法について
- 2 LGBT理解増進法案について
- 3 鳥飼地区における学校の統合について
- 4 少子化対策について

11番 弘豊議員

- 1 新型コロナウイルス感染症の「5類」移行後の状況について
 - (1) 保健医療体制の現状と課題について
 - (2) 介護・障害福祉・保育等、現場の状況について
 - (3) 学校・教育関連施設での状況について
 - (4) 市民活動・市内事業所等の状況について
- 2 国民健康保険制度の府内統一化の課題について
- 3 旧味舌小学校跡地の有効活用について

12番 松本暁彦議員

- 1 鳥飼地域のまちづくりについて
- 2 新型コロナワクチン接種状況等と接種券一律送付の必要性の有無について
- 3 市が災害対策本部訓練等を実施しないことの妥当性について
- 4 児童虐待防止施策を一過性で終わらせないことについて
- 5 令和6年度以降の公共施設整備の財源確保について
- 6 増加一方の救急出動と消防力強化の取組について
- 7 幼保小中連携での生きる力を育むことについて
- 8 明和池公園と新幹線公園の価値向上とシティプロモーション推進について

13番 森西正議員

- 1 正雀駅東口広場の都市計画案について
- 2 鳥飼まちづくりグランドデザインについて
 - (1) 学校問題について
 - (2) 公共交通問題について
- 3 JR千里丘駅西地区再開発事業について
- 4 阪急京都線連続立体交差事業について

14番 藤浦雅彦議員

- 1 災害ボランティアセンターの充実で、災害に強い摂津をめざすことについて
- 2 子どもの貧困調査と対策について
- 3 第3期摂津市文化振興計画と文化財収蔵庫の新たな設置について
- 4 健都にある緑の遊歩道を「さくらの名所」にする賑わいづくりの取組について
- 5 千里丘東1丁目に子どもの遊び場がないことについて
- 6 温水プール前の府道敷を再び駐車場として借りる件について
- 7 千里丘小学校の卒業生記念品の保存について

議決結果一覧

議案番号	件名	議決月日	結果
報告 第 1 号	摂津市税条例の一部を改正する条例専決処分報告の件	6月9日	承認
報告 第 2 号	損害賠償の額を定める専決処分報告の件	(6月9日 報告)	
報告 第 3 号	令和5年度摂津市一般会計補正予算(第2号)専決処分報告の件	6月9日	承認
報告 第 4 号	摂津市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例専決処分報告の件	6月9日	承認
報告 第 5 号	令和4年度摂津市一般会計繰越明許費繰越報告の件	(6月9日 報告)	
報告 第 6 号	令和5年度摂津市一般会計補正予算(第3号)専決処分報告の件 ※	6月26日	承認
議案 第 36 号	令和5年度摂津市一般会計補正予算(第4号) ※	6月27日	可決
議案 第 37 号	農業委員会委員の任命について同意を求める件	6月9日	同意
議案 第 38 号	農業委員会委員の任命について同意を求める件	6月9日	同意
議案 第 39 号	農業委員会委員の任命について同意を求める件	6月9日	同意
議案 第 40 号	農業委員会委員の任命について同意を求める件	6月9日	同意
議案 第 41 号	農業委員会委員の任命について同意を求める件	6月9日	同意
議案 第 42 号	農業委員会委員の任命について同意を求める件	6月9日	同意
議案 第 43 号	農業委員会委員の任命について同意を求める件	6月9日	同意
議案 第 44 号	農業委員会委員の任命について同意を求める件	6月9日	同意
議案 第 45 号	農業委員会委員の任命について同意を求める件	6月9日	同意
議案 第 46 号	農業委員会委員の任命について同意を求める件	6月9日	同意
議案 第 47 号	農業委員会委員の任命について同意を求める件	6月9日	同意
議案 第 48 号	農業委員会委員の任命について同意を求める件	6月9日	同意
議案 第 49 号	農業委員会委員の任命について同意を求める件	6月9日	同意
議案 第 50 号	農業委員会委員の任命について同意を求める件	6月9日	同意
議案 第 51 号	農業委員会委員の任命について同意を求める件	6月9日	同意
議案 第 52 号	農業委員会委員の任命について同意を求める件	6月9日	同意
議案 第 53 号	摂津市印鑑条例の一部を改正する条例制定の件	6月27日	可決
議案 第 54 号	摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件	6月27日	可決
議案 第 55 号	摂津市青少年運動広場条例等の一部を改正する条例制定の件	6月27日	可決
議案 第 56 号	摂津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び摂津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件	6月27日	可決
議案 第 57 号	摂津市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件	6月27日	可決
議案 第 58 号	工事請負契約締結の件	6月27日	可決

議案 第9号	特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書の件	6月27日	可決
議案 第10号	薬剤耐性菌感染症の蔓延防止への取り組み体制の強化を求める意見書の件	6月27日	可決
議案 第11号	消費者被害の防止・救済のため、施行5年後見直し規定に基づく特定商取引法の抜本的改正を求める意見書の件	6月27日	可決

※議案第36号は令和5年度摂津市一般会計補正予算（第3号）として上程されていましたが、

報告第6号 令和5年度摂津市一般会計補正予算（第4号）専決処分報告の件が議案第36号よりも先に承認されたことから、議長によって字句及び数字等の整理を行いました。

報告第6号を「令和5年度摂津市一般会計補正予算（第4号）専決処分報告の件」から「令和5年度摂津市一般会計補正予算（第3号）」に、議案第36号を「令和5年度摂津市一般会計補正予算（第3号）」から「令和5年度摂津市一般会計補正予算（第4号）」に整理しました。